

# 三重県地域防災計画 - 風水害等対策編 -

平成24年修正

三重県防災会議



## < 地域防災計画（風水害等対策編）の構成 >

第1章 総 則	県、市町をはじめとする防災関係機関の防災体制の概要について書かれています。
第2章 災害予防計画	平時から災害に備えて行うべき対策について書かれています。
第3章 災害応急対策計画	災害発生後あるいは発生が予想される場合に取り組むべき対策について書かれています。
第4章 災害復旧計画	被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策について書かれています。

## < 地域防災計画の使い方ガイド >

### 県の防災体制や自分の所属部・機関の役割を知りたい

第1章第2節「防災関係機関の責務と業務の大綱」及び第3章第1節「活動体制」を見てください。

### 自分の所属部・機関が取り組むべき対策を詳しく知りたい

目次に担当部・機関名が書かれています。自分の所属部・機関名を探し、その項目を見てください。

### 災害時の情報のやり取りについて知りたい

第3章第5節「気象予報及び警報等の伝達活動」、第3章第6節「被害情報収集・連絡活動」を見てください。

第3章「災害応急対策計画」では、県の各部が関係する主要な情報について、各節の冒頭に情報の収集先、発信先を一覧表で整理しています。



第1章  
総則

第1節	計画の方針 (防災対策部)	1
第2節	防災関係機関の責務と業務の大綱 (各部、関係各機関)	2

第2章  
災害予防計画

第1節	防災思想・防災知識の普及計画 (防災対策部、戦略企画部、健康福祉部、環境生活部、 教育委員会)	11
第2節	防災訓練実施計画 (各部、関係各機関)	14
第3節	自主防災組織の育成・強化計画 (防災対策部)	16
第4節	ボランティア活動支援計画 (健康福祉部、環境生活部、防災対策部、日赤、県社協)	18
第5節	事業所の防災活動の促進計画 (防災対策部、雇用経済部、県内事業所、ライフライン企業等連絡会議)	20
第6節	備蓄資材・機材等の点検整備計画 (防災対策部、健康福祉部、農林水産部、県土整備部、警察本部)	22
第7節	災害対策本部整備計画 (防災対策部、戦略企画部、総務部、健康福祉部、地域連携部、 環境生活部、農林水産部、雇用経済部、県土整備部)	23
第8節	受援体制整備計画 (関係各部、関係各機関)	25
第9節	情報収集・連絡計画 (防災対策部、戦略企画部、関係各機関)	26
第10節	気象業務整備計画 (津地方气象台、中部地方整備局、近畿地方整備局、 防災対策部、県土整備部、J R 東海)	28
第11節	通信及び放送施設災害予防計画 (防災対策部、警察本部、N T T 西日本、各移動通信事業者、各放送機関)	29
第12節	避難対策計画 (防災対策部、戦略企画部、健康福祉部、農林水産部、 雇用経済部、県土整備部)	32
第13節	医療・救護計画 (防災対策部、健康福祉部、警察本部、県立病院、関係医療機関)	36
第14節	緊急輸送計画 (防災対策部、環境生活部、農林水産部、雇用経済部、 県土整備部、警察本部)	39
第15節	公共施設・ライフライン施設災害予防計画 (環境生活部、農林水産部、県土整備部、企業庁、関係各機関)	41
第16節	宅地等災害予防計画 (県土整備部)	47

第 17 節	防災営農計画 (農林水産部)	49	
第 18 節	砂防、地すべり及び急傾斜地崩壊対策計画 (防災対策部、健康福祉部、農林水産部、県土整備部)	50	
第 19 節	森林保全計画 (農林水産部)	53	
第 20 節	治水計画 (中部地方整備局、近畿地方整備局、県土整備部)	54	
第 21 節	海岸施設対策計画 (農林水産部、県土整備部)	58	
第 22 節	文教対策計画 (環境生活部、地域連携部、教育委員会)	59	
第 23 節	火災予防計画 (防災対策部、県土整備部、教育委員会、警察本部)	61	
第 24 節	林野火災予防計画 (防災対策部、農林水産部)	64	
第 25 節	海上災害予防計画 (海上保安部、防災対策部、農林水産部、県土整備部、警察本部)	66	
第 26 節	危険物施設等災害予防計画 (中部近畿産業保安監督部、防災対策部、健康福祉部、 県土整備部、ガス事業者)	68	
第 27 節	公害対策計画 (環境生活部)	73	
第 28 節	低湿地対策計画 (環境生活部、農林水産部、県土整備部)	74	
第 29 節	都市型水害予防計画 (防災対策部、総務部、健康福祉部、県土整備部、関係各機関)	78	
第 3 章 災害応急 対策計画	第 1 節	活動体制 (関係各部、関係各機関)	81
	第 2 節	災害対策要員の確保 (関係各部)	94
	第 3 節	自衛隊災害派遣要請 (自衛隊、防災対策部)	100
	第 4 節	ボランティアの受入体制 (環境生活部、健康福祉部、日赤、県社協)	106
	第 5 節	気象予報及び警報等の伝達活動 (各气象台、国土交通省出先機関、防災対策部、 県土整備部)	109
	第 6 節	被害情報収集・連絡活動 (関係各部、関係各機関)	126
	第 7 節	通信運用計画 (関係各部、関係各機関)	135
	第 8 節	避難対策活動	140

	( 関係各部、関係各機関 )	
第 9 節	消防救急活動 ( 自衛隊、防災対策部、健康福祉部、消防機関 )	147
第 10 節	救助活動 ( 海上保安部、自衛隊、防災対策部、警察本部、消防機関 )	157
第 11 節	医療・救護活動 ( 海上保安部、防災対策部、健康福祉部、警察本部、消防機関、 日赤、医師会、病院協会、医療機関 )	160
第 12 節	水防活動 ( 防災対策部、農林水産部、県土整備部 )	168
第 13 節	都市型水害応急対策 ( 環境生活部 )	171
第 14 節	災害警備活動 ( 海上保安部、防災対策部、県土整備部、警察本部 )	172
第 15 節	交通応急対策 ( 海上保安部、自衛隊、国土交通省出先機関、県土整備部、 防災対策部、警察本部、中日本高速道路、三重県道路公社 )	174
第 16 節	障害物除去活動 ( 国土交通省出先機関、環境生活部、県土整備部、警察本部 )	180
第 17 節	流木の防止 ( 農林水産部、県土整備部、警察本部 )	183
第 18 節	緊急輸送活動 ( 防災対策部、県土整備部、輸送関係機関 )	185
第 19 節	県防災ヘリコプター活用計画 ( 防災対策部 )	190
第 20 節	海上災害応急対策 ( 海上保安部、自衛隊、防災対策部、警察本部、消防機関 )	192
第 21 節	危険物施設等応急対策 ( 中部近畿産業保安監督部、海上保安部、防災対策部、 健康福祉部、警察本部、ガス事業者 )	197
第 22 節	公共施設・ライフライン施設応急対策 ( 関係各部、関係各機関 )	201
第 23 節	航空機事故、列車事故等突発的災害に係る応急対策 ( 関係各部、関係各機関 )	214
第 24 節	農林施設等災害応急対策 ( 農林水産部 )	216
第 25 節	県民への広聴広報活動 ( 防災対策部、戦略企画部、健康福祉部、環境生活部、警察本部 )	218
第 26 節	給水活動 ( 自衛隊、防災対策部、環境生活部、企業庁 )	221
第 27 節	食料供給活動 ( 防災対策部、健康福祉部、環境生活部、地域連携部、 農林水産部、雇用経済部 )	225
第 28 節	生活必需品等供給活動	229

	( 防災対策部、健康福祉部、環境生活部、地域連携部、雇用経済部 )		
第 29 節	防疫・保健衛生活動 ( 健康福祉部 )	232	
第 30 節	清掃活動 ( 健康福祉部、環境生活部 )	235	
第 31 節	遺体の搜索・処理・埋火葬 ( 健康福祉部、防災対策部、警察本部 )	237	
第 32 節	文教対策 ( 環境生活部、地域連携部、教育委員会 )	241	
第 33 節	住宅応急対策 ( 健康福祉部、県土整備部 )	245	
第 34 節	災害救助法の適用 ( 健康福祉部 )	249	
第 35 節	災害義援金・義援物資の受入・配分 ( 戦略企画部、健康福祉部、出納局、日赤、県社協 )	257	
第 4 章 災害復旧計画	第 1 節	公共施設災害復旧事業計画 ( 健康福祉部、農林水産部、県土整備部、教育委員会 )	259
	第 2 節	財政金融計画 ( 東海財務局、総務部 )	261
	第 3 節	中小企業振興対策 ( 雇用経済部 )	264
	第 4 節	農林漁業経営安定対策 ( 農林水産部 )	265
	第 5 節	被災者の生活確保 ( 東海財務局、総務部、健康福祉部、雇用経済部、県土整備部 )	266
	第 6 節	被災者生活再建支援制度 ( 防災対策部 )	271



# 第1章 総則



# 第1章 総 則

## 第1節 計画の方針

### 第1項 計画の目的

この計画は、基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、県防災会議が作成する計画であり、県の地域に係る災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とする。

次の大災害が発生した時、県内で誰一人として犠牲者を出さない。そのために、防災関係機関はもちろんのこと、県内の企業、団体等や県民の一人ひとりが着実に防災力を向上させておく。

### 第2項 計画の基本方針

この計画は、防災機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関ごとに具体的な活動計画を別に定め、万全を期するものとする。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図るものとする。

### 第3項 計画の修正

この計画は、基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。従って、各防災機関は、毎年県防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、関係事項についての計画修正案を県防災会議に提出するものとする。

### 第4項 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 県 災 対 本 部.....三重県災害対策本部をいう。
- 2 地 方 部.....三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 3 市 町 災 対 本 部.....市町災害対策本部をいう。
- 4 県 水 防 本 部.....三重県水防本部をいう。
- 5 県 水 防 支 部.....三重県水防本部の支部をいう。
- 6 防 災 関 係 機 関.....県、市町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 7 基 本 法.....災害対策基本法をいう。
- 8 救 助 法.....災害救助法をいう。
- 9 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

## 第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱

### 第1項 実施責任

#### 1 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関、及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 2 市町

市町は、防災の一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から防災予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、県、市町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 県

- (1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入れに関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 災害時の混乱防止、その他公安の維持
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保

- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (19) その他災害発生の防御と被害拡大の防止のための措置

## 2 市町

- (1) 市町防災会議及び市町災対本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難勧告又は指示
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受入れに関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災市町営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時における交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施
- (18) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (19) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

## 3 指定地方行政機関

- (1) 中部管区警察局
  - ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整
  - イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
  - ウ 管区内各県警察の相互援助の調整
  - エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制
  - オ 情報の収集及び連絡
- (2) 東海財務局
  - ア 災害復旧事業における職員の査定立会
  - イ 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置
  - ウ 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置
  - エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整
  - オ 金融上の措置
- (3) 東海北陸厚生局
  - ア 災害状況の情報収集、連絡調整
  - イ 関係職員の派遣
  - ウ 関係機関との連絡調整
- (4) 東海農政局

## 第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱

- ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省、農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進
  - イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
  - ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑供給に関する指導
  - エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導
  - オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
  - カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
  - キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等
  - ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
  - ケ 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
  - コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
- (5) 近畿中国森林管理局
- ア 防災を考慮した森林施業
  - イ 国有保安林、治山施設及び地すべり防止施設の整備
  - ウ 国有林における予防治山施設による災害予防
  - エ 国有林における荒廃地の復旧
  - オ 災害対策用復旧用材の供給
  - カ 林野火災予防対策
- (6) 中部経済産業局
- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡
  - イ 電力、ガスの供給の確保に関する指導
  - ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑供給を確保するための指導
  - エ 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置
- (7) 中部近畿産業保安監督部
- ア 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物及びその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に関する監督指導を行う。
  - イ 鉱山に対し保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合には、検査官を現地に派遣し、保安に関し適切な措置をとらせるよう指導する。
- (8) 中部運輸局
- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
  - イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
  - ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
  - エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保に努める。
  - オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
  - カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
  - キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。

ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。

ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。

コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。

サ 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

（9）中部空港事務所

ア 航空保安施設の管理運用を行う。

イ 航空機乗務員に対し、航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供を行う。

ウ 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するために航空交通管制を行う。

エ 遭難航空機の捜索及び救助に関する関係機関への協力を行う。

オ 航空機事故等の処理を行う。

カ 航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講ずる。

キ 運輸安全委員会に対する航空機事故調査の援助を行う。

（10）第四管区海上保安本部

ア 情報の収集、伝達及び災害調査

イ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助

ウ 航行警報を放送する等災害の発生について船舶への周知及び必要に応じて避難の勧告並びに船舶交通の制限または禁止措置

エ 海上における消火及び被災者、被災船舶の救助

オ 航路障害物に対し、その所有者等に除去を命ずる等必要な処置

カ 海上災害の発生する恐れのある海域にあるものに対する火器の使用の制限または禁止措置

キ 排出油等に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置

ク 海上における治安を維持するため、関係法令違反等の取締

ケ 自衛隊の災害派遣要請

（11）津地方気象台

ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

イ 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に防災機関に伝達すると共に、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。

ウ 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。

エ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。

オ 県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

（12）東海総合通信局

## 第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査
- エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
- オ 非常通信協議会の運営に関すること
- カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与

### (13) 三重労働局

- ア 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施
- イ 事業場における労働災害発生状況の把握
- ウ 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実施

### (14) 中部地方整備局、近畿地方整備局

- ア 災害予防
  - (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
  - (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
  - (ウ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
  - (エ) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施
  - (オ) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画及び事業実施
- イ 初動対応
  - 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。
- ウ 応急・復旧
  - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
  - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
  - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
  - (エ) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
  - (オ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
  - (カ) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

### (15) 中部地方環境事務所

- (ア) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- (イ) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

## 4 指定公共機関

### (1) 西日本電信電話株式会社三重支店

- 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
- ア 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
- イ 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置



- ウ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
- (2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ三重支店
  - 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
  - ア 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
  - イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
  - ウ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
- (3) KDDI株式会社中部支社三重支店、au三重支店
  - ア 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
  - イ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
  - ウ 被災通信設備の早急な災害復旧措置
- (4) 日本銀行名古屋支店
  - 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。
  - ア 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。
  - イ り災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。
  - ウ 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。
    - (ア) り災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約
    - (イ) 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までのり災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形の交換持出の容認
    - (ウ) 災害関係融資について実情に即した措置
  - エ 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。
  - オ 国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。
  - カ 本行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。
  - キ 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。
- (5) 独立行政法人 国立病院機構
  - ア 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請のに基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置を講ずる。
  - イ 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療を行う。
  - ウ 前記の活動について、必要と認める場合には、東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援を行う。
- (6) 日本赤十字社三重県支部

第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱

- ア 災害時における医療、助産及びその他の救助
  - イ 災害救助等に関し各種団体又は個人がなす災害救助の連絡調整
  - ウ 救援物資の配分
  - エ 義援金の募集及び配分
- (7) 日本放送協会津放送局
- ア 県民に対する防災知識の普及並びに各種予報及び警報等の報道による周知
  - イ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
- (8) 中日本高速道路株式会社
- 東名阪自動車道、新名神高速道路、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道及び紀勢自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
- (9) 水資源機構
- 水資源開発施設等(ダム、調整池等)の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施
- (10) 東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
- ア 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配
  - イ 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送
  - ウ 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免
  - エ 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査
  - オ 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理
  - カ 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理
  - キ 線路、トンネル、橋りょう及び盛土等の保守管理
  - ク 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保存及び管理
- (11) 中部電力株式会社三重支店、関西電力株式会社和歌山支店
- ア 電力復旧に必要な要員および資機材の確保
  - イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
  - ウ 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携
  - エ 発災後の電力供給設備被害状況の把握および復旧計画の立案
  - オ 電力供給施設の早期復旧の実施
  - カ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
- (12) 郵便事業株式会社
- ア 災害時における郵便業務の確保
    - (ア) 郵便物の送達の確保
    - (イ) 支店の窓口業務の維持
  - イ 郵便業務に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
    - (ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付するものとする。
    - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
    - (ウ) 被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
    - (エ) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充

てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

(13) 郵便局株式会社

災害の発生またはその恐れがある場合においては、可能な限りの窓口業務を確保する。

(14) 東邦ガス株式会社

ア ガス施設の災害予防措置及び防災対策に係る措置の実施

イ 災害復旧に備えた要員及び資機材の確保

5 指定地方公共機関

(1) 三重県医師会

ア 医師会救護班の編成並びに連絡調整

イ 医療及び助産等救護活動

(2) 報道機関（日本放送協会津放送局を除く）

日本放送協会津放送局に準ずる

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社等）

ア 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分

イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送

ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

(4) 三重県トラック協会

災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備及び配車

(5) 鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社を除く）

ア 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送、または連絡他社線による振替輸送

イ 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理

(6) ガス事業者（都市ガス事業者及び三重県エルピーガス協会）

ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施

イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

6 自衛隊

(1) 要請に基づく災害派遣

(2) 関係機関との防災訓練に協力参加

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）

災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力

(2) 文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）

被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力

(3) 危険物施設等の管理者

市町等の防災機関と密接な連絡、並びに危険物等の防災管理の実施

(4) 各港湾施設の管理機関

港湾施設（水門、護岸、堤防、防潮壁等）の維持管理、並びに災害復旧の実施

第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱

(5) 土地改良区

防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施

## 第 2 章 災害予防計画



## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災思想・防災知識の普及計画

#### 第1項 計画目標

県民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持つ。  
災害に強い県土を支える人（県民、職員）をつくる。  
減災に向けた県民運動を展開し、防災風土の醸成を図る。

#### 第2項 対策

##### 県が実施する対策

##### 1 県民に対する普及計画（戦略企画部、環境生活部、健康福祉部、防災対策部）

県民が防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事で配布するとともに、報道機関と協力してマスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努める。

また、防災知識の普及にあたっては、早期避難の重要性に対する県民の理解を図りつつ、特に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域で災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。さらに、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

##### 2 児童生徒等に対する普及計画（教育委員会）

災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校（園）においては地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

##### 3 職員に対する防災教育（防災対策部）

県職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、防災教育の徹底を図る。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

##### 4 個人備蓄の推進（戦略企画部、環境生活部、防災対策部）

災害発生に伴う水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等、個人において備蓄しておくよう、住民に広報していくものとする。

##### 5 企業防災の促進（防災対策部）

企業従業員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

6 事業計画の策定（防災対策部）

県民個人や家庭、地域、企業、市町、防災関係団体等が連携し、日常的に減災のための行動等を推進するための行動計画の策定を行うものとする。

市町が実施する対策

1 住民に対する普及計画

「＜県が実施する対策＞ 1 県民に対する普及計画」に準ずるが、地域を防災的見地から評価したうえで、住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや災害時の行動マニュアル等を作成し、配布するとともに、地域独自の防災知識の普及啓発に努めるものとする。

2 児童生徒等に対する普及計画

「＜県が実施する対策＞ 2 児童生徒等に対する普及計画」に準ずる。

3 職員に対する防災教育

「＜県が実施する対策＞ 3 職員に対する防災教育」に準ずる。

4 個人備蓄の推進

「＜県が実施する対策＞ 4 個人備蓄の推進」に準ずる。

5 企業防災の促進

「＜県が実施する対策＞ 5 企業防災の促進」に準ずる。

6 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 住民に対する防災思想・防災知識の普及計画

(3) 児童生徒等に対する普及計画

(4) 職員等（市町職員、消防団、防災上重要な施設の職員等）に対する防災教育の普及計画

(5) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 職員に対する防災教育（防災関係機関）

「＜県が実施する対策＞ 3 職員に対する防災教育」に準ずる。

2 防災上重要な施設の管理者に対する普及計画（防災上重要な施設の管理者）

危険物施設や不特定多数の者が出入りする防災上重要な施設の管理者は、防災機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて、従業員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図るものとする。

3 企業防災の推進（企業）

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

住民が実施する対策

1 個人備蓄の推進

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を踏まえて、各家庭において3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）等を備蓄しておくよう努めるものとする。



また、高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の世帯構成に応じた備蓄に努めるものとする。

## 第2節 防災訓練実施計画

### 第1項 計画目標

災害時において、県、市町、防災関係機関、県民、企業、ボランティア団体、近隣府県等が連携して防災活動を行えるよう、平常時から防災訓練を実施する。

### 第2項 対策

#### 県が実施する対策

#### 1 基礎訓練（各部）

防災関係機関は、基礎訓練として、随時、通信連絡訓練、非常招集訓練、避難訓練、救出・救護訓練、水防訓練、消防訓練、土砂災害防災訓練その他の訓練を継続的に実施し、災害に対する防災意識の高揚、災害に対する行動力等を養うものとする。

なお、訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

#### 2 総合防災訓練（各部）

上記の基礎訓練を組み合わせ、国、市町、消防機関、自衛隊、海上保安庁及びその他の防災関係機関や、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者を含めた住民、自主防災組織、企業、ボランティア団体等と連携して、大規模災害を想定した有機的、総合的な訓練を継続的に実施し、防災体制の強化に努めるものとする。

また、各訓練を実施するにあたっては、東日本大震災での課題に対応した訓練を実施するよう努めるものとする。

#### （1）実地訓練

災害想定に即応した応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、防災技術の錬磨を図る。

#### （2）図上訓練

災害時における各機関の役割及び他機関との連携等、防災体制を検証するため、地図上で応急対策活動の演習を行う。

#### 3 広域合同防災訓練（防災対策部）

近隣府県との相互の応援体制を確立するために、大規模な災害が発生し、被災府県等が独自に十分な応急対策活動が実施できない場合を想定した広域合同防災訓練を実施する。

#### 4 非常通信訓練（防災対策部）

災害時における防災活動を的確に行うためには、正確な情報を迅速に伝達、収集することが重要であるが、災害によって有線通信系が途絶したり無線通信設備に支障が生じることから、各機関が所有する通信施設を活用し、円滑な通信の運用を確保するため訓練を継続的に実施する。

#### 5 その他の訓練（防災対策部）

災害時にその機能が十分発揮できるよう、固有の防災活動に応じた訓練を適宜実施し、機能の向上に努めるものとする。

#### 6 交通規制の実施（警察本部）

公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、必要な限度で区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する

ことができる。

#### 7 防災訓練の検証（防災対策部）

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じ、次回の訓練に反映させるように努めるものとする。

#### 8 県民が実施する防災訓練への支援（防災対策部）

自主防災組織や企業、防災ボランティアグループが主体となって実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、障がい者、高齢者等の災害時要援護者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていく。

### 市町が実施する対策

#### 1 防災訓練の実施

「＜県が実施する対策＞ 5 その他の訓練」に準ずる。

#### 2 防災訓練の検証

「＜県が実施する対策＞ 7 防災訓練の検証」に準ずる。

#### 3 住民が実施する防災訓練の支援

「＜県が実施する対策＞ 8 県民が実施する防災訓練への支援」に準ずる。

#### 4 市町地域防災計画で定める事項

##### （1）実施責任

##### （2）防災訓練の実施内容

##### （3）防災関係機関との連携

##### （4）地域住民等の防災訓練への参加

##### （5）その他必要な事項

### その他の防災関係機関が実施する対策

#### 1 防災訓練の実施（防災関係機関）

「＜県が実施する対策＞ 5 その他の訓練」に準ずる。

#### 2 防災訓練の検証（防災関係機関）

「＜県が実施する対策＞ 7 防災訓練の検証」に準ずる。

## 第3節 自主防災組織の育成・強化計画

### 第1項 計画目標

「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、地域及び事業所単位等で自主防災組織の育成・強化を推進する。

### 第2項 対策

県が実施する対策

#### 1 地域住民の自主防災組織（防災対策部）

##### （1）自主防災組織の活性化促進

自主防災組織が実際に活動できる環境づくり、組織間のネットワーク化やリーダーの養成を図り、組織の日常化、訓練の定期的実施を図るものとする。

##### （2）自主防災組織の結成促進

地域の自主防災体制を強化するため、市町との有機的な連携のもと県内各地での自主防災組織の結成を促進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

項目	現状（2011年1月現在）
自主防災組織率	93.1%

市町が実施する対策

#### 1 地域住民の自主防災組織

（1）自主防災組織には、市町の地域防災計画との連携を保った防災計画の作成を指導し、平常時及び災害時の活動計画等を定めるものとする。

（2）自主防災組織の組織化及び組織のネットワーク化を推進するとともに、組織の活性化の促進及び防災資機材の整備について助成するなど積極的な育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

（3）市町は、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ、管内自主防災組織の名簿等を整備し、相互に連絡が取り合える体制を構築するよう努めるものとする。

#### 2 自主防災組織協議会

同一地域内における地域住民による防災活動と事業所、施設管理者の防災活動が一体となって有機的な連携のもとに行われることが効果的であると認められるときは共同して自主防災組織を設け、あるいは自主防災組織協議会を設けるよう指導するものとする。

#### 3 事務所等の自衛消防組織の設置

事務所の自衛消防組織等の設置について推進し、さらに指導体制を充実するものとする。

#### 4 市町地域防災計画で定める事項

##### （1）実施責任

##### （2）自主防災組織の結成促進、育成・強化方策

##### （3）自主防災組織の活動内容（平常時と災害時）

##### （4）事業所等の自衛消防組織の設置

##### （5）その他必要な事項

## その他の防災関係機関が実施する対策

### 1 ライフライン企業等連絡会議

大災害時において、ライフライン企業が自社の保有する人員、資機材、オープンスペース等を有効に活用できるよう、平常時から三重県ライフライン企業等連絡会議において、県及び関係機関が連携して活用方策等について検討していくものとする。

## 住民が実施する対策

### 1 地域住民の自主防災組織

地域の防災力を高めるため自主防災組織を結成し、平常時から訓練等の実施に努めるものとする。その際、地域の高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対する避難の支援を考慮するものとする。

なお、自主防災組織の結成にあたっては、住民の日常生活上、基礎的な地域として一体性を有し、住民の連帯感のわく程度の規模（町内会、自治会等）の地域が適当である。

### 2 事務所単位の自衛消防組織等

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制については、災害を考慮した防災活動の充実強化を図るとともに、地域の自主防災体制の確立に努めるものとする。

## 第4節 ボランティア活動支援計画

### 第1項 計画目標

災害時において災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援していくための環境整備を行う。

行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

### 第2項 対策

#### 県が実施する対策

#### 1 活動環境の整備（環境生活部、健康福祉部、防災対策部）

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、県及び関係団体とボランティア間の情報システムの構築が求められる。このためには、平常時において、こうした情報システムの活用が行われる必要があり、そのためのボランティア活動情報システムや活動拠点の整備が必要である。

このため、県及び関係団体は、災害時に「みえ災害ボランティア支援センター」をみえ県民交流センターに設置し、県内市町に設置される災害ボランティアセンターを後方支援するための計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに、活動体制及び資機材等活動環境の整備を検討する。

#### 2 人材等の育成（環境生活部、健康福祉部、防災対策部）

（1）専門性を持ったボランティアの登録を促進する。

（2）災害救援ボランティアの育成、研修への支援を行っていく。

（3）災害救援ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成、研修等を行い、組織化を促進する。

（4）実践的、活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

#### 3 協力体制の構築（環境生活部、健康福祉部、防災対策部）

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から「みえ災害ボランティア支援センター」のネットワークを通して、行政、関係団体、災害救援ボランティアグループ等が研修等を定期的実施することによって、相互の「顔の見える」関係を構築し、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間のネットワーク化を支援する。

#### 市町が実施する対策

#### 1 活動環境の整備

「<県が実施する対策> 1 活動環境の整備」に準ずるが、発災時、ボランティアに期待する役割について明確にするほか、受け入れ体制についても検討する。

また、市町の区域の大きさに応じた災害ボランティアセンター等ボランティア活動拠点の整備について関係者と検討する。

#### 2 人材等の育成

「<県が実施する対策> 2 人材等の育成」に準ずる。

3 協力体制の構築

「＜県が実施する対策＞ 3 協力体制の構築」に準ずる。

4 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 活動環境の整備

(3) 人材等の育成

(4) 協力体制の構築

(5) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 活動環境の整備（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会）

「＜県が実施する対策＞ 1 活動環境の整備」に準ずる。

2 人材等の育成（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会）

「＜県が実施する対策＞ 2 人材等の育成」に準ずる。

3 協力体制の構築（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、災害救援ボランティアグループ等）

「＜県が実施する対策＞ 3 協力体制の構築」に準ずる。

## 第5節 事業所の防災活動の促進計画

### 第1項 計画目標

各事業所における、顧客・従業員の安全確保等、防災対策の推進を図る。  
事業所と地域住民及び地域におけるさまざまな団体との連携強化を図る。

### 第2項 対策

#### 県が実施する対策

#### 1 各事業所における防災対策の促進（雇用経済部、防災対策部）

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるため、施設の補強、防災計画や事業継続計画（BCP）の作成等、各種防災対策の推進を支援する。

また、大規模災害においても県内の経済活動が停滞することのないよう、事業所の事業継続計画（BCP）の策定を推進するための情報提供等を進めるとともに、条件整備を行うものとする。

#### <支援の内容>

- ・事業所向け研修会の開催
- ・表彰等、優良取組の評価、防災取組事例の紹介
- ・事業所防災力診断の実施
- ・商工会議所、商工会等事業所が所属する団体との連携による支援

#### 2 地域との連携の促進（防災対策部）

地域の一員として、平常時から地域住民や地域におけるさまざまな団体と連携しつつ、災害時には地域と一体となった救出・救助活動が可能となる、防災力を高めるための支援を行う。

#### <地域との連携の例>

地域の住民や地域におけるさまざまな団体との協働関係の構築

- ・地域住民との合同防災訓練等、防災活動の実施、参加
- 災害発生時の人的資源、物的資源、ノウハウの地域への提供等地域貢献
- ・住民の救援・救護、消火活動、避難誘導、避難所運営
- ・避難場所、資機材・物資置き場の提供
- ・自社製品の提供、備蓄品・資機材の提供

#### 市町が実施する対策

#### 1 各事業所における防災対策の促進

「<県が実施する対策> 1 各事業所における防災対策の促進」に準ずる。

#### 2 地域との連携の促進

「<県が実施する対策> 2 地域との連携の促進」に準ずる。

#### 3 事業所等の自衛消防組織の設置

事業所の自衛消防組織の設置を推進し、さらに指導体制を充実するものとする。

#### 4 市町地域防災計画で定める事項

#### (1) 実施責任



- (2) 各事業所における防災対策の促進
- (3) 地域との連携の促進
- (4) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 事業所が実施する対策

(1) 事業所内の安全確保

- ・事業所の施設の補強等、安全性の確保を進める。
- ・飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材を整備する。
- ・二次災害の防災対策を進める。

(2) 防災教育・訓練

- ・従業員の防災教育を実施する。
- ・防災訓練、研修会への参加の機会を確保する。

(3) 地域との連携

- ・地域住民、地域におけるさまざまな団体と協力し、災害の予防に努める。
- ・災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供に当たって積極的な役割を果たすよう努める。

(4) 自衛消防組織等の充実強化

- ・災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織等の充実強化に努める。

(5) 事業の継続

- ・被災による生産能力の低下や資産の喪失を減少させるとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、運用するように努める等、被災後の重要事業の継続対策を進め、経済的損失を最小限に止めるよう努める。

2 三重県ライフライン企業等連絡会議が実施する対策

災害時において発生する電気・ガス・水道・鉄道等、地域住民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン企業等関係機関・関係自治体により構成される連絡会議において迅速かつ的確な復旧対策を検討、実施する。

## 第6節 備蓄資材・機材等の点検整備計画

### 第1項 計画目標

災害の予防及び応急対策に必要な資機材を、有事に迅速に活用できるよう整備する。

### 第2項 対策

県が実施する対策

#### 1 点検責任者と点検時期

備蓄資機材	点検責任者	点検時期
林野火災対策用資機材	災害対策課長	随時
救助法による衣料生活必需品	健康福祉総務課長	随時
救助用医療品	薬務感染症対策課長	4月、7月、10月、1月の各上旬
主食	農畜産課長	4月、7月、10月、1月の各上旬
応急排水用資機材	農業基盤整備課長	随時
水防資機材	施設災害対策課	随時
災害救助用資機材 災害警備	警備第二課長	随時

#### 2 三重県防災資機材備蓄センター、三重県広域防災拠点倉庫等（防災対策部）

県は、三重県防災資機材備蓄センター及び三重県広域防災拠点倉庫等に、浄水機、簡易トイレ、発電機、毛布などの防災資機材を計画的に備蓄し、有事に備えることとしている。

また東日本大震災を受けて、備蓄のあり方等について検討を行う。

市町が実施する対策

#### 1 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 備蓄資材・機材等の一覧
- (3) 備蓄場所及び保管・管理体制
- (4) その他必要な事項

## 第7節 災害対策本部整備計画

### 第1項 計画目標

災害対策活動の中核となる県災対本部の施設・設備について、安全性の確保及び各種設備の整備を図る。

### 第2項 対策

県が実施する対策

#### 1 県災対本部職員用物資の備蓄（防災対策部）

大規模な災害時には、災害対策本部職員の食料や飲料水、仮設トイレや寝袋等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害対策本部の活動を維持するため、災害対策本部職員用物資の備蓄を推進する。

#### 2 災害対策活動用物資・機材の備蓄（総務部、健康福祉部、環境生活部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部、県土整備部、防災対策部）

応急対策、復旧対策等の災害対策活動に必要な最低限度の物資・機材の備蓄を推進する。

また、生活必需物資等の確保のため、事業者との流通備蓄に関する協定の締結を推進する。

#### 3 災害対策本部機能の整備（防災対策部）

総合的な防災機能の充実と災害即応体制の構築を図るための防災センターや、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるための、災害対策本部機能を持った代替施設の整備を検討する。

#### 4 防災情報システムの構築（防災対策部）

被害規模の早期把握及び的確な対策を実施するため、防災GIS（地理情報システム）の導入等防災情報システムを構築する。

#### 5 報道用スペースの設置（戦略企画部、防災対策部）

住民への情報の伝達を迅速に行うため、県災対本部に隣接した場所に報道用スペースを設置する。

#### 6 迅速な参集体制の整備（防災対策部）

災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠である。

そのため、災害の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、災害対策要員への非常呼び出しシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

また、各県庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員に指定し、災害時における初動体制を確立する。

#### 7 初動対策体制の整備（防災対策部）

救出・救助対策、救援物資の提供、医療対策及び輸送対策等、特に重要な初動対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて災害対策本部体制の見直しを図っていく。

#### 8 広域防災拠点施設の整備（防災対策部）

県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、県内のどこで発生した災害に対しても迅速な応急対策活動を展開する拠点施設として、県内の5地域に広域防災拠点施設の整備を行い、拠点間及び市町が整備する地域防災拠点施設等とのネットワーク化を図る。

また東日本大震災を受けて、広域防災拠点施設のあり方等について検討を行う。

9 災害対策本部航空班（仮称）の設置（防災対策部）

大規模災害時には、多数のヘリコプターの応援が予想されることから、災害対策本部事務局に「航空班」等を設置することを含めて、ヘリコプターの受援体制の充実強化を検討する。

市町が実施する対策

1 災害対策本部体制

市町本庁舎以外の機関についても、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用するなど、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

2 災害対策本部施設及び設備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の浸水対策、自家発電設備等の整備による代替エネルギー、衛星携帯電話の確保などの整備を進めておくものとする。

3 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努めるものとする。

4 災害対策本部機能の代替施設の整備

大規模災害発生時、庁舎等主要施設が損壊した場合に災害対策活動に支障をきたすことがないよう、災害対策本部機能を有する代替施設の整備に努めるものとする。

5 報道用スペースの設置

住民等に対する迅速かつ的確な情報伝達を可能とするよう、災害対策本部に隣接した場所に報道用スペースの設置を検討するものとする。

## 第8節 受援体制整備計画

### 第1項 計画目標

発災時に備え、自衛隊や警察、消防をはじめとした関係機関の応援を受け入れるための体制を整備する。

### 第2項 対策

#### 県が実施する対策

- 1 自衛隊、警察及び消防機関等との連携体制（防災対策部、自衛隊、警察本部、消防、関係機関）  
計画の調整を図るなど平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう情報連絡体制の充実、共同の防災訓練等を実施し、適切な役割分担が図られるよう努める。  
また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊や警察、消防機関等との連携を深める。
- 2 受援体制の整備（関係各部、自衛隊、警察本部、消防、関係機関）  
国等県外からの応援が円滑に受けられるよう、警察、消防、自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受け入れに必要な計画等の策定について検討、実施する。  
また、消防の応援については消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

#### 市町が実施する対策

- 1 自衛隊、警察及び消防機関等との連携体制  
「<県が実施する対策> 1 自衛隊、警察及び消防機関等との連携体制」に準ずる。
- 2 受援体制の整備  
国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察、消防、自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受け入れに必要な対策について検討、実施する。
- 3 市町地域防災計画で定める事項
  - (1) 実施責任
  - (2) 受援体制の整備
  - (3) その他必要な事項

## 第9節 情報収集・連絡計画

### 第1項 計画目標

災害時に、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。

被災者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できる体制を整備する。

### 第2項 対策

県が実施する対策

#### 1 情報収集・連絡手段の整備（各部、各地方部、関係各機関）

##### （1）情報収集・連絡体制の整備

県災対本部各部、各地方部及び防災関係機関相互、または所管する業務における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割、責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日でも対応できる体制の整備を図る。

##### （2）情報共有システムの整備（防災対策部）

情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、早い段階で共通のシステムに集約できるよう努める。

##### （3）多様な情報収集手段の整備（防災対策部）

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ、監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員の指定を検討するとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

#### 2 情報の分析・整理（防災対策部、関係各機関）

長期的な計画により、収集した情報を分析整理できる人材の育成と、必要に応じて専門家の意見を活用できる体制を構築するよう努める。

また、防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、集めた情報を防災対策に活かすよう努める。

#### 3 被災者等への情報伝達（戦略企画部、防災対策部）

被災者等に必要な情報が確実に伝達・共有されるよう、役割・責任等の明確化に努め、特に、災害時要援護者、災害により孤立化している地域の被災者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、放送事業者等の協力を得て、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害用伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。

市町が実施する対策

#### 1 情報収集・連絡手段の整備

「<県が実施する対策> 1 県の情報収集・連絡手段の整備」に準ずる。

2 情報の分析・整理

「<県が実施する対策> 2 情報の分析・整理」に準ずる。

3 被災者等への情報伝達

「<県が実施する対策> 3 情報の分析・整理」のほか、市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、災害時要援護者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める。

4 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・伝達手段の整備
- (3) 災害時要援護者対策
- (4) 孤立する可能性がある地域の対策
- (5) 観光客・帰宅困難者対策
- (6) 人材育成に関する事項
- (7) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 情報収集・連絡手段の整備

「<県が実施する対策> 1 県の情報収集・連絡手段の整備」に準ずる。

2 被災者等への情報伝達（放送事業者）

被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

## 第10節 気象業務整備計画

### 第1項 計画目標

気象通報組織及び気象観測施設を整備し、関係機関相互の連絡体制強化に努める。

### 第2項 対策

#### 県が実施する対策

##### 1 気象通報組織（県土整備部）

県に所属する雨量及び水位の観測点の観測成果は専用通信施設又は一般通信施設により、県水防本部に集め、必要に応じ津地方気象台に通報するものとする。

観測要領並びに通報要領は三重県水防計画の定めるところによる。

##### 2 気象観測機器の維持補修（防災対策部）

気象観測施設の維持補修は、施設者が行うことを原則とするが、津地方気象台は、施設者からの維持補修についての相談に応ずるようにする。

#### 市町が実施する対策

##### 1 市町地域防災計画で定める事項

（1）実施責任

（2）気象情報収集方法

#### その他の防災関係機関が実施する対策

##### 1 気象通報組織

（1）気象台が管理する県内の観測点の観測成果は、気象専用通信施設又は地域気象観測データ通信システムにより、津地方気象台に集め、必要に応じ県水防本部に通報するものとする。（津地方気象台）

（2）国土交通省は、管理する県内の雨量及び水位の観測所の観測成果を必要に応じ津地方気象台並びに県水防本部に通報するものとする。（中部地方整備局三重河川国道事務所、近畿地方整備局木津川上流河川事務所、近畿地方整備局紀南河川国道事務所）

（3）東海旅客鉄道株式会社の県内の雨量及び水位観測所の観測成果は、それぞれの通信施設により、東海旅客鉄道株式会社三重支店を通じ、津地方気象台並びに県水防本部に通報するものとする。（東海旅客鉄道株式会社）

（4）以上の通信は、水防計画に定める形式により、観測後速やかに行うものとする。

##### 2 気象観測機器の維持補修（雨量及び水位観測所所有者）

「＜県が実施する対策＞ 2 気象観測機器の維持補修」に準ずる。



## 第 11 節 通信及び放送施設災害予防計画

### 第 1 項 計画目標

災害時に防災関係機関相互の連絡や地域住民に的確な情報を伝達するための通信を確保するため、多様な通信手段の整備に努める。

通信施設の安全性を確保するために、非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、浸水の恐れのない場所への設置等必要な予防措置を講じる。

### 第 2 項 対策

県が実施する対策

#### 1 情報収集・伝達手段の整備（防災対策部、警察本部）

##### （1）県防災通信ネットワーク

県と市町及び防災関係機関の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、連絡を行うため、防災行政無線（衛星系と地上系）並びに高速データ通信が容易となるように県内に行き渡っているケーブルテレビ網を利用したネットワーク（有線系）を構築し、県防災通信ネットワークとして、大規模災害時における複数の通信手段を確保、運用している。

この防災通信ネットワークは、地上系並びに有線系を常時回線とし、衛星系をバックアップ回線として運用することによって、災害時でも信頼性が高く、安定した通信を実現している。

地上系及び有線系は平成 17 年度末に整備を行っているが、衛星系については設置後 15 年以上経過しており、部品の劣化による障害が危惧されることから、県防災通信ネットワークの信頼性向上、高機能化を図るため、衛星系のデジタル化を含めた設備更新を実施する。

また、防災ヘリコプター通信用無線については市町の消防デジタル無線の整備に合わせ、関係機関との調整を行いながら、デジタル化を含めた設備更新を計画していく。

##### （2）全国瞬時警報システム

地域衛星通信ネットワークと市町村防災行政無線を接続し、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築を推進する。

##### （3）ヘリコプターからの画像伝送装置

被災地の状況を迅速に把握するため、ヘリコプターからの画像伝送装置を活用する。

##### （4）移動通信

有線通信の途絶時に通信を確保するため、携帯電話、衛星による携帯通信等の移動通信の活用及び中継施設の整備を推進する。

##### （5）防災情報提供プラットフォーム

県民が自らの判断により生命、財産を守るための参考・指針となる情報を、インターネット、電子メール、CATV及び電話を通して、県民が迅速・的確に入手できるようなシステム構築を行う。

また、緊急速報メール等を用いて、県内全ての人に避難情報を提供する体制を検討する。

##### （6）災害時要援護者への配慮

高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達・収集の手段及び体制の整備を図るものとする。

#### 2 市町防災行政無線

災害時において初動体制を確立し、被害概要を早期に把握するとともに、正確な情報を広く県民に伝えるため、県内市町の防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備を促進する。

このため、中継基地局の電源設備や建屋・鉄塔といった設備面の共用や無線システム全体の共用などを活用して、市町が整備しやすいように支援していく。

### 3 通信設備の優先利用（防災対策部）

#### （1）優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第 57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

### 市町が実施する対策

#### 1 市町防災行政無線

災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても気象予報及び警報等の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備を推進するものとする。

なお、防災行政無線の整備にあたっては、施設・設備の安全対策に留意するものとする。

また、すでに導入している市町にあっては、老朽施設の整備等施設の拡充に努めるとともに、東日本大震災を受けて、防災行政無線等の総点検を実施し、今後の対策のもととする。

#### 2 災害時要援護者への配慮

「＜県が実施する対策＞ 1（5） 災害時要援護者への配慮」に準ずる。

#### 3 通信設備の優先利用

「＜県が実施する対策＞ 3 通信設備の優先利用」に準ずる。

#### 4 市町地域防災計画で定める事項

##### （1）実施責任

##### （2）情報の収集・伝達体制の整備

##### （3）災害無線通信体制（非常通信訓練、非常通信の普及等）の充実強化

##### （4）多様な通信手段の整備

##### （5）その他必要な事項

### その他の防災関係機関が実施する対策

#### 1 西日本電信電話株式会社株式会社の災害予防計画

##### （1）電気通信設備等の高信頼化

西日本電信電話株式会社は、災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。

イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。

##### （2）電気通信システムの高信頼化

西日本電信電話株式会社は、災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること。

イ 主要な中継交換機を分散設置すること。

ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること。

エ 通信ケーブルの地中化を推進すること。

オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。

カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

西日本電信電話株式会社は、電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画

西日本電信電話株式会社は、災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

2 移動通信事業者の災害予防計画

災害による故障発生の影響を極力小さくするため、通信施設に次の予防対策を推進するものとする。

(1) 株式会社エヌ・ティ・ティドコモ

ア 重要な電気通信設備については、安全対策、浸水対策を講じる。

イ 重要な電気通信設備については、予備電源の設置、または可搬型発動発電機等を確保する。

(2) その他の移動通信事業者

KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社等についても、同様の措置を講じるものとする。

3 放送事業者の災害予防計画

日本放送協会は、災害時における放送電波の確保を図るため、放送施設について次の予防措置を講じ、万全を期するものとする。

また、三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社等各放送事業者についても、同様の措置を講じるものとする。

(1) 放送施設及び局舎防災設備基準に基づく措置

(2) 消耗品及び機材等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備）

(3) 無線中継状態の把握

(4) 移動無線機の伝搬試験

(5) 交通路の調査

(6) 非常持出機器、書類の指定

(7) 仮演奏所及び仮設送信所用の場所の調査選定

(8) 電力会社及び警察等の利用し得る通信回線の調査

(9) その他必要と認められる措置

4 通信設備の優先利用

「＜県が実施する対策＞ 3 通信設備の優先利用」に準ずる。

## 第12節 避難対策計画

### 第1項 計画目標

住民を安全に避難させるための、避難地、避難路、避難所を整備する。  
これらの施設を住民に周知する。

### 第2項 対策

県が実施する対策

#### 1 避難場所、避難路の整備（農林水産部、県土整備部、防災対策部）

災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域またはその周辺の地域における、公園、緑地、広場その他の公共空気を避難場所として、また、それらの避難場所またはこれに準ずる安全な場所へ道路等を整備していくものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設設備の整備に努めるものとする。

#### 2 避難勧告・指示等の判断・伝達マニュアル策定整備（防災対策部）

市町における適切な避難勧告・指示等の発令体制を整備するため、避難勧告・指示等の判断・伝達マニュアルを策定するよう働きかけていくものとする。

#### 3 災害時要援護者の避難誘導體制の整備（健康福祉部、防災対策部）

高齢者、障がい者等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備するため、市町や地域で情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有を図り、避難支援計画の策定や、災害時要援護者が避難訓練へ参加するよう働きかけていくものとする。また、一般的な避難所では生活に支障を来す恐れのある災害時要援護者に対応するため、福祉避難所の指定等を行うよう市町に働きかけていくものとする。

#### 4 避難所運営体制の確立（健康福祉部、防災対策部）

市町における避難所の円滑な運営を図るため、県は、東日本大震災の教訓を踏まえ、様々な避難者に対応するために、避難所運営マニュアル策定指針を改訂し、その指針に基づき、市町や地域で避難所運営マニュアルを作成するよう働きかけていくものとする。

また、福祉避難所未指定の市町に対しては、働きかけを行い、協定締結を促進させる。

さらに、必要に応じて市町の避難所運営を支援するため、職員を避難所に派遣するなどの支援体制の整備を図るよう努める。

#### 5 観光客対策（雇用経済部、防災対策部）

県内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光関連団体等との連携を図り、観光拠点における広報活動や避難場所の確保等の対策を講じるなど観光客の避難対策検討マニュアル等の策定を促進し、観光関連事業者等による避難誘導體制を検討する。

#### 6 市町、放送事業者との連携（戦略企画部、防災対策部）

避難勧告等の情報を速やかに住民に伝達するうえで放送の役割が重要であることから、県・市町・放送事業者間で情報伝達について相互理解を深めるとともに、密接な連携が図れるよう、県は情報伝達に関する連絡会を開催する。

## 市町が実施する対策

## 1 避難場所、避難路等の指定

避難場所又は避難所並びに避難路をあらかじめ指定しておくものとする。なお、指定にあたっては、管内の警察署及び他の防災関係機関と協議して定めておくものとする。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図、案内標識等を設置し、住民、観光客等に対する周知に万全を図るものとする。

## (1) 避難場所等の留意事項

- ア 公園、広場等のように相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。
- イ 周囲に崩壊の恐れのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。
- ウ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品がないこと。
- エ 洪水等による浸水のおそれのない地域、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び安全性、耐火性の建築物であること。
- オ 被災（浸水・延焼）の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、更に他の場所へ避難移動できること。
- カ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。
- キ 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
- ク 仮設テントの設置に配慮すること。

## (2) 避難所の留意事項

- ア 長期にわたる避難を想定しているので、避難所は寝起きするための学校施設、公民館等を選定すること。  
また、学校については余裕教室などを活用し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。
- イ 飲料水、電源等の確保により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備、新エネルギーを活用した発電設備、その他の施設又は設備の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布等を確保しておくこと。
- ウ 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点に立った整備を図ること。
- エ 高齢者、障がい者等の災害時要援護者に配慮した二次避難所（福祉避難所）の確保や、被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討しておくこと。
- オ テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。
- カ 断水等によりトイレが使用できない場合に備え、仮設トイレを確保しておくこと。

## 2 避難場所、避難路の整備

「<県が実施する対策> 1 避難場所、避難路の整備」に準ずる。

## 3 避難勧告・指示及び避難準備情報の基準の策定等

## (1) 避難準備情報伝達体制の整備

基本法に定める避難の勧告及び指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備（災害時要援護者避難）情報」を活用するため、伝達体制の整備を図るものとする。

( 2 ) 避難勧告・指示及び避難準備情報の類型

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

( 3 ) 避難勧告・指示及び避難準備情報の基準等の策定

避難勧告・指示及び避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。

また、市町長不在時における避難勧告・指示等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するように努める。

4 災害時要援護者の避難誘導體制の整備

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有及び避難支援計画の策定等、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図るものとする。

5 浸水想定区域における避難体制の整備

洪水予報河川または避難判断水位（特別警戒水位）が指定された河川において、浸水想定区域の指定があったときは、次に掲げる事項について当該浸水区域ごとに市町地域防災計画に定めるものとする。（水防法第 15 条）

- ( 1 ) 洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ( 2 ) 浸水想定区域内に地下街等、又は主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合、その施設の名称及び所在地
- ( 3 ) 上記 ( 2 ) に該当する施設に対し、その利用者の円滑かつ迅速な避難を図るための洪水予報等の伝達方法

6 避難所運営体制の整備

地域住民が避難所を円滑に運営できるように、地域主体による避難所運営マニュアルの作成を推進するものとする。

7 観光客対策

「<県が実施する対策> 4 観光客対策」に準ずる。

8 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 避難場所、避難路等の指定及び住民への周知
- (3) 避難場所、避難路等の整備
- (4) 避難準備情報及び避難指示・勧告基準の策定等
- (5) 避難誘導體制の確立
- (6) 避難所の管理運営体制の整備
- (7) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 避難誘導體制の整備（不特定多数の者が利用する施設の管理者）

多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成及び訓練の実施に努める。

## 第13節 医療・救護計画

### 第1項 計画目標

大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。  
災害時に大量に必要となることが想定される医療品等を確保・調達する体制を整備する。

### 第2項 対策

県が実施する対策

#### 1 医療体制の整備

##### (1) 初期医療体制の整備

ア 災害現場におけるトリアージ体制の検討（健康福祉部、防災対策部）

大規模災害発生時には、被災地が広範に及び、医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージが困難となるため、救急隊員や消防団員等によるトリアージが実施できるよう教育、研修体制の検討を行う。

イ トリアージタグの標準化等の検討（健康福祉部、防災対策部）

トリアージタグの標準化、保管方法、配布方法等について検討を行う。

ウ 医療救護班または災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の編成（健康福祉部）

医療救護班またはDMAT（以下「医療救護班等」という。）の編成等については、第3章第11節「医療・救護活動」に定めるところによる。

##### (2) 後方医療体制等の整備

ア 医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備（健康福祉部）

災害時に多数の人命の救助、医療救護を可能にするため、救護所等におけるトリアージやその度合いに応じた医療機関への搬送等を迅速に行える連携体制及び災害拠点病院、救急病院等の医療機関の役割分担の整備を図る。

イ 災害拠点病院の整備（健康福祉部）

被災地が広範囲にわたる場合に、地域の医療機関の支援を行う災害拠点病院の指定を行うとともに、災害拠点病院として必要な機能の整備を図る。

災害拠点病院の指定状況及び役割等は、次のとおりである。

名称	医療圏	設置場所	役割・必要機能等
基幹災害医療センター	県内全域	地方独立行政法人 三重県立 総合医療センター	・負傷者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整機能 ・要員の訓練・研修機能 ・地域災害医療センターの機能
地域災害医療センター	北勢	三重県厚生連 いなべ総合病院	・重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 ・被災地からの重傷者の受入れ機能 ・負傷者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能 ・自己完結型の医療救護班等の派遣機能 ・地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能
		三重県厚生連 鈴鹿中央総合病院	
		市立四日市病院	
		中勢伊賀	
	伊賀市立 上野総合市民病院		
南勢志摩	伊勢赤十字病院		



		松阪市民病院	
		社会福祉法人恩賜財団 済生会松阪総合病院	
		三重県厚生連 松阪中央総合病院	
		三重県立志摩病院	
	東紀州	尾鷲総合病院	

ウ 医療情報の収集、伝達手段の整備（健康福祉部、防災対策部、警察本部）

（ア）災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医薬品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、広域災害・救急医療情報システムの整備充実を図る。

（イ）各地域の医療機関の被害状況を把握するため、保健所をはじめ消防本部、自衛隊、警察本部等が収集した情報を多角的に活用する仕組みについて検討を行う。

エ 患者搬送体制の整備（健康福祉部、防災対策部）

被災地から診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の災害拠点病院への搬送体制の整備を図る。また、広域搬送に備え、SCUの整備を図る。重篤患者の搬送については、ヘリコプターの有効活用を図るとともに、ヘリポートの確保に努めるものとする。

（3）災害医療コーディネーターの確保（健康福祉部）

災害時における医療救護班等の配置・撤去の判断の際や、医療救護班等と医師会との連携・調整等、災害医療全般において、支援、助言を行う災害医療コーディネーターの確保に努める。

災害医療コーディネーターは、災害拠点病院等の統括DMAT等の中から選任し、県災対本部に招聘するものとする。

災害医療コーディネーターの役割については、第3章第11節「医療・救護活動」に定めるところによる。

2 医薬品等の確保・供給

（1）医薬品・衛生材料等の備蓄（健康福祉部）

災害直後の初動期に必要な医薬品・衛生材料等を3ヶ所（津市、志摩市、熊野市）にある県直轄の在庫備蓄及び三重県医薬品卸業協会に委託している5地域（四日市・津・伊勢・伊賀・尾鷲）の流通備蓄により対応する。

（2）医薬品・衛生材料等の調達・分配（健康福祉部）

県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地内の医療機関等へ供給するとともに県内医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う体制を構築する。

また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。

関係機関

三重県赤十字血液センター	血液製剤の供給
三重県医薬品卸業協会	医薬品・衛生材料の供給
三重県薬剤師会	医薬品・衛生材料の供給
三重県医薬品登録販売者協会	〃
三重県薬事工業会	〃
三重県医薬品配置協議会	〃

東海歯科用品商協同組合三重県支部

歯科用医薬品・衛生材料の供給

三重県医科器械販売協会

衛生材料の供給

一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部

医療用ガスの供給

(3) 援助物資の活用(健康福祉部)

国及び他府県等からの援助物資(医薬品等)の活用を図るため、その受入れ及び供給体制を構築する。

3 医療機能の確保(健康福祉部、県立病院)

救急医療機関の保有する施設・設備については、停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備に努める。

市町が実施する対策

1 医療体制の整備

(1) 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、下記の点を考慮に入れ、市町の実情に合わせてあらかじめ候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図っておくものとする。

・災害拠点病院、救急病院、消防署等周辺の公共施設及び空地

(2) 自主救護体制の確立

医療救護班等の編成、出動について地元医師会と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておくものとする。

(3) 医療機能の確保

「<県が実施する対策> 3 医療機能の確保」に準ずる。

2 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 災害医療体制の整備

(3) 医薬品等の確保

(4) 医療マンパワーの確保

(5) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 医療体制の整備(関係医療機関)

「<県が実施する対策> 1 医療体制の整備」に準ずる。

2 医薬品等の確保(関係医療機関)

「<県が実施する対策> 2 医薬品等の確保・供給」に準ずる。

3 医療機能の確保(関係医療機関)

「<県が実施する対策> 3 医療機能の確保」に準ずる。

## 第14節 緊急輸送計画

### 第1項 計画目標

大規模災害の発生に備え、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

緊急輸送ネットワークとして指定された拠点や道路、港湾について災害に強い施設を整備する。災害時に必要となる食料、生活必需品等の物資の調達・供給体制の整備を図る。

### 第2項 対策

#### 県が実施する対策

#### 1 緊急輸送網の整備（県土整備部、警察本部、防災対策部）

緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港等）、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図るとともに、関係機関等に対する周知を徹底する。

また、信号機、情報板等の道路交通関連施設を災害に強いものとするとともに、災害時の広域的な交通管理体制を整備する。

#### 2 臨時ヘリポートの確保（防災対策部）

道路等の寸断に備え、臨時ヘリポート候補地を関係機関と協議のうえ指定するとともに、これらの場所が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努めるものとする。

#### 3 緊急輸送道路の確保（県土整備部、警察本部）

道路管理者は、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携に努めるものとする。また、発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図るよう努めるものとする。

#### 4 漁港・港湾施設の確保（農林水産部、県土整備部）

漁港・港湾管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保、人命救助活動等支援体制の整備に努めるものとする。

#### 5 物資調達・供給体制の整備（環境生活部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部、防災対策部）

大規模な災害が発生した場合に必要とされる食料その他の物資について備蓄・調達体制を整備し、供給計画をあらかじめ定めるものとする。

また、物資の性格に応じて集中備蓄か分散備蓄かを検討し、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努めるものとする。

#### 市町が実施する対策

#### 1 緊急輸送網の整備

緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図るとともに、関係機関等に対する周知を徹底する。

## 第14節 緊急輸送計画

### 2 臨時ヘリポートの確保

臨時ヘリポート候補地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知徹底を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努めるものとする。

### 3 緊急輸送道路の確保

「＜県が実施する対策＞3 緊急輸送道路の確保」に準ずる。

### 4 物資調達・供給体制の整備

避難場所の位置を勘案した分散備蓄等について検討する。

### 5 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 臨時ヘリポートの確保対策
- (3) 住民への周知
- (4) その他必要と認められる事項

### その他防災関係機関が実施する対策

#### 1 緊急輸送道路の確保（道路管理者）

「＜県が実施する対策＞3 緊急輸送道路の確保」に準ずる。

#### 2 港湾施設の確保（港湾管理者）

「＜県が実施する対策＞4 漁港・港湾施設の確保」に準ずる。

## 第 15 節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画

### 第 1 項 計画目標

道路、河川、鉄道、電気、上下水道、工業用水道等の公共施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、災害時に強い公共施設（代替性、多重化等）を整備する。災害復旧に備える、地理情報システム（GIS）を活用したライフライン事業者の施設管理情報の一元化及び施設管理情報のバックアップ体制を整備する。

### 第 2 項 対 策

#### 県が実施する対策

#### 1 道 路（県土整備部、農林水産部）

大災害により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所の崩壊、沖積層地帯、埋め立て地内等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、ガスパイプ、水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊及び法面からの土砂・岩石の崩壊、高架橋や歩道橋等の橋梁の落橋、トンネルの損壊等が想定される。

本県の国・県道は、平成 23 年 4 月 1 日現在、343 路線でその実延長は 3,892.8 km であり、このうち国土交通省直轄の指定区間は 6 路線 386.2 km となっている。

本県は中京・京阪神両経済圏の中間に位置し通過交通も多く、増大する道路交通需要に対処し、集中豪雨や地震・津波などの自然災害の脅威から県民の命と暮らしを守るため、ミッシングリングの解消などを図る道路網の構築は重要かつ緊急な課題となっており、道路整備方針に基づき新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路などの高規格幹線道路や北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道の整備を促進するとともに、それらにアクセスする県管理道路などの整備の推進に努める。

するため、道路整備は重要かつ緊急な事業となっており、国道 1 号、23 号、42 号、258 号などの直轄路線整備を促進するほか、その他の国道、県道の整備についても平成 15 年度を初年度とする新道路整備戦略に基づき道路改良、橋梁の整備などその推進に努める。

また、県が管理している道路において、「平成 8 年道路防災総点検」で「要対策（ランク ）」・「防災カルテによる監視（ランク ）」と判定された箇所、それ以外であっても落石等変状が発生した危険箇所について、路線の重要度や変状の状況等により優先度を考慮し、計画的に対策を実施するとともに、日々の道路パトロールや、維持修繕工事等により、通行の安全性確保に努めるものとする（三重県地域防災計画添付資料参照）。

さらに、鉄道や道路との交差点におけるアンダーボックスや道路の凹部等での道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等の連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

災害時における緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路（幹線道路並びに幹線道路と防災拠点または防災拠点を相互に連絡する道路）等のネットワーク整備及び橋梁の耐震対策を優先度の高い箇所から順次進め、さらに適切な緊急輸送を実施する上で必要な交通管制施設の整備を推進していくものとする。

#### 2 河 川（県土整備部）

本県の河川はこれまで平成 16 年の台風 21 号等により大きな被害を受けており、被災した河川堤防等の復旧や特に被害の集中した河川については抜本的な改良復旧および改修を実施してきている。

伊勢湾沿岸の河川では洪水時に浸水等の被害が頻発しており、熊野灘沿岸では全国有数の多雨地帯であり、毎年のように台風等に伴う豪雨に見舞われ、被害が発生している状況である。

県が管理している河川については重要度、緊急性、効率性を考慮し、平成 18 年度に策定した「三重県河川整備戦略」に基づき優先度の高い河川から河川改修等を推進するものとする。

また河川改修等のハード対策だけでなく、雨量や水位情報の提供、浸水想定区域図の作成などのソフト対策についてもあわせて推進していくとともに既存施設の適正な維持管理を行うものとする。

### 3 電 気（企業庁）

災害時における電気の供給を確保するため、発電所施設の予防保全を行い、日常の防災に努める。

- (1) 発電所施設の設置に際しては、被災防止を考慮した安全設計施工を行う。
- (2) 発電所施設の維持管理に際しては、定期的に巡視、点検を実施する。
- (3) 必要な施設管理用図書、資材及び工具類を整備する。
- (4) 災害対策についての教育及び訓練を定期的実施するとともに、災害対策マニュアルを整備する。
- (5) 被災の恐れがある場合は、災害配備体制を確立し、保安通信回線の確保に努める。

### 4 上下水道・工業用水道

#### (1) 上 水 道（環境生活部、企業庁）

県の水道用水供給事業の管理者は、災害による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の安全性の強化、送水ルートのループ化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するものとする。

#### ア 施設の安全性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な安全設計及び安全施工を行うものとする。

また、施設の維持管理に際しては、基本法や大規模地震対策特別措置法に基づく「厚生労働省防災業務計画（H21.3）」「水道事業等における地震対策について（通知）」（環水第3号、S55.1）等により、適切な保守点検による安全性の確保に努める。

#### イ 管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、管理図書の整備、保管を図る。

#### ウ 応急対策（応急給水・復旧）のための体制整備

県の水道用水供給事業の管理者は水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

県は、災害時の応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携しながら「三重県水道災害広域応援協定」（H9.10.21締結）に基づく応援給水等の訓練を実施する。

#### (2) 下 水 道（農林水産部、県土整備部）

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずるとともに、市町においても、同様の措置が講じられるよう指導する。

ア 安全性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な安全性を有するよう努めるとともに、自家発電装置など災害に強い下水道の整備を図る。

イ 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を整備・保存（保管）する。

ウ 下水の仮排水及びし尿の応急処理

下水道管理者は、管渠の損壊等による下水の滞留に備えポンプ・高圧洗浄機等の確保、また主管部に協力して仮設トイレの設置について体制を整える。

エ 非常時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県・市町間の協力応援体制を整備する。

また必要な場合は、国及び他の自治体に対し、援助を要請する。

(3) 工業用水道（企業庁）

工業用水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧が図れる事前対策として、施設の強化・整備事業の推進、各種図書の整備及び職員の教育・訓練を実施するとともに、平素から各市町や給水企業等との連絡、協調に努めるものとする。

5 廃棄物処理施設（環境生活部）

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、適正な維持管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼすこととなるので、平素から施設の管理を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保するものとする。

(2) 応援体制の整備

県及び市町は、災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間企業についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

市町は災害により発生した廃棄物等を一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておくこととする。

市町が実施する対策

1 道 路

「＜県が実施する対策＞ 1 道 路」に準ずる。

2 上水道

(1) 「＜県が実施する対策＞ 4 (1) 上水道ア、イ」に準ずる。

(2) 応急対策（応急給水・復旧）のための体制整備

水道事業管理者等は水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

また、応急対策の充実強化を図るため応急給水及び応急復旧の行動指針を作成し公表する。

(3) 非常時の協力体制

「三重県水道災害広域応援協定」(H.9.10.21 締結)を活用することにより、飲料水の供給、水道施設の復旧等を図る。

3 下水道

「<県が実施する対策> 4(2)下水道」に準ずる。

4 廃棄物処理施設

「<県が実施する対策> 5 廃棄物処理施設」に準ずる。

5 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 公共施設等の予防対策

(3) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 道路(道路管理者)

「<県が実施する対策> 1 道路」に準ずる。

2 河川(河川管理者)

「<県が実施する対策> 2 河川」に準ずる。

3 鉄道(鉄道事業者)

列車運転の安全確保に必要な路線及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、管区内施設の維持改良に努めるとともに、災害に対処し得る次の体制を整備しておくものとする。

(1) 東海旅客鉄道株式会社

ア 鉄道施設の安全対策の推進

橋りょう・土工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、安全性の向上を図る。

イ 情報連絡設備の整備

防災情報システム導入による運転保安の強化を図る。

ウ 復旧体制の整備

(ア) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

(イ) 復旧用資材の配置及び整備

(ウ) 災害に関する知識の普及

(エ) 訓練の実施

(2) 近畿日本鉄道株式会社

災害発生時における鉄道の被害を軽減するとともに、被害が発生した場合迅速な復旧を図り輸送機能を確保するため、次の対策を講じる。

ア 施設の防災構造の強化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、線路の盛土、法面改良等を図る。

イ 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図る。

ウ 復旧体制の整備

(ア) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

(イ) 応急復旧用資機材の配置及び整備

(ウ) 列車及び旅客の取り扱い方の徹底

(エ) 消防及び救護体制

(オ) 防災知識の普及



( 3 ) その他の鉄道事業者

西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、三岐鉄道株式会社、伊勢鉄道株式会社、養老鉄道株式会社、伊賀鉄道株式会社についても同様の体制を整備するものとする。

4 バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）

災害に対処し得るよう、次の体制の整備を図るものとする。

( 1 ) 三重交通株式会社

ア 復旧体制の整備

(ア) 災害要請に基づく派遣車両並びに乗務員の確保と車庫及び輸送に直接関係する建物、保安施設、無線局の管理

(イ) 訓練の実施と知識の普及及びマニュアルの充実

イ 情報連絡施設の整備強化

バス車両無線の全車両搭載への計画的取り組み

( 2 ) その他の一般乗合旅客自動車運送事業者

その他の一般乗合旅客自動車運送事業者についても、同様の体制を整備するものとする。

5 電気（中部電力株式会社、関西電力株式会社）

災害時における電力供給を確保し、社会生活の維持を図るため、電力設備の防護対策等、日常の防災に努める。

( 1 ) 設備面の対策

ア 電力供給設備については、過去に発生した災害による被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止策を実施する。また、不等沈下、地滑り等の恐れがある軟弱地盤に位置する設備の基礎を補強する等の安全対策を考慮する。

( 2 ) 体制面の対策

ア 防災関連マニュアルの点検・整備を行い、防災体制の充実を図る。

また、社内防災訓練を実施するとともに、地方自治体の訓練への参加を行う。

イ 電力供給設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

ウ 復旧用資機材、通信機器、車両等の整備・確保を行う。

エ 関係会社、他支店、各電力会社との連携・協調による応援体制を整備する。

オ 地方自治体、県警察との連携を図り、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプターの緊急手配等に備える。

カ 災害による感電事故等、二次災害を未然に防止するため広報活動を行う。

6 ガス

( 1 ) 都市ガス（都市ガス事業者）

災害時の都市ガス施設の災害及び二次災害を防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため次の対策を実施する。

ア 設備の安全性の強化、充実

(ア) 使用材料の選択による強化

(イ) 工事施工方法、接合方法の強化

(ウ) 工作物の維持のための巡視点検の強化充実

イ 緊急措置体制の整備

(ア) 緊急動員・出動体制の整備

(イ) 災害対策本部の設置基準の整備

(ウ) 単位ブロック、統合ブロック、復旧措置ブロックの形成

第 15 節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画

- (エ) 情報通信設備の整備
- (オ) 復旧用資機材の備蓄
- (カ) 緊急巡回点検マニュアルの作成
- (キ) 広報の時期・手段並びに担当者の整備
- (ク) 供給停止の手順、図面等整備

(2) LPガス(LPガス事業者)

災害発生時における災害防止のため、次の対策を実施する。

ア LPガス供給設備の安全性の強化

- (ア) 容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。

- (イ) 安全性機器の設置を促進する。

イ 緊急措置体制の整備

- (ア) 各支部内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。

- (イ) 青年部による緊急動員体制を整備する。

ウ LPガス需給家への啓発活動の推進

災害発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

## 第 16 節 宅地等災害予防計画

### 第 1 項 計画目標

宅地災害を未然に防止するため、安全かつ良好な宅地の確保に努めるとともに、大規模に被災した場合には、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止する。

### 第 2 項 対 策

県が実施する対策

#### 1 宅地災害予防対策（県土整備部）

##### （1）計画方針

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例等により安全かつ良好な宅地の確保を図る。

##### （2）現 況

宅地造成工事については、都市計画区域及びその他の区域に区分して、それぞれ一定規模以上の面積について、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき、審査のうえ許可及び完了検査を実施している。

また、宅地災害が発生する恐れがある場合には、改善指導等を行っている。

##### （3）事業計画

##### ア 宅地防災月間の設定

梅雨期及び台風期に備え、地域住民をはじめ市町及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、毎年 5 月を宅地防災月間と定め、期間中は開発施工区域内を中心に巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して県民への P R に努める。

##### イ 宅地防災工事の貸付制度の活用

土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた宅地については、住宅金融支援機構による貸付制度について情報提供し、改善指導を行う。

##### ウ がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域内又は建築基準法第 40 条の適用区域内に存する危険な既存不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努める。

#### 2 被災宅地危険度判定体制（県土整備部）

##### （1）被災宅地危険度判定士の養成

降雨等による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

また、市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実地準備等を行う判定調査員の養成を行う。

##### （2）被災宅地危険度判定体制の整備

判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、行政庁間（国、県、市町）で相互に緊密な連携を取るとともに、市町の地域防災計画等に反映させるよう体制整備に努める。

また、被災宅地危険度判定制度の住民への周知に努める。

市町が実施する対策

1 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、応急仮設住宅の供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

2 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 今後行われる宅地造成工事に対する防災指導対策
- (2) 既成危険住宅地に対する保全対策
- (3) 被災宅地危険度判定士（判定調整員を含む）の養成及び被災宅地危険度判定体制の整備
- (4) その他必要な事項

## 第17節 防災営農計画

### 第1項 計画目標

災害時（病虫害を含む）における農作物等への被害を減少する。

### 第2項 対策

#### 県が実施する対策

#### 1 稲種子の確保（農林水産部）

稲種子については、緊急非常事態に備え、三重県米麦協会が機能できるよう組織強化を図っている。

更に、県内対応不可能な場合は、近県米麦協会に協力要請できるシステム化を図っている。

#### 2 病虫害防除用農薬の確保（農林水産部）

病虫害防除に備え三重県農薬商業協同組合と連絡を保ち防除に必要な農薬の確保に努める。

#### 3 防災営農技術の確立並びに普及（農林水産部）

防災営農技術についてそれぞれの部門ごとに災害に対応した防災技術指針を確立し、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、研修会等を開催して普及を図る。

防災に必要な技術指針は、次の事項を基として定めるものとする。

ア 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術

イ 災害に耐え、被害を僅少に食い止めるための技術

#### 4 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策（農林水産部）

家畜保健衛生所において災害時に多発を予想される家畜伝染病の調査を行うとともに、家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置（検査、注射、消毒等）を行い万全を期するほか、市町農業団体の関係職員及び獣医師等に対し必要な技術の伝達指導を行う。

#### 市町が実施する対策

#### 1 市町地域防災計画で定める事項

（1）実施責任

（2）農地の保全対策

（3）家畜伝染病の発生予防等の対策

（4）その他必要な事項

## 第18節 砂防、地すべり及び急傾斜地崩壊対策計画

### 第1項 計画目標

土石流、地すべり、がけ崩れ等を防止する。

### 第2項 対 策

県が実施する対策

#### 1 砂防対策（県土整備部）

##### （1）砂防指定地の現況と対策

県内の砂防指定地の面積は、80,381.51ha（平成24年1月1日現在）で、その大部分は北勢、伊賀地域に集まっているが、その他の地域においても砂防設備の整備に伴い、砂防指定を要する箇所が年々増加している。

これらの指定地の砂防目的を十分達成するには、砂防設備を整備することはもちろん、これと併せて指定地内の行為が合法的に行われるよう管理する必要がある。このため、昭和37年度から砂防指定地に標識板を設置して指定地域を明確にするとともに、砂防意識の喚起に努めている。

##### （2）砂防事業

土砂による災害を防止するため、水源山地の渓間における砂防堰堤の築造、中流部における流路工の施工等の砂防対策事業を施工してきたが、急速な地域開発に即応した地域防災計画により、更に砂防設備整備の促進を図る。

土石流対策としては、土石流危険渓流を把握するとともに、ハード面では、砂防堰堤の設置等の砂防工事を実施する。

また諸施策を総合的かつ効率的に実施するため、国土交通省等関係機関と協働して行っていく。

県内の土石流危険渓流で人家1戸以上に被害を及ぼすおそれのある渓流は3,974箇所（三重県地域防災計画添付資料参照）である。

#### 2 地すべり対策（農林水産部、県土整備部）

一般に地すべりは、特殊な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見山くずれと判別しがたいが、緩慢な滑動に始まって最後は山くずれと同じような崩壊をおこすものであり、主に地下水に起因するのが特徴である。

また、地すべりは、その判定が難しいため、軽率に工事を進めると災害を誘発することになるので地形及び地質調査、地表移動調査並びに地下水調査等を慎重に行ったうえで適切な防災工事を実施する必要がある。

県土整備部関係の地すべり危険箇所は、87箇所であり、そのうち地すべり防止区域は24箇所、指定面積は754.37ha（平成24年1月1日現在）である。

農林水産部関係の地すべり危険箇所は、3箇所であり、そのうち地すべり防止区域は2箇所、指定面積は429.2haである。

#### 3 急傾斜地崩壊対策（県土整備部）

県内の急傾斜地（傾斜度30度以上高さ5m以上）で人家1戸以上に被害を及ぼすおそれのある地域（0戸でも官公署、学校、病院、旅館等がある場合を含む。）を調査した結果7,600箇所を数え、そのうち急傾斜地崩壊危険区域指定は730箇所、指定面積は1,416.47ha（平成24年1月1日現在）である。

このため、緊急施工の必要のある箇所から指定を行い、防止工事を計画施工する。

#### 4 総合的な土砂災害対策（県土整備部）

土石流、地すべり及びがけ崩れといった土砂災害から人命・財産を守るため、従来から実施してきた土砂災害の発生防止や流出土砂の抑止を主眼においた施設整備などのハード対策だけでなく、雨量情報等の収集や土砂災害に関する予警報を発信し、市町の警戒避難体制を支援するシステムの整備等のソフト対策と一体となった土砂災害対策を推進していく。

そのため、県は、大雨警報発表時において大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、津地方气象台と共同し土砂災害警戒情報を発表していくこととし、その伝達体制の整備などを行っていくこととする。

また、ソフト対策を推進するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」が平成13年4月に施行され、今後は、土砂災害から住民の生命を守るために基礎調査に基づき危険な区域として、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定し、それぞれの区域について以下の施策を行うこととする。

##### （1）市町が行う警戒区域毎に定める警戒避難体制の整備について支援する。

市町等へ予め土砂災害危険区域図及び警戒避難基準雨量等の情報を提供し、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て早めの避難を行うよう、警戒避難体制の整備促進を図る。

##### （2）土砂災害特別警戒区域に指定された区域については、土砂災害防止法に基づき、次の施策を行うこととする。

###### ア 特定の開発行為に対する許可制

住宅分譲地や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するため、自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと判断した場合に限って許可を行う。

###### イ 建築物の構造の規制

区域内の居室を有する建築物については、急傾斜地の崩壊等に伴う土砂が建築物に及ぼすと想定される力に対して、人命に危害が生じる損壊に対して安全が確保できるよう、構造規制を行う。

###### ウ 建築物の移転等の勧告

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に人命に危害が生じる損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して状況に応じ、移転等の勧告を行う。

#### 5 災害時要援護者関連施設の土砂災害対策（健康福祉部、農林水産部、県土整備部、防災対策部）

土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの災害時要援護者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害危険箇所について砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事等を重点的に整備する。

#### 6 緊急調査及び土砂災害緊急情報（農林水産部、県土整備部、防災対策部）

地すべりが発生した際には、必要に応じ、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施した上で土砂災害緊急情報を市町へ通知するとともに一般に周知する必要があることから、適切且つ迅速な調査、情報発信等が出来るよう体制整備する。

また、河道閉塞や火山噴火に伴う土石流については、緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知等の実施主体が、国であることから、必要な協力が出来るよう、連絡調整を行う。

市町が実施する対策

1 砂防対策、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策

土砂災害危険箇所ごとに、次に掲げる警戒避難体制を市町地域防災計画に掲載するように努めることで、万一に備えるものとする。

特に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)」による土砂災害警戒区域に指定された区域については、区域毎に土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるための必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。また、災害時要援護者関連施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

(1) 避難所の設置

(2) 避難勧告及び指示等の時期決定方法

(3) 気象情報及び異常現象並びに避難勧告等の伝達方法

(4) 避難誘導責任者

(5) 避難所の位置及び避難勧告等の住民への周知

(6) 土砂災害危険箇所の把握

(7) 土砂災害危険箇所のパトロール

(8) その他必要事項

2 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 土石流危険渓流及び地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険区域における情報、予警報の発令・伝達体制

(3) 土石流危険渓流及び地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険区域内における警戒、避難、誘導體制

(4) その他必要な事項



## 第 19 節 森林保全計画

### 第 1 項 計画目標

土砂流出、山地災害等を防止する。

### 第 2 項 対 策

#### 県が実施する対策

#### 1 流域保全・山地災害対策（農林水産部）

- (1) 荒廃林地は、主要流域の土砂生産源となり、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の一因となっているので、これまで、数次にわたる年次計画によって治山事業を推進してきたが、更に重要河川流域の保全を図るため、荒廃地の現況を把握して対策計画を策定し、崩壊地復旧及び土砂流出防止のため治山事業を緊急度の高いものから計画的に施工し、災害の防止に万全を期する。
- (2) 集中豪雨による災害は、県民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、山地災害危険地区について住民への周知を図るよう努め、毎年台風襲来時期には点検を行い警戒避難体制の整備に万全を期するとともに、緊急な箇所については、治山事業を重点的に実施する。

#### 2 保安林整備対策（農林水産部）

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、これまで年次計画等によって保安林の維持改良が図られてきたが、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも少なくないので、保安林の改良・整備を推進するものとする。

#### 市町が実施する対策

#### 1 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 山地災害危険地区
- (3) 治山対策
- (4) 山地災害危険地区の住民に対する周知対策及び警戒避難体制
- (5) その他必要な事項

## 第 20 節 治水計画

### 第 1 項 計画目標

河川の氾濫、鉄砲水、洪水等を防止する。

### 第 2 項 対 策

県が実施する対策

#### 1 河川施設（県土整備部）

本県が管理する一級河川および二級河川は 548 河川（2,337.4 km）である。

これまで平成 16 年の台風 21 号等により大きな被害を受けており、被災した河川堤防等の復旧や特に被害の集中した河川については抜本的な改良復旧および改修を実施してきている。

伊勢湾沿岸の河川では洪水時に浸水等の被害が頻発しており、熊野灘沿岸では全国有数の多雨地帯であり、毎年のように台風等に伴う豪雨に見舞われ、災害が発生している状況である。

県が管理している河川については重要度、緊急度、効率性を考慮し、平成 18 年度に策定した「三重県河川整備戦略」に基づき優先度の高い河川から河川改修等を推進するものとする。

また河川改修等のハード対策だけでなく、雨量や水位情報の提供、浸水想定区域図の作成などのソフト対策についてもあわせて推進していくとともに既存施設の適切な維持管理を行うものとする。

その他の防災関係機関が実施する対策

#### 1 河川施設

##### （1）国土交通省中部地方整備局管理河川

国土交通省中部地方整備局が管理を行っている河川は、木曾川水系と鈴鹿川水系・雲出川水系・櫛田川水系・宮川水系の 5 水系で、その管理区間の延長は 178.1 km である。

##### （2）国土交通省近畿地方整備局管理河川

国土交通省近畿地方整備局が管理を行っている河川は、淀川水系・新宮川水系の 2 水系で、その管理区間 72.6 km である。

### 参 考

#### 1 洪水調節ダムの現況

##### （1）宮川ダム

宮川ダムは、宮川の統合開発事業の一環として多気郡大台町地内に建設された洪水調節、不特定利水、及び発電を目的とした多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒 3,100 の内、毎秒 1,600 を調節し、下流岩出附近における計画高水流量、毎秒 8,400 を 7,600 に逡減を図るものである。

昭和 32 年 5 月に完成し、以後各年の出水時期においては、下流地域の水害の軽減に貢献している。

ダムの位置	.....	多気郡大台町大字久豆
水系	.....	宮川水系宮川
ダムの型式	.....	重力式コンクリートダム
堤頂長	.....	231m
堤高	.....	88.5m

堤体積	.....	389,000
総貯水容量	.....	70,500,000
有効貯水容量	.....	56,500,000
洪水調節容量	.....	24,500,000
警報装置	.....	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置を19局設置している。

## (2) 君ヶ野ダム

君ヶ野ダムは、下流の雲出川改修計画と相まって津市美杉町地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、上水道及び工業用水の供給を目的とした多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒1,100の内、毎秒650を調節し、下流大正橋附近での計画高水流量、毎秒5,000を毎秒4,500に逡減を図るものである。

昭和47年3月に完成し、以後各年の出水時期においては、下流地域の水害の軽減に貢献している。

ダムの位置	.....	津市美杉町八手俣
河川名	.....	雲出川水系八手俣川
ダムの形式	.....	重力式コンクリートダム
堤頂長	.....	323m
堤高	.....	73m
堤体積	.....	331,000
総貯水容量	.....	23,300,000
有効貯水容量	.....	19,700,000
洪水調節容量	.....	15,800,000
警報装置	.....	下流の地域にサイレン吹鳴装置12局を下流に設置している。

## (3) 滝川ダム

滝川ダムは、滝川生活貯水池建設事業として、伊賀市高山地内に建設された洪水調節、不特定利水及び水道用水の供給を行う多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒20の内、毎秒12を調節する。

平成12年7月に完成し、比自岐川流域や木津川流域の水害の軽減に貢献している。

ダムの位置	.....	伊賀市高山
河川	.....	淀川水系木津川支川比自岐川支川滝川
ダムの形式	.....	重力式コンクリートダム
堤頂長	.....	120m
堤高	.....	29.8m
堤体積	.....	30,000
総貯水容量	.....	282,000
有効貯水容量	.....	230,000
洪水調節容量	.....	110,000
警報装置	.....	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置を1局設置している。

## (4) 青蓮寺ダム

青蓮寺ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、名張市青蓮寺及び中知山内に建設された、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水、農業用水及び発電を目的とし

た多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒 1,100 の内毎秒 650 を調節する。

昭和 45 年に完成し、以後各年の出水期には、名張地区及び木津川・淀川流域の水害の軽減に貢献している。

ダムの位置	.....	名張市青蓮寺及び中知山
河川	.....	淀川水系名張川支川青蓮寺川
ダムの形式	.....	アーチ式コンクリートダム
堤頂長	.....	275m
堤高	.....	82m
堤体積	.....	175,000
総貯水容量	.....	27,200,000
有効貯水容量	.....	23,800,000
洪水調節容量	.....	8,400,000
警報装置	.....	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置 25 局を設置している。

(5) 室生ダム

室生ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、奈良県宇陀市室生区地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給を行う多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒 1,100 の内、毎秒 800 を調節する。

昭和 49 年に完成し、ダムは、奈良県内に位置するものの、下流約 12 kmにある名張地区及び木津川・淀川流域の水害の軽減に青蓮寺ダムと相まって大きく貢献している。

ダムの位置	.....	奈良県宇陀市室生区大野
河川	.....	淀川水系名張川支川宇陀川
ダムの形式	.....	重力式コンクリートダム
堤頂長	.....	175m
堤高	.....	63.5m
堤体積	.....	153,000
総貯水容量	.....	16,900,000
有効貯水容量	.....	14,300,000
洪水調節容量	.....	7,750,000
警報装置	.....	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置 15 局を設置（瀬古口まで）している。

(6) 比奈知ダム

比奈知ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、名張市上比奈知地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給及び発電を目的とした多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量 1,300 の内、毎秒 1,000 を調節する。

平成 11 年に完成し、名張川流域や木津川・淀川流域の水害の軽減に貢献している。

ダムの位置	.....	名張市上比奈知
河川	.....	淀川水系木津川支川名張川
ダムの形式	.....	重力式コンクリートダム
堤頂長	.....	355m
堤高	.....	70.5m

堤 体 積	.....	430,000
総貯水容量	.....	20,800,000
有効貯水容量	.....	18,400,000
洪水調節容量	.....	9,000,000
警 報 装 置	.....	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置 11 局を設置 (青蓮寺川の合流点まで) している。

## (7) 蓮ダム

蓮ダムは、櫛田川水系蓮川の三重県松阪市飯高町地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、発電及び水道用水の供給を目的とした多目的ダムであり、平成 3 年より管理を行っている。

洪水調節計画は、蓮ダム地点の計画高水流量 1,700 /s のうち、700 /s の洪水調節を行う計画である。平成 6 年 9 月の洪水により、中流部において多くの家屋の浸水被害が発生したことから、平成 12 年に操作規則を変更し、暫定計画として 350 /s 一定量放流方式としている。櫛田川の治水基準点(両郡橋)においては、目標流量 4,100 /s を 3,500 /s に低減させる計画である。

ダムの位置	.....	松阪市飯高町大字森
水 系	.....	櫛田川水系蓮川
ダムの形式	.....	重力式コンクリートダム
堤 頂 長	.....	280m
堤 高	.....	78m
堤 体 積	.....	484,000
総貯水容量	.....	32,600,000
有効貯水容量	.....	29,400,000
洪水調節容量	.....	17,000,000
警 報 装 置	.....	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置 25 局を設置 している。

## 第21節 海岸施設対策計画

### 第1項 計画目標

海岸保全施設により高潮等の被害を防止する。

### 第2項 海岸保全対策

#### 県が実施する対策

#### 1 海岸保全対策（農林水産部、県土整備部）

海岸保全施設は、昭和34年の伊勢湾台風等により、甚大な損害を被ったが、昭和34年度から5か年計画で伊勢湾等高潮対策事業として、総工費約55億円をもって延長53kmの改良工事が施工された。

これらの施設は建設後40年以上経過しており、この間の地盤の変動・海浜の侵食を受け、本体の沈下による亀裂や侵食の激しい海岸では堤防・護岸の基礎が洗掘され、老朽化が著しい。

今後も高潮波浪対策による生活基盤の安全性の確保、海岸侵食の防止、海岸環境の保全を図るとともに、現在防護を必要とする海岸の保全区域内の施設について整備を推進するものとする。

なお、災害危険区域は三重県水防計画に掲げる重要水防区域とする。

#### 2 漁具及び養殖施設対策（農林水産部）

沿岸における定置網等の漁具及び養殖施設（真珠、かき、魚類、わかめ、のり、内水面池中養殖等）を台風、高潮、波浪、赤潮等から防除するため、次の措置をとるよう指導する。

- (1) 施設、定置網等の漁具等の撤去
- (2) 養殖施設の避難又は養殖物の移動
- (3) 避難又は撤去できない敷設物の補強（錨、浮子、ロープ等を使用）
- (4) 海中養殖のための堤防の補強

#### 市町が実施する対策

#### 1 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 海岸における防災対策
- (3) その他必要な事項

#### 参 考

#### 1 海岸施設の現況

本県の海岸の総延長は、1,087,939mで、うち海岸保全区域の指定延長は527,058mで、所管別内訳は、国土交通省329,378m、農林水産省197,680m（農村振興局99,438m、水産庁98,242m）となっている。

なお、指定総延長は、重複区間を考慮した純延長である。

## 第22節 文教対策計画

### 第1項 計画目標

災害発生時における児童生徒等の安全を確保する。

### 第2項 対 策

#### 県が実施する対策

県教育委員会は、次に掲げる事項について実施する。環境生活部は、私立学校管理者に対し、これに準じた対策を実施するよう要請する。

#### 1 防災上必要な組織の整備・安全教育（環境生活部、教育委員会）

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では、平素から災害に備え教職員等の任務の分担及び相互の連携等についての組織を整備する。また、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに防災思想の普及に努める。

#### 2 防災上必要な計画及び訓練（環境生活部、教育委員会）

教職員及び児童生徒等の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災計画を作成し、その訓練に努める。

#### 3 登下校時の安全確保（環境生活部、教育委員会）

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を策定するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

#### 4 施設等の予防（環境生活部、地域連携部、教育委員会）

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

#### 5 被害防止対策（教育委員会）

文化財の被害を未然に防止、又は文化財の被害拡大を防止するため、県教育委員会は市町教育委員会を通じ、文化財の所有者及び管理者、管理団体に次の点に留意して保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

留意点：防災組織の設置・充実、防災施設の整備、防災知識の普及と訓練の実施、文化財の日常的な点検、その他必要な防災対策の施行

#### 市町が実施する対策

#### 1 防災上必要な組織の整備・安全教育

「＜県が実施する対策＞ 1 防災上必要な組織の整備・安全教育」に準ずる。

#### 2 防災上必要な計画及び訓練

「＜県が実施する対策＞ 2 防災上必要な計画及び訓練」に準ずる。

#### 3 登下校時の安全確保

「＜県が実施する対策＞ 3 登下校時の安全確保」に準ずる。

#### 4 施設等の予防

「＜県が実施する対策＞ 4 施設等の予防」に準ずる。

#### 5 被害防止対策

「＜県が実施する対策＞ 5 被害防止対策」に準ずる。

6 市町地域防災計画で定める事項

- ( 1 ) 実施責任
- ( 2 ) 各教育施設別の防災計画の充実
- ( 3 ) 防災訓練
- ( 4 ) 学校（園）防災教育の推進

その他の防災関係機関が実施する対策

- 1 防災上必要な組織の整備・安全教育（私立学校管理者）  
「＜県が実施する対策＞ 1 防災上必要な組織の整備・安全教育」に準ずる。
- 2 防災上必要な計画及び訓練（私立学校管理者）  
「＜県が実施する対策＞ 2 防災上必要な計画及び訓練」に準ずる。
- 3 登下校時の安全確保（私立学校管理者）  
「＜県が実施する対策＞ 3 登下校時の安全確保」に準ずる。
- 4 施設等の予防（私立学校管理者）  
「＜県が実施する対策＞ 4 施設等の予防」に準ずる。



## 第 23 節 火災予防計画

### 第 1 項 計画目標

災害時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止を徹底する。

### 第 2 項 対 策

県が実施する対策

#### 1 火災予防の推進

##### (1) 火災予防運動の実施（防災対策部）

県民に火災予防思想と具体的な予備知識を浸透させるため、県内一斉に県と市町が中心となり、関係機関団体の協力のもとに、春秋 2 回火災予防運動を実施する。

##### (2) 防火管理者制度の徹底（防災対策部）

防火管理者を選任しなければならない防火対象物（消防法第 8 条第 1 項）については、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、その他防火管理上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導する。

##### (3) 住宅防火対策の推進（防災対策部）

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、三重県住宅防火対策推進協議会を通じ、消防本部等が中心となり、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

##### (4) 保安講習の実施（防災対策部）

消防法に規制を受ける危険物の取扱い作業従事者の資質向上を図るため、保安講習を実施するとともに、施設の管理者に対し自主的な保安教育を実施するよう指導する。

##### (5) 建築物の不燃化（県土整備部、防災対策部）

建築物の耐火構造化及び内装材の防災化を促進するため、次の施策の推進を図る。

ア 都市計画法の規定による防火地域、もしくは準防火地域の指定にかかる助言

イ 都市再開発法に基づく市街地再開発事業による不燃化対策への指導・助言

ウ 高層建築物、旅館、劇場等の防火対象物における、消防法第 8 条の 3 に規定する防災物品の使用推進

##### (6) アーケード設置連絡協議会の開催（県土整備部、警察本部）

アーケードの設置は、防火上種々の弊害を伴うので、抑制の方針をとっているが、設置の許可の申請が提出されたものについては、道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長又は消防署長等をもって構成している「アーケード設置連絡協議会」を開催し、建築基準法、消防法等適合の有無、設置の可否等について連絡調整を図り、災害予防の万全を期する。

##### (7) 火災検討会の開催（防災対策部）

大火若しくは特殊な火災については、その都度、関係機関、学識経験者等によって火災検討会を開催し、火災防御の内容をあらゆる角度から検討して、将来の火災防御活動及び火災予防対策に万全を期する。

##### (8) 消防力の強化（防災対策部）

ア 公設消防力の強化

次により市町の消防力の強化に努める。

(ア) 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」(平成 12 年消防庁告示第 1 号)に沿って消防組織の整備充実を図る。

また、消防団員の数は減少の傾向にあるので、これを補充増強するため消防団員確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充し資質の向上を図り、青年・女性層の参加を促進するなど消防団員組織の活性化を推進する。

(イ) 消防学校の整備並びに消防教育訓練の充実

(ウ) 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。

イ 自衛消防力の強化育成

建築物の高層化及び内装材への石油製品の使用等に伴い、火災における濃煙、有毒ガスの発生等の危険が高まっているので、消防機関を通じて、防火対象物(消防法第 8 条に規定するもの)の関係者に対し、防火管理者制度の徹底と結び付けて、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図るものとする。

2 特定防火対象物等火災予防対策

(1) 特定防火対象物(防災対策部)

ア 防火管理者制度の効果的な運用

消防機関を通じて、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物には、防火管理者を選任させ、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導する。

(2) 県立学校建物(教育委員会)

県立学校の建物については、毎年、消防用設備等点検業務の委託を行い、不良箇所の修繕を行う。国の文教施設整備計画等により、木造建築物を逐次不燃化構造へ改築を図る。

(3) 文化財(教育委員会)

県内の文化財で、防火・防災施設設備を要するものの対策は、収蔵庫、消火栓等の設置・点検、防火・防災訓練の指導徹底並びに管理者の巡回により、万全を期する。

(4) トンネル(県土整備部、防災対策部)

トンネル火災に対しては、連絡通報の確立、トンネル内の消防設備等の強化、人命救助の方法、他の車両の避難誘導並びに防火訓練の実施等について計画を策定する。

市町が実施する対策

1 火災予防の推進

(1) 火災予防運動の実施

「<県が実施する対策> 1(1)火災予防運動の実施」に準ずる。

(2) 防火管理者制度の徹底

「<県が実施する対策> 1(2)防火管理者制度の徹底」に準ずる。

(3) 住宅防火対策の推進

「<県が実施する対策> 1(3)住宅防火対策の推進」に準ずる。

## (4) 立入検査の強化

市町、消防機関は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行うものとする。

また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行うものとする。

## (5) 建築物の不燃化

ア 都市計画法の規定による防火地域、もしくは準防火地域の指定

イ 都市再開発法に基づく市街地再開発事業による不燃化対策

その他「<県が実施する対策> 1(5)建築物の不燃化」に準ずる。

## (6) アーケード設置連絡協議会の開催

「<県が実施する対策> 1(6)アーケード設置連絡協議会の開催」に準ずる。

## (7) 消防力の強化

「<県が実施する対策> 1(8)消防力の強化」に準ずる。

## 2 特定防火対象物等火災予防対策

## (1) 特定防火対象物

ア 防火管理者制度の効果的な運用

「<県が実施する対策> 2(1)ア 防火管理者制度の効果的な運用」に準ずる。

イ 立入検査指導の強化

市町、消防機関は、特定防火対象物の用途、地域等に応じ立入検査を計画的に行い、常に所轄区域の特定防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

ウ 防火対象物定期点検報告制度の実施

消防機関は防火対象物定期点検報告制度により、点検及び報告が義務づけられた一定の防火対象物について、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化等を図る。

また、同制度による点検済の表示、及び防火優良認定証の表示により利用者への情報提供を行う。

さらに、上記以外の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、消防法令を遵守している旨の表示をすることにより、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図るとともに利用者への情報提供を行う。

## (2) 公立学校建物

「<県が実施する対策> 2(2)公立学校建物」に準ずる。

## (3) 文化財

「<県が実施する対策> 2(3)文化財」に準ずる。

## 3 市町地域防災計画で定める事項

## (1) 実施責任

## (2) 初期消火体制の整備(市民、事業所)

## (3) 消防力の増強

## (4) 自主防災組織の育成・強化

## (5) その他必要な事項

## 第24節 林野火災予防計画

### 第1項 計画目標

林野火災を防止する

### 第2項 対策

県が実施する対策

#### 1 森林所有（管理）者への指導（農林水産部、防災対策部）

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行うものとする。

- (1) 防火線、防火樹帯の整備及び造林地に防火樹の導入
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 事業地の防火措置の明確化
- (4) 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
- (5) 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化
- (6) 林野火災対策用資機材の整備

#### 2 監視体制の確立（農林水産部）

林野火災防止のため、林業普及指導員、県行造林管理巡視員等の巡視による火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発令時においては、市町火災予防条例の定めるところにより、市町及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進するものとする。

#### 3 林野火災特別地域対策事業の推進（防災対策部）

市町が随時見直しを行う林野火災特別地域対策事業の実施計画について、山村振興計画、過疎地域自立促進計画、市町総合計画等各種計画と整合を保ちながら、当実施計画に基づき林野用消防施設資機材の整備等を図れるように協議を行う。

#### 4 空中消火用資機材の整備及び運用（防災対策部）

空中消火用資機材の整備を行い、三重県防災資機材備蓄センター（三重県消防学校内）、三重県備蓄倉庫（津市東古川町36）及び尾鷲市倉庫に保管し、「三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱」に基づき市町等へ貸出し、林野火災対策に万全を期することとしている。（第3章第9節消防救急活動参照）

#### 5 防災思想の普及（農林水産部、防災対策部）

関係機関の協力を得て、一般住民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及啓発を図るものとする。

なお、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林保全巡視を通じた指導や「火気取り扱い注意の掲示」・「キャンプ地等の指定炊飯場所の設置」等の措置を講ずる。

市町が実施する対策

#### 1 林野火災消防計画の確立

関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の確立に努めるものとする。

林野火災消防計画には、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について計画するものとする。

- ( 1 ) 特別警戒実施計画
  - ア 特別警戒区域
  - イ 特別警戒時期
  - ウ 特別警戒実施要領
- ( 2 ) 消防計画
  - ア 消防分担区域
  - イ 出動計画
  - ウ 防護鎮圧計画
- ( 3 ) 資機材整備計画
- ( 4 ) 啓発運動の推進計画
- ( 5 ) 防災訓練の実施計画
- 2 森林所有（管理）者への指導
  - 「 < 県が実施する対策 > 1 森林所有（管理）者への指導」に準ずる。
- 3 監視体制の確立
  - 「 < 県が実施する対策 > 2 監視体制の確立」に準ずる。
- 4 防災思想の普及
  - 「 < 県が実施する対策 > 5 防災思想の普及」に準ずる。
- 5 山林、原野等における喫煙の制限
  - 火災が発生するおそれが大であると認める山林、原野等の場所については、区域を指定のうえ喫煙を制限することとする。
- 6 市町地域防災計画で定める事項
  - ( 1 ) 実施責任
  - ( 2 ) 林野火災消防計画の確立
  - ( 3 ) 森林所有（管理）者への指導
  - ( 4 ) 監視体制の確立
  - ( 5 ) その他必要な事項

## 第 25 節 海上災害予防計画

### 第 1 項 計画目標

海上における災害及び陸上から海域への流出油事故等の災害を未然に防止し、または、これらの災害が発生した場合の被害の拡大を防止する。

### 第 2 項 対 策

#### 県が実施する対策

- 1 防災設備及び防災資機材等の整備（農林水産部、県土整備部、防災対策部）  
災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、必要に応じ、設備及び資機材を備蓄・整備・点検するとともに、特に次に掲げる資機材についてはその増強に努めるものとする。
  - (1) 化学消火剤、オイルフェンス、油処理剤及び油吸着剤等
  - (2) 油回収器、照明機器、通信機器、ガス検知器（可燃性ガス及び有毒性ガス用）、耐熱防火衣及び空気又は酸素呼吸器等
- 2 防災訓練の実施（農林水産部、県土整備部、防災対策部、警察本部）  
災害の拡大防止方法を演習し、防災活動の迅速かつ的確な実施と相互の有機的連携を図るため、海上災害に対する総合的な防災訓練を実施するものとする。
- 3 調査研究の実施（農林水産部、県土整備部、防災対策部、警察本部）  
防災活動の円滑な実施を図るため、次の資料を整備し、その充実を図るものとする。
  - (1) 災害発生状況及び災害の訓練等に関する資料の整備
  - (2) 災害発生の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）の整備
  - (3) 港湾状況の調査（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場及びはしけ溜り等における防災対策調査）
  - (4) 防災施設、資機材等の種類・分布状況の調査
- 4 危険物積載船舶等の対策（県土整備部、防災対策部）  
海上災害に対する防災意識の高揚を図るため、海上保安部が実施する指導啓発等に協力するものとする。
- 5 海上防災思想の普及、海上安全防災対策に関する指導、育成（防災対策部）  
防災活動を行うために必要な知識を身につけるため、各種機関の行う研修、訓練等に参加することにより、職員教育を行うものとする。

#### 市町が実施する対策

- 1 防災設備及び防災資機材等の整備  
「<県が実施する対策> 1 防災設備及び防災資機材等の整備」に準ずる。
- 2 防災訓練の実施  
「<県が実施する対策> 2 防災訓練の実施」に準ずる。
- 3 調査研究の実施  
「<県が実施する対策> 3 調査研究の実施」に準ずる。
- 4 危険物積載船舶等の対策  
「<県が実施する対策> 4 危険物積載船舶等の対策」に準ずる。

5 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 海上防災思想の普及、海上安全防災対策に関する指導・育成
- (3) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 防災設備及び防災資機材等の整備（防災関係機関）

「＜県が実施する対策＞ 1 防災設備及び防災資機材等の整備」に準ずる。

2 防災訓練の実施（防災関係機関）

「＜県が実施する対策＞ 2 防災訓練の実施」に準ずる。

3 調査研究の実施（防災関係機関）

「＜県が実施する対策＞ 3 調査研究の実施」に準ずる。

4 危険物積載船舶等の対策（海上保安部）

- (1) 海上災害に対する防災意識の高揚を図るための指導啓発
- (2) 港湾における危険物積載船舶等の運航・荷役に関する安全指導
- (3) 海面に油等の危険物が流出した場合における船舶交通の規制又は禁止
- (4) 港内における危険物施設並びにタンカー周辺における火気使用制限又は禁止措置
- (5) 大型危険物積載船等の運行者又は代理店に対し、出入港時刻の調整、水先人及びタグボートの手配等留意事項の徹底

5 海難事故防止対策（海上保安部）

- (1) 巡視船艇による巡視警戒及び航法指導
- (2) 船舶運航管理者及び乗組員に対する安全運航を指導
- (3) 船舶の消防等防災設備の点検整備指導

6 海上災害防止センターの対策（海上災害防止センター）

海上災害防止センターは、事故原因者からの委託又は海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する。

- (1) 防除資機材の備え付けを義務付けられた船舶所有者に変わり、油回収船及びオイルフェンスなどの防御資機材を整備し、船舶所有者の利用に供する。
- (2) 海上防災のための措置に関する訓練を行う。
- (3) 海上防災のための措置技術についての調査研究と資機材の開発を行い、その成果の普及を図る。

## 第 26 節 危険物施設等災害予防計画

### 第 1 項 計画目標

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の事故等による災害の発生及び拡大の防止に努める。

### 第 2 項 対 策

県が実施する対策

#### 1 LP ガス、都市ガス災害予防対策

LP ガス及び都市ガス（以下「ガス」という。）は、県内全域に供給、消費されていることにかんがみ、これによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、防災関係機関、LP ガス販売事業者、都市ガス事業者及び取扱者（以下「ガス事業者等」という。）並びにガス消費者の保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期する。

##### （1）保安、防災体制の確立（防災対策部）

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びガス事業者等は、相互に連絡をとり、協力活動体制を協議し、地域毎の保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と、住民の安全対策の推進を図る。

##### （2）資料の提供（防災対策部）

必要に応じ LP ガス販売事業者及び都市ガス事業者等に対し、資料を提供する。

##### （3）土木工事におけるガス埋設管の安全対策（県土整備部）

道路管理者は、ガス管等の埋設されている道路について、道路法に基づく道路の占用許可を与える際には、当該申請者に対し、次の事項について、指示又は、条件を付するものとする。

ア 地下埋設物の管理者と十分協議のうえ、工事施工箇所の地下埋設物の位置を確認できる図面を提出すること。

イ 掘削の際は、工事による地盤沈下、崩壊予防並びに地下埋設物を防護するための十分な対策を講ずること。

ウ 地下埋設物に影響のある掘削は人力により施行すること。

エ 工事着工の前日までに、市町消防機関及び地下埋設物の管理者に、工事予定期間を了知させるとともに、危険防止について協議し指導助言を受けること。

オ 工事箇所についての通行止め、迂回路、危険箇所等の標識を要所に設置すること。

カ 工事の施工を下請けさせる場合においては、元請者は、上記事項を十分周知徹底させること。

##### （4）ガス消費者に対する啓発（防災対策部）

ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため、必要な啓発を行う。

#### 2 高圧ガス災害予防対策（防災対策部）

公共の安全を確保するため、関係事業者に対し、高圧ガス保安法の技術上の基準の遵守について徹底するなど高圧ガスによる事故（火災、爆発、漏洩等）の発生防止に努め、災害予防対策に万全を期する。

##### （1）高圧ガス製造所等に対する規制、指導

高圧ガス製造所等に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合状況について確認を行うとともに、その都度、災害予防上必要な措置等について指導する。



## (2) 高压ガス移動車両に対する規制、指導

高压ガスを移動する車両の管理者等に対し、移動基準を遵守させるとともに、移動監視者に対する講習会の開催、路上取締り等を実施し、移動中の事故、災害防止の徹底を図る。

## (3) 保安教育等の実施

高压ガス製造事業者等及びその取扱者に対し、保安教育を実施するとともに、事業者自らが行う保安教育、訓練について指導助言を行うなど保安管理技術の向上を図る。

## 3 毒物劇物災害予防対策（健康福祉部）

災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等不測の事態に備えて、次の対策を講じるとともに、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）の指導を強化する。

## (1) 毒物劇物保有状況及び事故処理剤・治療用薬剤備蓄状況等の把握及びこれらのデータベース化

## (2) 毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）の策定及び指導

## (3) 毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会の実施

## 4 火薬類保安規制対策（防災対策部）

## (1) 火薬類の規制、指導

火薬類取締法に基づく火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費及びその他の取扱いについて同法に定める技術上の基準に適合するよう関係事業者を指導監督することにより、災害の防止と公共の安全確保について万全を期する。

## (2) 立入検査等

常時関係事業の指導と関係者の防災体制のチェックを行うため、関係法令に定める権限に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費等各場所の立入検査、保安検査を行う。また、施設の整備、法令の遵守等保安状態を整えるため、関係機関と連携して指導する。

## (3) 火薬類の保安対策

火薬類取扱者に対する保安教育を実施することにより、保安意識の高揚を図り、自主保安の徹底を指導する。

## 5 近県の原子力発電所の安全確保に係る通報連絡体制（防災対策部）

近県の原子力発電所の安全確保に関する通報連絡について、県民の不安を解消することを目的として以下の事項について、電力事業者との連絡体制を整備する。

## (1) 地震、津波、火災などにより、原子炉施設に非常事態が発生したとき

## (2) 放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき

## (3) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき

## (4) その他上記各項に準ずる異常が発生したとき

## 市町が実施する対策

## 1 危険物災害予防対策

## (1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともにその都度災害予防上必要な指導を行う。

( 2 ) 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運転者に対し移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ路上取締りを実施し運転者への直接指導を行う。

( 3 ) 保安教育の実施

消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

2 LPガス、都市ガス災害予防対策

「 < 県が実施する対策 > 1 LPガス、都市ガス災害予防対策」に準ずる。

3 市町地域防災計画で定める事項

( 1 ) 実施責任

( 2 ) 危険物施設等の現況

( 3 ) 消防の役割

( 4 ) 事業所の役割

( 5 ) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 危険物災害予防対策（危険物製造所等の管理者、監督者、取扱者）

( 1 ) 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者、監督者は、取扱者に対し、保安教育を実施する。

( 2 ) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

ア 火災、爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ 危険物施設の管理、点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に実施できるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ 保安体制の整備、確立

緊急時における保安体制の整備と市町、消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、運搬時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ運搬経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

オ 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは、必要に応じ教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

2 LPガス、都市ガス災害予防対策

ガスは、県内全域に供給、消費されていることにかんがみ、これによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、ガス事業者等並びにガス消費者の保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期する。

( 1 ) 保安、防災体制の確立 ( ガス事業者 )

「 < 県が実施する対策 > 1 ( 1 ) 保安、防災体制の確立」に準ずる。

( 2 ) 資料の提供 ( ガス事業者 )

ア LP ガス販売事業者は、必要に応じ市町消防機関、警察署及び道路管理者に対し LP ガス供給施設等の資料を提供する。

イ 都市ガス事業者は、必要に応じ市町消防機関、警察署及び道路管理者に対し、ガス供給施設等の資料を提供する。

( 3 ) ガス供給施設の安全対策 ( ガス事業者 )

ア LP ガス販売事業者及び都市ガス事業者は、防災上必要と認める箇所にガス遮断装置を設置する。

イ ガス共同供給施設を有する防火対象物の管理者は、ガスが滞留するおそれのある場所に、漏えいした場合、これを検知し、警報する設備を設置するよう努める。

( 4 ) 土木工事におけるガス埋設管の安全対策 ( 道路管理者、ガス事業者等 )

ア 「 < 県が実施する対策 > 1 ( 3 ) 土木工事におけるガス埋設管の安全対策」に準ずる。

イ ガス事業者等は、工事中の巡回点検、指導を強化するとともに、必要に応じ安全点検を行うこと。

ウ ガス事業者等は、事故発生に備え、緊急車の配置とガス検知器等の防災資機材を常時整備する。

( 5 ) ガス供給施設等の管理の徹底 ( ガス事業者等、大口ガス消費者 )

ア ガス事業者等は、ガス供給施設の点検を励行し、施設の管理を徹底する。

イ ガス事業者等は、ガスの消費施設の点検を定期的に行うとともに、消費者に対し保安指導を行う。

ウ 大口ガス消費者は、責任者を定めガス使用開始及び終了時に必ず設備の点検を行うよう努める。

( 6 ) 緊急時の対応 ( 大口ガス消費者 )

大口ガス消費者は、ガス漏れ等の異常時における避難誘導及びガス事業者等への通報訓練等を行う。

( 7 ) ガス消費者に対する啓発 ( 大口ガス消費者 )

「 < 県が実施する対策 > 1 ( 4 ) ガス消費者に対する啓発」に準ずる。

3 高圧ガス災害予防対策

公共の安全を確保するため、高圧ガス保安法の技術上の基準の遵守、保安管理技術の向上を図るなど高圧ガスによる事故 ( 火災、爆発、漏洩等 ) の発生の防止に努め、災害予防対策に万全を期する。

( 1 ) 中部近畿産業保安監督部による指導監督 ( 中部近畿産業保安監督部 )

「 < 県が実施する対策 > 2 高圧ガス災害予防対策」に準ずる。

( 2 ) 高圧ガス製造施設等の保安対策 ( 高圧ガス製造事業者等 )

次の対策を講じ災害の防止に努める。

ア 保安管理体制の整備

施設の規模、製造実態等に応じた保安管理体制及び緊急時における通報体制を整備、確立する。

イ 施設の管理強化

高圧ガス製造施設等を適正に運転・維持するため、点検基準、作業標準等を整備するとともにその充実に努める。

ウ 保安教育の推進

取り扱う高圧ガスの性状等に関する情報、異常時における対応方法等の習熟を図るため保安教育の推進に努める。

4 毒物劇物災害予防対策（毒物劇物業者等）

毒物劇物による事故の発生の防止に努め、災害予防対策に万全を期する。

- ( 1 ) 施設の管理・点検等の強化を図る。
- ( 2 ) 保健所等関係機関への届出体制を確立する。
- ( 3 ) 従事者に対し教育訓練を実施する。

住民が実施する対策

1 LPガス、都市ガス災害予防対策

- ( 1 ) ガス消費者は、ガスの燃焼器具を使用する場所に、ガス洩れ警報機を設置するよう努める。
- ( 2 ) ガス消費者は、安全装置付きガス器具を設置するよう努める。

## 第 27 節 公害対策計画

### 第 1 項 計画目標

自然現象または人為的な原因により、各種貯蔵施設、ばい煙発生施設、排水施設等に災害が発生した場合に被害の拡大防止に努める。

### 第 2 項 対 策

#### 県が実施する対策

- 1 ばい煙発生施設又は指定施設等（環境生活部）
  - (1) 災害が発生した場合には、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設等の被害の状況の把握に努めるものとする。
  - (2) 災害発生により、工場・事業場の各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設等に事故が生じた場合には、設置者は関係機関に速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を報告するものとする。また、県は関係職員を現地に派遣し、被害状況の把握に努めるとともに、設置者に対し、緊急の防災措置をとるよう指示するなど、住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする
- 2 特定施設又は排水処理施設等（環境生活部）
  - (1) 災害の発生に伴う工場・事業場からの有害物質等を含む汚水又は廃液の流出等に対応するため、県は特定施設又は排水処理施設等の被害の発生状況の把握に努めるものとする。
  - (2) 災害発生により、工場・事業場の特定施設又は排水処理施設等に事故が生じた場合には、設置者は関係機関に速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を報告するものとする。また、県は関係職員を現地に派遣し、被害状況の把握に努めるとともに設置者に対し、緊急の防災措置をとるよう指示するなど、住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

#### 市町が実施する対策

- 1 市町地域防災計画で定める事項
  - (1) 実施責任
  - (2) ばい煙発生施設又は指定施設
  - (3) 排水施設又は特定施設
  - (4) その他必要な事項

## 第 28 節 低湿地対策計画

### 第 1 項 計画目標

低湿地におけるたん水、ため池氾濫、地盤沈下等を防止する。

### 第 2 項 対 策

県が実施する対策

#### 1 たん水防除対策（農林水産部）

近年河床の上昇や上流地域の開発、林相の変化等により下流部の流量が増大するようになり、たん水被害が発生しているため、その防除事業が必要になっている。

県内のたん水防除事業実施地区は 7 地区となっており、これらの地区に対しては、排水機、排水路、樋門及び堤防の防災施設の整備事業を計画施行している。

なお、低位部農用地の排水路は、一般に断面が狭小不均整であるうえ、屈曲もはなはだしいので、改良事業を推進する。

#### 2 老朽ため池対策（農林水産部）

本県には、かんがい用のため池がおよそ 3,500 箇所存在し、農業用水施設として重要な役割を果たしている。これらのため池の多くは 200～300 年も前に築造されたもので、斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐も老朽化して機能が衰微しており、堤体からの漏水も多く、決壊の危険性もっているため、災害予防上必要度の高いものから改修（補強）事業を実施している。

なお、ため池改修事業は、その規模に応じて県と市町事業に分けて実施する。（三重県地域防災計画添付資料参照）

#### 3 地盤沈下対策（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

##### （1）地盤沈下の現況

北勢地域の伊勢湾臨海部における地盤沈下は、海蔵川以南の四日市市の一部と楠町（当時）が昭和 32 年に工業用水法の指定を受け、工業用地下水の揚水規制をした結果、海蔵川以南については、昭和 48 年以降沈下現象は鈍化し、沈静化の傾向にある。

また海蔵川以北の四日市市から木曽岬町に至る臨海部においては、昭和 47、48 年頃、年間沈下量が最大 15～20 cm に達する地域もあり、また沈下範囲もほとんど全域にわたっていたが、昭和 50 年 4 月に県公害防止条例を改正し、揚水量規制を実施した結果、昭和 60 年以降地盤沈下は沈静化の傾向にある。しかし、異常湧水であった平成 6 年においては、平年を上回る沈下が観測されている。

特に桑名市長島町内においては、観測以来の累積沈下量が 1.6m に達し、濃尾平野地域で最大である。また、平均満潮位以下の面積も 55km<sup>2</sup> となっており、耕地においても、慢性的な排水障害が生じているほか、井戸や樋門の抜け上等、各種構造物にも被害が見られ、洪水や高潮災害等の危険性もあり、これらの対策事業が進められている。

##### （2）地盤沈下調査とその対策

広域的な地盤沈下の状況を把握するため、昭和 46 年から東海三県地盤沈下調査会を発足させ、更に 50 年から従来の計量部会に解析部会を加え、各機関の実施した水準測量や水収支の解析結果等を取りまとめ毎年定期的に公表を行っている。

また、昭和 36 年以来、水準測量を実施し、沈下の実態把握に努める一方、昭和 50 年 4 月から、県公害防止条例を改正し、第 1 号、第 2 号地域における揚水設備の新設は、許可制にするとともに届出制の強化、更には、昭和 52 年 4 月 1 日以降は、一部用途については、揚水量の

20%の削減規制を実施しているが、その概要は図のとおりである。

このほか、昭和 50 年度から専門家による三重県地盤沈下調査研究会を発足させ、地盤沈下の実態把握と対策について調査研究を実施している。一方、国においても昭和 60 年 4 月に「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」(平成 7 年 9 月一部改正、平成 17 年 3 月申し合わせ)が閣議決定され、広域的かつ総合的に地盤沈下防止対策等の推進が図られている。

#### 市町が実施する対策

##### 1 老朽ため池対策

ため池改修事業は、その規模に応じて県と市町事業に分けて実施する。

##### 2 市町地域防災計画で定める事項

###### ( 1 ) 実施責任

###### ( 2 ) 湛水防除対策

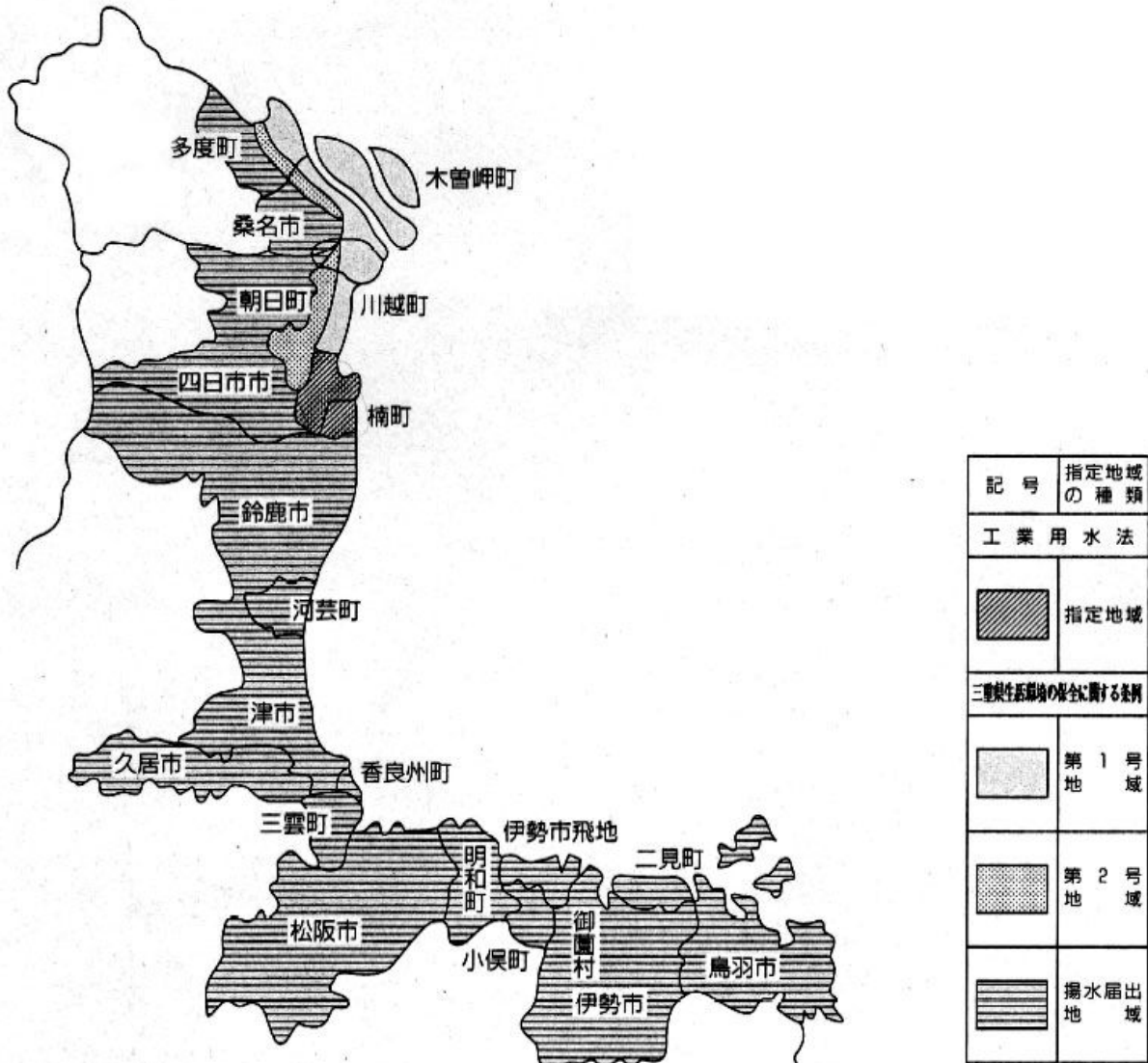
###### ( 3 ) ため池施設の整備

###### ( 4 ) 地盤沈下対策

###### ( 5 ) その他必要な事項

参 考

地下水の採取の規制に関する指定地域と規制の概要





### 工業用水法による指定地域と規制の概要

(対象揚水設備は、工業の用に供しようとする吐出口断面積 6 cm<sup>2</sup> 以上の設備)

指定地域の種類	許可の基準		例外許可	その他
	ストレーナーの位置	吐出口の断面積		
旧規模 四日市市	100m以深 230m以深	21 cm <sup>2</sup> 以下	指定地域における地下水の水源の保全に著しい支障を及ぼすおそれがない場合において、その井戸により採取する地下水をその用に供することが工業の遂行上必要かつ適当であつて他の水源をもって代えることが著しく困難なときは許可をすることができる。	揚水設置を変更する場合は許可を要する。揚水量の報告、氏名等の変更・継承・廃止などの各種届出を要する。
拡大地域 四日市市		21 cm <sup>2</sup> ~ 46 cm <sup>2</sup> 以下		
拡大地域 四日市市 (旧楠町)	50 cm以深 150 cm以深	21 cm <sup>2</sup> 以下 21 cm <sup>2</sup> ~ 46 cm <sup>2</sup> 以下		

### 三重県生活環境の保全に関する条例による指定地域と規制の概要

(許可又は届出対象揚水設備は家庭用を除く吐出口断面積 6 cm<sup>2</sup> 以上の設備)

指定地域の種類	規制の概要			その他
	既設揚水設備	揚水規制	新設	
第 1 号域	昭和 50 年 5 月 30 日までに届出たものは、別に定める日まで許可を受けたものとみなす。吐出口の断面積が 19 cm <sup>2</sup> 以上の揚水設備には水量測定器を設置しなければならない。	農業用・水産養殖用・水道事業用以外で 10 m以深から揚水しているものは、昭和 52 年 4 月以降 20%削減を要する。	防火、保安、その他特に必要と認められた場合を除き下記の許可基準が適用され、水量測定器も同時に設置を要する。	揚水設備や用途を変更する場合は許可を要する。水量測定器の設備報告、揚水量の報告、その他継承・廃止などの各種届出を要する。
第 2 号域			ストレーナー位置 地下 10m以浅 吐出口の断面積 19 cm <sup>2</sup> 以下 原動機の定格出力 2.2KW 以下 工場等の総揚水水量 350m <sup>3</sup> / 日以下	
揚水届出地域	揚水施設を新設する場合はあらかじめ届出を要する。その他変更・継承・廃止等もその都度届出を要する。			

## 第 29 節 都市型水害予防計画

### 第 1 項 計画目標

都市部における水害を未然に防止し、または、これからの水害が発生した場合の被害の拡大を防止する。

### 第 2 項 対 策

#### 県が実施する対策

#### 1 都市型水害に強い土地利用の推進（県土整備部、防災対策部）

浸水等による災害発生のおそれのある区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、洪水による浸水想定区域図を作成するなど、市町の洪水ハザードマップ作成を支援していく。

また、市町が作成した洪水ハザードマップ等に基づき、安全な県土利用や浸水に対応した建築方式を促していく。

#### 2 防災施設の耐水性の確保（総務部、各施設管理者）

各県庁舎、施設、防災倉庫等の防災施設について、浸水時の機能確保に関する点検を実施し機器の嵩上げ、防水壁設置等必要な対策を進める。

#### 3 情報収集体制の整備（県土整備部、防災対策部）

災害対策本部に集まる浸水、被災状況、水防活動状況等と河川管理者に集まる水位情報を互いに共有する体制整備を進める。

#### 4 河川の整備（県土整備部）

都市地域河川の有堤区間については、河川改修により、背後地の利用状況を考慮し、堤防の安全性を高めていく。

#### 5 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び浸水想定区域の指定（県土整備部）

洪水により相当な被害が発生するおそれがあるものと認められる河川について、沿岸住民の避難の目安となるよう、新たに水防法に基づく避難判断水位（特別警戒水位）の設定に努めるものとする。

また、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川または特別警戒水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定していくものとする。

その場合、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。

#### 6 大型水門、排水ポンプ場の遠隔操作化（県土整備部）

河川の排水ポンプ場について、操作の確実性、迅速性向上のため、遠方監視カメラ・遠方操作化等の監視施設整備を進める。

#### 7 側溝、マンホール等への転落防止対策（県土整備部）

転落事故を防ぐために必要箇所には、側溝蓋を設置し、マンホール蓋の浮上、飛散防止のため、道路占有者に指導を行うと共に道路パトロールにより路面状況の把握に努める。

#### 8 災害時要援護者対策（健康福祉部、各施設管理者）

避難地、避難路等の防止施設及び病院、社会福祉施設等の災害時要援護者に関連した施設に対する災害対策を重点的に実施するとともに劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

## 9 避難対策

## (1) 避難者支援のための資機材、物資の確保(防災対策部)

簡易トイレ、毛布、発電機等避難者支援用資機材について、県内 5 ヶ所の防災拠点施設等に備蓄していく。

## (2) 避難所運営体制の確立(健康福祉部、防災対策部)

市町における避難所の円滑な運営を図るため、県が作成した避難所運営マニュアル策定指針に基づき、市町や地域で避難所運営マニュアルを作成するよう働きかけていくものとする。

## 市町が実施する対策

## 1 都市型水害に強い土地利用の推進

浸水による災害発生の恐れのある区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、都市の浸水常襲地域において高低差、浸水状況を把握し、浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション結果を活用することにより、ハザードマップの作成を進める。

また、作成した洪水ハザードマップ等により情報提供を行い、安全な県土利用や浸水に対応した建築方式を促していくとともに、避難、誘導訓練等に活用していく。

## 2 防災施設の耐水性の確保

「<県が実施する対策> 2 防災施設の耐水性の確保」に準ずる。

## 3 情報収集体制の整備

「<県が実施する対策> 3 情報収集体制の整備」に準ずる。

## 4 河川の整備

「<県が実施する対策> 4 河川の整備」に準ずる。

## 5 排水ポンプ場の耐水性強化

河川下水道の排水ポンプ場について、氾濫、浸水時の機能確保のため、施設、機器の嵩上げなど必要な耐水性強化対策を進めるとともに、操作の確実性、迅速性向上のため、遠方監視カメラ・遠方操作化等の監視施設整備を進める。

## 6 側溝、マンホール等への転落防止対策

「<県が実施する対策> 7 側溝、マンホール等の転落防止対策」に準ずる。

## 7 災害時要援護者対策

「<県が実施する対策> 8 災害時要援護者対策」に準ずる。

## 8 基礎調査、影響予測の実施

都市の浸水常襲地域において高低差を把握し浸水状況を把握するために、微地形調査を実施する。また、浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーションを活用し、それらを元にハザードマップを作成して住民に情報提供し、避難、誘導訓練等に活用する。

## 9 水災危機管理、被害軽減対策

## (1) 避難者支援のための資機材、物資の確保

食料、毛布等避難者支援用資機材について、浸水による輸送が困難と予想される避難所については耐水性を考慮した保管場所を確保する。また避難者を救出するためにボート等の確保に努める。

## (2) 地下空間対策

地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設(以下「地下街等」という。)について地下への浸水経路、浸水形態を把握し、防水扉の整備、防水板の嵩上げ等、耐水化対策を指導していく。

また、地下街等の管理者へ FAX 等により河川情報、降雨等の情報を伝達する情報システムを整備し、地下空間からの避難誘導等について安全確保対策を進める。

(3) 自動車被害の軽減

浸水時の通行困難箇所を点検し、当該箇所での自動車交通利用の危険度を住民に周知する。

(4) 水災廃棄物対策

浸水により使用できなくなった家電製品、畳、家具等の水災廃棄物が大量に出ることが予想されるためあらかじめ廃棄物処理計画を検討する。

10 住民避難、誘導

(1) 住民の避難誘導対策

避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

また水防団と協議し、災害時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

(2) 災害時要援護者避難誘導対策

高齢者、障がい者その他のいわゆる災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者にかかる避難誘導體制の整備に努める。

11 浸水想定区域における避難体制の整備

「第 2 章第 1 1 節 <市町が実施する対策> 5 浸水想定区域における避難体制の整備」に準じる。

その他の防災関係機関が実施する対策

1 施設の浸水対策の推進及び代替性の確保（ライフライン関連機関、廃棄物処理施設）

上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について浸水対策を進めるとともに系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

2 地下街等における避難体制の整備（地下街等の管理者・所有者）

地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を実施するよう努めるものとする。

特に、市町地域防災計画において名称及び所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、単独または共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るため施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等について避難確保計画を作成し、市町長に報告するとともに、公表するものとする。



## 第3章 災害応急対策計画



# 第 3 章 災害応急対策計画

## 第 1 節 活動体制

### 第 1 項 防災目標

災害発生時に、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できる体制を構築する。

### 第 2 項 対 策

県が実施する対策

#### 1 県の活動体制（防災対策部）

##### （1）県災対本部

県災対本部は、県の地域に災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、基本法第 23 条の規定に基づき設置する特別の組織であり、その大綱は、三重県災害対策本部に関する条例（昭和 37.10.13 三重県条例第 45 条）同施行規則（昭和 38.3.5 三重県規則第 11 号）の定めるところによるが、機構及び所掌事務の概要は、次のとおりである。

##### ア 設 置

県災対本部は次の場合に設置する。

- （ア）県内に気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく暴風、暴風雪、大雨（雪）、高潮又は洪水警報が発表されたとき。
- （イ）県内に気象業務法に基づく波浪警報又は大雨、高潮若しくは洪水注意報が発表された場合において、知事が必要と認めるとき。
- （ウ）その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で知事が必要と認めるとき。

##### イ 廃 止

県の地域内に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長（知事）が認めるとき。

##### ウ 配備体制

本庁は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、次の基準による配備の体制を整える。

県地域機関も、この基準に準じて、それぞれの地域の特性、機関の規模及び任務に即応した体制を整えるものとする。

##### （ア）準備体制

県内に災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い速やかに県災対本部を設置するための前段階として「準備体制」を次の場合に配備するものとする。

配 備 内 容	配備人員	配 備 時 期
配備体制により規定された職員が情報連絡活動を円滑に行い、状況に応じ、警戒体制に移れる体制	各班の配備計画による人員	1 波浪警報が県内に発表されたとき。 2 大雨、洪水、高潮注意報のいずれかが県内に発表されたとき。 3 その他異常な原因による災害等が発生したとき。



## (イ) 警戒体制、非常体制

被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、県災対本部を設置し、次の基準により警戒体制、非常体制をとるものとする。

種別	配備内容	配備人員	配備時期
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で所掌する応急対策を迅速的確に行い得る体制	各班の配備計画による人員	1 次の警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪警報 (2) 大雨(大雪)警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで知事が必要と認めたとき。
非常体制	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、県の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制	全職員	1 県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象若しくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで知事が必要と認めたとき。

- a 災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整えるものとする。
- b 各部隊長及び副部長(警察本部を除く)は、配備基準に基づき、所管の各班ごとに、配備編成計画をたてるものとする。
- c 警察本部の配備基準及び具体的運用等については、「三重県警察防災警備計画」に基づき実施するものとする。

## (ウ) 職員の参集

## a 準備体制、警戒体制の場合

各班の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各部局等と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集するものとする。

## b 非常体制の場合

全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに、自ら所属機関へ参集する(第1参集場所)。交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、下記に定める順により最寄りの県の機関へ参集する。交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておくこととする。ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に県災対本部に参加するものとする。

〔非常体制時参集場所〕

(第2参集場所) 自己の業務に関係のある最寄りの県の機関

(第3参集場所) 最寄りの県総合庁舎の総括班等

(第4参集場所) その他の最寄りの県の機関(県立学校を含む)

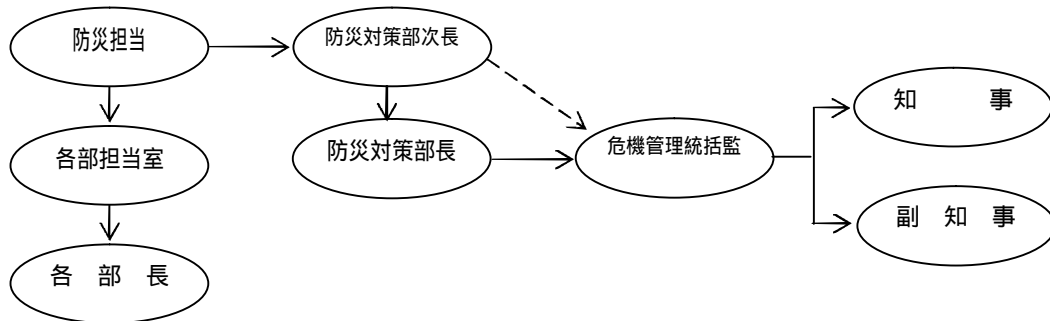
なお、緊急初動対策要員は所属部所に関係なくあらかじめ指定された各県庁舎の県災対本部及び各地方部の総括班に参集するものとする。

エ 指揮命令系統の確保

(ア) 知事等幹部職員への連絡系統

知事等幹部職員への連絡系統は以下のとおりとする。

各幹部職員への連絡は、NTT回線、携帯電話等により連絡するものとする。



(イ) 指揮命令系統の確立

知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。

各部、各班は、それぞれのマニュアルにおいて指揮命令系統の確保について定めることとする。

オ 県災对本部の組織【別図1】参照

(ア) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。

- 1 本部長の指示を伝えるとともに、災害対策統括会議において決定された方針等を承認する。
- 2 緊急対処事案の検討結果について全庁的な情報共有を行う。

(イ) 災害対策統括会議

災害対策統括会議は、本部長、副本部長、災害対策統括部長及び災害対策統括部に属する本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。

- 1 災害予防及び災害応急対策の実施の推進にかかる方針等を決定する。
- 2 緊急かつ迅速に対処すべき事案について検討する。

(ウ) 関係機関の県災对本部への参加

県災对本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、四日市海上保安部、陸上自衛隊第33普通科連隊、中部地方整備局、東海農政局、消防機関の代表、ライフライン関係機関(西日本電信電話(株)三重支店、中部電力(株)三重支店、東邦ガス(株))、日本赤十字社三重県支部、(社)三重県医師会、(社福)三重県社会福祉協議会に対して県災对本部への参加を要請するものとする。

この場合、上記機関は迅速に県災对本部に参加するものとする。

(エ) 災害対策統括部

県災对本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における本部長の意思決定を支援する。

また、災害対策統括部内に、組織の縦割りを排除し、災害時に把握すべき情報が漏れなく把握できるとともに、発生するすべての業務のカテゴリーに応じた事務をそれぞれ処理することのできる部局長をリーダーとした部隊を編成することにより、本部長及び危機管理統括監のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整備する。

(オ) 所掌事務

三重県災害対策活動実施要領の定めるところによる。

カ 県災对本部とその他の災害対策組織との関係

県災对本部長は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった災害対策本部組織を運用する。

また、水防法に基づく県水防本部は県災对本部に包括される。

さらに、国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合には、国の非常（緊急）災害現地対策本部と連絡調整を図るものとする。

## （2）地方部

県内に災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要があると認めた場合、知事は、県災対本部に地方部を設置する。

### ア 地方部の活動

地方部の組織、各班の所掌事務等の活動内容については、県災対本部の活動内容に準じた各地方部の活動実施要領により、その概要は以下のとおりとする。

- （ア）所轄区域の災害情報を収集し、県災対本部へ連絡する。
- （イ）救出・救助活動及び医療救護活動の実施のため、県災対本部と連携し、管内市町、救助機関及び医療機関等との連絡調整を行う。
- （ウ）救援活動に関する現地窓口として、物資の収集、分配の連絡調整を実施する。
- （エ）県災対本部と連携のうえ、その他の災害応急対策に関する諸活動を実施する。

### イ 地方部の設置及び廃止の基準

地方部の設置及び廃止の基準は、県災対本部に準ずるものとする。

### ウ 地方部の組織（【別図2】参照）

地方部においては地方部長、地方副部長、地方部員により構成される地方部員会議を設置し、地方部の意思決定を行う。総括班はその事務を担当するとともに、地方部内の各部各班の総合調整を行う。

なお、地方部における重要な初動対策の総合調整にあたり、関係部の状況判断可能な職員からあらかじめ指定された「指定対策要員」を、また総括班の業務実施に必要な要員としてあらかじめ指定された「総括班支援要員」を各部から総括班に必要なに応じて配置するものとする。

なお、地方部の各班の編成及び所掌事務については、各地方部の災害対策活動実施要領の定めるところによる。

### エ 地方部の所轄区域

地方部の所轄区域は、【別表】のとおりである。

## （3）現地災害対策本部（現地本部）

知事は、被災地において効率的な応急対策活動を必要とする時は、現地にあつて県災対本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置する。

### ア 現地本部の活動

現地本部は、被災地において知事の特命事項を処理し、地方部長の協力を得て、各防災機関との連絡調整にあたる。

### イ 現地本部の設置及び廃止の基準

現地本部は、県の地域内に局地的な激甚災害が発生し、知事が現地での指揮の必要性を認めるとき設置する。また、当該地域の応急対策が完了したと認められたとき、知事が廃止する。

### ウ 現地本部の組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部職員により組織される。現地本部長は、その都度、知事が副本部長、本部員及び地方部長の中から指名し、現地本部の職員は現地本部長の要請により県災対本部及び地方部職員の中から指名する。

## 2 災害対策職員の健康管理（総務部、防災対策部）

### （1）連続勤務の制限

各班の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交替で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。（1日2交替勤務以上の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。）

### （2）こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、万全の措置をとる。

## 3 市町間の派遣要請（防災対策部）

県災対本部は、被災市町から派遣要請を受けた場合は、他市町に対し要請、取りまとめを行い被災市町に対し連絡するものとする。

## 4 防災関係民間団体の協力（各部）

その所掌事務に係る民間団体等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

市町が実施する対策

1 市町の活動体制

市町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市町災対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。

また、合併で地域が広域化された市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地方部の設置についても、市町の実状を踏まえ検討していくものとするとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意するとともに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努めるものとする。

(1) 市町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図るものとする。

- ア 職員の動員方法
- イ 配備体制
- ウ 各班別動員可能者数の把握
- エ 職員動員伝達系統
- オ 参集場所の指定基準

(2) 市町間の応援協定

被災市町は、他市町に職員の派遣、生活必需品、資機材等の応援を受けたいときは「三重県市町村災害時応援協定」(平成12年9月1日締結)に基づき、県に対して他市町からの応援につき、要請を行うこととする。

応援要請の手続きについては無線又は電話等により県に要請し、後に文書を速やかに送付するものとするが県に要請するいとまが無いときは直接応援市町に要請し、事後速やかに県に報告する。

2 防災関係民間団体の協力

「<県が実施する対策> 4 防災関係民間団体の協力」に準ずる。

3 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 市町の活動体制
- (2) 防災関係民間団体の協力
- (3) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 国の非常災害対策本部及び緊急災害対策本部

(1) 非常災害対策本部

非常災害が発生し、災害応急対策を推進する必要があると内閣総理大臣が認めたととき、内閣府内又は安全規制等担当省庁内に非常災害対策本部が設置され、防災各機関の災害応急対策の総合調整、緊急措置に関する計画の実施、本部長の権限に属する事務等が行われる。

非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置場所及び機関を、当該本部を廃止したときはその旨が告示される。

(2) 緊急災害対策本部

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、特に災害応急対策を推進する必要があると認めるときは、閣議にかけて官邸内に緊急災害対策本部が設置される。この場合、本部長は内閣総理大臣、副本部長には国務大臣が充てられる。

所掌事務は非常災害対策本部のそれに準ずる。なお、非常災害対策本部が同じ災害について既に設置されている場合には、前者は廃止されるが、所掌事務は後者に継続される。

2 その他の防災関係機関の活動体制(各防災関係機関)

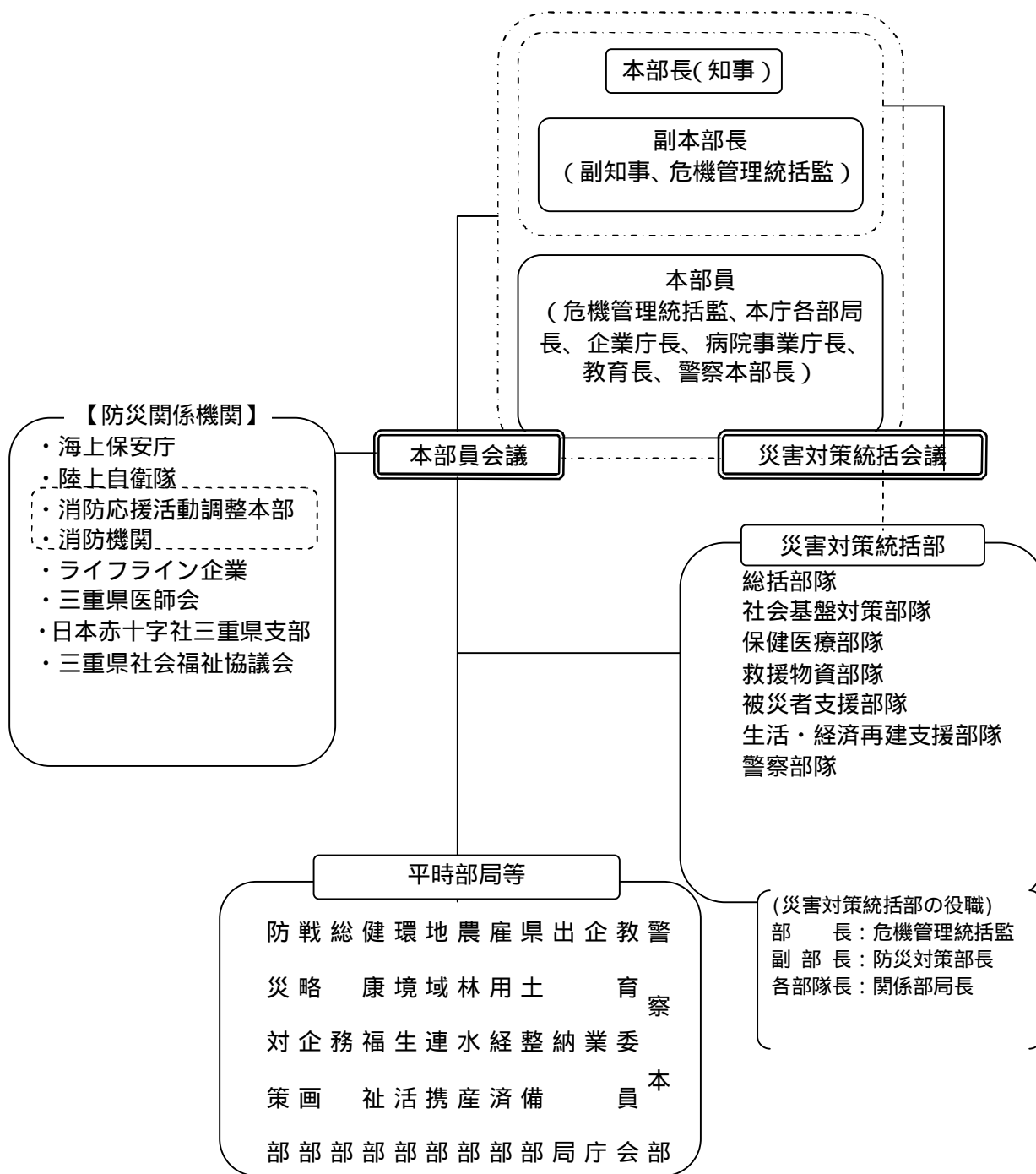
県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

3 防災関係民間団体の協力

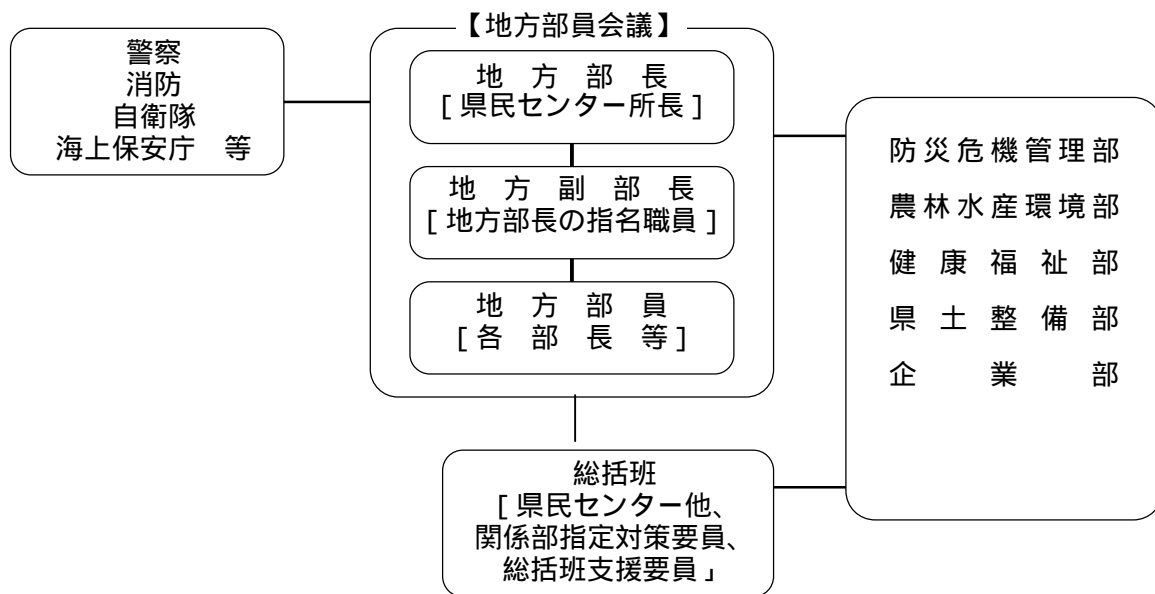
「<県が実施する対策> 4 防災関係民間団体の協力」に準ずる。

共通事項等

県災対本部組織図【別図1】



地方部組織図【別図2】



地方部所轄区域一覧表【別表】

地方部名	区 域
県災对本部 桑名地方部	桑名市 いなべ市 桑名郡 員弁郡
〃 四日市地方部	四日市市 三重郡
〃 鈴鹿地方部	鈴鹿市 亀山市
〃 津地方部	津市
〃 松阪地方部	松阪市 多気郡
〃 伊勢地方部	伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡
〃 伊賀地方部	伊賀市 名張市
〃 尾鷲地方部	尾鷲市 北牟婁郡
〃 熊野地方部	熊野市 南牟婁郡



## 第2節 災害対策要員の確保

### 第1項 防災目標

大規模災害の発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するための災害対策要員を確保する

### 第2項 対策

県が実施する対策

#### 1 災害対策要員の確保

##### (1) 災害対策要員の確保（県災対本部各部長、地方部長）

災害対策要員の動員は、「三重県災害対策活動実施要領」（三重県地域防災計画添付資料参照）に基づき、それぞれの配備体制により動員するものとする。

県災対本部各部長は、災害対策活動を実施するにあたり他部班の職員の応援を受けようとするときは、様式（1）により文書で総務部長に要請するものとする。

ただし、緊急の場合においては、電話連絡等適宜の方法により要請できるものとする。

地方部については、地方部長は状況に応じ、地方部内の応援班等の人員配置を考慮するものとする。

##### (2) 国もしくは他の都道府県に対する要請（防災対策部）

知事又は、県の委員会もしくは委員は、災害対策要員が不足する場合には、次により他の都道府県もしくは国の職員の派遣を要請し、又は派遣のあつせんを求めるものとする。

###### ア 国の職員の派遣要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき様式（2）により文書で行うものとする。

###### イ 国の職員の派遣あつせん要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣あつせんを内閣総理大臣に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき様式（3）により文書で行うものとする。

###### ウ 他府県市との応援協定に基づく職員の派遣要請

「中部9県1市災害時等の応援に関する協定」、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」による職員の派遣要請は、各協定書の規定に基づき行うものとする。

###### エ その他の都道府県職員の派遣要請

その他の都道府県職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行うものとする。

##### (3) 広域緊急援助隊に対する要請（警察本部）

災害発生にともなう県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他都道府県警察に対し、広域緊急援助隊等の援助要請を行うものとする。

##### (4) 緊急消防援助隊の要請等（防災対策部）

県は、近隣市町のみでは対応できないため、他市町の応援を必要と認める場合には、「三重県内消防相互応援協定」による県内消防相互応援隊の編成・応援出動の指示及び消防組織法第44条による緊急消防援助隊の広域応援要請等を行うこととする。その場合、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づく消防応援活動調整本部の設置等緊急消防援助隊が被災地に



において効果的に活動できる体制を確保する。

緊急消防援助隊の要請（広域応援要請）の連絡先

連絡方法	N T T 回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
平 日	消防庁応急対策室 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 90-49013 FAX 90-49033	TEL 8-7-048-500-90-49103 FAX 8-7-048-500-90-49033
夜間・休日	消防庁宿直室 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	TEL 90-49102 FAX 90-49036	TEL 8-7-048-500-90-49102 FAX 8-7-048-500-90-49036

(5) 他県職員等の受入れ体制（防災対策部）

他都道府県又は国の職員の応援を要請した場合、その宿舍施設、食料については本県で用意するものとする。

その際、陸上の施設のみでは受入れ施設が不足するときは、県災対本部は、一時的な宿泊施設を確保するため、第四管区海上保安本部（四日市海上保安部）に対し、保有船舶の供用の要請、及び中部運輸局三重運輸支局に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

(6) 防災関係機関等に対する要請（各部）

ア 防災関係機関等の職員の要請

県災対本部各部は、各部の関係する機関に対して、事前に締結した協定等に基づき、災害対策に必要な要員の派遣を要請するものとする。

イ 日本赤十字社奉仕団の要請

日本赤十字社奉仕団を要請する場合には、健康福祉部は次の事項を示して要請を行うものとする。

(ア) 従事すべき作業の内容

(イ) 所要の人数

(ウ) 就労の期間

(エ) 集合の場所

(オ) その他必要な条件

(7) 災害対策作業員の確保（各部）

県災対本部において、災害対策を行う上で、災害対策作業員を必要とする場合には、関係機関に応援を求めるものとする。

(8) 基本法第71条に基づく従事命令等

災害応急対策実施のための人員が一般奉仕団の動員並びに災害対策作業員の雇上げ等の方法によってもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行するものとする。

ア 従事命令等の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところにより執行する。

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	従事命令	救助法第24条	知事
	協力命令	救助法第25条	知事
災害応急対策事業 (救助を除く応急措置)	従事命令	基本法第71条第1項	知事
	協力命令	基本法第71条	市町長 〔委任を受けた場合のみ〕 〔 〕 〔 〕

第2節 災害対策要員の確保

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	基本法第65条第1項 基本法第65条第2項	市町長 警察官 海上保安官
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第30条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

イ 命令対象者

命令等の種別による対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命令区分作業対策	対象者
救助法及び基本法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士または歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官及びとび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの従事者 6 鉄道事業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送事業者及びその従事者 9 船舶運行事業者及びその従事者 10 港湾運送事業者及びその従事者
救助法及び基本法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
基本法による市町長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害緊急対策全般)	市町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者及びその事物の管理者、その他関係者
従事命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者
従事命令 (水防作業)	区域内に住居する者又は水防の現場にある者

ウ 従事命令等の執行

県災対本部における従事命令の執行は、基本法に基づく災害応急対策のための従事命令及び協力命令は総括班（防災対策部災害対策課）が担当し、救助法に基づく災害救助のための従事命令及び協力命令は健康福祉部第1救助班（健康福祉部健康福祉総務課）が担当するものとする。

エ 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき及び発した命令を変更し又は取消すときは、公用令書を交付するものとする。

なお、知事（市町長に委託した場合を含む。）が発する以外の従事命令については、公用令書を交付しない。

オ 費用

知事が基本法第71条並びに救助法第24条の規定に基づいて発した従事命令により、災害応急対策並びに救助に従事した者に対しては、救助法施行細則（昭和40年三重県規則第11号）第10条に規定するところによりそれぞれ実費を弁償するものとする。

## カ 損害補償

従事命令又は協力命令により災害対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族等に対しては、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年三重県条例第46号）に基づき損害補償又は扶助金を支給するものとする。（三重県地域防災計画添付資料参照）

### （9）機関相互の応援（防災対策部）

災害の規模により、他の機関の応援及び協力を必要とする場合は、県災対本部において調整するものとする。

### （10）日本赤十字社奉仕団の要請（地方部）

地方部は、市町からの要請をとりまとめ、県災対本部健康福祉部第1救助班に応援の要請を行うものとする。

## 市町が実施する対策

### 1 災害対策要員の確保

#### （1）参集の方法

平常時から、初動対策要員を指定するなど初動要員の確保に努め、24時間即応可能な体制を整備するとともに、支所や分庁舎に地方部・支部や現地災害対策本部を設置できるよう必要な体制を整備するよう検討するものとする。

また、職員の配備体制、参集基準、参集場所の明確化に努め、職員への参集情報が確実に伝達される方法について定めておくものとする。

#### （2）県内相互応援隊及び緊急消防援助隊の要請等

消防活動に要する人員が不足する場合には、市町は県及び近隣市町に応援を求めるものとする。

#### （3）日本赤十字社奉仕団の要請

市町災対本部において、日本赤十字社奉仕団の応援を求める場合には、地方部（健康福祉部）に応援を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合には、市町災対本部から直接、日本赤十字社に要請を行うものとする。

### 2 市町地域防災計画で定める事項

#### （1）職員の動員配備基準、内容

#### （2）初動要員の確保

#### （3）参集の方法

#### （4）その他必要な事項

## その他の防災関係機関が実施する対策

### 1 災害対策要員の確保

#### （1）動員体制の確立

各機関の災害応急対策責任者は、それぞれの応急対策を推進するため、災害時における動員体制を確立しておくものとする。

#### （2）機関相互の応援

応急体制に要する人員は、その機関において確保するものとする。

救助法が適用された場合

救助法が適用された場合

救助法に基づく応急救助の実施に必要な賃金職員等の基準等は次によるものとする。

(1) 範囲

応急救助のための賃金職員等雇上費として支出できるものは次に掲げる場合である。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の搜索
- カ 遺体の処理（埋葬を除く。）
- キ 救済用物資の整理配分

(2) 賃金職員等の雇上げ

賃金職員等雇上費の支払いを受けるものは、知事又は市町長等の雇上げた正当な賃金職員等とする。

(3) 賃金職員等雇上費

応急救助のため必要な賃金職員等雇上費の限度は、当該地域における通常の実費とする。

(4) 期間

応援救助のための賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

## 参 考

様式(1)

総務部長 様

年 月 日  
部 長

## 職員応援要請書

動 員 期 間	月 日 ~ 月 日 ( 日 間 )		
動員(従事)場所			
作 業 内 容			
応 援 の 職 種	男女別	男 女	人 人
携 帯 品			
集合日時・場所			
その他の参考事項			

様式(2)

指定行政機関の長 様  
指定地方行政機関の長年 月 日  
知事又は県の委員会もしくは委員

## 職員派遣要請書

災害対策基本法第29条の規定に基づいて職員の派遣を要請します。

1 派遣を要請する理由	
2 派遣を要請する職員の職種別人員数	
3 派遣を必要とする期間	
4 派遣される職員の給与その他勤務条件	
5 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項	

様式(3)

内閣総理大臣 様

年 月 日  
知事又は県の委員会もしくは委員

## 職員派遣あっせん要請書

災害対策基本法第30条第1項の規定に基づいて職員のあっせんに要請します。

1 派遣のあっせんに求める理由	
2 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数	
3 派遣を必要とする期間	
4 派遣される職員の給与、その他勤務条件	
5 前各号に掲げるもののほか、職員のあっせんについて必要な事項	



## 県が実施する対策

## 1 災害派遣要請の手続き

## (1) 知事の派遣要請(防災対策部)

知事は、市町長から派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書(1通)(三重県地域防災計画添付資料参照)を次の要請先へ提出する。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付するものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

陸上自衛隊第33普通科連隊長

所在地 津市久居新町975

電話 (059) 255-3133

三重県防災通信ネットワーク 8-45-841-\*\*-11(地上系)

8-7-841-11(衛星系)

## 2 派遣部隊の受入体制(防災対策部)

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市町長にその旨を通報し、受入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、市町その他関係機関相互の連絡調整にあたる。

## 3 派遣部隊の撤収要請(防災対策部)

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、知事は、関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、陸上自衛隊第33普通科連隊長あてに災害派遣部隊の撤収要請(三重県地域防災計画添付資料参照)を行うものとする。

## 市町が実施する対策

## 1 災害派遣要請の手続き

## (1) 市町長の派遣要請の要求

市町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請書(三重県地域防災計画添付資料参照)に次の事項を記入し、県民センター所長を経由して知事(防災対策部災害対策課)に提出するものとする。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、市町長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市町長は、その旨及び当該市町の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとする。

ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由(特に災害区域の状況を明らかにすること。)

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となる事項

緊急時派遣要請要求先電話番号

防災対策部災害対策課

(059) 224-2189

## 2 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。(自衛隊

法第83条第2項ただし書に規定する自主派遣)

この場合、市町長等は、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長に直接災害の状況等を知ることができる。

### 3 派遣部隊の受入体制

受入れ市町は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 派遣部隊と市町との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

### 4 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した地域の市町の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めるものとする。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (4) その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

### 5 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

市町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

#### (1) 航空機派遣要請の受入準備

ア 派遣要請を行う場合は、「陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図」に示す要請手続によるほか、使用ヘリポート名(特別の場合を除き添付資料に記載されているヘリポートを使用する)着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県(防災対策部災害対策課)に連絡を行うこと。

イ ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。

ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10mのH印を行い、上空より降下場所選定に備えておくこと。

エ 夜間は、着陸場(別に指定するものに限る。)にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。

オ 着陸場と市町役場及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

#### (2) ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県(防災対策部災害対策課)にその概要(略図添付)を報告すること。

ア 面積を変更した場合

イ 地面に新しく建物又は建築物が施設された場合

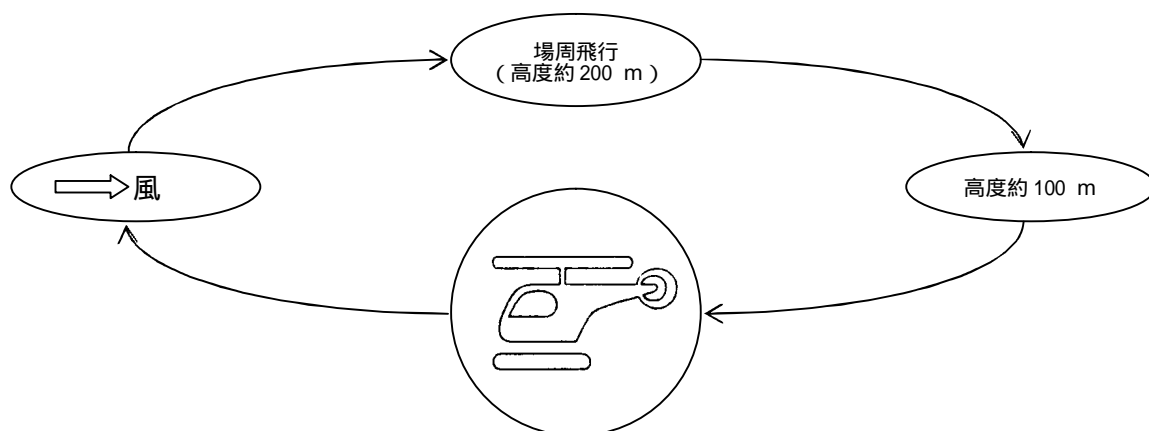
ウ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合

エ 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合

オ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合



## ヘリポートの設定基準

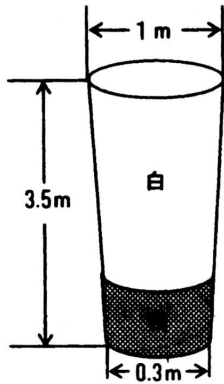


設定にあたっては次の事項に注意すること。

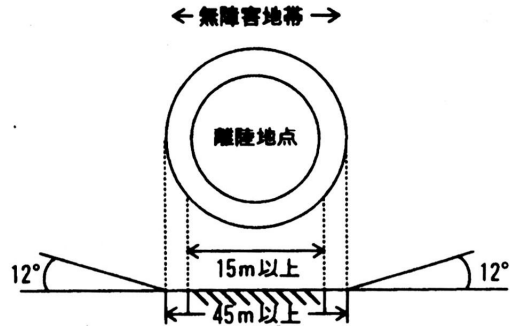
- (ア) ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約12度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離着陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- (イ) 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- (ウ) 四方に仰角9度（OH-6の場合は12°）以上の障害物がないこと。又離着陸に要する地積は（図2）に示すとおりである。
- (エ) 風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てること。吹き流しの標準寸法は図の通りであるが、できなければ小さいものでもよい。（図1）
- (オ) 着陸地点には石灰等を用いて、Hの記号を標示して着陸中心を示すこと。（図3）
- (カ) 物資をたくさん輸送する場合は、搭載料を超過しないため重量計を準備すること。
- (キ) 大型車両等が進入できること。
- (ク) 林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m以上）、水利（100t以上）を考慮すること。
- (ケ) ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。設定にあたっては次の事項に注意すること。

6 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

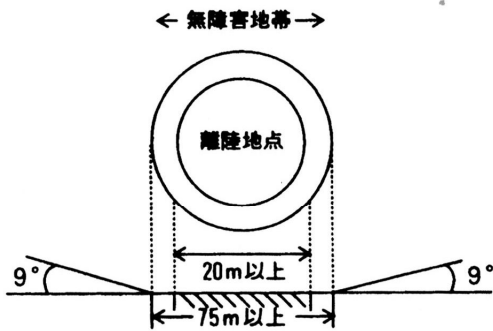
(図1 吹流し)



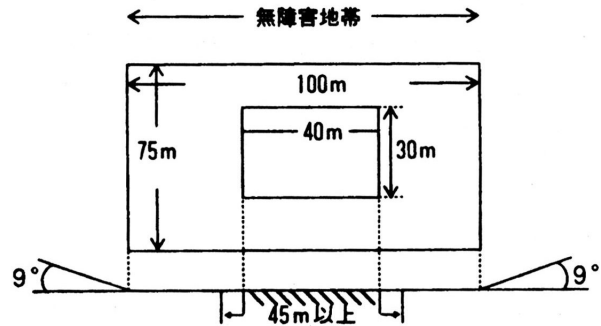
(図2) 離陸地点及び無障害地帯の基準  
a 小型機 (OH-6) の場合



b 中型機 (UH-1) の場合

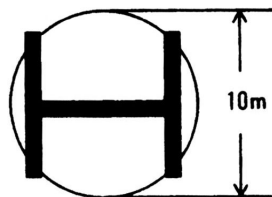


c 大型機 (CH-47) の場合



※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。

(図3 ヘリポート)



7 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 派遣要請の手続き
- (2) 災害派遣部隊の受入体制
- (3) 派遣部隊の活動内容
- (4) 経費負担
- (5) 撤収の要請
- (6) その他必要な事項

## その他の防災関係機関が実施する対策

## 1 災害時の緊急派遣（自衛隊）

(1) 災害発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

（自衛隊法第83条第2項ただし書きに規定する自主派遣）

(2) 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）の判断基準

ア 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他災害に際し、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(3) 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合は、要請の有無にかかわらず部隊等が派遣されることがある。

## 2 災害派遣時に実施する救援活動（自衛隊）

(1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）

(2) 避難の援助（誘導、輸送）

(3) 遭難者等の捜索救助

(4) 水防活動

(5) 消防活動

(6) 道路及び水路の啓開（障害物除去等）

(7) 応急医務、救護及び防疫

(8) 人員及び物資の緊急輸送

(9) 炊飯及び給水

(10) 救助物資の無償貸付又は譲与

(11) 危険物の保安及び除去等

## 3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町長等、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町長に通知しなければならない。

(1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両、その他物件の移動命令、車両、物件の破損

(2) 避難の措置・立入

(3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令

(4) 他人の土地等の一時使用等

(5) 現場の被災工作物等の除去等

(6) 住民等を応急措置の業務に従事させること

## 4 連絡員の派遣（自衛隊）

災害時及び災害が発生するおそれがある場合、県又は市町災対本部に連絡幹部を派遣、災対本部との調整・連絡にあたらせるものとする。

## 第4節 ボランティアの受入体制

### 第1項 防災目標

参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等の連携により、ボランティアの円滑な受入体制を確立する。

### 第2項 対策

#### 共通事項

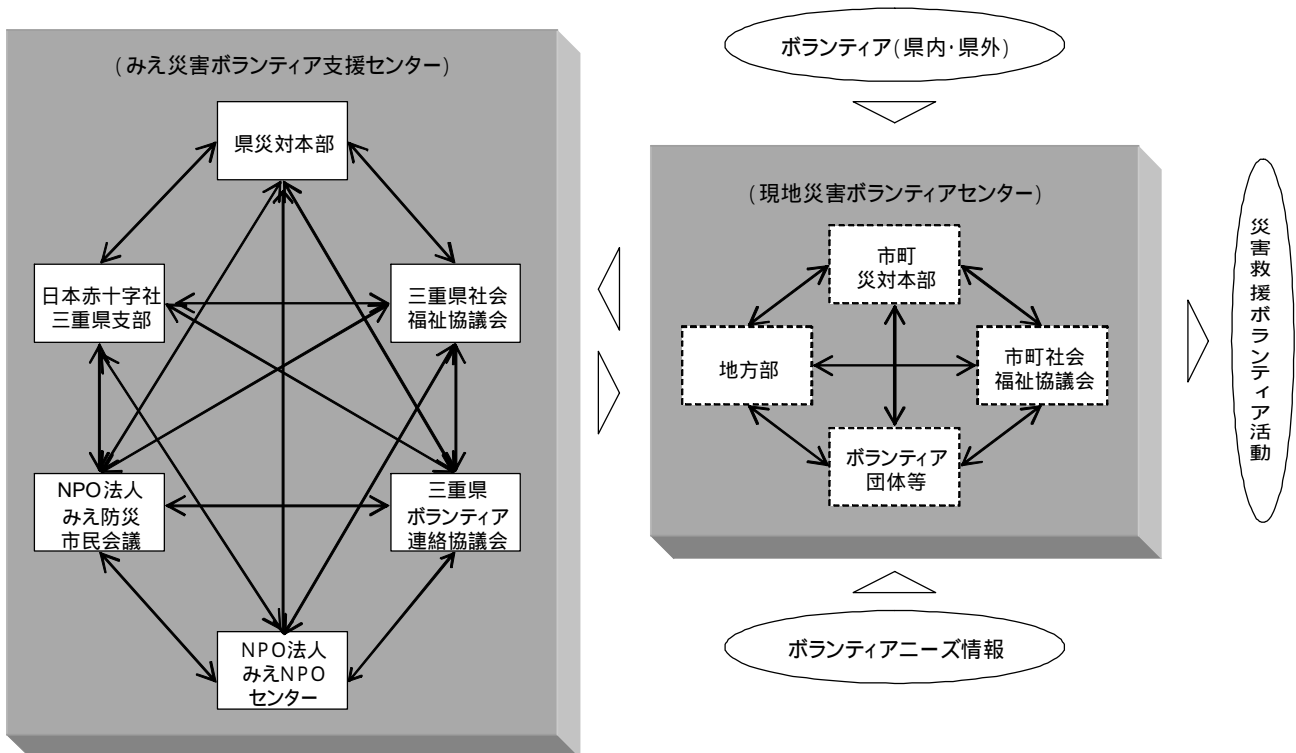
#### 1 みえ災害ボランティア支援センターの設置

大規模災害発生時に県内外からボランティアを円滑に受入れるために、「みえ災害ボランティア支援センター設置マニュアル」に基づき、みえ県民交流センターに「みえ災害ボランティア支援センター」を設置する。

#### (1) 構成機関

県災対本部、県社会福祉協議会、日本赤十字社三重県支部、三重県ボランティア連絡協議会、NPO法人みえ防災市民会議及びNPO法人みえNPOセンター等で構成する。

「みえ災害ボランティア支援センター」の概念図



#### (2) 機能

災害救援ボランティア活動に関する県内の一元的な情報センターとして機能する。また、市町単位の現地災害ボランティアセンターの設置状況に応じ、これらのセンターに対しての情報提供や、センター間の広域的なコーディネート、人員配置、対外的な広報活動等の後方支援活動を行う。

- ア ボランティアのコーディネート
- イ ボランティアの活動支援
- ウ 現地災害ボランティアセンターの後方支援
- エ 関係機関との連携等
- オ その他のボランティア活動に関する庶務

#### 県が実施する対策

- 1 ボランティアの受入体制の整備（環境生活部、健康福祉部）
  - （1）みえ災害ボランティア支援センターを設置し、社会福祉協議会や日本赤十字社、ボランティア団体等と連携しつつ、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。
  - （2）地方部は、市町や民間団体と連携しつつ、被災地のニーズの把握及び救援情報の提供等によるボランティアの受入体制を整備するため、被災地域に設置される現地災害ボランティアセンターに職員を必要に応じて派遣し、ボランティアの必要な地域での効果的な活動を促進する。
- 2 災害救援ボランティアに対する対応（環境生活部、健康福祉部）
 

災害時におけるボランティア活動の支援にあたっては、ボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮する。また、災害救援ボランティアグループや登録された専門職ボランティア等については、平常時からの連絡体制や派遣手順に基づいた協力体制を構築して対応する。

#### 市町が実施する対策

- 1 ボランティア受入体制の整備
  - （1）関係機関との相互協力により、原則的には市町単位で「現地災害ボランティアセンター」を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。
  - （2）機能
    - ア 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
    - イ みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整
    - ウ ボランティア受入れ、被災地での活動の支援
    - エ その他ボランティア活動に関する庶務
- 2 市町地域防災計画で定める事項
  - （1）実施責任
  - （2）ボランティアの受入体制の整備
  - （3）その他必要な事項

#### その他の防災関係機関が実施する対策

- 1 ボランティアの受入体制の整備（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害救援ボランティアグループ等）
  - （1）日本赤十字社三重県支部
    - ア 日本赤十字社三重県支部内に対策本部を設置し、職員を県災対本部へ派遣する。
    - イ みえ災害ボランティア支援センターへの赤十字救護ボランティアの派遣を要請する。
    - ウ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を県災対本部等と協力して担当する。
  - （2）三重県社会福祉協議会

#### 第4節 ボランティアの受入体制

ア 県社会福祉協議会に対策本部を設置し、職員を県災対本部へ派遣する。

イ みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣するとともに、市町社会福祉協議会に現地災害ボランティアセンターへの職員及び登録ボランティアの派遣を要請する。

ウ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を県災対本部等と協力して担当する。

#### (3) 災害救援ボランティアグループ等

ア みえ災害ボランティア支援センターにボランティアを派遣するとともに、関係ボランティア団体等に協力を要請する。

イ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を県災対本部等と協力して担当する。

## 第5節 気象予報及び警報等の発表及び伝達活動

### 第1項 防災目標

被害を最小限にとどめるため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報、注意報及び情報、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく洪水予報及び水防警報、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災気象通報を市町その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

### 第2項 対策

#### 共通事項等

#### 1 予報及び警報等の伝達

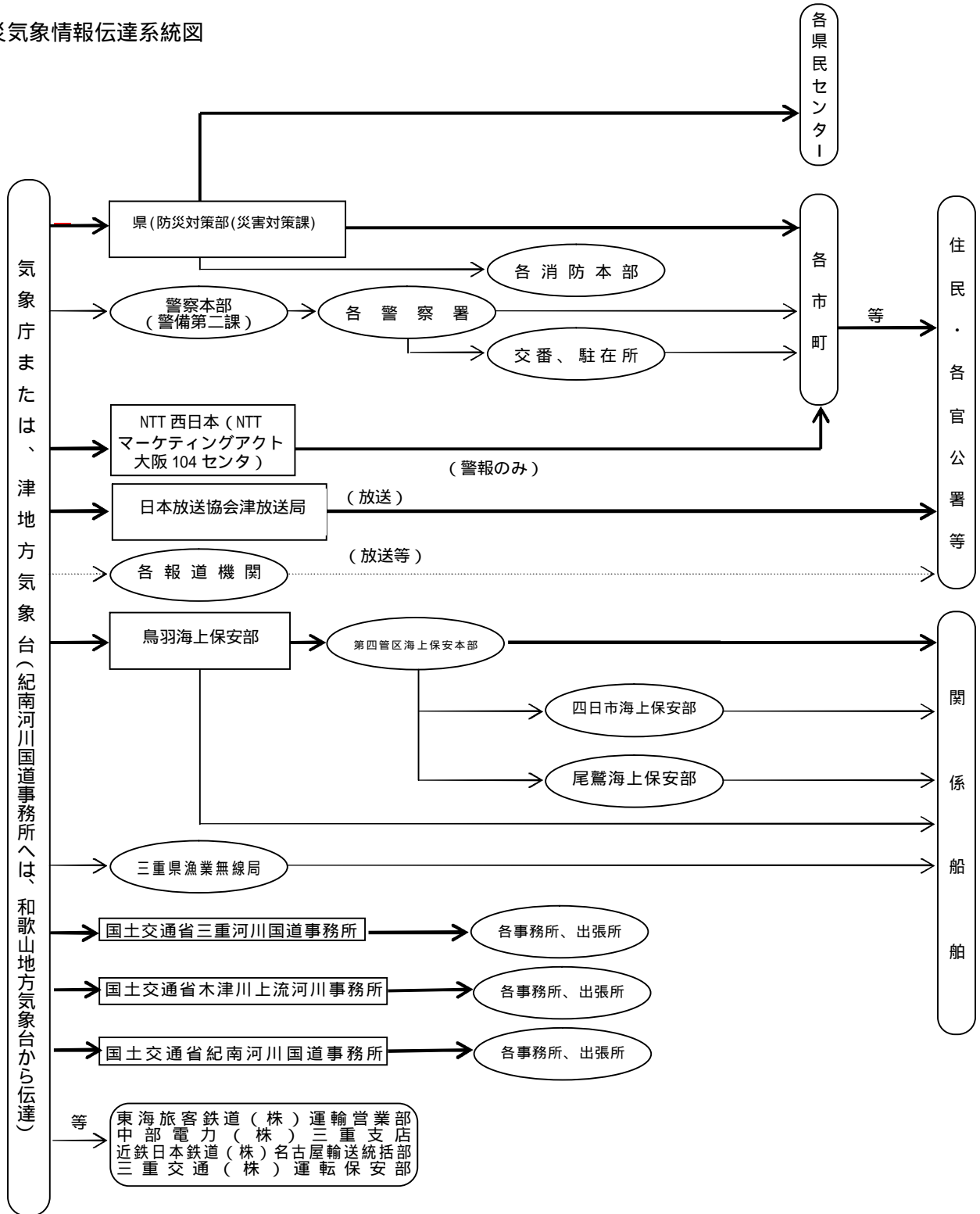
##### （1）伝達系統

気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項伝達系統（津波警報を除く）

津地方気象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は、次の系統で行う。

なお、県における伝達系統については、「三重県災害対策活動実施要領」による。

防災気象情報伝達系統図



凡 例	
	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
	気象業務法第15条等の法令による通知系統
	気象業務法第13条等の法令による周知系統
	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統

凡 例	
	防災情報提供システム（専用回線）
	防災情報提供システム（インターネット）
	気象庁専用回線（ADESS回線等）
	専用の電話・専用の電話FAX
	一般の加入電話・加入電話FAX
	三重県防災通信ネットワーク
	市町防災行政無線
	県の一斉優先FAX（Fネット）
	無線通報等
	気象庁本庁加入電話回線



(2) 津地方気象台からの伝達(代替経路)

機器障害等で専用回線での伝達が不能の場合は、代替として一般加入FAXまたは三重県防災通信ネットワーク(整備機関のみ)を用いて伝達する。

2 水防警報の発表

国土交通大臣又は知事はそれぞれ指定する河川、海岸又は湖沼について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣の指定する河川等については国土交通省出先機関の長が、知事の指定する河川については水防本部長又は水防支部長(建設事務所長)が水防上必要と認めた時に警報を発する。

3 土砂災害警戒情報の発表

津地方気象台及び三重県は、大雨警報発表中における大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合は、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

これは、市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適宜適切に行えるように支援するとともに、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

発表する地域は、津市及び松阪市を除き市町を最小単位とし、土砂災害危険箇所が無い木曾岬町及び川越町を除くすべての県内の市町を発表対象とする。

県が実施する対策

1 水防警報の発表(県土整備部)

知事は指定する河川について水防警報を発する。

2 水防警報の伝達(県土整備部)

知事は国土交通大臣が指定した河川、海岸について行う水防警報の通知を受けたとき、又は前項の水防警報を発したときは、三重県水防計画で定めるところにより、水防管理者及び関係機関に通知する。

3 避難判断水位(特別警戒水位)情報の発表(県土整備部)

知事は指定する河川について、避難判断水位(特別警戒水位)情報を発する。

4 避難判断水位(特別警戒水位)情報の伝達(県土整備部)

知事は国土交通大臣が指定した河川について行う避難判断水位(特別警戒水位)情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川において避難判断水位(特別警戒水位)情報を発したときは、三重県水防計画の定めるところにより、水防管理者及び関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

5 土砂災害警戒情報の発表(県土整備部)

津地方気象台及び三重県は、共同して土砂災害警戒情報を発表する。

なお、県は補完情報として、危険レベルを土砂災害情報提供システムで市町担当者に提供するとともに、県民にも提供する。

市町が実施する対策

1 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 気象予報及び警報等の収集・連絡系統

(3) 収集する情報の種類

(4) 情報の伝達

(5) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 気象注意報・警報等の発表（津地方気象台）

気象等によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告するため警報を、また気象等によって災害の起こるおそれのある場合に、その旨を注意するために注意報を発表する。警報及び注意報の種類とその概要は、別表1、2のとおりである。また、三重県における警報及び注意報の発表基準は別表3～8のとおりである。

別表1 警報の種類と概要

種 類		概 要
気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大 雨 警 報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪 水 警 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	
高 潮 警 報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
波 浪 警 報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	
地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	
浸 水 警 報	浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	

（注）1 印の警報は標題に示さないで、気象警報に含めて行う。

（注）2 警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな警報が発表されたとき、これまでの警報は、自動的に解除又は更新され、新たな警報に切り替えられる。

別表2 注意報の種類と概要

種 類		概 要
気 象 注 意 報	強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	大 雨 注 意 報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる
	乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	着 氷 注 意 報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	着 雪 注 意 報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	洪 水 注 意 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
高 潮 注 意 報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	
波 浪 注 意 報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	
地 面 現 象 注 意 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	
浸 水 注 意 報	浸水により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	

(注) 1 印の注意報は標題に示さないで、気象注意報に含めて行う。

(注) 2 注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな注意報が発表されたとき、これまでの注意報は、自動的に解除又は更新され、新たな注意報に切り替えられる。

別表3 三重県における警報・注意報の基準（平成22年5月27日現在）

発表官署		津地方気象台				
担当区域		三重県				
一次細分区域		北中部			南部	
市町をまとめた地域		中部	北部	伊賀	伊勢志摩	紀勢・東紀州
警報	暴風（平均風速）	陸上 20m/s 海上 25m/s		20m/s	陸上 20m/s 内海 25m/s 外海 25m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s
	暴風雪（平均風速）	陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う		20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 内海 25m/s 外海 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う
	波浪（有義波高）	3.0m		/	外海 6.0m 内海 3.0m	6.0m
	高潮	区域内の市町で別表8の基準に到達することが予想される場合				
	大雨	区域内の市町で別表4の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町で別表5の基準に到達することが予想される場合				
	大雪	24時間降雪の深さ 20cm	24時間降雪の深さ 30cm	24時間降雪の深さ 20cm	24時間降雪の深さ 20cm	
注意報	強風（平均風速）	陸上 13m/s 海上 15m/s		13m/s	陸上 13m/s 内海 15m/s 外海 15m/s	陸上 13m/s 海上 15m/s
	風雪（平均風速）	陸上 13m/s 海上 15m/s 雪を伴う		13m/s 雪を伴う	陸上 13m/s 内海 15m/s 外海 15m/s 雪を伴う	陸上 13m/s 海上 15m/s 雪を伴う
	波浪（有義波高）	1.5m		/	外海 3.0m 内海 1.5m	3.0m
	高潮	区域内の市町で別表8の基準に到達することが予想される場合				
	大雨	区域内の市町で別表6の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町で別表7の基準に到達することが予想される場合				
	大雪	24時間降雪の深さ 5cm				
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%				
	濃霧（視程）	陸上 100m 海上 500m		100m	陸上 100m 内海 500m 外海 500m	陸上 100m 海上 500m
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3 以下				
	なだれ					
	低温	冬期：最低気温 -5 以下				
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合					
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）		120mm				

- 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町に対して発表する。
- 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（ ）内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報名の（ ）内は基準を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- 表中において、対象の市町をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

- (6)地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

別表4 大雨警報基準（平成22年5月27日現在）

市町をまとめた地域	市町	雨量基準	土壌雨量指数基準
中部	津市	R1=70	113
	松阪市	平坦地：R3=180 平坦地以外：R1=70	116
	多気町	R1=70	137
	明和町	R1=80	153
北部	四日市市	平坦地：R3=110 平坦地以外：R1=70	118
	桑名市	平坦地：R3=120 平坦地以外：R1=90	118
	鈴鹿市	R1=70	130
	亀山市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=80	126
	いなべ市	R1=60	132
	木曽岬町	R1=70	-
	東員町	R1=60	135
	菰野町	平坦地：R3=130 平坦地以外：R1=70	136
	朝日町	R3=100	118
川越町	R3=120	-	
伊賀	名張市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	104
	伊賀市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=90	110
伊勢志摩	伊勢市	R1=70	124
	鳥羽市	平坦地：R3=90 平坦地以外：R1=70	120
	志摩市	平坦地：R1=70 あるいは R3=110 平坦地以外：R1=100	113
	玉城町	平坦地：R1=80 平坦地以外：R1=90	130
	度会町	R1=110	124
	南伊勢町	R3=130	116
紀勢・東紀州	尾鷲市	平坦地：R3=210 平坦地以外：R1=80	161
	熊野市	R1=70	157
	大台町	R1=110	160
	大紀町	R1=90	158
	紀北町	R1=90	166
	御浜町	R1=70	164
	紀宝町	R1=70	164

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表(別表4～8)の解説】

- (1)大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、および、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町についてはその欄を“-”で示している。
- (2)大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は図「平坦地、平坦地以外」を参照
- (3)大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示す。例えば「R1=70」であれば「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。
- (4)大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。

- (5) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、別表4及び6の土壌雨量指数基準には、市町の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、気象庁ホームページ([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index\\_shisu.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html))を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中「川流域=30」は「川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (7) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL(平均潮位)等を用いる。

別表5 洪水警報基準（平成22年5月27日現在）

市町をまとめた地域	市町	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
中部	津市	R1=70	安濃川流域=24 波瀬川流域=20	平坦地：R1=60 かつ 雲出川流域=24
	松阪市	平坦地：R3=180 平坦地以外：R1=70	中村川流域=14 阪内川流域=26	-
	多気町	R1=70	-	-
	明和町	R1=80	-	-
北部	四日市市	平坦地：R3=110 平坦地以外：R1=70	三滝川流域=19 内部川流域=14	-
	桑名市	平坦地：R3=120 平坦地以外：R1=90	員弁川流域=38 肱江川流域=11	平坦地：R3=80 かつ 揖斐川流域=56
	鈴鹿市	R1=70	中ノ川流域=18 御幣川流域=11	-
	亀山市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=80	中ノ川流域=16 御幣川流域=11	-
	いなべ市	R1=60	員弁川流域=28 田切川流域=6	-
	木曽岬町	R1=70	-	-
	東員町	R1=60	員弁川流域=35	-
	菰野町	平坦地：R3=130 平坦地以外：R1=70	朝明川流域=22 三滝川流域=13 海蔵川流域=11	-
	朝日町	R3=100	員弁川流域=38 朝明川流域=23	-
	川越町	R3=120	員弁川流域=36 朝明川流域=24	-
伊賀	名張市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	青蓮寺川流域=23	-
	伊賀市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=90	服部川流域=15 柘植川流域=32	-
伊勢志摩	伊勢市	R1=70	五十鈴川流域=26 外城田川流域=19	平坦地：R3=45 かつ 宮川流域=50
	鳥羽市	平坦地：R3=90 平坦地以外：R1=70	-	-
	志摩市	平坦地：R1=70かつR3=110 平坦地以外：R1=100	-	-
	玉城町	平坦地：R1=80 平坦地以外：R1=90	外城田川流域=17	-
	度会町	R1=110	宮川流域=71 一ノ瀬川流域=23	-
	南伊勢町	R3=130	-	-
紀勢・東紀州	尾鷲市	平坦地：R3=210 平坦地以外：R1=80	又口川流域=21	平坦地：R3=180 かつ 又口川流域=10
	熊野市	R1=70	北山川流域=58 大又川流域=16	R1=45 かつ 北山川流域=42
	大台町	R1=110	宮川流域=67 大内山川流域=34 濁川流域=22	-
	大紀町	R1=90	宮川流域=67 大内山川流域=34 藤川流域=18	-
	紀北町	R1=90	赤羽川流域=34 三戸川流域=25 銚子川流域=26	R1=60 かつ 赤羽川流域=20
	御浜町	R1=70	-	平坦地：R1=60 かつ 平坦地：R3=110
	紀宝町	R1=70	相野谷川流域=16	R1=35 かつ 熊野川流域=72



別表6 大雨注意報基準(平成22年5月27日現在)

市町をまとめた地域	市町	雨量基準	土壌雨量指数基準
中部	津市	R1=30	79
	松阪市	平坦地：R3=100 平坦地以外：R1=40	81
	多気町	R1=40	95
	明和町	R1=30	107
北部	四日市市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=40	82
	桑名市	平坦地：R3=60 平坦地以外：R1=30	82
	鈴鹿市	R1=30	91
	亀山市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	88
	いなべ市	R1=30	92
	木曽岬町	R1=30	107
	東員町	R1=40	94
	菰野町	平坦地：R3=90 平坦地以外：R1=40	95
	朝日町	R3=60	82
川越町	R3=80	107	
伊賀	名張市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	72
	伊賀市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=50	77
伊勢志摩	伊勢市	R1=30	74
	鳥羽市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	72
	志摩市	平坦地：R1=40 あるいは R3=60 平坦地以外：R1=60	67
	玉城町	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	78
	度会町	R1=60	74
	南伊勢町	R3=90	69
紀勢・東紀州	尾鷲市	平坦地：R3=140 平坦地以外：R1=50	120
	熊野市	R1=40	117
	大台町	R1=70	120
	大紀町	R1=60	118
	紀北町	R1=50	124
	御浜町	R1=40	123
	紀宝町	R1=40	123

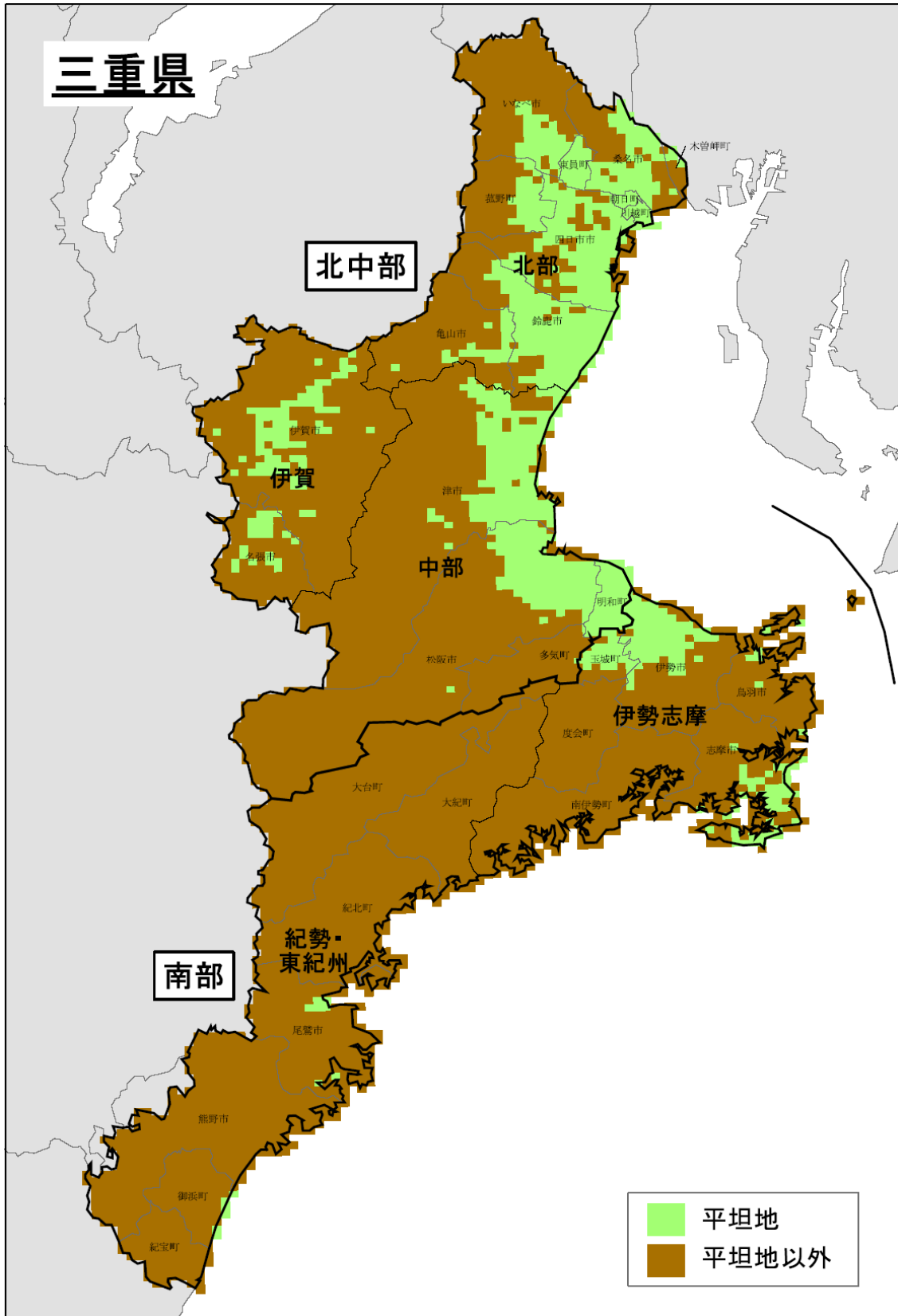
別表7 洪水注意報基準（平成22年5月27日現在）

市町をまとめた地域	市町	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
中部	津市	R1=30	安濃川流域=12 波瀬川流域=16	-
	松阪市	平坦地：R3=100 平坦地以外：R1=40	中村川流域=11 阪内川流域=21	-
	多気町	R1=40	-	-
	明和町	R1=30	-	-
北部	四日市市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=40	三滝川流域=10 内部川流域=11	-
	桑名市	平坦地：R3=60 平坦地以外：R1=30	員弁川流域=30 肱江川流域=9	平坦地：R3=50 かつ 揖斐川流域=56
	鈴鹿市	R1=30	中ノ川流域=11 御幣川流域=9	-
	亀山市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	中ノ川流域=10 御幣川流域=9	-
	いなべ市	R1=30	員弁川流域=14 田切川流域=5	-
	木曽岬町	R1=30	-	-
	東員町	R1=40	員弁川流域=28	-
	菰野町	平坦地：R3=90 平坦地以外：R1=40	朝明川流域=18 三滝川流域=10 海蔵川流域=9	-
	朝日町	R3=60	員弁川流域=30 朝明川流域=18	-
	川越町	R3=80	員弁川流域=29 朝明川流域=19	-
伊賀	名張市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	青蓮寺川流域=18	-
	伊賀市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=50	服部川流域=8 柘植川流域=26	-
伊勢志摩	伊勢市	R1=30	五十鈴川流域=21 外城田川流域=15	平坦地：R3=30 かつ 宮川流域=50
	鳥羽市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	-	-
	志摩市	平坦地：R1=40 あるいは R3=60 平坦地以外：R1=60	-	-
	玉城町	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	外城田川流域=9	-
	度会町	R1=60	宮川流域=53 一ノ瀬川流域=18	-
	南伊勢町	R3=90	-	-
紀勢・東紀州	尾鷲市	平坦地：R3=140 平坦地以外：R1=50	又口川流域=14	平坦地：R3=120 かつ 又口川流域=10
	熊野市	R1=40	北山川流域=46 大又川流域=10	R1=30 かつ 北山川流域=42
	大台町	R1=70	宮川流域=54 大内山川流域=22 濁川流域=18	-
	大紀町	R1=60	宮川流域=54 大内山川流域=27 藤川流域=14	-
	紀北町	R1=50	赤羽川流域=27 三戸川流域=20 銚子川流域=21	R1=40 かつ 赤羽川流域=20
	御浜町	R1=40	-	-
	紀宝町	R1=40	相野谷川流域=9	R1=25 かつ 熊野川流域=72

別表8 高潮警報・注意報基準（平成22年5月27日現在）

市町をまとめた地域	市町	潮位	
		警報	注意報
中部	津市	2.9m	1.5m
	松阪市	2.8m	1.5m
	多気町	-	-
	明和町	2.8m	1.5m
北部	四日市市	3.5m	1.5m
	桑名市	4.5m	1.5m
	鈴鹿市	3.5m	1.5m
	亀山市	-	-
	いなべ市	-	-
	木曽岬町	4.5m	1.5m
	東員町	-	-
	菰野町	-	-
	朝日町	-	-
伊賀	川越町	3.8m	1.5m
	名張市	-	-
伊勢志摩	伊賀市	-	-
	伊勢市	2.8m	1.4m
	鳥羽市	2.0m	1.4m
	志摩市	2.6m	1.4m
	玉城町	-	-
	度会町	-	-
	南伊勢町	2.2m	1.4m
紀勢・東紀州	尾鷲市	2.1m	1.4m
	熊野市	2.7m	1.4m
	大台町	-	-
	大紀町	3.2m	1.4m
	紀北町	2.7m	1.4m
	御浜町	2.7m	1.4m
	紀宝町	2.7m	1.4m

図「平坦地、平坦地以外」



2 水防活動等に必要なる予報及び警報の発表

(1) 水防活動用予報及び警報(津地方气象台)

気象・高潮及び洪水について水防活動の利用に適合する注意報及び警報をいう。水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報、水防活動用高潮注意報・警報は高潮注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報、水防活動用津波注意報・警報は津波注意報・警報をもって代える。

(2) 洪水予報[木曾川下流・長良川下流・揖斐川下流・鈴鹿川及び鈴鹿川派川・雲出川及び雲出古川・櫛田川・宮川・熊野川・木津川上流(服部川と柘植川を含む)・名張川(宇陀川を含む)](国土交通省木曾川下流河川事務所、国土交通省三重河川国道事務所、国土交通省紀南河川国道事務所、国土交通省淀川ダム統合管理事務所、名古屋地方气象台、津地方气象台、大阪管区气象台、和歌山地方气象台)

別表9のとおり国土交通省機関と气象台が共同して、洪水についての水防活動や行政機関・一般住民等への防災の利用に適合する予報を発表する。

別表9

水系名	河川名	洪水予報名	担当機関名
木曾川	木曾川	木曾川下流洪水予報	木曾川下流河川事務所 名古屋地方气象台
	長良川	長良川下流洪水予報	
	揖斐川	揖斐川下流洪水予報	
鈴鹿川	鈴鹿川	鈴鹿川及び鈴鹿川派川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方气象台
	鈴鹿川派川		
雲出川	雲出川	雲出川及び雲出古川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方气象台
	雲出古川		
櫛田川	櫛田川	櫛田川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方气象台
宮川	宮川	宮川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方气象台
新宮川	熊野川	熊野川洪水予報	紀南河川国道事務所 和歌山地方气象台 津地方气象台
淀川	木津川	木津川上流洪水予報	淀川ダム統合管理事務所 大阪管区气象台
	服部川		
	柘植川		
	名張川	名張川洪水予報	
	宇陀川		

(3) 水防警報の発表(国土交通省出先機関)

国土交通大臣は指定する河川について水防警報を発し、三重県知事【水防本部長】に通知する。

3 土砂災害警戒情報(津地方气象台、県土整備部)

津地方气象台及び三重県は、共同して降雨の状況等を監視し、発表基準を超過もしくは超過すると予想したときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

ア 气象台における伝達系統については、気象・洪水・高潮・波浪に関する警戒情報の伝達に準ずる。

イ 県における伝達系統については、「三重県災害対策活動実施要領」に準ずる。

- 4 気象情報（警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完など）の発表（津地方气象台）  
台風その他について、その状況を具体的に説明するもので、注意報および警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる気象の現況やこれらの推移について、防災活動に活用できるよう随時に発表する。

記録的短時間大雨情報においては、三重県では1時間に120mm以上の雨量をアメダス及び三重県雨量観測所で観測した場合、あるいは解析雨量で解析された場合に発表する。

注) 解析雨量とは、気象レーダーによる面的な雨量分布の情報とアメダス等の地上の雨量計から得られる各地点の雨量をもとに、1km四方の細かい区域毎の推定雨量を解析したものである。

なお、気象に関する警報、注意報は、県内の市町ごとに発表する。

府 県 予報区	一次細 分区域	市町をまと めた地域	市 町 名
三重県	北中部	中 部	津市 松阪市 多気町 明和町
		北 部	四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 いなべ市 木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町
		伊 賀	名張市 伊賀市
	南 部	伊勢志摩	伊勢市 鳥羽市 志摩市 玉城町 度会町 南伊勢町
		紀勢・東紀州	尾鷲市 熊野市 大台町 大紀町 紀北町 御浜町 紀宝町

#### 注釈

大雨や洪水などの警報、注意報が発表された場合は、重要内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域名称を用いて、注意警戒を要する地域をお知らせする場合があります。

## 第6節 被害情報収集・連絡活動

### 第1項 防災目標

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を迅速かつ的確に収集し、関係機関へ連絡する。

大規模な災害と認められる場合には、初期段階においては概括情報を収集し災害規模の把握に努める。

### 第2項 対策

#### 共通事項等

#### 1 情報収集・連絡手段

##### (1) 情報の収集・連絡

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集するものとする。

収集した情報は、迅速に県災対本部に連絡するものとする。

##### (2) 情報の連絡手段

防災関係機関は、防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとする。

なお、国の関係機関等への情報伝達は、次の通信手段により行う。

#### ア 国の防災無線による伝達

- ・ 消防防災無線.....総務省消防庁・他都道府県
- ・ 中央防災無線.....内閣府・各省庁（緊急時においてのみ使用）

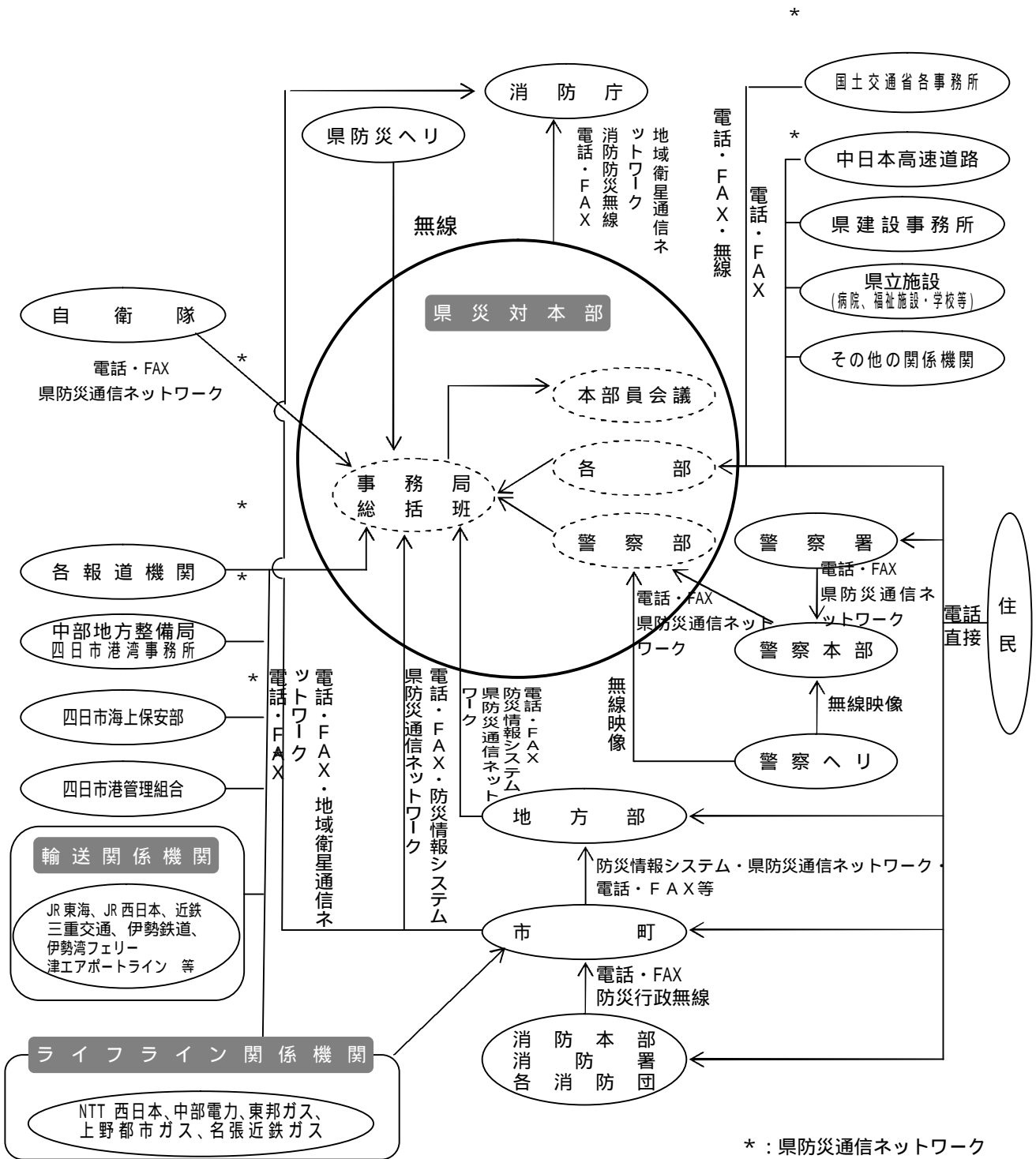
#### イ 地域衛星通信ネットワークによる伝達

衛星系により総務省消防庁へ伝達可。



2 防災関係機関の収集する情報の内容

情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
人的被害・家屋状況・火災状況	
道路状況・交通状況	
堤防・護岸・港湾施設の状況	
ライフライン・輸送機関状況	
文教施設関係状況	
その他の施設の状況	
2 対策の実施状況	
住民避難の状況	
救護物資、避難所運営、ボランティアの受入れ状況	
治安の状況	
その他の対策の状況	



(注) 電話には、携帯電話等の移動通信を含む。

### 消防庁への連絡先

(1) 平日9:30~18:30の場合

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03 - 5253 - 7527	TEL 90 - 49013	TEL 8 - 7 - 048 - 500 - 90 - 49013
FAX 03 - 5253 - 7537	FAX 90 - 49033	FAX 8 - 7 - 048 - 500 - 90 - 49033

(2) (1)以外の場合

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03 - 5253 - 7777	TEL 90 - 49102	TEL 8 - 7 - 048 - 500 - 90 - 49102
FAX 03 - 5253 - 7553	FAX 90 - 49036	FAX 8 - 7 - 048 - 500 - 90 - 49036

## 県が実施する対策

## 1 情報収集・連絡手段

## (1) 情報の収集・連絡

## ア 早期被害情報収集(防災対策部、警察本部)

早期に被害の概要を把握するため、必要に応じ、ヘリコプター(三重県防災ヘリコプター、三重県警察ヘリコプター)により情報を収集するものとする。

上記ヘリコプターのみでは、対応不可能な場合、第四管区海上保安本部、陸上自衛隊第33普通科連隊及び他府県に対し、応援を要請するものとする。

## イ 参集途上職員の情報収集(各部)

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後班長に対し報告するものとする。

各部は、職員の報告内容を県災対本部事務局総括班に報告するものとする。

## ウ 情報収集手段の確保(各部、各地方部)

各部及び各地方部は必要に応じて、総括班及び関係機関と緊密な連携を図り、職員を市町災害対策本部や現場等へ派遣するなど、情報収集手段の確保に努めるものとする。

## エ その他の機関の情報の活用(防災対策部)

防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や公共交通機関(道路状況等)からの情報を収集し、災害対策活動に活用するものとする。

## (2) 情報の連絡手段

## ア 画像による被害状況の連絡(防災対策部、警察本部)

必要に応じ、ヘリコプターからの画像伝送装置やビデオを活用し、画像による被害状況の把握を行うものとする。

## 2 通信ボランティアの活用(防災対策部)

## (1) 大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネット利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとする。

## (2) ボランティアの募集

ア アマチュア無線家のボランティア募集は日本アマチュア無線連盟三重県支部の協力を得て行う。

イ インターネット利用者のボランティア活用は、平常時からインターネット、ホームページ等を通じて協力を促す体制を整備するよう努めるものとする。

## 3 被害状況等の収集、連絡

## (1) 災害の報告(防災対策部)

市町からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。また火災・災害等即報要領の基準に該当する火災・災害等を確知したときは、原則として30分以内に可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を消防庁へ報告するものとする。

なお、人的及び物的被害の状況把握にあたっては、警察部、県土整備部及び医療機関等による被害状況把握結果との整合性を十分確保する。

その他報告を要する災害の基準に関しては、三重県災害対策活動実施要領によるものとする。

また、自ら実施する応急対策の活動状況等については市町に連絡するなど、連携に努める。

## (2) 報告の要領(防災対策部)

## ア 報告の内容と時期

## (ア) 概況速報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、以下の災害が発生した

場合には、県災対本部事務局総括班は、市町からの被害報告をとりまとめ消防庁へ報告する。

- a 救助法の適用基準に合致するもの
- b 県または市町が災害対策本部を設置したもの
- c 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- e 災害による被害が軽微であっても、今後上記a～dの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- f 崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、破堤又は高潮等による人的被害又は住家被害が生じたもの等、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。

(イ) 災害速報

被害状況が判明次第、市町から逐次報告されるもので、県災対本部事務局総括班は、市町からの被害報告をとりまとめ消防庁へ報告する。

(ウ) 被害報告

a 中間報告

(ア)(イ)の速報の段階において、報告を求められたときは、その都度、次により報告するものとする。

(a) 所定の様式又は項目により市町より報告を受けた県関係地域機関は、県民センター所長及び本庁主務室に報告する。

(b) 県本庁における報告経路等は、「三重県災害対策活動実施要領」に定めるところによる。

(c) 県災対本部事務局総括班は、市町からの被害報告をとりまとめ消防庁へ報告する。

b 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令その他所定の様式、方法(時期)に基づき報告する。

報告要領は、a 中間報告のとおりとする。

(4) 異常現象発見時の通報(警察本部)

災害が発生するおそれがある異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町長に通報するものとする。

市町が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡

(1) 災害の報告

地域内に災害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領、火災、災害等即報要領に基づき県にその状況等を報告するものとする。

(2) 報告責任者

災害情報及び被害報告は、災害対策上極めて重要なものであるから、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任をもつものとする。

(3) 報告の要領

ア 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

(ア) 概況速報

(イ) 災害速報

(ウ) 被害報告

a 中間報告

b 確定報告

## イ 報告の内容と時期

### (ア) 概況報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、様式(1)(三重県対策活動実施要領)に基づく内容とし、市町から地方部総括班(県民センター)を経て、県災対本部事務局総括班に報告する。なお、様式(1)の代替として、被害速報送受信票も可とする。

特に、以下のa～fに該当する災害が発生した場合には、速やかに報告するものとする。

a 救助法の適用基準に合致するもの

b 県または市町が災害対策本部を設置したもの

c 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

e 災害による被害が軽微であっても、今後上記a～dの要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの

f 崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、破堤又は高潮等による人的被害又は住家被害が生じたもの等、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、連絡が取れるようになるまで市町は直接消防庁へ連絡するものとする。また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等(直接即報基準に該当するもの)については原則30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、第1報を地方部総括班(県民センター)のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。

なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

### (イ) 災害速報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び様式(2)(三重県災害対策活動実施要領)に基づく内容とし、市町から地方部総括班(県民センター)を経て、県災対本部事務局総括班に報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、市町は、直接消防庁へ連絡するものとする。

なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

住家の被害状況が、救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の速報とは別に様式(A)による住家等被害状況速報を地方部(保健福祉事務所)を經由して県災対本部(健康福祉部第1救助班)に報告するものとする。

### (ウ) 被害報告

a 中間報告

(ア)(イ)の速報の段階において、報告を求められたときは、その都度、所定の様式又は項目により県関係地域機関に報告する。

b 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令その他所定の様式、方法(時期)に基づき報告する。

第6節 被害情報収集・連絡活動

報告要領は、a 中間報告のとおりとする。

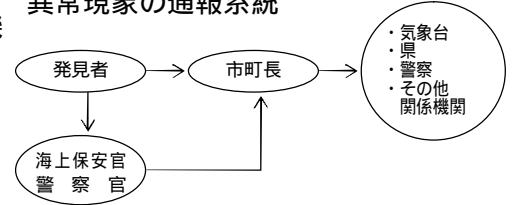
〔報告様式(1)(2)被害速報送受信票、(A)(B)については三重県地域防災計画添付資料参照〕

(4) 異常現象発見時の通報

「異常現象」の通報を受けた市町長は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

- ア 気象台
- イ 県
- ウ 警察
- エ その他関係機関

異常現象の通報系統



2 通信ボランティアの活用

「<県が実施する対策> 2 通信ボランティアの活用」に準ずる。

3 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 情報収集・連絡系統
- (3) 時系列に応じた収集する情報の種類及び収集担当班
- (4) 情報の収集・連絡方法
- (5) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡(海上保安部)

(1) 異常現象発見時の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた海上保安官は、その旨を速やかに市町長に通報するものとする。

住民が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡

(1) 異常現象の発見時の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を市町長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

参 考

1 主要交通機関の災害速報

災害時における主要交通機関の運行状況等は、必要に応じ、次の機関により収集する。

(1) 東海旅客鉄道株式会社

平日の昼間 三重支店(電話 059-226-6140)

平日の夜間及び土、日、祝日 東海総合指令所(電話 052-564-2467)

(2) 西日本旅客鉄道株式会社

亀山鉄道部伊賀上野分所(電話 0595-21-9783)

関西本線(関-島ヶ原)

(3) 近畿日本鉄道株式会社

平日の昼間 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部運輸部運行課

(電話 059-354-7021)

平日の夜間及び土、日、祝日 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部運輸部運行課運転指令

(電話 059-354-7022)

鉄道路線全線

(4) 三重交通株式会社

昼間 三重交通株式会社運転保安部運転指導課

(電話 059-229-5537)

夜間 三重交通株式会社中勢営業所

(電話 059-233-3501)

バス路線全線

(5) 三岐鉄道株式会社

平日の昼間 三岐鉄道株式会社 鉄道部運輸課

(電話 059-364-2141)

平日の夜間及び土、日、祝日

三岐鉄道株式会社 鉄道部運輸課CTCセンター

(電話 059-339-1141)

(6) 伊勢鉄道株式会社

伊勢鉄道株式会社玉垣運転指令室

(電話 059-384-3000)

(7) 養老鉄道株式会社

平日 9:00～18:00 養老鉄道株式会社 総務企画課

(電話 0584-78-3400)

上記以外 西大垣駅

(電話 0584-78-2305)

(8) 伊賀鉄道株式会社

上野市駅 (電話 0595-21-3231)

(9) 伊勢湾フェリー株式会社

伊勢湾フェリー株式会社鳥羽営業所 (電話 0599-25-2880)

(10) 津エアポートライン株式会社

津エアポートライン株式会社 (電話 059-213-6582)





## 第7節 通信運用計画

### 第1項 防災目標

災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等重要通信を確保する。

### 第2項 対策

#### 共通事項等

#### 1 通信手段の利用方法等

##### (1) 電話による通話

県、市町及び関係機関は通信設備の優先利用について、西日本電信電話株式会社三重支店とあらかじめ協議し、使用手続きを決めておくものとする。

ア 非常通話...天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合に必要な事項を内容とする通話は、すべての手動接続通話に優先して接続される。

イ 緊急通話...災害の発生、重大な事故等緊急事態が発生、又は発生するおそれがある場合に、災害の予防、援助、復旧等を内容とする緊急通話については、非常通話の次順位として、手動接続通話により接続される。

##### (2) 電報による通信

#### ア 「非常扱いの電報」

地震その他非常災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

( 22時以降 - 翌朝8時まで、0120 - 000115で受付)

- ・非常扱いの電報の申込みであること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

#### イ 「緊急扱いの電報」

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

( 22時以降 - 翌朝8時まで、0120 - 000115で受付)

- ・緊急扱いの電報の申込みであること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

(3) 非常通信

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、非常通信を利用して通信するものとする。(非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照)

また、非常通信協議会は災害時に相互の通信を確保するため、平常時より会員相互の連携及び通信訓練を実施し、その体制を強化するものとする。

(4) 防災相互通信用無線による通信

防災に関する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。

(5) 孤立防止対策用衛星電話による通信

通信回線の途絶による特定地域の孤立を防止するためNTTが防災関係機関(市町等)に設置している孤立防止対策用衛星電話を通じて通報するものとする。

(6) 無線車の事前配置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、関係機関は被害状況等を把握するため、地域の状況の判断により、無線車を災害現地に配備し、災害状況報告並びに県災対本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるように努めなければならない。

2 通信設備の応急復旧

(1) 専用通信

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町、県警察、気象台、国土交通省、海上保安部、東海旅客鉄道、中日本高速道路、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源(自家用発電用施設、電池等)、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行っておくことが必要である。

ウ 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

エ 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるように努める。

県が実施する対策

1 通信手段の利用方法

(1) 県防災通信ネットワークによる通信(別図1参照)(防災対策部)

災害時に県、市町、関係機関が相互に通信を行うことができるよう県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系)を整備しているが、通信を円滑に行わせるため必要と認めるときは、統制

管理者（防災対策部長）は、普通通信（平常時に行う通信）を制限し、又は、中止させることができるものとする。

なお、通信規定等については、「三重県防災行政無線通信の取扱等に関する訓令」（平成6年三重県訓令第6号）に定めるところによる。

（2）警察電話、警察無線電話及び警察電報による通信（別図2参照）（警察本部）

警察機関を通じて通報するものとするが、この場合、あらかじめ指名された通信統制官（本部総合指令課長）又は警察署長に対し、使用する通信設備及び理由、通信の内容並びに発受信者等を申し出て、その承認を得たうえで使用するものとする。

市町が実施する対策

1 市町地域防災計画で定める事項

- （1）実施責任
- （2）通信手段の確保
- （3）通信設備の応急復旧
- （4）その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 通信設備の応急復旧（各通信、放送機関）

（1）公衆通信

ア 西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等の災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

イ KDDI株式会社

KDDI株式会社は、国際公衆電気通信のため、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

ウ 株式会社エヌ・ティ・ティドコモ等の移動通信事業者

株式会社エヌ・ティ・ティドコモ等の移動通信事業者は、関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

（2）放 送

災害及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し放送が中断した場合に備えて、速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

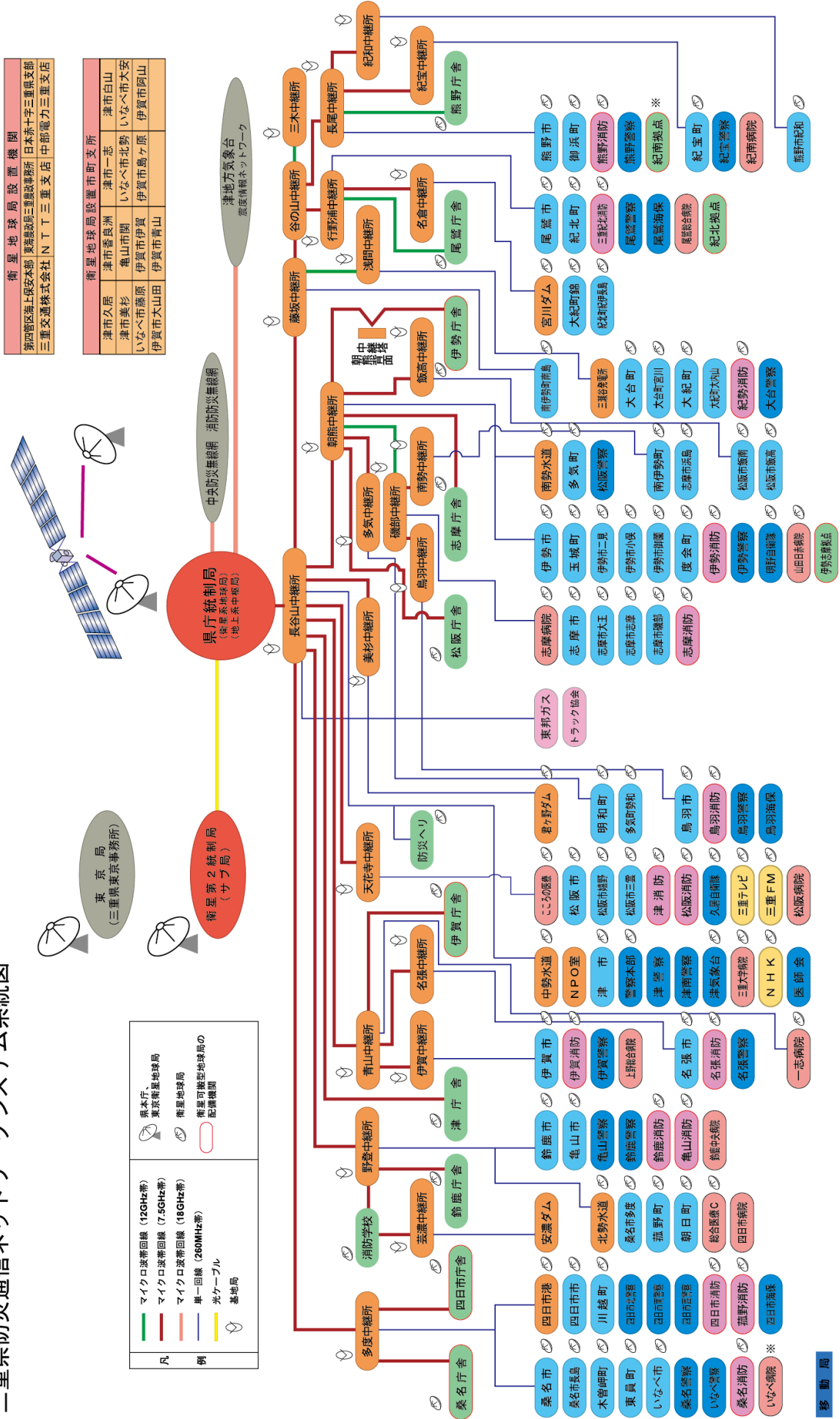
ア 演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の演奏設備を設ける。

イ ラジオ放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨时无線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。

エ 具体的な災害応急対策計画を策定し、適時訓練を実施する。

三重県防災通信ネットワークシステム系統図

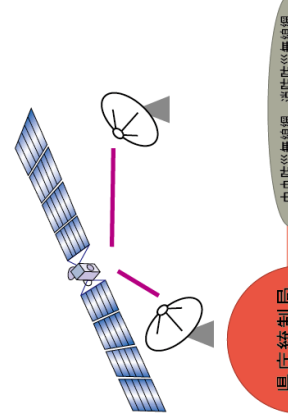


衛星地球局設置機関

第四管区海上保安本部 四国管区海上保安部 日本赤十字三重県支部	三重交通株式会社 N T T 三重支店 中部電力三重支店
---------------------------------	------------------------------

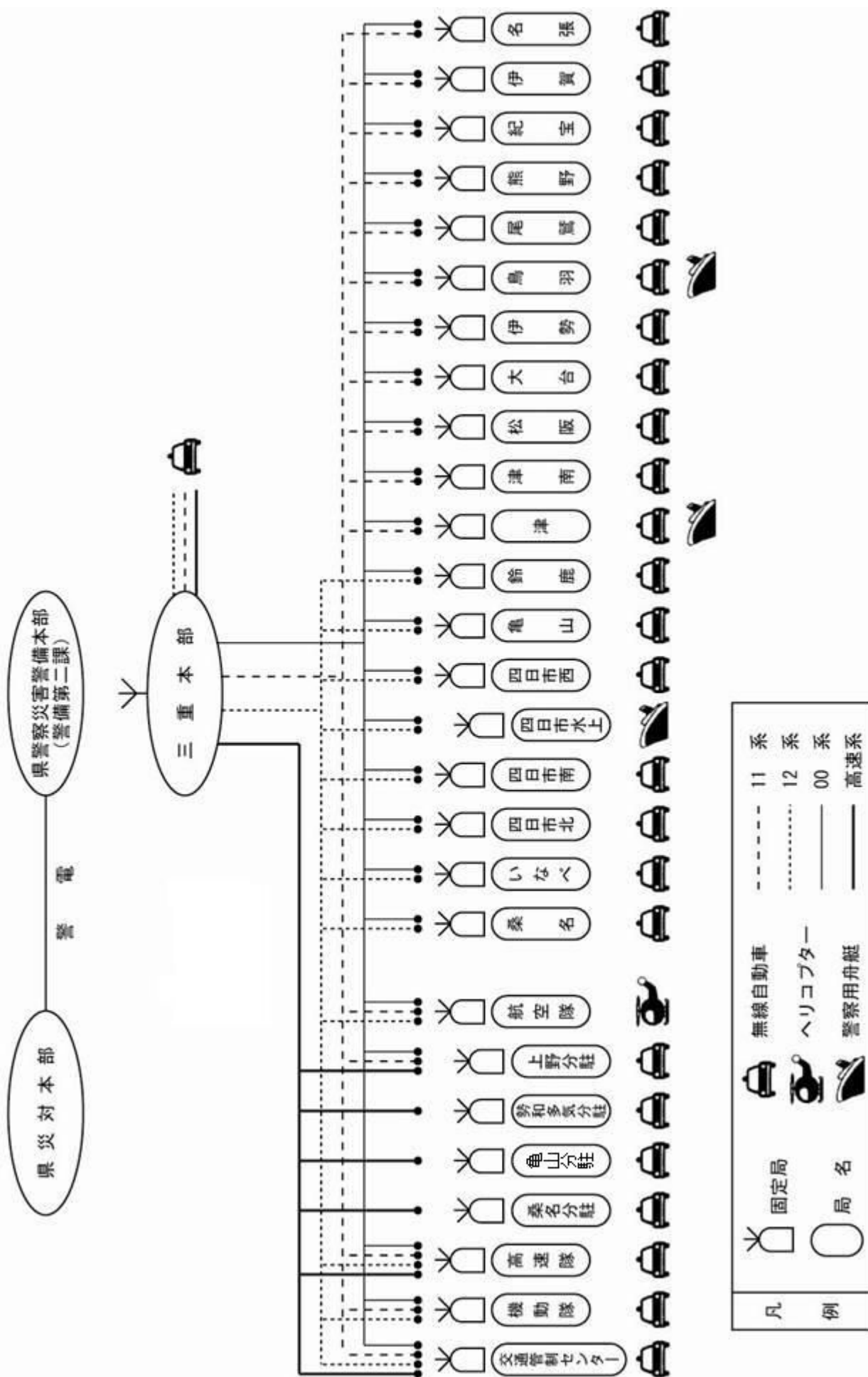
衛星地球局設置市町支所	
津市久居	津市善良洲
津市美杉	津市一志
いなべ市藤原	いなべ市北勢
伊賀市大田	伊賀市鳥ヶ原
伊賀市青山	伊賀市阿山



凡	緑線	マイクログ波帯回線 (12GHz帯)	東京局、東京衛星地球局
	赤線	マイクログ波帯回線 (7.5GHz帯)	衛星地球局
	青線	マイクログ波帯回線 (18GHz帯)	衛星地球局
	黄線	単一回線 (280MHz帯)	衛星地球局
	白線	光ケーブル	衛星地球局
例	○	基地局	衛星地球局

移動局	車載 100局
	携帯 30局

警察無線設備通信系統図 [別図2]



## 第8節 避難対策活動

### 第1項 防災目標

安全な場所へ住民を移動し、住民の安全を確保する。  
 避難者の一時的な生活を確保する。  
 避難生活を適切に支援する。

#### 【各部の情報伝達活動】

#### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	救援物資対策担当	・避難生活に関する情報
	地方部	・避難勧告・指示、避難準備情報の報告 ・避難者移送の要請 ・避難所運営に対する協力の要請 ・放送機関への避難情報の放送の依頼
戦略企画部	防災対策部	・避難に関する放送の依頼
救援物資対策担当	地方部	・避難生活に関する情報
地方部	市町	・避難勧告・指示、避難準備情報の報告 ・避難者移送の要請 ・避難所運営に対する協力の要請 ・放送機関への避難情報の放送の依頼
県警察	県土整備部	・洪水、地滑りのための立退きの指示の報告
	水防管理者	・洪水のための立退きの指示の報告
県有施設の管理者	市町	・あらかじめ避難所に指定されていない県有施設の一時使用の要請

#### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	戦略企画部	・避難に関する放送の依頼
	自衛隊	・避難者移送のための出動要請
戦略企画部	放送機関	・避難に関する放送の依頼
救援物資対策担当	防災対策部	・避難生活に関する情報
県土整備部	県警察	・洪水・地すべりのための立ち退きの指示の報告
地方部	防災対策部	・避難勧告・指示及び避難準備情報の報告 ・避難者移送の要請 ・避難所運営に対する協力の要請 ・放送機関への避難情報の放送の依頼
	救援物資対策担当	・避難生活に関する情報

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発言する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

### 第2項 対 策

#### 県が実施する対策

#### 1 避難の勧告又は指示

##### (1) 知事の指示(防災対策部)

災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町長が、避難のための立退き勧告及び立退きの指示を行うことができなくなったときは、市町長に代わって実施するものとする。

##### (2) 警察官の指示(警察本部)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、市町長が指示できないと認められるとき又は市町長から要求があったときは、警察官は、自ら立退きを指示するものとする。この場合は、警察官は、速やかにその旨を市町長に報告するものとする

(基本法第61条)。

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場の危険を避けるため、その場にいるものを避難させるものとする。(警察官職務執行法第4条)。

この場合、その旨を公安委員会に報告するものとする。

(3) 洪水のための指示(県土整備部)

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員若しくは水防管理者は、立退きを指示するものとする(水防法第29条)。

水防管理者が上記指示をする場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする(水防法第29条)。

(4) 地すべりのための指示(農林水産部、県土整備部)

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた吏員は、立退きを指示するものとする。

この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする(地すべり等防止法第25条)。

また、降雨等により二次的な水害・土砂災害等の危険がないか可及的速やかに土砂災害警戒区域のパトロールを実施し、その結果危険性が高いと判断された箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急対策を行うとともに、市町等防災関係機関へ連絡するものとする。

2 避難の勧告・指示または避難準備情報の内容及びその周知

(1) 避難の周知徹底(戦略企画部、防災対策部)

市町長からの要請に基づき、速やかに放送機関へ放送を依頼するものとする。

3 避難方法

(1) 広域災害による大規模移送(防災対策部、地方部)

地方部を通じて市町から避難者移送の要請を受けたときは、自衛隊の出動を求める等適宜の方法により、陸上、海上輸送をするほか、空輸等の方法によって避難させるものとする。

なお、本要請を受けた地方部は、部内においてその対策が可能なときは、地方部限りで実施する。

4 避難所の開設及び運営

(1) 県有施設の使用(県有施設の管理者)

被災者を一時収容するため、市町から県有施設の一時的な使用の要請があった場合、当該施設の管理者は支障のない範囲において、これを使用させることができる。

(2) 船舶の利用(防災対策部)

市町から要請があった場合、県災对本部は、第四管区海上保安本部(四日市海上保安部)に対して所有船舶の供用の要請及び中部運輸局三重運輸支局に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

(3) 避難所運営の支援(環境生活部、健康福祉部)

市町の避難所運営を支援するため、必要に応じて職員を派遣する等の対策を実施するよう努めるものとする。

(4) 災害時要援護者への対応(環境生活部、健康福祉部)

ア 避難所で生活する高齢者や障がい者等の災害時要援護者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救護活動を行う。

イ 外国人被災者救援のため、三重県国際交流財団と連携して、市町へ通訳ボランティア情報を提供する。

- (5) 救援物資対策担当の設置（健康福祉部、環境生活部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部）  
災対本部事務局総括班内に救援物資対策担当を設置し、避難生活についての情報収集及び救援物資の提供を図るものとする。
- 5 避難勧告等の判断支援
  - (1) 情報提供及び支援（県土整備部、防災対策部）  
市町長が避難勧告・指示及び避難準備（災害時要援護者避難）情報の発表の判断を的確に行えるよう、市町と調整のうえ、県は雨量、水位や避難勧告等の発表状況を適宜、情報提供し、市町の災害対策活動の支援を行う。
  - (2) 土砂災害警戒情報（県土整備部、防災対策部）  
土砂災害の危険度が高まり土砂災害警戒情報を発表した場合は、補足情報等を提供するなど、避難勧告等の発令のための支援を行う。
  - (3) 土砂災害緊急情報（農林水産部、県土整備部、防災対策部）  
地すべりが発生した際には、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施する必要があるかどうか事前の調査を行い、必要に応じて、土砂災害防止法第26条に基づく緊急調査を実施した上で、同法第29条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じるものとする。  
また、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供するよう努める。
- 6 広域避難収容の支援要請（防災対策部）  
被災者の避難・収容状況から、県外への広域避難・収容が必要と判断した場合は、必要に応じて非常本部または避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）に広域避難収容に関する支援を要請し、適切な広域的避難収容活動を実施する。

#### 市町が実施する対策

##### 1 自主避難の指導

市町長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態時の緊急避難が実施できるように指導しておくものとする。

##### 2 市町長の指示及び勧告並びに避難準備情報に基づく避難

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合、土砂災害防止法第29条に基づく土砂災害緊急情報が通知され人命の危険が予測される場合、同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための勧告及び指示を行う。

また、避難勧告及び避難指示のほか、必要に応じて避難準備情報を伝達し、適切な避難誘導を実施する。その際、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達分の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

さらに、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、当該地域住民が警戒避難しうるよう、周知のため必要な措置を講ずるほか、海岸付近で高潮、波浪、潮位の変化による浸水の恐れがある場合についても同様の措置をとるものとする。



## (1) 市町長の指示(災害種別の限定なし。)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、市町長は立退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立退きを指示するものとする。

この場合、市町長は、速やかにその旨を知事に報告するものとする。(基本法第60条)

## (2) 洪水のための指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、立ち退きを指示するものとする(水防法第29条)。

水防管理者が上記指示をする場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする(水防法第29条)。

## (3) 避難準備(災害時要援護者避難)情報

一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障がい者等の災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を必要に応じて伝達する。

## 3 避難の勧告又は指示、避難準備情報の内容及びその周知

## (1) 避難の勧告又は指示、避難準備情報の内容

避難の勧告又は指示、避難準備情報は、下記の内容を明示して行うこととする。

要避難対象地域
避難先
避難理由
避難経路
避難時の注意事項等

## (2) 避難の周知徹底

避難のための立ち退きを勧告、指示したとき、避難準備情報を発表したとき又はその指示等を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図るものとする。

## ア 関係機関相互の通知及び連絡

市町長等は、避難のための立ち退きを勧告、指示し又は避難準備情報を発表し、あるいは指示等を承知したときは、関係機関に通知又は連絡するものとする。

## イ 住民等に対する周知

## (ア) 指示等の周知徹底

避難の指示又は勧告をしたとき、避難準備情報を発表したとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図るものとする。

a 同報無線による周知

b 広報車による周知

c 三重県防災ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災对本部に対し、三重県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

d 放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災对本部に対し、放送関係機関への放送を要請する。

e 高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者等、特に配慮を要する者に対する避難情報の提供を図る。

(イ) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号は、次によるものとする。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付	1分	1分	1分
サイレン信号	5秒	5秒	

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用するものとする。

4 避難勧告又は指示、避難準備情報の解除

市町長等は、避難勧告、指示または避難準備情報の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

5 避難方法

(1) 避難の順序

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の避難支援計画の実施等に努めるものとし、避難立退きの誘導にあたっては、高齢者、乳幼児、障がい者、病人等の災害時要援護者を優先して行う。

また、災害時要援護者の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うこととする。

(2) 移送の方法

避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、船艇等によって行うものとする。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、市町において措置できないときは、市町は地方部に、避難者移送の要請をするものとする。

また、事態が急迫しているときは、被災市町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して実施するものとする。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。

6 避難所の開設及び運営

災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため、避難所を開設するものとする。

(1) 収容者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に収容する必要がある者に対して行う。

(2) 設置の方法

ア 避難所は学校、公民館、寺院、神社、旅館、工場及び倉庫等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借り上げて野外に仮設する。

また必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

イ 災害の様相が深刻で、被災市町内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町長と協議し、隣接市町長に自市町民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。

ウ 避難所を設置したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

市町民が市町長の指示に基づかず、勝手に親戚、縁者等の住家に集まって避難所としても認めることはできない。

### (3) 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況について、次により知事に報告するものとする。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込

### (4) 運営管理

避難所の運営に当たっては次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求めるものとする。

イ 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

ウ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮することとする。

エ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

オ 高齢者、障がい者等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

カ 被災者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

### (5) 開設の期間

ア 救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。

イ 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をなしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指示し、できる限り短期間の収容にとどめること。

### (6) 費用の限度

救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は「救助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

## 第8節 避難対策活動

### (7) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

### (8) 災害時要援護者への対応

市町は避難所で生活する高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

ア 民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。

イ 保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

## 7 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 避難勧告・指示、避難準備情報の実施責任者
- (2) 避難勧告・指示、避難準備情報の方法（基準、伝達内容、伝達方法等）
- (3) 警戒区域設定の実施責任者
- (4) 避難誘導體制及び災害時要援護者の避難誘導
- (5) 避難所の現況（所在地、名称、収容可能人員）
- (6) 避難方法
- (7) 避難所の開設
- (8) 避難所の管理、運営
- (9) 福祉避難所に関する事（設置場所、管理・運営方法等）
- (10) その他必要な事項

## その他の防災関係機関が実施する対策

### 1 避難の指示

#### (1) 海上保安官の指示（海上保安庁）

「<県が実施する対策> 1(2)警察官の指示」に準ずる。

#### (2) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいらないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることがある（自衛隊法第94条）。

### 2 避難の勧告又は指示内容及びその周知（放送機関）

市町長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に徹底すべく放送時間、放送回数等を考慮して速やかに放送するものとする。

## 住民が実施する対策

### 1 避難方法

避難の立退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各自に行うことを原則とする。

## 第9節 消防救急活動

### 第1項 防災目標

大規模延焼火災等から住民の生命・身体を保護する。

【各部の情報伝達活動】

#### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主な情報内容
防災対策部	地方部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報等の報告</li> <li>・林野火災空中消火の実施の報告</li> <li>・ヘリコプターによる広域航空消防応援の要請</li> <li>・ヘリコプターによる重篤患者の緊急搬送及び遠隔地搬送の要請</li> </ul>
	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内相互応援隊及び緊急消防援助隊の編成、応援出動の要請</li> </ul>
健康福祉部	各医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急患者の受入体制、転院搬送等の調整</li> </ul>
地方部	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報等の報告</li> <li>・林野火災空中消火の実施の報告</li> <li>・ヘリコプターによる広域航空消防応援の要請</li> <li>・ヘリコプターによる重篤患者の緊急搬送及び遠隔地搬送の要請</li> </ul>

#### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主な情報内容
防災対策部	消防庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他府県に対する応援の要請（緊急消防援助隊）</li> <li>・林野火災空中消火の実施の報告</li> </ul>
	中部9県1市 近畿2府7県等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応援協定等に基づく応援の要請</li> <li>・医療関係機関の応援出動の要請</li> </ul>
	自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林野火災空中消火に係るヘリコプターの応援要請</li> </ul>
	県内市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内相互応援隊の編成、応援出動の指示</li> <li>・医療関係機関の応援出動の要請</li> </ul>
	民間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火、救急活動のための資機材提供の要請</li> </ul>

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

### 第2項 対策

#### 県が実施する対策

##### 1 消防活動（防災対策部）

(1) 県災対本部を設置し、災害情報の収集、伝達及び防災関係機関との総合調整を行う。

ア 必要に応じ、ヘリコプターによる災害状況の確認を行う。

イ 県外からの消防機関も含めた応援部隊の効果的な投入や最重要防御地域の選定等について、消防庁をはじめとした防災関係機関との総合調整を行う。

(2) 被災市町が実施する消防活動の状況により、他市町の応援を必要と認める場合には、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、他市町に対し県内消防相互応援隊の編成・応援出動を指示する。

ア 被災市町から応援要請があった場合でも同様とする。

イ 必要に応じ、ヘリコプターによる可能な限りの消防活動の支援を行う。

(3) 災害の状況により特に必要があると認める場合には、消防組織法第44条に基づき消防庁長官を通じ、他府県に対し応援を要請する。その手続きは、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」によるものとし、県災対本部内に消防応援活動調整本部を設置する。

(4) 消防法第22条第1項の規定により津地方气象台から通報される火災気象通報を防災行政無線等により市町長等に通報する。

2 林野火災空中消火活動(防災対策部)

県の森林面積は、全体の65.6%となっており、ひとたび火災が発生すると、地理的条件等によって、従来の地上消火活動は極めて困難であると予想されることから、迅速的確な消火活動を実施し、貴重な森林資源を守るため、本計画により空中消火活動を行うこととする。

(1) 空中消火等の概要

本計画でいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその近傍に水又は、消火剤水を散布し消火を行う作業のほか、現場指揮本部、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた作業をいう。

ア 現場指揮本部

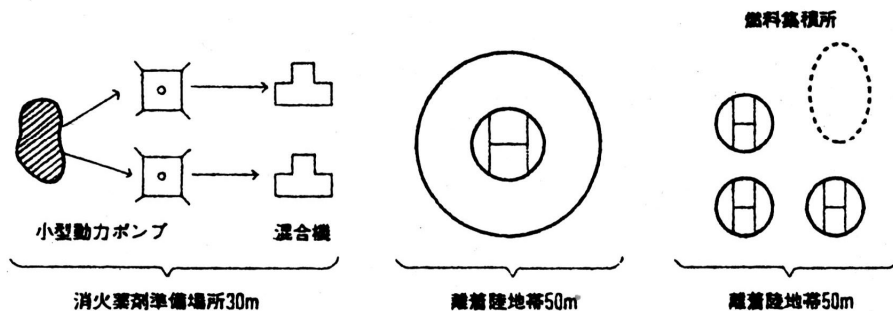
空中消火を効果的に実施するため消火計画を作成し、空中と地上との連携を図り、統一的な指揮を行う。

イ 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリポート(離着陸場所)、飛行準備場所(燃料集積所を含む。)からなり、空中活動の指揮運用を行う。

空中消火基地の概要は、次のとおりである。

空中消火基地の一例(中型ヘリコプター3機の場合)



ウ 空中消火用資機材等

(ア) 水のう

布製の散布装置で、ヘリコプターの機体下部に懸吊して、上空において機内での通電操作により、消火薬剤を散布する。容量は1,800 と 700 の二種類がある。

(イ) 水槽

ナイロン製布地で、消火薬液調整の際の混合・貯水槽として使用し、容量は7,000 と 2,500 の二種類がある。

(ウ) 混合機

水に消火薬剤、増粘剤、着色剤を混合・溶解して所定の濃度と粘度をもつ消火薬液を作る。

(エ) 消火薬剤等

水と消火薬剤等を混合攪拌する。

- a 消火薬剤(第1リン酸アンモニウム又は、高縮合系リン酸アンモニウム)
- b 増粘剤(CMC・展着剤)

c	着色剤（赤色顔料）		
d	混合比		
	第1リン酸アンモニウム	水 100 kg に対し	15 kg
	又は		
	高縮合系リン酸アンモニウム	〃	22 kg
	増粘剤	〃	1～2 kg
	着色剤	〃	0.05 kg

（参考）

2,500 の消火薬液を作る場合

第1リン酸アンモニウム	12 袋（25 kg 入）
又は	
高縮合系リン酸アンモニウム	20 缶（20 kg 入）
増粘剤	1 袋（20 kg 入）
着色剤	300 g

## エ 空中消火法

空中消火法には、直接消火法と間接消火法の2種類がある。

（ア）直接消火法...火線に沿って飛行し、火点に直接水または消火薬液を散布して消火する方法で主として火勢の弱い初期消火、飛火消火、残火処理等及び人命、家屋等に危険が迫った場合に用いる。

（イ）間接消火法...火線の前方に水または消火薬液を散布し、防火線を作り延焼防止を図る方法で空中消火法の主体となすものである。

### （2）空中消火の実施

#### ア 報告

県は、空中消火を実施した場合、消防庁応急対策室に電話（無線）で報告すること。

#### 報告事項

- （ア）林野火災の場所
- （イ）林野火災焼失（損）面積
- （ウ）災害派遣を要請した市町名
- （エ）災害派遣に要した航空機の機種と機数
- （オ）散布回数（機種別）
- （カ）散布効果
- （キ）地上支援の概要
- （ク）その他必要事項

### （3）自衛隊の災害派遣要請（ヘリコプターの要請）

空中消火を実施するにあたり、林野火災が大規模化した場合など、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次により実施する。

#### ア 災害派遣要請の基準

災害派遣要請の基準は、第3章第3節「自衛隊災害派遣要請」に規定する基準に準拠し、原則として次のいずれかに該当する場合とする。

- （ア）地形等の状況により、地上の消火活動が困難な場合
- （イ）火災規模に対して、地上の消火能力が不足し、又は不足すると判断される場合
- （ウ）人命の危険、人家等への延焼又はその他重大な事態を避けるため、必要と認められる場合

イ 災害派遣要請の手続き

災害派遣要請の手続きは、第3章第3節「自衛隊災害派遣要請」によるものとするが、林野火災においては、特に次の事項を明確にすること。

- (ア) 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
- (イ) 災害派遣要請市町の連絡場所及び連絡責任者名
- (ウ) 資機材等の空輸の必要の有無
- (エ) 空中消火用資機材等の整備状況
- (オ) その他空中消火を実施するにあたり、参考となるべき事項

(4) 他府県等の消防・防災ヘリの派遣要請

空中消火を実施するにあたり、他の都道府県等の所有の消防・防災ヘリによる広域航空消防応援を要請することができる。

応援を要請する場合は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(三重県地域防災計画添付資料参照)による手続により行う。

市町村及び都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知ルートは、別図のとおりである。

3 救急活動(健康福祉部、防災対策部)

(1) 被災状況の早期の把握及び災害医療コーディネーターをはじめとする関係機関との総合調整を行う。

ア 救急患者の受入体制や高度な医療が必要な患者の転院搬送等について、医療機関、運輸業者等との総合調整を行う。

イ 市町等からの要請により、重篤患者の緊急搬送及び遠隔地搬送が必要な場合は、ヘリコプターを活用する。

(2) 他の医療関係機関等の応援を必要と認める場合には、応援協定に基づき県内市町及び他府県市に対し応援出動を要請する。

4 資機材の調達等(防災対策部)

(1) 消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとするが、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備に努める。

(2) 必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行うものとする。

市町が実施する対策

1 消防活動

市町の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、当該市町が主体となり消防機関を動員して実施するものとする。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

(1) 被災市町は、消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

(2) 被災市町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

ア 被災市町は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町及



び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、市町は、被災市町からの要請又は県からの指示があった場合に、県内消防相互応援隊を編成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

イ あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

(3) 被災市町は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

(4) 市町は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多次元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

(5) 火災警報の発表

市町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとるものとする。

## 2 林野火災空中消火活動

(1) 空中消火の実施

市町長等は、市町地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措置を講じるものとする。

ア 初動体制

(ア) 災害情報等の報告

市町長等は、市町地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を報告する。

(イ) 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、第3章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める所要の措置をとる。

(ウ) 火災現場付近の状況把握

a 空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握しておくこと。

b 危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握しておくこと。

(エ) 資機材の確保

他の自治体、関係機関の保存状況を掌握し、補給できる体制を整えておく。

また、使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておく。

(オ) 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

また、陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡をとり、先導等の措置をとる。

イ 空中消火活動

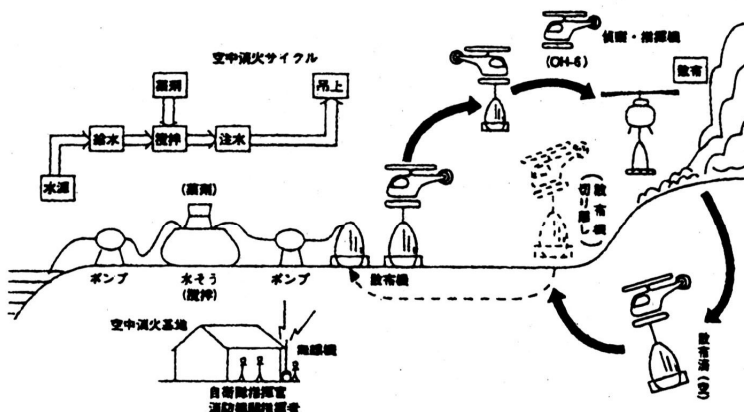
(ア) 現場指揮本部における任務

a 情報の総括...空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行う。

b 空中・地上各消火隊の活動統制...消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連絡調整を行う。

(イ) 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動をする。



ウ 派遣要請

(ア) 県防災ヘリコプターの派遣要請

市町長等は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

応援を要請する場合は第3章第19節「県防災ヘリコプター活用計画」の手続により行う。

エ 報告

市町は、空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県(災害対策課)に報告する。

報告事項

- (ア) 林野火災の場所
- (イ) 林野火災焼失(損)面積
- (ウ) 災害派遣を要請した市町名
- (エ) 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- (オ) 散布回数(機種別)
- (カ) 散布効果
- (キ) 地上支援の概要
- (ク) その他必要事項

3 救急活動

(1) 被災市町は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

(2) 被災市町は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合に、消防活動と同様に協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

ア あらかじめ消防相互応援協定締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

イ 被災市町は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を要請する。

(3) 市町は、平常時において、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図る。

4 資機材の調達等

「<県が実施する対策> 4 資機材の調達等」に準ずる。

5 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 消防活動
- (2) 救急活動
- (3) 資機材の調達
- (4) 林野火災等空中消火の実施
- (5) その他必要な事項

防災関係機関・その他が実施する対策

1 林野火災空中消火活動（自衛隊）

「<県が実施する対策> 2 林野火災空中消火活動」に準ずる。

住民が実施する対策

1 消防活動

(1) 初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2 救急活動

(1) 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

参 考

1 火災気象通報

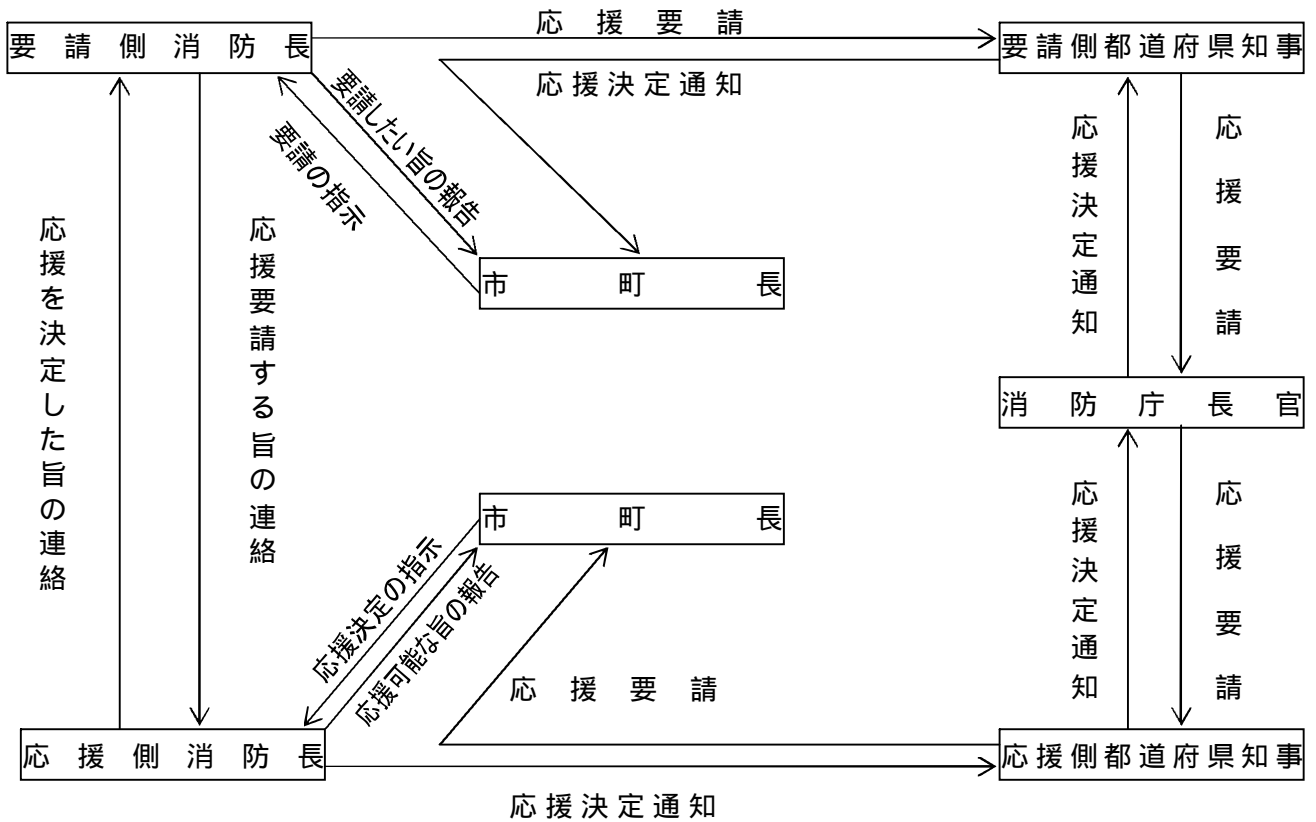
消防法第22条第1項の規定により津地方気象台から通報される火災気象通報の実施基準は、次による。

- (1) 実効湿度 60%以下で、最小湿度 30%以下となる見込みのとき。
- (2) 最大風速が 13m / s 以上となる見込みの時（降雨・降雪中は通報しないこともある。）
- (3) 実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下・最大風速 10m / s 以上となる見込みのとき。

2 林野火災空中消火活動

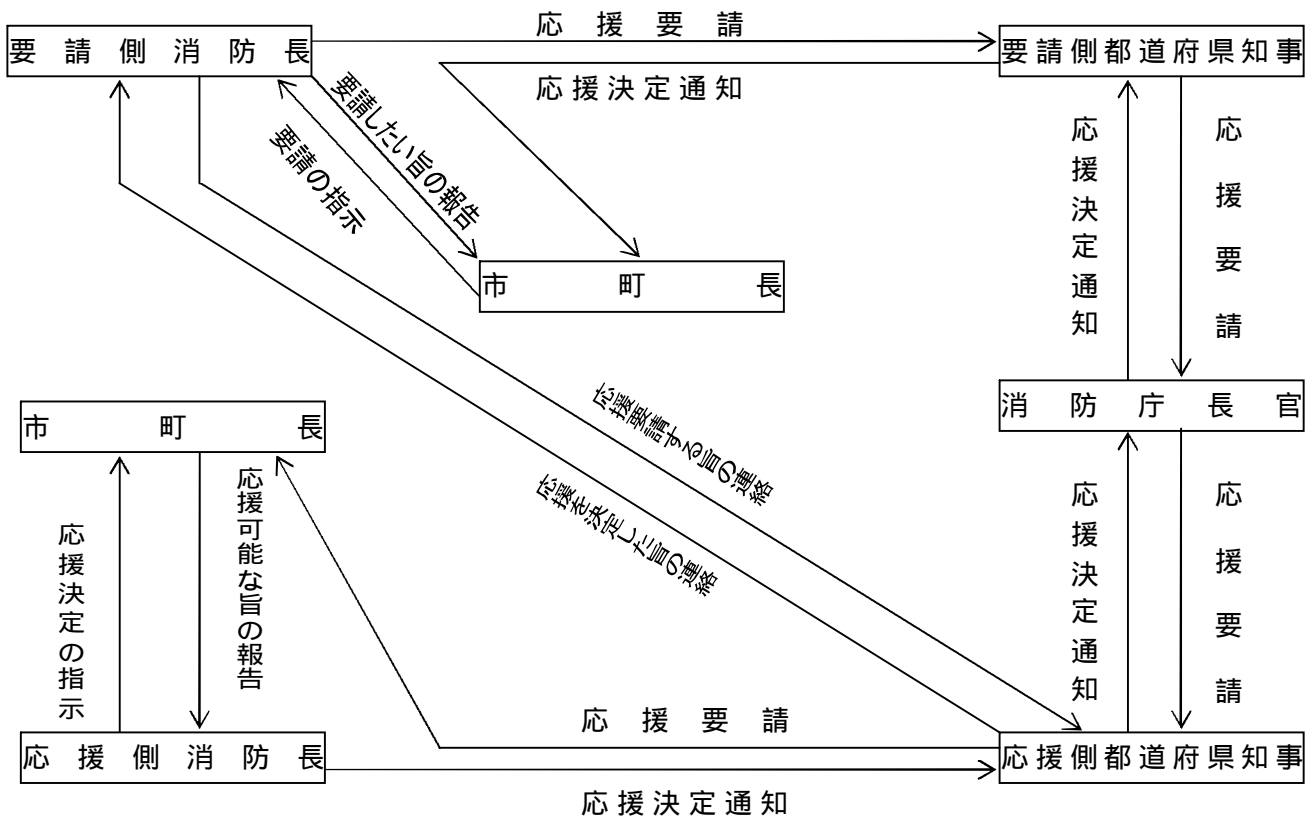
[別図] 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート

(1) 市町がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知



(2) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

(参考) 要綱第8項の手続き



## 3 県林野火災対策等資機材管理運用

林野火災等の対策用として県が備蓄している資機材の管理並びに市町等関係機関が使用する場合は次の運用要綱によるものとする。

## 三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱

## (1) 目的

## 第1条

この要綱は、林野火災又は大火災対策の用に供するため、三重県が保有する林野火災対策等資機材（以下「資機材」という。）の管理運用について必要な事項を定めることを目的とする。

## (2) 保管

## 第2条

(1) 資機材は、次の場所に保管する。

- (ア) 三重県防災対策部災害対策室 三重県備蓄倉庫（津市東古河町 36）
- (イ) 三重県防災資機材備蓄センター（三重県消防学校内）
- (ウ) 尾鷲市倉庫
- (エ) 陸上自衛隊第 33 普通科連隊

## (3) 使用の範囲

## 第3条

ア 資機材は、原則として林野火災又は大火災が発生した場合の消火及び防御並びに訓練に使用するものとする。

イ 資機材を使用できるものは、次に掲げるものとする。

- (ア) 国
- (イ) 都道府県
- (ウ) 市町村
- (エ) 消防組合

## (4) 使用の申請

## 第4条

ア 資機材を使用し、消火及び防御並びに訓練を実施しようとする者（以下「使用者」という。）は、林野火災対策資機材使用申請書（別記様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事態が急迫し、文書によることができない場合には、電話等により申請し、事後において速やかに所定の手続きを行わなければならない。

イ 市町及び消防組合は、林野火災又は大火災の消火及び防御を実施するに際し、自衛隊の派遣を必要とする場合には県防災計画の定めるところにより、措置しなければならない。

## (5) 返納

## 第5条

使用者は、使用期間が終了したとき又は使用の必要がなくなったときには、資機材の整備点検を実施し、速やかに返納しなければならない。

## (6) 費用の負担

## 第6条

ア 資機材を使用した場合、次の費用は使用者の負担とする。

- (ア) 資機材の引渡し及び返納に要する費用
- (イ) 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に要する費用

第9節 消防救急活動

(ウ) き損又は消費した資機材の購入補てんに要する費用

(エ) 資機材の使用により人身又は物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用

(オ) 県防災計画の規定に基づく自衛隊の災害派遣部隊の活動に要した費用

イ 災害が、2以上の団体に及ぶ場合には、関係団体が協議のうえ負担する。

(7) 補 足

第7条

この要綱に定めるもののほか、資機材の管理運用について必要な事項は、その都度定める。

(8) 附 則

ア この要綱は、昭和55年6月1日から施行する。

イ 三重県林野火災対策資機材管理運用要綱(昭和48年2月1日施行)及び空中消火用資機材管理運用要綱(昭和53年12月1日施行)は、廃止する。

別記様式

林野火災対策等資機材使用申請書

年 月 日

三重県知事 様

申請書住所

氏名

印

三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 使用目的

2 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 資機材名及び数量

4 連絡窓口及び連絡責任者

## 第10節 救助活動

### 第1項 防災目標

災害が発生した場合、迅速に救護活動を行う。

周辺住民や自主防災組織等は、可能な限り早期に救護活動に参加する。

#### 【各部の情報伝達活動】

#### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主な情報内容
防災対策部	地方部	・被害状況及び救助活動の状況 ・救助活動の応援要請
	市町	・県内相互応援隊及び緊急消防援助隊の応援出動の要請
	防災関係機関	・被害状況及び救助活動の状況
地方部	市町	・被害状況及び救助活動の状況 ・救助活動の応援要請
警察部	防災対策部	・救助活動の応援要請
	市町	・救助活動の応援要請

#### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主な情報内容
防災対策部	県警察	・救助活動の応援要請
	自衛隊	・災害派遣要請
	消防庁	・他府県に対する応援要請
	海上保安部	・救助活動の応援要請
	他府県	・救助活動の応援要請
	県内市町	・救助活動の応援要請 ・県内相互応援隊の応援出動の指示
	民間	・救助活動のための資機材提供の要請 ・救助活動の応援要請
地方部	防災対策部	・被害状況及び救助活動の状況 ・救助活動の応援要請

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発言する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

### 第2項 対策

#### 共通事項等

#### 1 救助活動

##### (1) 対象者

り災者の救出は、次の状態にある者に対して行う

- ア 火災時に火中にとり残された場合
- イ 倒壊家屋の下敷きになった場合
- ウ 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
- エ 山津波あるいはなだれにより生理めになった場合
- オ 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合
- カ 鉄道若しくは自動車の大事故が発生した場合等

県が実施する対策

1 救助活動（警察本部）

市町（県）から救助活動の応援要請があった場合、又は、警察自身が必要と判断した場合には、速やかに救助活動を実施する。

2 救助活動の調整（防災対策部）

（1）市町、警察、自衛隊、他県等複数の救助機関による救助活動を実施する必要がある場合は、各機関の役割分担等の総合調整にあたる。

（2）県内の被害状況及び救助活動の状況を把握し、被災市町へ救助活動の応援を必要と認めた場合、又は、市町から救助活動の応援要請があった場合には、他の市町、警察、自衛隊、他府県等に対し、応援を指示（要請）する。

3 活動拠点の確保（防災対策部）

被害状況を早急に把握し、必要があれば非常本部、現地対策本部等国の各機関や、他の地方公共団体へ応援を要請するとともに、警察、消防、自衛隊等の部隊の展開、宿営等拠点の確保を図る。

4 資機材の調達等

（1）救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が推考するものとする。（県警察）

（2）県、市町は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。（防災対策部）

市町が実施する対策

1 救助活動

り災者の救出は、市町災対本部において迅速に実施するのを原則とする。

しかしながら、救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術器具等を必要とする場合もあって、市町独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあるので、県、警察及び隣接市町等と緊密な連絡を取り、万全を期すものとする。

（1）本来の救助機関として、迅速かつ優先的に救助活動にあたるものとする。

（2）当該市町の救助力が不足すると判断した場合には、県に対して隣接市町、警察、自衛隊等の応援を求める。

ア あらかじめ、消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該規定の定めるところにより応援出動する。

イ 近隣市町間の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊を要請する。

2 活動拠点の確保

被災市町は、県と連携して警察、消防、自衛隊等の応援部隊やその他の救助活動に必要な施設、空地等を確保する。

3 資機材の調達等

「<県が実施する対策> 3 資機材の調達等」に準ずる。

4 市町地域防災計画で定める事項

（1）実施責任

（2）救護活動の内容

（3）関係機関との調整

（4）その他必要な事項



その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の救助活動

自衛隊は、県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。

2 海上保安部の救助活動

海上保安部は、風水害等により発生した海難救助を行う。

3 資機材の調達等（自衛隊、海上保安部）

救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

住民が実施する対策

1 救助活動

り災者の救出は、被災地の地元住民や自主防災組織、企業等は可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

2 資機材の調達等

「＜その他の防災関係機関が実施する対策＞ 3 資機材の調達等」に準ずる。

救助法が適用された場合

救助法が適用された場合

(1) 対象者

災害のため、現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

(注)「生死不明の状態にある者」とは、社会通念上生死の未だ判明しない者をいう。行方不明であるが死亡したものと推定される者については「遺体捜索」として行う。

(2) 費用の範囲

救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救出期間

災害発生の日から 3 日以内とする。

## 第11節 医療・救護活動

### 第1項 防災目標

り災者の生命、身体の保護にあたっては、災害現場、現地医療、後方医療の各フェーズでの確な医療活動を行う。

現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行う。

後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供する。

#### 【各部の情報伝達活動】

##### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主な情報内容
防災対策部	健康福祉部	・医療救護班等の派遣要請
	市町	・防災ヘリコプター等の派遣要請
健康福祉部	防災対策部	・被災状況の報告
	地方部	・医療救護班等の派遣要請 ・医薬品・衛生材料の要請 ・医療機関の被災状況の報告
地方部	市町	・医療救護班等の派遣要請 ・医薬品・衛生材料の要請

##### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主な情報内容
防災対策部	健康福祉部	・被災状況の報告
	中部9県1市、近畿2府7県等	・医療救護班等の派遣要請、血液の移入の要請
健康福祉部	防災対策部	・医療救護班等の派遣要請、血液の移入の要請
	県医師会 県病院協会 県歯科医師会 日赤三重県支部 独立行政法人国立病院機構の各病院 災害拠点病院 地方部 市町	・医療救護班等の出動の要請
	医薬品関係機関	・医薬品・衛生材料の要請
地方部	健康福祉部	・医療救護班等の派遣要請 ・医薬品・衛生材料の要請

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

### 第2項 対策

#### 共通事項等

##### 1 実施体制

救急医療を円滑に実施するための組織及び救急医療対策実施機関の業務分担は、次のとおりとする。

##### (1) 救急医療組織

##### ア 救急医療部会

救急医療対策の円滑な実施を図るため、三重県防災会議に救急医療部会を設置する。

イ 救急医療対策本部

県は、当該災害の規模その他の状況により県災対本部を設置するに至らない場合においても救急医療対策のため必要があると認めるときは、災害名を冠した救急医療対策本部を設置するものとする。

なお、対策本部の組織については、三重県災害対策本部に関する条例、同施行規則及び別に定める「防災組織」を準用するものとする。

ウ 現地救急医療対策本部

県は、必要に応じて、救急医療活動を迅速かつ的確に行えるよう災害現地に現地救急医療対策本部を設置するものとする。

エ 県災対本部及び地方部

県災対本部及び地方部に、必要に応じて、災害拠点病院、三重県医師会等の協力を得て災害医療コーディネーターをそれぞれ招聘できるものとし、救急医療活動の迅速かつ円滑な実施に資するものとする。

(ア) 災害医療コーディネーターの役割

- a 災害時における下記事項への支援、助言
  - (a) 医療救護班等の配置調整、撤去判断
  - (b) 医療救護班等と医師会との連携、調整
  - (c) 高次医療機関への搬送の助言
  - (d) 医療ボランティアに関する調整
  - (e) 看護・介護に関する調整
  - (f) その他の災害時の医療に関する調整

(イ) 災害医療コーディネーターの派遣協力機関

協 力 機 関	
・ 災害拠点病院	・ 日赤三重県支部
・ 県医師会	・ 独立行政法人国立病院機構の各病院
・ 県病院協会	・ 県立病院
・ 郡市医師会	・ 市町営医療機関

オ 業務分担

災害が発生し、救急医療を実施する必要があるときは、各関係機関は、おおむね次の業務を分担するものとする。

業務分担	災害発生場所	
	陸 上	海 上
傷病者の救出及び医療機関への搬送	警察、消防機関、日赤、医療機関 自衛隊	海上保安部、消防機関、日赤、医 療機関 自衛隊
医療機関への出動要請	県、市町	海上保安部、県、市町
現場及び搬送中の救急措置	医療従事者、消防機関の救急隊員	医療従事者、消防機関の救急隊員
関係機関への協力要請	県、市町	海上保安部、県、市町
災害警備	警察	海上保安部、警察

( 災害派遣時 )

2 医療、救護活動

(1) 実施責任機関

ア 原則として、被災地等に対する医療及び助産の救助は、市町が実施することとする。なお、救助法が適用される場合、知事が救助にあたることとする。また、知事は必要と認めるときは、市町長に委任することができる。

イ 県は、市町から要請があった場合、または県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど医療及び助産の救助を行う。

(2) 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施する。

ア 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態のあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

イ 助産救助

災害発生時（災害発生前後 7 日以内）に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

(3) 費用の支弁

ア 医療救助の費用

医療のため支出できる費用は、医療救護班等以外の病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

イ 助産救助の費用

助産のため支出できる費用は、医療救護班等以外の助産師による場合は、慣行料金の 2 割引以内の額とする。

ウ 医師等に対する費用

医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師等に対する日当、旅費等の費用弁償は、救助法施行令第 11 条の規定に基づき知事が定めた額若しくは基本法の規定に準じた額とする。

エ 費用の支弁区分

(ア) 市町の支弁

市町長が対策を実施する債務を有する災害については、当該市町が負担するものとする。

(イ) 県の支弁

救助法が適用された災害については、法の定めるところにより支弁するものとする。

(ウ) 会社、工場、企業等が第一原因者で発生した災害又は事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担するものとする。

(4) 損害補償

救急医療及び助産活動のため出勤した医師等がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また廃疾となったときは、基本法第 84 条第 2 項又は救助法第 29 条の規定に基づき、(3) エ「費用の支弁区分」に定めるところにより、市町又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者等に損害を補償するものとする。

## 県が実施する対策

## 1 医療、救護活動

## (1) 医療救護班等の編成（健康福祉部）

被災地の現場において、医療の必要のあるときは、実施責任者（知事又は市町長）は、災害拠点病院、県医師会、県病院協会、郡市医師会、県歯科医師会、日本赤十字社三重県支部、独立行政法人国立病院機構の各病院、大学病院等の協力を得て編成された医療救護班、DMAT（災害派遣医療チーム）等を派遣し行う。

## ア 医療救護班等の編成基準（健康福祉部）

医師 1～2名（うち1名は班長）

看護師又は保健師 2～5名（うち1名は看護師長）

事務職員等 1～2名

災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また、専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えることとする。

## イ 医療救護班等の派遣及び配置調整

（ア）医療救護班等の配置調整については、災害医療コーディネーター等の支援、助言を得て行うことができるものとする。

（イ）災害発生直後においては、知事または市町長からの派遣要請を待たなくても、編成協力機関の判断で自主的に医療救護班等を編成し、派遣できる体制を整備する。

## （ウ）医療救護班等の編成体制

医療救護班等の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法等を定め、常時出動できる体制を整えておくものとする。

## ウ 医療救護班等の連絡体制

県内における医療救護班等の連絡体制については、別に定める。

## (2) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、原則として次の方法によるものとする。

## ア 医療救護班等の派遣による実施（健康福祉部）

## （ア）救護所（現地医療活動場所）の場合

## a 設置時期

災害発生直後数日間

## b 設置者

市町等

## c 設置場所

市町があらかじめ選定した候補地の中から、災害の態様に応じて適切な場所に設置

## d 役割

（a）医療のトリアージ

（b）応急措置

（c）周辺医療機関への搬送指示

（d）遺体の一次収容

（e）遺体の検視・検案に対する協力

- e 救護所におけるトリアージ  
救護所において行われるトリアージ（医療トリアージ）は、医師により行い、「保留群（緑）」、「準緊急治療群（黄）」、「緊急治療群（赤）」、「死亡群（黒）」の 4 分類とする。
- （イ）避難所救護センターの場合
- a 設置機関  
避難所の設置が長期間と見込まれるときから周辺医療機関において医療行為が可能となるまでとし、避難所救護センターの撤去にあたっては、郡市医師会と行政（県災対本部、県地方部、市町災対本部）とが協議して決定する。
  - b 設置場所  
避難所内または周辺
  - c 設置者  
市町等
  - d 役割
    - （a）避難者の健康管理等の長期的ケア（内科、健康診断等）
    - （b）その他、状況に応じ、こころのケア、歯科等の医療行為
- イ 被災地の救急病院等医療機関による実施（健康福祉部）  
実施責任者は、救護所の設置もしくは医療救護班等が到着するまでの間または被災地の救急病院等医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。
- ウ 被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施（健康福祉部）  
実施責任者は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施する。
- エ 災害拠点病院による実施（健康福祉部）  
実施責任者は、被災地が広範囲にわたる場合もしくは地域の救急病院等の医療機関を支援する必要がある場合には、災害拠点病院を活用して実施する。
- オ 患者搬送及び収容の実施（健康福祉部、防災対策部）  
実施責任者は、医療救護班等または被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施するものとする。  
また、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。
- カ 応援等（健康福祉部）  
実施責任者は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、次の方法により医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。
- （ア）要請を受けた地方部長は、管内の各医療救護班等の派遣を行い応急措置をするものとする。
- （イ）（ア）による救護活動が困難なときは、地方部長は、県災対本部長に対して医療救護班等の派遣要請を行う。  
県災対本部長は、地方部長からの要請又はその他により県災対本部において直接実施又は調整の必要を認めるときは、県災対本部、日赤、独立行政法人国立病院機構の各病院及び医師会等の医療救護班等の派遣又は関係病院への収容等応急の措置をとるものとする。
- （ウ）県災対本部長は、（イ）によっても救護活動が不足するときは、国及び他府県に対し医療救護班、DMAT 等の派遣を要請するものとする。

## キ こころのケア（健康福祉部）

（ア）被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分に把握し、必要に応じて救護所を設ける。

（イ）高齢者、障がい者等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉避難所での対応やホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

（ウ）県は被災者のこころのケアについて、精神科医、臨床心理士、保健師、児童相談所職員等により、こころの健康センターを中核とし保健福祉事務所に相談窓口を設けるとともに、必要な箇所で被災者の救護活動を行う。

## 2 医療情報の収集・伝達（健康福祉部、防災対策部、警察本部）

（1）広域災害・救急医療情報システムを活用し、医療機関の診療状況や負傷者等の収容状況等を把握し、医療救護活動に対する迅速で的確な医療情報の提供を行う。

（2）医療機関の被害状況は、地方部健康福祉部（保健福祉事務所）による現地確認と消防本部、自衛隊、県警察等が自らの活動において収集した情報等の活用により把握する。

## 3 医薬品等の確保（健康福祉部）

## （1）医薬品・衛生材料等の調達・配分

ア 県は被災地から要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地の医療機関等へ分配するとともに、被災地外の医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の確保のための調整を行う。

また、必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品等の提供の要請を行う。

イ 各地方部健康福祉部（保健福祉事務所）においては、所轄市町の医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う。

## （2）援助物資の活用

国および他府県から提供された医薬品等については、あらかじめ定める集積場所に集め、医療機関及び避難所等へ分配する。

## （3）輸血用血液製剤の確保

災害時における輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、三重県赤十字血液センターと緊密な連絡を取りつつ、輸血用血液製剤の確保に努める。必要量の確保が県内で困難な場合においては、国及び他府県等に対して血液製剤の移入を要請する。

また、新鮮な輸血確保のため、広く県民に献血協力を要請する。

## 4 医療施設の応急復旧（健康福祉部）

## （1）公共病院診療所施設応急復旧計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

## （2）指定医療機関応急復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

市町が実施する対策

1 医療・救護活動

(1) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法によるものとする。

ア 医療救護班等の派遣による実施

「<県が実施する対策> 1(2)ア 医療救護班等の派遣による実施」に準ずる。

(注)市町長は、あらかじめ医療施設の利用について郡市医師会等と十分協議しておくものとする。

イ 医療機関による方法

「<県が実施する対策> 1(2)イ 被災地の救急病院等医療機関による実施、ウ 被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施」に準ずる。

ウ 患者搬送及び収容の実施

「<県が実施する対策> 1(2)オ 患者搬送及び収容の実施」に準ずる。

エ 応援等

実施責任者は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、当該地域の地方部長に医療救護班等の派遣要請を行い実施する。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。

2 医療情報の収集・伝達

医療施設の診療状況、負傷者等の収容状況等の情報を迅速に把握し、伝達するよう努める。

3 負傷者の搬送

消防機関は、知事又は市町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めるときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現場に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第3章第18節「緊急輸送活動」により応急的に措置するものとする。

又、市町長等は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請ができるものとする。

4 医療施設の応急復旧

「<県が実施する対策> 4 医療施設の応急復旧」に準ずる。

5 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 救護班の編成

(3) 救護所の設置候補場所

(4) 災害拠点病院との連携体制

(5) 患者の後送体制

(6) その他必要な事項



その他の防災関係機関が実施する対策

1 医療、救護活動（医療機関、日本赤十字社三重県支部）

（1）医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法によるものとする。

ア 医療機関による方法

（ア）被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。

（イ）患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。

（2）日本赤十字社三重県支部の救護活動

救助法に基づく救護業務（医療、助産および死体の処理）は次のとおり。

ア 医療救護活動

災害発生時迅速に行動がとれるよう常備救護班 8 個班を編成し、救護活動を行う。

イ 救護班活動

（ア）救護班編成及び派遣

医 師	1 人	ただし、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、又は専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えることもある。
看護師長	1 人	
看護師	2 人	
主 事	1 人	
運 転 手	1 人	
	6 人	

（イ）救護所の開設

ウ 赤十字奉仕団の活動

災害時において、日赤三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請する。

2 負傷者の搬送（医療機関）

「＜市町が実施する対策＞ 3 負傷者の搬送」に準ずる。

## 第 12 節 水防活動

### 第 1 項 防災計画

洪水、津波又は高潮による水災を警戒、防御及び被害を軽減する。

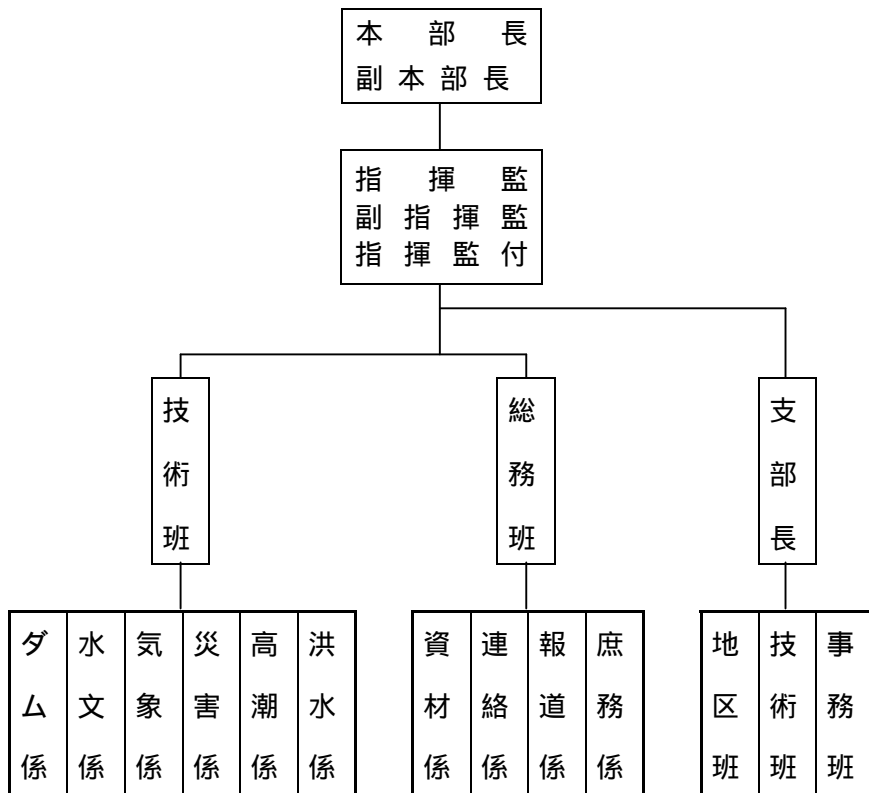
### 第 2 項 対 策

共通事項等

水防活動については「三重県水防計画」によるものとする。

なお、概要については以下のとおりである。

#### 1 水防組織



#### 2 指定水防管理団体

(1) 県内指定水防管理団体は下表のとおりである。

(2) 指定水防管理団体はこの水防計画に応じた水防計画を定め、毎年6月30日までに知事に協議しなければならない(水防法第32条)。

水防管理団体名			水防管理団体名			水防管理団体名		
1	桑名市	6	松阪市	11	桑名郡木曾岬町			
2	四日市市	7	伊勢市	12	三重郡朝日町			
3	鈴鹿市	8	伊賀市	13	三重郡川越町			
4	亀山市	9	名張市	14	北牟婁郡紀北町			
5	津市	10	熊野市	15	南牟婁郡紀宝町			

## 県が実施する対策

### 1 水防組織（農林水産部、県土整備部）

県は水防時における諸情勢の適確なる判断並びに事前対策活動の迅速、円滑なる実施を図るため水防体制を確立しておくものとする。

### 2 災害発生直前の対策

#### （1）風水害に関する警報等の伝達（県土整備部）

国土交通省及び県は、洪水等により水防上必要がある場合には、水防警報を水防管理者に伝達し、これに基づき水防団、消防機関等が出動等を行うものとする。

#### （2）災害未然防止活動（農林水産部、県土整備部）

「＜市町が実施する対策＞ 2 災害発生直前の対策」に準ずる。

#### （3）避難に資する情報の提供（県土整備部、防災対策部）

県は、市町長が避難勧告等を判断する際、参考になると考えられる雨量や水位の情報について、市町と調整のうえ、適宜提供していくものとする。

## 市町が実施する対策

### 1 水防組織

活動の基礎的団体である市町については、適確なる事前措置及び応急対策を講ずるよう、その規模、地勢条件に応じ、県水防計画に準じて、災害に即応できる有効適切なる水防体制を確立しておくものとする。

### 2 災害発生直前の対策

水防管理者は、水防計画に基づき河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について水防活動を実施する。

また、河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者は、洪水、高潮に発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町及び警察署に通知するとともに一般に周知させるものとする。

さらに、水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に災害時要援護者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じるものとする。

### 3 市町地域防災計画で定める事項

#### （1）監視、警戒体制

#### （2）応急復旧

#### （3）その他必要な事項

## その他の防災関係機関が実施する対策

### 1 水防活動（水防管理者、河川管理者、海岸管理者、農業用排水施設管理者）

「＜市町が実施する対策＞ 2 災害発生直前の対策」に準ずる。



## 第13節 都市型水害応急対策

### 第1項 防災目標

都市部において水害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、被害を軽減し拡大を防止する。

### 第2項 対策

#### 県が実施する対策

#### 1 廃棄物処理対策（環境生活部）

浸水により使用できなくなった家電製品、畳、家具等の廃棄物が大量に出ることが予想されるため、廃棄物の発生状況と処理状況を適切に把握し、市町等からの応援要請に対しては、県域内での処理体制の調整を図るとともに、処理状況を考慮して必要があると認めた場合には、他府県への応援を要請し適切に対処する。

また、広い範囲で海岸、港に大量の漂着物が予想されるので海岸管理者、市町並びに関係者が協力してこれを除去し、処理を図る。

#### 2 環境汚染対策（環境生活部）

##### （1）ばい煙発生施設又は指定施設等

ア 水害が発生した場合には、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設等の被害の状況の把握に努めるものとする。

イ 水害発生により、工場・事業場の各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設等に事故が生じた場合には、設置者は関係機関に速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を報告するものとする。また、県は関係職員を現地に派遣し、被害状況の把握に努めるとともに、設置者に対し、緊急の防災措置をとるよう指示するなど、住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

##### （2）排水施設又は特定施設

ア 水害の発生に伴う工場・事業場からの有害物質等を含む汚水又は廃液の流出等に対応するため、県は特定施設又は排水処理施設等の被害の発生状況の把握に努めるものとする。

イ 水害発生により、工場・事業場の特定施設又は排水処理施設等に事故が生じたときは、設置者は関係機関に速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を報告するものとする。また、県は関係機関を現地に派遣し、被害状況の把握に努めるとともに設置者に対し、緊急の防災措置をとるよう指示するなど、住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

#### 3 避難対策（関係各部）

##### 第8節 避難対策活動による

#### 市町が実施する対策

##### 1 避難対策

##### 第8節 避難対策活動による

## 第 14 節 災害警備活動

### 第 1 項 防災目標

様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を行う。

#### 【各部の情報伝達活動】

##### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	県警察	・ 災害警備活動の状況
	海上保安部	・ 海上における警備活動の状況
県警察	県土整備部	・ 道路被害状況（県管理道路）
	市町	・ 災害業務に対する協力依頼

##### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
県土整備部	県警察	・ 道路被害状況（県管理道路）
県警察	防災対策部	・ 災害警備活動の状況
	他府県警察	・ 応援要請
	地域防犯団体	・ 民間防犯活動に関する指導
	住民	・ 災害情報の広報

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを管理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

### 第 2 項 対 策

#### 県が実施する対策

##### 1 県警察の対策（警察本部）

災害時における警察の警備対策の具体的な運用については、「三重県警察防災警備計画」によるが、その概要は次のとおりである。

##### （1）警備体制の確立

県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害警備対策を強力に推進する必要がある場合には、次により災害警備本部を設置し、警備体制を確立する。

##### ア 災害警備本部の設置

災害警備活動を総括するため、警察本部に本部長を長とする「三重県警察災害警備本部」を、警察署に署長を長とする「警察署災害警備本部」をそれぞれ設置する。

##### イ 警備部隊の編成

警察本部員及び警察署員をもって所要の部隊を編成する。

なお、他府県警察の応援を必要とする場合は、警察法第 60 条の規定に基づいて、県公安委員会から要請する。

##### （2）実施事項

##### ア 被災地域の安全確保

- （ア） 被災世帯を最重点とした特別巡回連絡の実施
- （イ） パトカー等による治安対策の実施
- （ウ） 被災住民への情報提供

- (エ) 地域住民による地域安全活動への支援
- (オ) 流言飛語の防止
- イ 不法事案の警戒及び取締り
  - (ア) 避難場所等を中心とした警戒
  - (イ) 悪質業者等の取締り
  - (ウ) 集団不法事案に対する警備措置
- ウ その他必要な事項

#### 市町が実施する対策

- 1 市町地域防災計画で定める事項
  - (1) 陸上警備に係る事項
  - (2) 海上警備に係る事項
  - (3) その他必要な事項

#### その他の防災関係機関が実施する対策

- 1 海上保安部の行う対策
  - 海上における治安を維持するため、次の活動を行う。
  - (1) 巡視船艇を災害発生地域の海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
  - (2) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

## 第 15 節 交通応急対策

### 第 1 項 防災目標

道路交通渋滞等により人命に係る応急対策活動が支障をきたさないよう、陸上及び海上の交通を確保する。

発災後の、緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行うために、緊急交通路を確保する。

#### 【各部の情報伝達活動】

##### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	県土整備部	・ 道路被害情報（県管理道路） ・ 緊急輸送道路に関する情報（道路情報、被害情報）
	県警察	・ 道路被害情報 ・ 交通規制情報
	海上保安部	・ 海上交通に関する情報
県土整備部	地方部	・ 道路被害情報
	国土交通省事務所	・ 道路交通障害情報
	高速道路会社・公社	
県警察	県土整備部	・ 緊急輸送道路に関する情報
	道路管理者 関係機関 三重県警備業協会	・ 道路被害情報 ・ 道路交通障害情報

##### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
県土整備部	防災対策部	・ 道路被害情報
		・ 緊急輸送道路に関する情報（道路情報、被害情報）
	県警察	・ 道路被害情報（県道路管理）
		・ 緊急輸送道路に関する情報
国土交通省 国土交通省関係出先機関 日本道路交通情報センター	・ 緊急輸送道路に関する情報	
	・ 道路被害情報	
地方部	県土整備部	・ 道路被害情報（県管理道路）
県警察	防災対策部	・ 道路被害情報
		・ 道路規制情報
	三重県警備業協会	・ 緊急交通路の確保に関する出動要請
	報道機関 日本道路交通情報センター	・ 交通規制情報

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

### 第 2 項 対 策

#### 県が実施する対策

##### 1 緊急輸送道路の確保（県土整備部）

発災により道路施設が被害を受けた場合、被災者及び応急対策要員あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線として、県内主要道路の確保を図る。

##### 2 交通規制（警察本部）



災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため通行の禁止及び制限を行う必要があると認めるときは、次によりこれを行うものとする。

#### ( 1 ) 道路交通情報の収集

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、主要交差点の監視用テレビカメラ、ヘリコプターテレビシステムや(社)三重県警備業協会と構築した「情報連絡システム」を活用するほか、広域緊急援助隊先行情報班を投入することにより、道路の損壊状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路交通障害状況の情報を収集する。

又、道路管理者等その他の関係機関との連携を密にして情報を収集する。

さらに、道路管理者に対して、道路交通障害状況等を通報する等、相互の情報交換を実施する。

#### ( 2 ) 交通規制の方針

交通の混乱を防止し、避難路及び緊急交通路を確保するため、次の方針により実施する。

ア 避難路及び緊急交通路の迅速な確保

イ 被災状況により、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限

ウ 被災地域への一般車両の流入禁止

エ 道路障害及び交通状況を把握して、通行の禁止、迂回路の指示等危険防止及び混雑緩和の措置を執る。

#### ( 3 ) 交通規制の実施

大規模災害等の発生に際しては、次の交通規制等を実施する。

ア 道路交通法(以下「道交法」という。)に基づく署長等の交通規制

署長及び高速道路交通警察隊長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路及び避難路について被災地への流入抑制を図るほか、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

イ 基本法に基づく交通規制

公安委員会は、基本法第 76 条第 1 項に基づき指定された緊急交通路及び迂回路を指定して、必要な交通規制を実施する。

署長及び高速道路交通警察隊長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限並びに迂回路における整理誘導を行う。

ウ 道交法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、更に交通規制の必要があると認めるときは、上記の交通規制を解除し、改めて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止し又は制限する。

エ その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋りょう落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、県警察においても危険防止のための交通規制を実施する。

オ 交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課において、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

#### ( 4 ) 路上放置車両等に対する措置

基本法第 76 条第 1 項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は

道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。

また、現場に管理者等がないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。

(5) 緊急通行車両の確認

ア 事前届出制度

(ア) 災害発生時における緊急通行車両の確認手続きの効率化を図るため、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。

(イ) 事前届出の受付は、警察署交通課において行う。

イ 緊急通行車両の確認

災害が発生した際、上記アで事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申出に優先して確認を行うものとし、その際、確認のための必要な審査は省略することができる。

ウ 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

上記イの緊急通行車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両確認証明書(2枚複写の2枚目)及び標章を交付する。

エ 確認等機関

上記イ、ウの緊急通行車両の確認と証明書等の交付は、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、各警察署、災害時に設置される交通検問所及び防災対策部において行う。

(6) 交通信号機等交通安全施設の機能確保の措置

ア 災害時における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、特に、停電時に交通信号機が自動的に作動する自動起動型信号機電源付加装置を整備する。

イ 災害時に、各種交通安全施設の特別点検、修理等応急対策を実施する。

(7)(社)三重県警備業協会に対する警備員の出動要請

緊急交通路の確保が警察等の公的機関のみでは十分に行えない場合は、「災害時における緊急交通路の確保等に係る警備業務に関する協定」に基づき(社)三重県警備業協会に警備員の出動を要請する。

3 道路雪氷害対策(県土整備部)

冬期における凍結及び積雪等による道路交通障害を未然に防止し、道路交通の円滑と安全の確保を図るため、毎年降雪前に国土交通省、中日本高速道路株式会社、三重県、三重県警察、三重県道路公社等関係機関で対策会議を開催し、実施時期、方法等を協議し決定する。

4 道路パトロールと異常時における通行規制(県土整備部)

県が管理する道路についての道路パトロールと異常時における通行規制については、次により行うものとする。

道路パトロールについては、別に定める「三重県公共土木施設パトロール必携」に基づき、平常時、異常時を問わず各建設事務所が実施するものとするが、異常時には、別に定める「異常時における通行規制要領」に基づき事前通行規制等を実施して安全を図るものとする。

(1) 道路パトロール

ア 種 別

- (ア) 平常時パトロール
- (イ) 異常時パトロール
- (ウ) 夜間パトロール

イ 体 制

建設事務所長は、パトロール班 2 箇班（ただし、津、伊勢、伊賀建設事務所においては 3 箇班、松阪建設事務所においては 4 箇班）を配備するものとする。また、パトロール以外の業務を行うための体制を整えるものとする。

ウ パトロールの種類

(ア) 平常時

平常時パトロールは、下表左欄の施設において中欄に掲げる区間または区域について、特別な場合を除き、右欄に掲げる頻度を標準として行うものとする。ただし、連続した休日の週及び年末年始は休日パトロールによるものとする。

種 別	パトロールの区間または区域	頻 度	班編制
道路施設( 道路法上の道路に準ずる臨港道路を含む )	最も重要な区間 ・重交通量が 2,000 台 / 24h 以上の区間	週 3 回	3 名
	重要な区間 ・交通量が 2,000 台 / 12h 以上の区間	週 2 回	
	上記以外の全路線（離島及び交通量又は危険度の少ない区間については除くことができる。）	週 1 回	

(イ) 異常時

異常時パトロールは、下記の箇所又は区域を標準として行うものとする。

異常時における要注意箇所 または区域	三重県地域防災計画における道路注意箇所 三重県水防計画における重要水防区域の内、特に注意を要する区域
-----------------------	---

(ウ) 夜 間

夜間パトロールは、年 2 回（8 月及び 12 月）工事中箇所について重点的に行うほか、建設事務所長が特に必要があると認めた場合に行うものとする。

エ 緊急時における措置

(ア) 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

(イ) 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに建設事務所にその状況を報告し、指示を受け通行規制等を実施する。

(ウ) 前記の災害が附近の住民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせよう努める。

( 2 ) 異常時における通行規制

ア 異常時における通行規制区間の指定

県土整備部長は、他の道路管理者及び県警察本部（所轄警察署）と協議のうえ、道路及び周辺の状況を勘案し、異常時において被害の発生するおそれが著しいと認められる箇所を含む相

当区間を異常気象時通行規制区間（以下「規制区間」という。）として指定する。

イ 事前通行規制の実施

事前通行規制の実施は、あらかじめ定めた規制基準に基づき規制区間を管轄する建設事務所長が行う。

ウ 建設事務所長は、前項の通行規制を行ったときは、直ちに所轄警察署長に連絡するとともに県土整備部道路維持管理室長に通報する。

エ 規制区間外における事前通行規制

建設事務所長は、規制区間外の箇所においても気象状況を勘案して規制区間に準じた事前通行規制を行うことができる。この場合連絡通報等は、規制区間と同様とする。

オ 通行規制の解除

通行規制の解除は、建設事務所長が通行の安全を確認した後、行うものとし、事後所轄警察署長に連絡し、県土整備部道路維持管理室長に通報する。

カ 情報連絡

県土整備部道路維持管理室長は、通行規制の実施又は解除の通報を受けたときは、直ちに県土整備部長に報告するとともに、国土交通省（関係出先機関を含む）、警察本部及び道路交通情報センター等へも通報する。

市町が実施する対策

1 交通規制

(1) 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「<県が実施する対策> 2 (4) 路上放置車両等に対する措置」で、警察官の取った措置を行うことができる。

ただし、消防吏員の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

2 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 交通規制に関する措置

(3) 道路の応急復旧等（緊急啓開路線、啓開活動等）

(4) 海上交通規制及び海上交通の確保

(5) その他必要な事項

その他防災関係機関が実施する対策

1 交通規制（自衛隊）

(1) 路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「<県が実施する対策> 2 (4) 路上放置車両等に対する措置」で、警察官の取った措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

2 道路雪氷害対策（国土交通省、中日本高速道路、三重県道路公社）

「<県が実施する対策> 3 道路雪氷害対策」に準ずる。

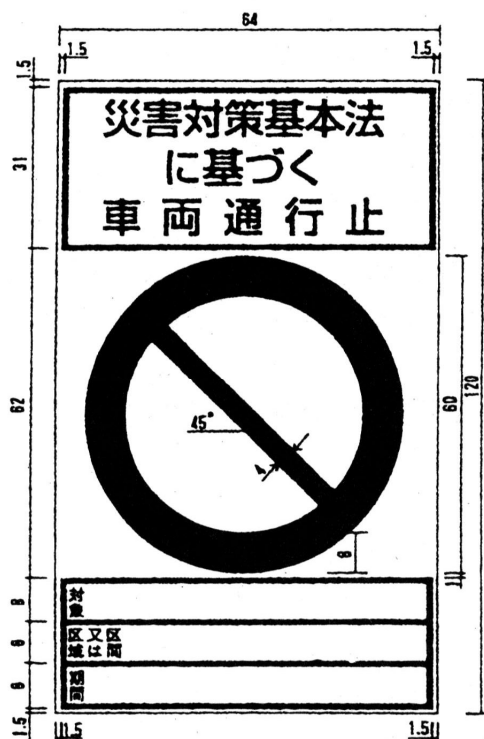
3 海上交通の確保（海上保安部、港湾管理者）

海上の交通安全を確保するため、次の活動を行う。

- ( 1 ) 海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- ( 2 ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を禁止又は制限する。
- ( 3 ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- ( 4 ) 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- ( 5 ) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

参 考

- ( 1 ) 基本法施行令第 32 条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

- ( 2 ) 基本法施行令第 33 条第 2 項に基づく緊急通行車両の標章



- 1 色彩は、記号を黄色、緑および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色する。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

## 第 16 節 障害物除去活動

### 第 1 項 防災目標

救出、救助活動の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないように、障害物を除去する。

#### 【各部の情報伝達活動】

##### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
環境生活部	県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害物による被害状況（公共土木施設に係る）</li> <li>・ 障害物除去活動の状況（公共土木施設に係る）</li> <li>・ 障害物（がれき）発生状況（公共土木施設に係る）</li> </ul>
県土整備部	環境生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害物（がれき）の集積場所</li> </ul>
	地方部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害物除去の応援要請</li> <li>・ 障害物による被害状況</li> </ul>
	県警察 道路管理者 河川管理者 港湾管理者 海岸管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害物による被害状況</li> </ul>
地方部	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害物除去の応援要請</li> <li>・ 障害物による被害状況</li> </ul>

##### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容	
環境生活部	県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害物（がれき）の集積場所</li> </ul>	
県土整備部	環境生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害物による被害状況（公共土木施設に係る）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害物除去活動の状況（公共土木施設に係る）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害物（がれき）発生状況（公共土木施設に係る）</li> </ul>	
地方部	道路管理者 河川管理者 港湾管理者 海岸管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害物除去作業の指示</li> </ul>	
		県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害物除去の応援要請</li> <li>・ 障害物による被害状況</li> </ul>
			県警察

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

### 第 2 項 対 策

#### 共通事項等

##### 1 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (3) その他公共的立場から除去を必要とする場合

#### 県が実施する対策

##### 1 実施機関（県土整備部）

公共土木施設に影響のある障害物除去は、その管理者が行う。

## 2 障害物除去の方法（県土整備部）

- (1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行うものとする。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起らないように実施するものとする。
- (3) 実施者は、除去すべき廃棄物等は、できる限りの分別排出とリサイクルに努めるものとする。

## 3 除去した障害物の集積場所（環境生活部、県土整備部）

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積又は保管するものとする。

- (1) 集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

## 4 障害物除去に関する応援及び協力（環境生活部、県土整備部）

市町等から障害物の除去について応援、協力の要請があったときは、必要に応じ適当な措置を講ずるものとする。

## 市町が実施する対策

## 1 実施機関

- (1) 山（崖）くずれ等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市町が行う。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。
- (3) 救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた市町長が行う。

## 2 障害物除去の方法

「＜県が実施する対策＞ 2 障害物除去の方法」に準ずる。

## 3 除去した障害物の集積場所

「＜県が実施する対策＞ 3 除去した障害物の集積場所」に準ずる。

## 4 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 障害物除去の対象（道路、河川、住居別）
- (3) 障害物除去の方法（道路、河川、住居別）
- (4) その他必要な事項

## その他の防災関係機関が実施する対策

## 1 実施機関（道路管理者、河川管理者）

「＜県が実施する対策＞ 1 実施機関」に準ずる。

## 2 障害物除去の方法（道路管理者、河川管理者）

「＜県が実施する対策＞ 2 障害物除去の方法」に準ずる。

## 3 除去した障害物の集積場所（道路管理者、河川管理者）

「＜県が実施する対策＞ 3 除去した障害物の集積場所」に準ずる。

### 救助法が適用された場合

#### 救助法が適用された場合

救助法適用時における障害物除去の実施基準は次によるものとする。

##### (1) 除去の対象

災害によって、土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるのもので、次に該当するものに対して行う。

ア 自らの資力で障害物の除去ができないもの。

イ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

ウ 通常は当該災害により住家に直接被害を受けたもの

##### (2) 方 法

障害物の除去は、現物給付をもって実施するものである。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にするということである。

##### (3) 費用の限度

救助の程度、方法、期間一覧表のとおり。

##### (4) 期 間

災害発生の日から 10 日以内



## 第17節 流木の防止

### 第1項 防災目標

洪水又は高潮等により流出した木材による二次災害を防止する。

### 第2項 対策

#### 県が実施する対策

#### 1 貯木場における措置（警察本部）

##### （1）民間貯木場

警察は、必要があると認めたときは、所有者、占有者に対し木材の流失防止について必要な措置をとるよう指示する。

#### 2 流木に対する措置

（1）港湾水域内（漁港水域内）に漂流する流木については、関係防災機関・港湾管理者及び漁港管理者は、相互に連絡を密にし、その所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、関係防災機関・港湾管理者又は漁港管理者がこれを除去するものとするが、直ちに除去できない場合には、標識を設置し、船舶運航の安全を図る。（農林水産部、県土整備部）

（2）河川区域内及び海岸保全区域に漂流する流木については、河川管理者及び海岸管理者並びに市町は、その所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、河川管理者、又は海岸管理者又は市町並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。（農林水産部、県土整備部）

（3）たん水又は浸水地域に漂流する流木については、警察及び市町が（2）に準じた措置をとる。（県警察）

#### 市町が実施する対策

#### 1 貯木場における措置

「＜県が実施する対策＞ 1 貯木場における措置」に準ずる。

#### 2 流木に対する措置

「＜県が実施する対策＞ 2 流木に対する措置（2）（3）」に準ずる。

#### 3 市町地域防災計画で定める事項

##### （1）実施責任

##### （2）河川管理者、海岸管理者との連絡体制

##### （3）その他必要な事項

#### その他の防災関係機関が実施する対策

#### 1 貯木場における措置

##### （1）公共管理者が管理する貯木場（貯木場の公共管理者）

公共管理者が管理する貯木場については、当該管理者が貯木場の利用者に対し、木材、筏を整理、緊縛させ、木材又は筏の混乱、流散の防止を図るほか、貯木場によっては、水門の閉鎖等の措置をとる。また港湾水域内に仮置中の木材を貯木場内に引き入れる。

( 2 ) 民間貯木場 ( 木材の所有者、占有者 )

港湾水域の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が各水門を閉鎖し、又は貯木場によっては出入口にアバを張りめぐらすとともに、貯木場内の木材、筏を整理、緊縛する等によって木材、筏の流散防止を図る。

高潮、河川の増水、溢水等により流出するおそれのある民間貯木場においては、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動させ、又は流失防止柵を設置する等流失防止に努める。

2 流木に対する措置

( 1 ) 木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努める。( 木材の所有者、占有者 )

( 2 ) 「 < 県が実施する対策 > 2 流木に対する措置 ( 1 ) 」 に準ずる。( 関係防災機関、港湾管理者 )

( 3 ) 「 < 県が実施する対策 > 2 流木に対する措置 ( 2 ) 」 に準ずる。( 河川管理者、海岸管理者 )

## 第 18 節 緊急輸送活動

### 第 1 項 防災目標

災害応急対策に必要な救援・救急活動用員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送手段及び輸送ネットワークを確保する。

#### 【各部の情報伝達活動】

##### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	県土整備部	・ 緊急輸送ネットワークに関する情報 ( 緊急輸送路、防災上の拠点となる施設等 )
	地方部	・ 輸送及び移送等の応援の要請
地方部	市町	・ 輸送及び移送等の応援の要請

##### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	中部9県1市、近畿2府7県等	・ 輸送及び移送等の応援の要請
	中部運輸局三重運輸支局	・ 自動車運送事業用車両の要請 ・ 海上運送事業用船舶の要請 ・ 港湾倉庫確保の要請
	鉄道事業者	・ 鉄道等の輸送の依頼
	海上保安部 自衛隊	・ 海上輸送の出動要請 ・ 空中、海上輸送の要請
	航空運送事業者	・ 空中輸送の要請
	防災対策部	・ 緊急輸送ネットワークに関する情報 ( 緊急輸送路、防災上の拠点となる施設等 )
県土整備部	防災対策部	・ 輸送及び移送等の応援の要請
地方部	防災対策部	・ 輸送及び移送等の応援の要請

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

### 第 2 項 対 策

#### 共通事項等

##### 1 輸送の対象

##### ( 1 ) 第 1 段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資

##### ( 2 ) 第 2 段階

- ア 上記( 1 )の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者

エ 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資

（3）第3段階

ア 上記（2）の続行

イ 災害復旧に要する人員及び物資

ウ 生活必需品

県が実施する対策

1 輸送車両等の確保（防災対策部）

災害輸送は、その応急対策を実施する機関がその地域内で処理できないときは、市町災対本部にあっては地方部に、地方部は県災対本部に、車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援等を要請するものとする。

さらに、必要に応じ、災害応援に関する協定に基づく隣接府県等の応援を求めるものとする。

（1）車両等の確保はおおむね次の順序による。

ア 応急対策実施機関所有の車両等

イ 公共的団体の車両等

ウ 自動車運送事業用車両等

エ その他の自家用車両等

（2）県災対本部における輸送力の確保

ア 陸上輸送

（ア）県有車両による輸送

a 県災対本部各部、班及び地方部は、あらかじめそれぞれの部及び班で保有する自動車等の数及び種類を掌握し、部及び班内での輸送計画を立てておくものとする。

b 各部及び班内の自動車等で輸送力の確保ができないときは、次の輸送条件を明示して、管財班（管財室）に県有集中管理車両の確保の要請をするものとする。

（a）輸送区間又は借上期間

（b）輸送量又は車両の台数等

（c）集合の場所及び日時

（d）その他の条件

（イ）自動車運送事業用車両等による輸送

県災対本部各部、班及び地方部は県有集中管理車両が不足する場合は、事務局総括班を通じて中部運輸局三重運輸支局に自動車運送事業用車両の確保の要請をするものとし、この場合には、関係班はあらかじめ予算調整班（予算調整室）に連絡のうえ措置するものとする。

（ウ）鉄道輸送

鉄道等の利用については、必要の都度、各関係機関と連絡して処理するものとする。

なお、日本貨物鉄道株式会社の利用については、別に定める運賃減免の基準に従って実施し、減免の要請については、知事、市町長及び日本赤十字社三重県支部長が支社長に申請して、日本貨物鉄道株式会社において必要と認めたととき、その取扱いをするものとする。

イ 海上輸送

船舶による輸送は、その区間、港湾事情及び天候等により、その輸送量もしくは輸送人員は変動されるが、中部運輸局三重運輸支局と常時連絡をとり、運航拠点別に輸送力及び港湾倉庫等の確保を図る。

また、必要に応じ、自衛隊、海上保安庁に対して、海上輸送の出動要請をするものとし、三重県水難救済会、中部小型船安全協会に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を要請する。

#### ウ 空中輸送

県災対本部各班又は地方部もしくは関係機関は、陸上交通の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県災対本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするものとする。

また、自衛隊、航空運送事業者等に対しても、同様に協力を要請するものとする。

#### エ 人夫等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人夫等により輸送を図るものとする。輸送のための労力の確保は、第3章第2節「災害対策要員の確保」の定めるところによるものとする。

#### オ 従事命令による輸送力の確保

一般の方法により自動車等輸送力の確保ができないときは、従事命令を執行して確保するものとする。

従事命令の方法は、次の者に対して第3章第2節「災害対策要員の確保」の定めるところによるものとする。

- (ア) 鉄道事業者及びその従事者
- (イ) 自動車運送事業者及びその従事者
- (ウ) 船舶運行事業者及びその従事者
- (エ) 港湾運送業者及びその従事者

#### (3) 燃料の確保

県災対本部は、緊急通行車両等の燃料の確保に努めるものとする。

#### (4) 道路情報の収集・伝達

県災対本部は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供できる体制を敷くものとする。

#### (5) 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両の借上げは、本県の地域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。

### 2 緊急輸送道路の指定（県土整備部）

陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送ネットワークの形成を図るため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定する。また、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知するものとする。

#### (1) 緊急輸送道路

県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。

##### ア 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

##### イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路

##### ウ 第3次緊急輸送道路

その他の道路

#### (2) 防災上の拠点となる施設

##### ア 第1次

- (ア) 県庁及び地方生活圏の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（県の総合庁舎）

## 第18節 緊急輸送活動

(イ) 県内の港湾のうち救援物資等の備蓄・集散上の最重要となる港湾とその管理の拠点(四日市港、国土交通省四日市港湾事務所、四日市港管理組合)

(ウ) 地方中心都市(県民センター所在地)の市庁舎

(エ) 広域救援活動等の拠点(陸上自衛隊駐屯地)

### イ 第2次

(ア) 市町内の救援物資等の備蓄・集散上の拠点(市町庁舎、市町分庁舎)

(イ) 道路管理の拠点(国土交通省、中日本高速道路の各事務所)

(ウ) 救援物資等の備蓄・集散上の拠点(重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾、広域防災拠点及びヘリポート)

(エ) 救援活動等の拠点(海上保安庁、警察本部、消防本部各庁舎)

(オ) 医療活動の拠点(災害拠点病院及び紀南地域の主要病院)

### ウ 第3次

(ア) 鉄道輸送の拠点(JR、近鉄の主要駅)

(イ) 広域応援部隊の活動・物資輸送の拠点(東海地震、東南海・南海地震の活動・物資搬送拠点)

## 市町が実施する対策

### 1 輸送車両等の確保

「<県が実施する対策> 1 輸送車両等の確保」に準ずる。

### 2 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 輸送力の確保(陸・海・空)

(3) 他機関等に緊急輸送を依頼した場合の受入措置

(4) その他必要な事項

## その他の防災関係機関が実施する対策

### 1 輸送車両等の確保(災害輸送関係者)

(1) 輸送記録

災害運送関係者は、車両の使用、その他輸送に関する記録を整理及び保存しておくものとする。

## 救助法が適用された場合

### 救助法が適用された場合

#### 救助法に基づく応急救助の実施に必要な輸送

##### ( 1 ) 範 囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理（埋葬を除く）
- キ 救済用物資の整理配分

##### ( 2 ) 費 用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

##### ( 3 ) 期 間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内する。

## 第 19 節 県防災ヘリコプター活用計画

### 第 1 項 防災目標

防災ヘリコプターの有効活用を図る。

### 第 2 項 対 策

#### 共通事項等

- 1 防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。
  - (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
  - (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
  - (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
  - (4) 被災者等の救出
  - (5) 食料、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
  - (6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動
  - (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

#### 県が実施する対策

##### 1 防災ヘリコプターの運航体制（防災対策部）

防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」（三重県地域防災計画添付資料参照）の定めるところにより、市町等の要請に基づき、運航するが、非常体制が発令された場合は、市町等の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動に自動的に出動するものとする。

#### 市町が実施する対策

##### 1 防災ヘリコプターの応援要請

市町長等（消防の一部事務組合管理者を含む）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「三重県防災ヘリコプター応援協定」（三重県地域防災計画添付資料参照）の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

##### (1) 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、市町長等の要請に基づき応援するものとする。

ア 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 発災市町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

##### (2) 応援要請方法

知事（防災対策部災害対策課）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書（三重県地域防災計画添付資料参照）を知事に提出するものとする。

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況



- ウ 災害発生現場の気象状況
  - エ 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
  - オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
  - カ 応援に要する資機材の品目及び数量
  - キ その他の必要事項
- ( 3 ) 緊急応援要請連絡先
- 防災対策部災害対策課 防災航空隊 TEL 059-235-2558 ( 緊急専用回線 )
- FAX 059-235-2557

2 市町地域防災計画で定める事項

- ( 1 ) 実施責任
- ( 2 ) 支援要請手続き
- ( 3 ) 要請後の受入体制
- ( 4 ) ヘリコプター臨時離着陸場の指定
- ( 5 ) その他必要な事項

## 第20節 海上災害応急対策

### 第1項 防災目標

三重県地先海域において、タンカー等船舶事故による大量の油流出や火災又は高潮等による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、又は陸上で流出油事故が海域に及ぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護する。

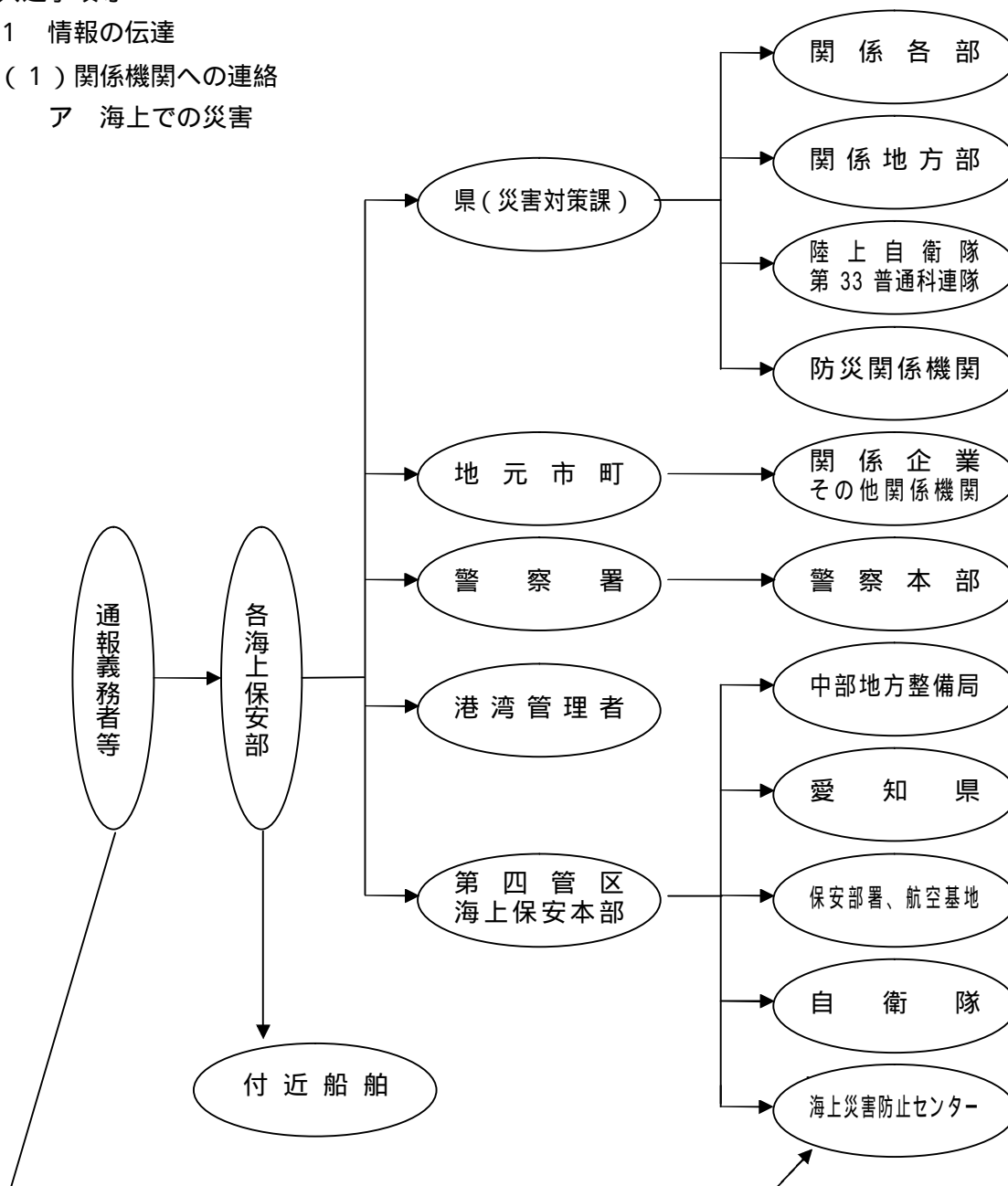
### 第2項 対策

#### 共通事項等

#### 1 情報の伝達

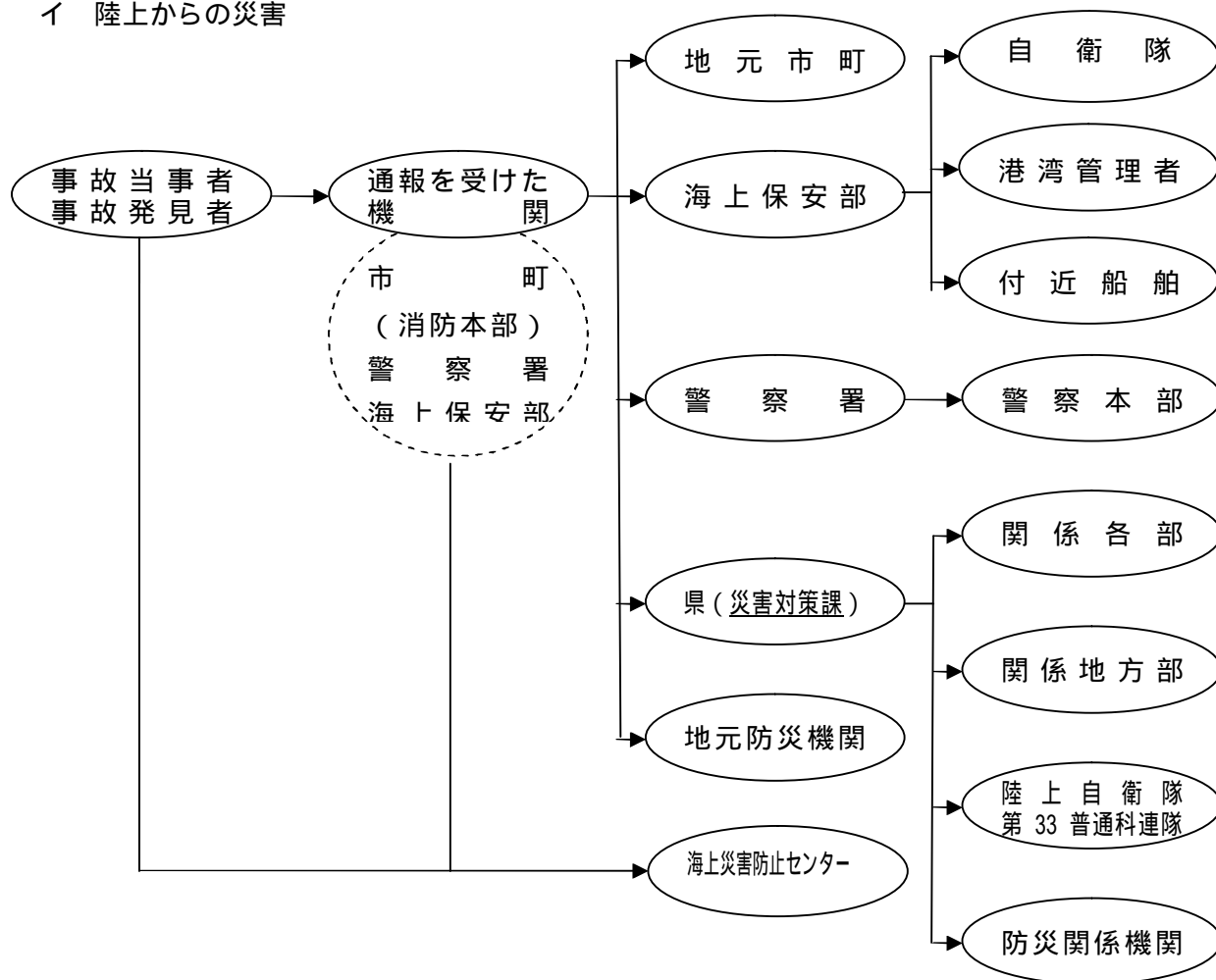
#### (1) 関係機関への連絡

#### ア 海上での災害



\* 海上災害防止センターは、事故原因者から委託、または、海上保安庁からの指示があった場合に活動する。

イ 陸上からの災害



(2) 一般への周知

ア 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、概ね次の区分により一般船舶に対し、周知に努めるものとする。

機関名	周知方法	対象船舶
第四管区海上保安本部	無線通信・電話	付近船舶
関係海上保安部	〃	〃
放送局(NHK・民放)	ラジオ・テレビ放送	〃
関係海上保安部	船舶拡声器による放送	港内船舶
関係警察署	〃	〃

イ 沿岸住民への周知

防災関係機関は沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努めるものとする。

機 関 名	周 知 方 法	周 知 事 項
関係市町（消防機関） 関係 警 察 署 関係 海 上 保 安 部 放送局（NHK・民放）	広報車からの放送等 " 巡視船艇からの放送 テレビ・ラジオ放送	1 事故の状況 2 防災活動の状況 3 火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置 4 避泊準備等一般的注意事項 5 その他必要事項

## 2 応急対策活動

防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により強力かつ円滑な応急対策を実施するものとする。

- (1) 総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整並びに統制
- (2) 災害情報の交換
- (3) 関係機関に対する協力要請

## 3 災害救助活動

防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施するものとする。

- (1) 流出油並びに火災対策
  - ア オイルフェンス展張による拡散防止
  - イ 油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理
  - ウ 消火
  - エ 防災資材の輸送
  - オ 人命救助、救護
  - カ 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
  - キ 通信連絡
- (2) 高潮対策
  - ア 船舶並びに沿岸住民の避難
  - イ 外洋における前進警戒
  - ウ 沿岸水防対策の実施
  - エ 気象情報の収集、連絡

## 4 流出油防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等が流出した場合（以下「流出油」という。）の応急対策について、次により実施する。

### (1) 実施機関

流出油防除等の活動は、海上保安部、海上災害防止センター、港湾管理者、県及び市町等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。

なお、必要に応じ「伊勢湾流出油等災害対策協議会」「四日市港湾災害対策協議会」「尾鷲湾排出油等災害対策協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

また県及び海上保安部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安部、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置するものとする。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括されるものとする。

連絡調整本部の設置場所は、海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

## (2) 防御活動の分担

### ア 海上における防御活動の分担

(ア) 発災船舶等は、海上保安機関への通報を行うとともに、流出油の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を依頼する。

(イ) 海上保安部長は、流出油の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行う。

なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができるものとする。また、必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

### イ 陸上における防御活動の分担

(ア) 消防長は、防御活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を海上保安部長に連絡する。

(イ) 海上保安部長は、消防長との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

## (3) 発災事業所、船舶等の措置

ア 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置

イ 流出源の閉止及び拡大防止措置

ウ 火気使用禁止措置

エ 事業所内での危険区域の設定

オ 住民に対する広報活動

カ 流出油の回収措置

キ 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請

ク その他の災害の規模に応じた措置

## (4) 県の措置

ア 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動の支援及び連絡調整

イ 沿岸市町、防災関係機関等への災害情報の収集伝達

ウ 自衛隊、他府県等に対する応援要請

エ 関係機関が実施する応急対策への必要な協力

オ その他の災害の規模に応じた措置

## (5) 県警察の措置

ア 災害情報の収集及び伝達

イ 危険区域内への立入禁止等

ウ 被災者の救助

エ 避難の指示及び誘導

オ 緊急通行車両の通行の確保

カ 災害現場周辺の警備並びに広報活動

キ その他の災害の規模に応じた措置

( 6 ) 市町の措置

- ア 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動及び連絡調整
- イ 災害情報の収集及び伝達
- ウ 住民に対する広報
- エ 避難の勧告、指示及び誘導
- オ 防災資機材の調達搬入
- カ 他市町に対する応援要請
- キ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
- ク その他の災害の規模に応じた措置

( 7 ) 消防本部の措置

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 陸上での火気使用禁止措置
- ウ 流出油拡大防止の指示及び危険区域の設定
- エ 人命救助及び負傷者等の緊急搬送
- オ 海上保安部との連絡調整
- カ その他の災害の規模に応じた措置

( 8 ) 海上保安部等の措置

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 海上での消火及び火気使用禁止措置
- ウ 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び警戒
- エ 流出油の拡大防止措置
- オ タンカーの船長がとるべき措置の指示
- カ 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置
- キ 危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置
- ク 消防長との連絡調整
- ケ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- コ 協議会に対する協力要請
- サ 自衛隊の災害派遣要請
- シ その他の災害の規模に応じた措置

( 9 ) その他の防災関係機関

自らの防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力する。

## 第 21 節 危険物施設等応急対策

### 第 1 項 防災目標

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の事故等による災害の発生時における被害の拡大を防止する。

#### 【各部の情報伝達活動】

##### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	海上保安部	・危険物積載船舶の保安
	県警察	・危険時に際しての通報
	市町	・毒物劇物の流出及び飛散等の届け出 ・被災状況の報告
健康福祉部	地方部	・毒物劇物の流出及び飛散等の届け出
県警察	防災対策部	・交通規制等の応援の要請
	健康福祉部	・毒物劇物保有施設情報の提供
	市町	・被災状況の報告 ・応援出動の要請
	ガス施設等 危険物製造所等 火薬類保管施設	・危険時に際しての通報
	毒物劇物営業者等 放射性物質使用者等	・毒物劇物、放射性物質の流出及び飛散等の届け出
地方部	毒物劇物営業者等 放射性物質使用者等	・毒物劇物、放射性物質の流出及び飛散等の届け出

##### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	県警察	・交通規制等の応援要請
	ガス施設等	・災害発生防止、安全確保のための緊急措置の要請
	危険物製造所等	・災害発生防止、安全確保のための緊急措置の要請
健康福祉部	県警察	・災害発生防止、安全確保のための緊急措置の要請
	毒物劇物営業者等	・災害発生防止、安全確保のための緊急措置の要請
県警察	防災対策部	・危険時に際しての通報
	水道水取水地区 担当機関	・飲料水汚染の可能性の連絡
	地方部	健康福祉部
地方部	市町	・毒物劇物、放射性物質の流出及び飛散等状況報告 ・毒物劇物保有施設情報の提供
	水道水取水地区 担当機関	・飲料水汚染の可能性の連絡

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

### 第 2 項 対 策

#### 県が実施する対策

##### 1 危険物製造所等（防災対策部）

知事は許可した移送取扱所（消防法第 11 条第 1 項 4 号に規定する移送取扱所）について、関係市町からの要請があったときは、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるとき、あるいは、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、所有者、管理者

又は占有者に対し、当該移送取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

## 2 ガス施設等

### (1) 災害発生防止の緊急措置

#### ア 高圧ガス施設（防災対策部）

(ア) 高圧ガスの製造、販売又は特定消費のための施設の全部又は一部の一時使用停止命令

(イ) 高圧ガスの製造、引渡、貯蔵、移送、消費又は廃棄の一時禁止又は制限

(ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器等の所有者又は占有者に対する廃棄又は場所の変更命令

#### イ 火薬類貯蔵施設等（防災対策部、警察本部）

(ア) 火薬類の製造施設又は火薬庫の全部又は一部の一時使用停止命令

(イ) 火薬類を取り扱う（製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄）者に対し、その行為の一時禁止又は制限

(ウ) 火薬類の所有者又は占有者に対し、火薬類の所在場所の変更又は廃棄命令

(エ) 火薬類を廃棄した者に対し、廃棄した火薬類の収去命令

### (2) 災害応急対策（警察本部）

#### ア 住民の安全確保

警察官は、災害における危険時に、ガス事務所、高圧ガス製造所、販売所、貯蔵所等の事業主から届け出を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保するものとする。

#### イ 交通規制

警察官は、市町、ガス事業者等と協議のうえ危険区域を中心に交通規制を行う。

## 3 毒物劇物施設（健康福祉部、警察本部）

(1) 県は、警察、市町、消防署へ毒物劇物保有状況等の情報提供を行う。

(2) 県及び警察は市町等関係機関と協調し、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出救護及び避難誘導等の措置をとるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する等の措置をとるものとする。

## 4 放射性物質施設（健康福祉部、警察本部、防災対策部）

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策は本計画によるものとする。

### (1) 応急措置

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生の通報を受けた所轄保健所及び警察署は、相互に緊密な連絡のもとに次の応急措置を実施するものとする。

#### ア 住民に対する広報

#### イ 汚染区域の拡大防止措置

#### ウ 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置

#### エ 避難指示及び勧告

#### オ 被ばく者の救出及び救護

#### カ 飲料水汚染地域の取水区機関への連絡

#### キ 輸送中の事故にあっては、販売業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示



## 市町が実施する対策

## 1 危険物製造所等

市町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。

## 2 ガス施設等

## (1) 災害発生防止の緊急措置

ア 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請（基本法第 58 条）

イ 警戒区域を設定し、立入制限、禁止及び退去（同法第 63 条）

ウ 応急公用負担行為（障害物除去等必要な措置、同法第 64 条）

## (2) 災害応急対策

ア 発見、通報と住民の安全

「＜県が実施する対策＞ 2（2）ア 住民の安全の確保」に準ずる。

イ 火気規制、立入規制

ガス事業者等と協議のうえ事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域を設定し、区域内の火気の禁止及び立入規制について、住民に周知徹底させる。

ウ 避難の指示及び場所

危険のおそれのある場合に区域内住民に避難すべき理由を周知させ、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導するものとする。

## 3 放射性物質施設

「＜県が実施する対策＞ 4 放射性物質施設」に準ずる。

## 4 市町地域防災計画で定める事項

## (1) 実施責任

## (2) 危険物施設別対策

## (3) その他必要な事項

## その他の防災関係機関が実施する対策

## 1 危険物製造所等（危険物製造所等の所有者、管理者、占有者）

危険時に際して、製造所等の所有者、管理者又は占有者は、消防法の定めるところにより直ちに関係機関に通報するものとする。

## 2 ガス施設等（ガス事業者等）

危険時に際して、ガス事業所、高圧ガス製造所・貯蔵所・販売所及びプロパンガス販売所等の事業者は、経済産業大臣（中部近畿産業保安監督部長）、知事、市町長及び警察官に通報するものとする。

なお、移動中における事故発生等に際しては、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得るものとする。

## (1) 災害発生防止の緊急措置（中部近畿産業保安監督部）

ア 液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等

イ 県が実施する高圧ガス施設等に係る緊急措置に対する支援

## (2) 災害応急対策（ガス事業者等）

ア 発見、通報と住民の安全

「<県が実施する対策> 2(2)ア 住民の安全の確保」に準ずる。

イ ガス漏れの初期応急措置

ガス管の切損等によってガス漏れの危険がある場合は、ガスを遮断する等、二次災害防止に必要な措置を講ずる。

ウ 作業の識別

事故現場に急行する場合には、ガス事業者等であることを識別できる服装等を着用するものとする。

3 毒物劇物施設（毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者）

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、所轄の保健所、警察署又は消防署に届け出るものとする。（毒物及び劇物取締法第 16 条の 2）

4 火薬類保管施設（火薬類の所有者、占有者）

危険時に際して、火薬類の所有者又は占有者は、「火薬類取締法」に定める応急措置をとるとともに、警察官、消防吏員、若しくは消防団員又は海上保安官に届け出るものとする。

5 放射性物質（放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者）

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策は本計画によるものとする。

（ 1 ）事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報するものとする。

ア 所轄保健所

イ 所轄警察署

ウ 所轄消防本部又は消防署

エ 市町役場

## 第22節 公共施設・ライフライン施設応急対策

### 第1項 防災目標

災害発生後の二次災害を防止する。

被災者の生活確保のため、公共施設、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

#### 【各部の情報伝達活動】

##### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主な情報内容
防災対策部	県土整備部	・公共土木施設（下水道施設を含む）の被害及び復旧状況
	県警察	・公共土木及び交通安全施設の被害状況
	地方部	・公共土木施設、ライフライン被害及び復旧状況
	ライフライン事業者	・ライフライン被害及び復旧状況
	環境生活部	・水道施設の被害及び復旧状況
環境生活部	企業庁	・水道施設の被害及び復旧状況 ・工業用水道施設の被害及び復旧状況
	市町（幹事都市）	・水道施設の被害及び復旧状況 ・応援要請（応給給水・復旧用資機材、人員） ・応援体制（応援可能資機材、人員）
環境生活部 県土整備部	地方部	・公共土木施設の被害及び復旧状況 ・公共土木施設の応急復旧活動の応援要請
	国土交通省事務所 高速道路会社・公社	・道路被害状況
地方部	市町	・公共土木施設、ライフライン被害及び復旧状況 ・公共土木施設の応急復旧活動の応援要請
県警察	県土整備部	・道路、橋梁における障害物除去作業の調整、役割分担

##### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主な情報内容
環境生活部	企業庁	・水道施設の被害及び復旧状況 ・応援要請（応急給水用資機材、人員）
	市町（幹事都市）	・水道施設の被害及び復旧状況 ・応援要請（応急給水用・復旧用資機材、人員）
環境生活部 県土整備部	防災対策部	・公共土木施設の被害及び復旧状況
	道路管理者 自衛隊 消防機関 県警察	・道路、橋梁における障害物除去作業の調整、役割分担
	企業庁	・水道施設の被害及び復旧状況 ・工業用水道施設の被害及び復旧状況
	市町	・水道施設復旧作業の相互調整、役割分担 ・応急給水、復旧に関する広報
企業庁	ライフライン事業者	・ライフライン復旧作業の相互調整
	関係市町・工場	・工業用水施設の被害状況、復旧の見通し
地方部	県土整備部	・公共土木施設の被害及び復旧状況 ・公共土木施設の応急復旧活動の応援要請
	県警察	・公共土木施設の被害状況

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

## 第2項 対策

### 県が実施する対策

#### 1 公共土木施設等

##### (1) 道路、橋梁（県土整備部、警察本部）

ア 緊急輸送道路を含め緊急輸送のための交通路の確保に引き続き、県民生活に欠くことのできない重要な生活道路については、被災後速やかに被害状況を把握するほか、障害物の除去、応急復旧工事に着手するものとする。

イ 障害物の除去については、道路管理者、県警察、消防機関及び自衛隊等が協力して必要な措置をとるものとする。

ウ 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

##### (2) 港湾施設（県土整備部）

被災後は、早期の被害状況の把握に努め、その状況によって緊急輸送用の港湾を定め、緊急輸送に対処するものとする。

また、速やかに岸壁、物揚場港湾施設等の補修や補強を行うとともに、二次災害を防止するため、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう標識、照明等の設置等を行う。

##### (3) 漁港施設（農林水産部）

災害の発生により漁港の各施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を把握し、これらの施設の機能を維持するために、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じるものとする。

##### (4) 河川、海岸（農林水産部、県土整備部）

河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除するものとする。

##### (5) 砂防設備、治山施設（農林水産部、県土整備部）

発災後には、二次災害を防止するため、既設の砂防堰堤、治山ダム等設備の被災状況を点検し、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

また、山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて応急工事を実施する。

##### (6) 地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設（農林水産部、県土整備部）

発災後には二次災害を防止するため、既設の地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を点検し、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

##### (7) 土砂災害危険箇所（県土整備部、防災対策部）

発災後の降雨等による土砂災害の発生や被害軽減に資するため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な避難対策を行うものとする。

##### (8) 下水道施設（県土整備部）

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、流域下水道管理者は公共下水道管理者に対し、下水排除の制限を行う。

## ( 9 ) 災害時要援護者関連施設の土砂災害対策 ( 健康福祉部、県土整備部、防災対策部 )

土砂災害が発生する恐れがある場合には、防災行政無線等を利用して、気象情報や雨量等の情報を市町に通知し、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て避難誘導対策を講じるとともに、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて速やかに応急対策を実施する。

## 2 電 気 ( 企業庁 )

災害時においては、被害を最小限にとどめ、二次災害の防止並びに被害箇所の早期復旧を行い、中部電力株式会社ほか関係機関と密接な連携を図り、電気の供給の確保に努める。

- ( 1 ) 災害が発生した場合は、災害対策本部を設けて、中部電力株式会社ほか関係機関と密接な連携を図る。
- ( 2 ) 災害対策本部の指揮のもと、発電所施設の被災状況の調査、応急処置を行うとともに復旧計画を策定し、必要な事項を関係機関に報告する。
- ( 3 ) 発電及び送電を継続すると被害をもたらす恐れのある場合は、二次災害を防止するため、ただちに発電及び送電を停止する等の適切な処置を行う。
- ( 4 ) 復旧計画に基づき、発電所施設の十分な安全確認を行いながら、復旧作業を行う。
- ( 5 ) 関係機関からの発電再開の要請に応じて、発電及び送電を再開する。

## 3 水 道 ( 環境生活部、企業庁 )

- ( 1 ) 県の水道用水供給事業の施設復旧にあたっては、他のライフライン事業者との連携を図りながら速やかに実施し、受水市町に送水するものとする。
- ( 2 ) 応急対策計画

災害時における応急対策の円滑な推進にあたっては、その状況によって、県企業庁の対策本部の設置を行うとともに、応急連絡体制の確立、人員、車両、必要資機材等の確保並びに配備体制の整備を図る。

なお、災害時には市町に設置の対策本部と連絡調整し、応急復旧、応急給水等の活動に混乱を生じないように留意し、迅速かつ円滑に対応するとともに適切な広報を行う。

## ア 応急体制

被害の状況により、市町の対策本部と密接な連絡を保ちながら応急活動を行う。

## イ 情報連絡体制

大災害発生後の混乱した状況下では有線による通信連絡が不可能となることが予想されるため、県防災通信ネットワーク等を活用して応急連絡体制の確立を図るとともに、伝達は正確かつ簡潔、迅速に行うものとする。

## ウ 動員体制

応急復旧、応急給水に従事する人員の確保を図るため動員体制を確立する。

## エ 応援体制

職員及び資機材の確保が困難な場合は、他の公共団体及び関係会社等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。

## オ 応急給水対策

県は災害時に市町が行う応急給水には「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、市町と連携し速やかに応急給水体制を確立する。

供給水量の確保には、県企業庁の施設である調整池、浄水池その他浄水貯留可能施設の有効利用を図るものとする。

カ 災害時の広報

発災後は施設の被害状況、応急復旧の見通し、応急給水の状況等を関係市町に広報する。

キ 応急復旧対策

発災後の被害状況を速やかに把握するとともに、その状況に基づく適切な応急復旧体制及び応急復旧計画を確立して、被害箇所の応急復旧を行い、施設機能の迅速な回復に努める。

4 工業用水道（企業庁）

工業用水道は、産業がその生産活動を行ううえで、不可欠な基礎的産業要素である。万一、災害により管路施設に予期せぬ被害を受けると、工場への給水がストップし、火災等を誘発する恐れがあるほか、漏水事故等による二次災害の発生も予想される。こうした事態に迅速に対処し、可能な限り短時間のうちに施設を復旧させるため、最大限の努力をする。

（1）応急体制

被害の状況により市町災対本部と密接な連絡を保ちながら応急活動を行う。

（2）情報連絡体制

発災時には、有線による通信連絡が不可能となることが予想されるので、各事務所に設置してある無線設備及び県防災通信ネットワーク等を活用して応急連絡体制の確立を図る。

（3）動員体制

発災時における応急給水、応急復旧に従事する必要人員の確保を図るため動員体制を確立する。

（4）応援体制

当庁の職員及び資機材で対応が困難な場合は、他の公共団体及び関係会社等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。

（5）応急復旧

災害による施設の被害状況を的確に把握して早期復旧を図り、一日も早く企業に給水するため、応急復旧を行う。

（6）応急給水

発災時には、余裕の範囲内で工業用水を飲料水の原水として使用する。

（7）消火用水

工業用水による消火用水は、配水管に設置されている消火栓、または必要に応じて空気弁等を利用して給水する。

（8）災害時の広報

被害の状況、復旧の見通し、当庁の対応等の状況を関係市町工場へ連絡する。

市町が実施する対策

1 公共土木施設等

（1）道路、橋梁

「＜県が実施する対策＞ 1（1）道路、橋梁」に準ずる。

（2）漁港施設

「＜県が実施する対策＞ 1（3）漁港施設」に準ずる。

（3）河川、海岸

「＜県が実施する対策＞ 1（4）河川、海岸」に準ずる。

（4）下水道施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、公共下水道管理者は住民に対し、下水排除の制限を行う。

## 2 水 道

- (1) 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て、早期復旧に努めるものとする。
- (2) 水道施設の復旧作業においては、本管及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施するものとする。
- (3) 県営用水供給事業から受水の市町においては県企業庁と連絡を密にしながら復旧にあたるものとする。
- (4) 水道事業
  - ア 水道事業の復旧にあたっては、各自の復旧計画に基づき、速やかに実施するものとする。  
自ら実施が困難な場合は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表市または県等に応援を要請する。
  - イ 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始する。
  - ウ 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を敷設する等により早期復旧に努める。

## 3 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) ライフライン機関との連絡体制
- (3) その他必要な事項

### その他の防災関係機関が実施する対策

#### 1 公共土木施設等

- (1) 道路、橋梁（道路管理者、自衛隊）  
「<県が実施する対策> 1（1）道路、橋梁」に準ずる。
- (2) 港湾施設（港湾管理者、海上保安部）  
「<県が実施する対策> 1（2）港湾施設」に準ずる。
- (3) 河川、海岸（河川管理者、海岸管理者）  
「<県が実施する対策> 1（4）河川、海岸」に準ずる。

#### 2 鉄 道（鉄道事業者）

県内においては東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、三岐鉄道株式会社、伊勢鉄道株式会社、養老鉄道株式会社、伊賀鉄道株式会社の各社により鉄道網を形成しているが、東海旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社の計画を参考としたので、他の鉄道事業者においても防災体制の確立を図るものとする。

##### (1) 東海旅客鉄道株式会社

現地被災の情報を敏感に把握し、人命救助を第一として適切な初動体制のもとに被災列車の救援救護を最優先に行う。また、鉄道施設被害の応急処置をとり、輸送業務を早急に復旧する。

なお、旅客及び公衆の動揺、混乱の発生防止のため情報機能の維持に努める。

##### ア 災害時の活動組織

東海旅客鉄道株式会社に対策本部及び被災現地に現地対策本部を設置し、応急活動を行う。

##### イ 初動措置

##### (ア) 保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生ずる事態の発生、又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋りょう、重要建造物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

(イ) 列車の措置

乗務員は、状況によっては、旅客の避難、救出救護の要請をするとともに、関係箇所に対し必要事項の速報をする。

(ウ) 駅の措置

駅長は次の措置をとる。

a 列車防護及び運転規制を行う。

b 速やかに情報収集を行い、必要によっては救護所の開設、医療機関の救援を要請する。

ウ 旅客の避難誘導及び救出救護

(ア) 避難誘導

a 駅における避難誘導

駅長は被害の状況により、旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

b 列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について列車指令（最寄り駅）に連絡の方法を講じる。

(イ) 救出救護

列車の脱線、転覆、又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行うこと。

対策本部長は、災害の実情に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、直ちに救護班の派遣を指示する。

また、現地対策本部長は、現地社員を指揮し、救援の地域防災医療機関と協力し最善の方法で救出救護活動にあたる。

エ 被災状況の早期収集及び関係箇所への連絡指示

オ 復旧体制の確立

カ 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合には、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせのうえ、鉄道による振替輸送、又はバスによる代行輸送の取扱いを行う。

(2) 近畿日本鉄道株式会社

人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図るものとする。

ア 関係者の処置

(ア) 運転指令者は、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行う。

(イ) 駅長は付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認めたときは、運転指令者に報告するとともに、列車の運転を見合わせる。

(ウ) 運転士は、運転指令者からの指令に留意するとともに、進路の異常の有無を確かめる。付近に異常を認めないときは、最寄り駅まで注意運転を行い、駅長の指示を受ける。

(エ) 施設関係各区長は、要注意箇所を点検するとともに、指令を受けたときは、至急巡回点検をする。

イ 旅客整理、避難誘導

駅係員、乗務員は、状況を的確に判断し、旅客の整理避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努める。



## ウ 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合は、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせのうえ、鉄道による振替輸送、又はバスによる代行輸送の取扱いを行う。

## エ 災害発生時の対応

災害が発生したときは、当社「災害救助規定」に基づき非常本部、非常支部、復旧本部を設け、連絡通報、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。

非常本部は本社に、非常支部は各輸送統括部に、又、復旧本部は現地に設ける。

## 3 バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）

県内における一般乗合旅客自動車運送事業者の災害対策計画は、三重交通株式会社を参考としたので、他の事業者においても防災体制の確立を図るものとする。

## 三重交通株式会社

災害発生時における速やかな応急措置、復旧については、人命尊重を第一にして、輸送の確保を図る。

## (1) 災害発生時の組織対応

災害対策本部を設置し、被災現地への救援活動を行うとともに、情報収集、連絡を行い、必要に応じ応急計画に沿って、組織の一部を派遣し、応急・復旧にあたる。

## (2) 旅客への広報・避難誘導

ア 乗務員は被災状況等、情報収集の範囲において、旅客への広報を積極的に行い、安全確保のための協力を求める。

イ 運行を中断したときは、速やかに車内に現存する旅客の人員を把握し、旅客の生命に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所への避難誘導を行い、救助、応援の依頼等、旅客の保護のための適切な処置にあたる。

## 4 電気（中部電力、関西電力株式会社）

県内の電力は、中部電力株式会社及び関西電力株式会社の 2 社によって供給されているが、中部電力株式会社の災害対策計画を参考としたので、他の電力会社においても防災体制の確立を図るものとする。

## (1) 災害防止対策

## ア 日常における対策

(ア) 災害防止に必要な電力供給施設の強化を図るとともに必要に応じ施設の点検・巡視を実施する。

(イ) 車両等を整備・確保して応急出動に備え、手持ち資機材の数量確認および緊急確保を図る。

(ウ) 通信設備・機器の整備や通信形態による多重化等、情報収集・伝達ルートの確保を図る。

(エ) 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察及び関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

## イ 災害のおそれがあるときの対策

(ア) 必要な要員を確保する。

(イ) 必要に応じ施設の巡視・点検を実施すると共に、仕掛かり中の工事の応急安全措置等の予防措置をとる。

(ウ) 広報車および報道機関を通じて、電気に関する注意事項の広報活動を行う。

(エ) 関係会社、他支店および各電力会社と連携を取り、電力融通、要員・資機材等の協力・応援体制を確認する。

( 2 ) 早期復旧対策

ア 災害対策本部の設置

非常災害対策本部を設置して、電力復旧のための的確な処置を行う。

イ 要員・資機材の確保

復旧活動および支援活動に必要な要員・資機材の確保を行う。災害規模により、関係会社、他支店および各電力会社に要員の応援、資機材の融通を要請する。

ウ 情報連絡ルートの確保

通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。

また、社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察及び関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

エ 復旧活動

(ア) 災害規模によってはヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給施設の巡視・点検を行い、被害状況の把握を行う。

(イ) 被害を受けた電力設備の重要度を勘案し、保安上支障のない限り、仮復旧および他ルートからの送電、また発電機等での活用で、順次送電区域を拡大する復旧計画を立案する。

(ウ) 復旧作業にあたってはお客様の安全を第一に、送電予定区域内の安全確認を徹底しながら復旧作業を実施し、早期復旧を目指す。

(エ) 電力供給施設による公衆への危険の防止については、速やかに適切な措置を講じる。

オ 広報活動

(ア) 広報車および報道機関等を通じて、被災状況、二次災害の防止、復旧見込み等の広報活動を行う。

(イ) 地域復旧体制への協力および情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、県警察、公共機関等との連携を保つ。

5 ガ ス

( 1 ) 都市ガス ( 都市ガス事業者 )

県内における都市ガスは、東邦ガス株式会社、上野都市ガス株式会社、名張近鉄ガス株式会社等の各事業者によって供給されているが、東邦ガス株式会社の災害対策計画を参考としたので、他の事業者においても防災体制の確立を図るものとする。

ア 東邦ガス株式会社の応急対策

(ア) 非常体制

a 警戒体制

警戒体制としてその状況により、第 1 次警戒体制・第 2 次警戒体制・第 3 次警戒体制をとる。

b 復旧体制

復旧体制としてその状況により、第 1 次復旧体制・第 2 次復旧体制・第 3 次復旧体制をとる。

(イ) 災害時における緊急措置

a 情報収集

ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、ガス設備の被害情報を把握する。

( a ) ガス製造所の設備の状況及び送出量の変動

( b ) 供給所ガスホルダーの送出量の変動、または主要整圧器等の圧力の変動

- ( c ) ガス漏えい通報の受付状況
- ( d ) 事業所建屋及び周辺家屋の被害状況
- ( e ) 動員した要員の報告による市街の状況及びガス設備の被害状況
- ( f ) 一般情報
  - 気象情報
  - 一般被害情報
  - テレビ・ラジオによる一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びに電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設の被害情報
  - 対外対応状況
  - 県・市町災害対策本部及び警察・消防並びに関係官公署・関係機関からの情報
  - その他災害に関する情報（交通状況等）

b 緊急巡回点検実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回調査を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

c ガス供給停止の判断

設備の巡回点検やガス漏えい通報等により、発見された漏えい状況が緊急対応能力を超えるおそれのある場合は、ガスによる二次災害を防止するため、必要に応じガス供給停止を行う。

d 緊急連絡体制

被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧に係る情報連絡や応援要請を関係機関に行う。

(ウ) 保安管理

供給継続地区のお客様からのガス漏えい通報に対しては、処理要領に基づき迅速かつ適切に対応し、ガスによる二次災害の防止に必要な措置を講ずる。

(エ) 広 報

被害が発生した直後は、速やかに報道機関、自治体、警察、消防との連絡を密にし、広報活動の協力を得ながら時間的経過を踏まえて、状況に対応した適切な広報を実施する。

( 2 ) L P ガス（ L P ガス販売事業者）

L P ガス販売事業者は災害により L P ガス器具等に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を講じる。

ア 緊急対策

(ア) L P ガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた販売事業者は、その受信の際、容器のバルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏洩部分の修理を行う。

(イ) その他 L P ガス消費設備の安全総点検を行う。

(ウ) 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

イ 中期対策

(ア) 危険箇所からの容器の引き上げ

(イ) 緊急性の高い病院への L P ガスの供給

(ウ) 避難所への生活の用に供する L P ガスの供給

(エ) 一般家庭へ安全総点検後、早期 L P ガスの供給

## 6 情報通信

### (1) 電 話

#### ア 西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社は災害発生時には、速やかに応急措置、応急復旧工事に着手するものとする。

#### (ア) 応急措置

##### a 各施設に対する応急措置

##### (a) 交換所

高潮に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

##### (b) トラヒックそ通状況、交換機等通信設備の監視強化

対象地域に対するトラヒックそ通状況の把握と、必要によりトラヒック規制措置等を実施する。また、各交換機通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認するものとする。

対象地域に対する電力設備の運用状態を把握、停電状況の把握等、その影響度合を確認するものとする。

##### 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合いを確認するものとする。

##### b 通信（無線）連絡施設の運用確認等

特定の市町等に設置している孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）等の運用確認をするものとする。

#### (イ) 応急対策

災害によって故障となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

##### a 緊急復旧（初動体制）

災害発生から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

##### (a) 対策

災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成

テレビ、放送回線の救済

長期避難場所への特設公衆電話設置

##### (b) 復旧方法

移動無線機、ポータブル衛星通信等の活用

屋外線及び仮設ケーブル等による復旧

中継伝送路のマイクロ方式による救済

自家発電及び移動電源車の活用

##### b 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

##### (a) 対 策

重要加入者及び重要専用線の救済

ボックス公衆電話の復旧

孤立地域（村落）の通信途絶の解消

(b) 復旧方法

屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧

非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

c 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

イ 移動通信事業者

県内における移動通信は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社等の各社によって確保されているが、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの災害対策計画を参考としたので、他の移動通信事業者においても防災体制の確立を図るものとする。

(ア) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの応急措置

a 対象地域に対するトラヒックそ通状況の把握と、必要によりトラヒック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合いを確認するものとする。

b 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、その影響度合いを確認するものとする。

(イ) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの応急復旧

災害によって故障となった設備を迅速に回復させるため、移動電気通信設備等を応急的に復旧する。

a 移動電気通信設備を緊急に復旧する必要があるため、災害対策用機器、応急用資材等により簡易な方法によって仮設備で復旧する。

b 設備の重要度に合わせて段階的に実施する。

(2) 放送（放送事業者）

ア 日本放送協会津放送局

(ア) 放送は総合テレビ・ラジオ第1放送を基幹メディアとするが、被害の状況によって教育テレビ・衛星放送・FM放送なども活用し、災害報道に万全を期す。

(イ) 安否情報など個人情報については、必要性が認められる場合は、名古屋放送局とも連携を図りながら対応する。

イ 三重テレビ放送株式会社

(ア) 放送体制

a 非常災害対策要綱により災害対策本部を設置する。

b 災害対策本部は動員計画表により放送実施に必要な職員を確保する。

c 災害特別放送実施要領に基づき、緊急放送を実施する。

(イ) 放送応急措置

a 演奏所

商業電力が停止した場合、非常用電源設備により、災害情報放送の送出を継続する。

被害により演奏所が機能を失った場合は、中継車を臨時の演奏所とし、最小限の緊急放送を継続する。

b 送信所・中継局

商業電力が停止した場合、長谷山送信所・伊勢中継局・青山中継局等の基幹局は、非常用電源設備により送信を継続する。

ウ 三重エフエム放送株式会社

(ア) 放送体制

非常災害対策本部を設置し、災害放送体制の確保を図る。

(イ) 放送応急措置

a 放送対策

災害規模に応じ、通常番組を中止し、或いはそのまま適宜に、「臨時ニュース」「災害特別番組」として、被災情報、安否情報、生活情報等を放送する。

b 施設対策

本社及び放送所は、商用電源が中断しても、非常用自家発電機により放送を継続する。

(ウ) 県との連絡

県との情報交換を密にするため、防災無線を活用するほか、状況に応じて、社員を県に派遣して連絡に充てる。

エ 自主放送を行う有線テレビジョン放送施設者

(ア) 放送体制

非常災害対策本部を設置し、災害放送体制の確保を図る。

(イ) 県との連絡

県及び地元自治体と情報交換を行い、コミュニティチャンネル等を活用して、地域住民の必要とする災害情報の提供に努める。

7 金融

ア 東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

(ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

(イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

a 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

b 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に應ずる等の適宜の措置を講ずること。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

(イ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

ウ 東海財務局津財務事務所は、災害の発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

(ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

(イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力

(ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

(エ) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知。

(オ) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

## 第 23 節 航空機事故、列車事故等、 突発的災害に係る応急対策

### 第 1 項 防災目標

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没、ガス爆発、トンネル崩落等による道路災害、大量の油流出など、突発的な事故災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動に必要な対策について定める。

### 第 2 項 対 策

#### 県が実施する対策

#### 1 活動体制（防災対策部）

県は、これらの緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、知事が必要と認めた場合には県災対本部を設置して、適切な配備体制を敷くものとする。

なお、詳細については、第 3 章第 1 節「活動体制」によるものとするが、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとるものとする。

また、県災対本部を設置した場合には、国(消防庁)へ報告する。

#### 2 応急対策活動

#### (1) 自衛隊への災害派遣要請（防災対策部）

知事は、必要に応じて自衛隊に災害派遣要請を行う。

なお、詳細については、第 3 章第 3 節「自衛隊災害派遣要請」によるものとする。

#### (2) 被害情報の収集及び伝達（各部）

県は、被害状況の早期把握に努めることとし、必要に応じてヘリコプター（県防災ヘリ、県警ヘリ）による情報収集を行う。

また、収集した情報は国（消防庁）へ報告する。

なお、詳細については、第 3 章第 6 節「被害情報収集・連絡活動」によるものとする。

#### (3) 消防救急活動及び救助活動の支援（防災対策部）

県は、市町からの要請等、必要に応じて次の支援活動を実施する。

なお、詳細については、第 3 章第 9 節「消防救急活動」、第 3 章第 10 節「救助活動」によるものとする。

ア 被災地外の市町への三重県内消防相互応援隊派遣の指示

イ 国（消防庁）への緊急消防援助隊の応援要請

ウ 協定に基づく他府県への応援要請

#### (4) 警察の初動措置（警察本部）

警察は、突発的な重大事故が発生した場合は、おおむね次の初動措置を行うこととするが、具体的な運用等については、別に定める「三重県警察突発重大事案初動措置計画」によるものとする。

ア 情報収集と実態の把握

イ 被災者の救出救護及び避難誘導

ウ 行方不明者の捜索及び死体の検視

エ 現場保存及び現場検証

オ 交通規制及び緊急交通路の確保



カ その他必要な措置

(5) 医療・救護活動の支援（健康福祉部、防災対策部）

県は、市町からの要請等、必要に応じて次の支援活動を実施する。

なお、詳細については、第3章第11節「医療・救護活動」によるものとする。

ア 医療従事者の応援派遣及び日赤、医師会等への応援出動の要請

イ 負傷者の搬送及び搬送応援の要請

(6) その他の応急対策

上記以外の応急対策についても、必要に応じて、迅速かつ的確に実施するものとする。

市町が実施する対策

1 活動体制

市町は、これらの緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、市町長が必要と認めた場合には市町災対本部を設置して、適切な配備体制を敷くものとする。

なお、詳細については、各市町の地域防災計画によるものとするが、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとるものとする。

また、市町災対本部を設置した場合には、県（防災対策部災害対策課）へ報告する。

2 応急対策活動

市町は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施するものとする。

なお、詳細については、各市町の地域防災計画によるものとする。

(1) 被害情報の収集及び伝達

(2) 消防救急活動及び救助活動

(3) 医療・救護活動

(4) 被災者及び地域住民の避難対策活動

(5) 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

3 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 活動体制

(3) 応急対策活動

その他の防災関係機関が実施する対策

1 活動体制

防災関係機関は、これらの緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合、またはその発生を確認した場合は、速やかに情報収集、または状況把握を行い、必要に応じて適切な配備体制を敷くとともに、当該地域の市町に報告するものとする。

なお、詳細については、各機関の防災業務計画等によるものとするが、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとるものとする。

2 応急対策活動

防災関係機関は、必要に応じて適切な応急対策活動を実施する。

なお、詳細については、各機関の防災業務計画等によるものとする。

## 第 24 節 農林施設等災害応急対策

### 第 1 項 防災目標

風水害等による農業用施設、林道施設、農産物、畜産、林産物等に対する被害の軽減及び拡大を防止する。

### 第 2 項 対 策

県が実施する対策

#### 1 農業用施設応急対策（農林水産部）

農業用施設の被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに、事後の復旧が速やかに進行するように努めるものとする。

#### 2 林道施設（農林水産部）

災害の発生により林道施設に被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、これらの施設の機能を維持するために、必要な措置を講じさせるとともに、事後の復旧が速やかに進行するように努めるものとする。

#### 3 農作物に対する応急措置（農林水産部）

##### （1）災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、地方部農林水産環境部、市町及び農協等が協力して対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じ農業研究所等の指導及び援助を求め万全を期するものとする。

##### （2）採種ほ産種子の確保

県内の関係機関と連絡を密にし、採種ほ産種子の確保を図るとともに、必要がある場合は、東海農政局に災害応急用種子の斡旋を依頼し、確保を図る。

##### （3）病虫害の防除

災害の状況により、植物防疫に関する発生、予察情報を提供するものとする。

#### 4 畜産に対する応急措置（農林水産部）

災害時における家畜伝染病の予防とまん延の防止並びに家畜損耗の未然防止については、本計画による。

##### （1）家畜伝染病防疫対策

被災地における家畜伝染病予防業務は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜保健衛生所長が、管内家畜防疫員を指揮して実施する。

なお、必要に応じ、家畜伝染病防疫対策本部を設け、家畜の防疫に万全を期する。

##### （2）一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び農業共済組合連合会を主体に獣医師会の協力により、治療に万全を期する。

##### （3）畜舎の消毒対策

伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県が時期、場所及び方法を指定して実施する。

##### （4）消毒薬等の確保と斡旋

救助法が適用された地域における伝染病発生に伴う必要消毒薬品については、県が確保するが、一般疾病の治療に必要な動物用医薬品については、供給体制の確認に努め、要請に応じ情報提供を行う。

## 5 林産物に対する応急措置（農林水産部）

災害時における林産物の被害の軽減、山林種苗の供給及び病虫害の防除については本計画による。

## (1) 山林種苗の供給

ア 浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜取り及び焼却等に努める。

イ リ災造林地においては、幼令林の倒木起し作業及び施肥等により、早期復旧を図るとともに枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図る。

## (2) 病虫害の防除

被災木は病虫害の餌木となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

## (3) 風倒木の除去

風倒木による二次災害を防止するため、市町、森林組合と連携を図り、必要に応じ風倒木の除去等の措置を講じるものとする。

## 市町が実施する対策

## 1 農作物に対する応急措置

## (1) 災害対策技術の指導

「<県が実施する対策> 3(1) 防災対策技術の指導」に準ずる。

## (2) 病虫害の防除

ア 被災地の植物防疫についての計画策定及び実施は市町長が行う。

イ 病虫害防除所等、市町及び農業協同組合は、連絡を密にして防除組織の強化を図る。

ウ 防除の方法は、実施責任者の指示に基づき一斉に行うものとし、防除の基準は特別の指示のない限り県の定める病虫害防除基準による。

エ 防除器具は、市町において整備する。

また、農薬については、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬卸商業協同組合と常に連携を保ち、防除に必要な農薬の確保を行う。

## 2 市町地域防災計画で定める事項

## (1) 実施責任

## (2) 農協、漁協等との連絡体制

## (3) その他必要な事項

## その他の防災関係機関が実施する対策

## 1 農業用施設応急対策（土地改良等施設の管理者）

管理施設（ため池、水路等）が損傷し、危険を生じたときは、即時関係機関に連絡し、その協力を得て適切な措置をとるとともに、被害に影響のある機関に対しても通報し、被害の拡大防止に努めるものとする。

## 2 農作物に対する応急措置（農業協同組合）

「<県が実施する対策> 3(1) 災害対策技術の指導」に準ずる。

## 3 畜産に対する応急措置（農業共済組合連合会）

「<県が実施する対策> 4(2) 一般疾病対策」に準ずる。

## 第 25 節 県民への広聴広報活動

### 第 1 項 防災項目

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、新聞、広報車等のあらゆる広報手段を利用して、被災者等への広報を行う。

### 第 2 項 対 策

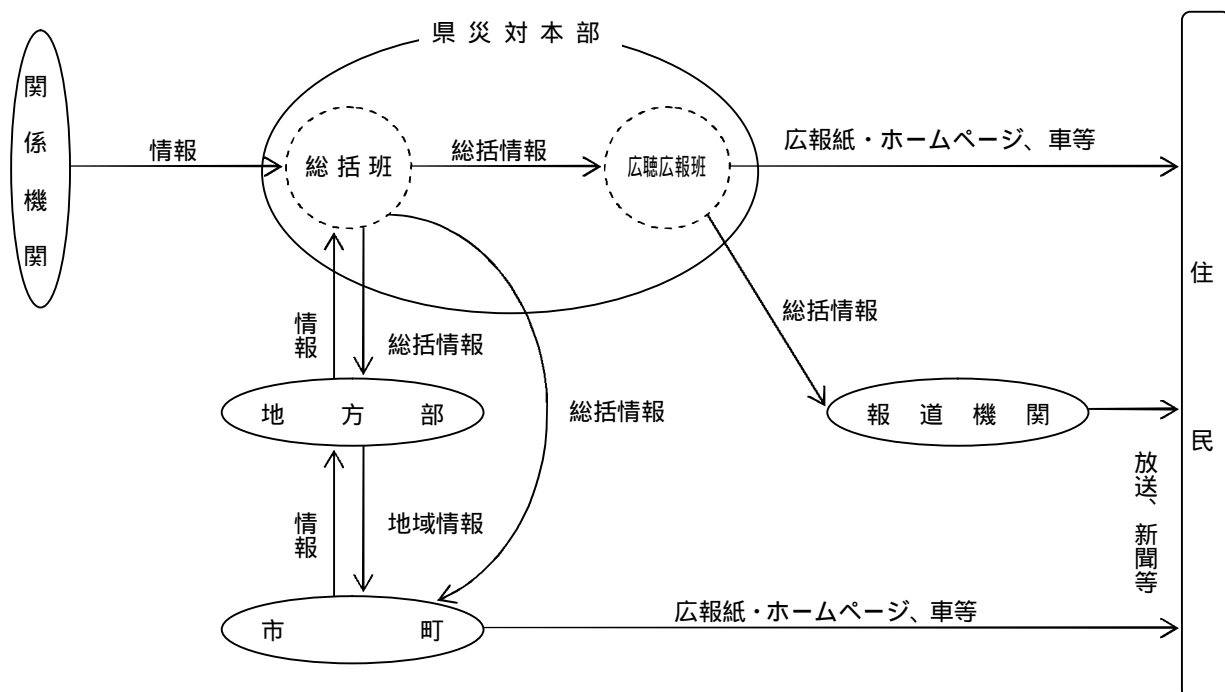
#### 共通事項等

#### 1 広報内容

県民への広報内容の主なものは次のとおりとする。

- ( 1 ) 災害発生状況
- ( 2 ) 気象予報及び警報
- ( 3 ) 避難に関する情報
- ( 4 ) 二次災害の危険性に関する情報
- ( 5 ) 主要道路情報
- ( 6 ) 公共交通機関の状況
- ( 7 ) 電気、水道、ガス等ライフライン施設の復旧状況
- ( 8 ) 医療救護所、医療機関等の開設状況
- ( 9 ) 給食、給水実施状況
- ( 10 ) 衣料、生活必需品等供給状況
- ( 11 ) 河川、港湾、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- ( 12 ) 被災者の安否に関する情報
- ( 13 ) 県民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

#### 2 県民への広報系統図



## 3 記録写真の収集並びに記録映画等の作成

(1) 防災関係機関は、災害写真を撮影したときは、その内容を速やかに広聴広報班に連絡するものとする。

広聴広報班は機を失せず、その収集に努めるものとする。

(2) 必要に応じ、PR用として「災害写真」「災害壁新聞」「災害映画」を作成する。

## 県が実施する対策

## 1 要員の確保（各部）

県災対本部事務局に広聴広報班を設置し、県民への広聴・広報活動を実施するための要員を確保する。

各部は広報担当者を定め、広聴広報班と緊密な連携を図り、情報収集に努める。又、必要に応じ、班員を現地に派遣する。

## 2 広報手段

(1) 県の広報手段（戦略企画部、防災対策部、警察本部）

ア 緊急に伝達する必要がある場合、車、県（警察本部を含む）保有のヘリコプターにより伝達する。

イ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、県ホームページを通じて情報を伝達する。

(2) 放送の利用（防災対策部）

基本法第 55 条による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合には「災害時における放送要請に関する協定書」により、日本放送協会津放送局に対して放送の要請を行う。

防災対策又は災害応急対策の実施に必要がある場合に、民放各社（中部日本放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、三重テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社及び三重エフエム放送株式会社）に放送を依頼する場合は、「災害時の放送に関する協定」による。

(3) 報道機関への情報の発表（災害対策本部事務局）

報道機関は、極めて広範囲にかつ迅速に伝達できるため、県災対本部は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対しても発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力するものとする。

(4) 広報に対する協力（消防、警察本部、自衛隊）

消防機関、警察、自衛隊は、協力して、被災者等へ情報伝達を行うものとする。

(5) 災害時要援護者への広報の配慮（戦略企画部、環境生活部、健康福祉部）

文字放送、外国語放送などさまざまな広報手段を活用し、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

## 3 県民対応窓口の設置（災害対策本部事務局）

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、県民対応窓口を設置する。

## 市町が実施する対策

## 1 住民に対する広報の方法と内容

(1) 広報手段

住民に対し、迅速、的確に情報を伝達するとともに、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に配慮した伝達に努めるものとする。

また、消防機関は、警察、自衛隊と協力して被災者等への情報伝達を行うものとする。

( 2 ) 放送の利用

市町長が放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼するものとする。ただし、緊急時などやむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告するものとする。

2 住民対応窓口の設置

「 < 県が実施する対策 > 3 県民対応窓口の設置 」 に準ずる。

3 市町地域防災計画で定める事項

( 1 ) 実施責任

( 2 ) 広報内容

( 3 ) 広報の方法

( 4 ) 報道機関に対する発表等

( 5 ) 広報資料の収集

( 6 ) 広聴（問い合わせ、相談）体制

( 7 ) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 広報手段（防災関係機関）

「 < 県が実施する対策 > 2 ( 4 ) 広報に対する協力 」 に準ずる。

## 第 26 節 給水活動

### 第 1 項 防災目標

り災者等に対する生活用水及び飲料水を迅速かつ適確に供給する。

#### 【各部の情報伝達活動】

##### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	環境生活部	・水道施設の被害及び復旧状況
	地方部	・水道施設の被害及び復旧状況
地方部	市町	・水道施設の被害及び復旧状況 ・水質検査の要請
環境生活部	企業庁	・水道施設の被害及び復旧状況 ・水質検査状況
	市町（幹事都市）	ブロック内の ・水道施設の被害及び復旧状況 ・応援要請（給水用資機材、人員） ・応援体制（応援可能資機材、人員等）

##### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
環境生活部	企業庁	・水道施設の被害及び復旧状況 ・応援要請（給水用資機材、人員）
	幹事都市	・水道施設の被害及び復旧状況 ・応援要請（給水用資機材、人員）
	地方部	・水質検査要請
	防災対策部	・水道施設の被害及び復旧状況 ・応援要請（給水用資機材、人員）
防災対策部	隣接府県 自衛隊	・応援要請（給水用資機材、人員）
企業庁	環境生活部	・水道施設の被害及び復旧状況 ・水質検査状況
地方部	防災対策部	・水道施設の被害及び復旧状況

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

### 第 2 項 対 策

#### 県が実施する対策

##### 1 実施体制

災害発生により水道施設が損壊したときに、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するため、応急給水活動を実施するものとする。

また、市町は、水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は、配水池等の備蓄水量により 1 日 1 人約 3 リットルの飲料水を供給するものとし、その後は、仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保するものとする。

この場合、被災市町において、その総力をあげても困難なときは、県、市町及び水道事業団体で構成される「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、応援又は協力して行うものとする。

2 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

(1) 生活用水の確保（環境生活部、企業庁）

市町は災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設等と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

県は生活用水の水質検査について、市町等から要請があったときは公的検査機関等において直ちに実施するものとする。

(2) 応急給水用資機材・人員の確保（環境生活部、防災対策部）

災害の規模等により生活用水の調達が、県内の調達だけで間に合わない場合は県が隣接府県又は自衛隊に応援を要請するものとする。

3 飲料水の確保（環境生活部、企業庁）

(1) 市町が実施する飲料水対策を指導する。

(2) 広域的な応援体制を確立する。

(3) 企業庁は、水道用水供給施設について飲料水を確保するために必要な措置を講ずる。

市町が実施する対策

1 実施体制

「＜県が実施する対策＞ 1 実施体制」に準ずる。

2 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

(1) 「＜県が実施する対策＞ 2 (1) 生活用水の確保、(2) 応急給水用資機材・人員の確保」に準ずる。

(2) 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽、プール等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握する。

被災地給水人口から自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」により所有機関に給水車、散水車及びろ過器等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。

3 給水の方法

飲料水はおおむね次の方法によって供給するものとする。

(1) 給水方法は指定避難所、医療施設、学校、市町役場などの拠点給水とし、給水する飲料水は原則として水道水とする。

(2) 飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。

(3) 被災地において、確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器等（給水タンク、ポリタンク）により運搬供給する。

4 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 応急給水用資機材及び人員の確保

(3) 応急給水実施方法

(4) (広域) 応援の実施方法

ア ブロック内での相互応援の実施方法

イ 県全体の広域応援の実施方法



( 5 ) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 給水の方法 ( 自衛隊 )

「 < 市町が実施する対策 > 3 給水の方法」に準ずる

救助法が適用された場合

救助法が適用された場合

( 1 ) 対 象 者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

( 注 ) この救助は他の救助と異なり、家屋とか家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、反対に被災者であって自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

( 2 ) 供給期間

災害発生の日から 7 日以内とする。

( 3 ) 費 用

飲料水供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか給水及び浄水に必要な機械、器具の借り上げ費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

## 第 27 節 食料供給活動

### 第 1 項 防災目標

り災者等に対する食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

#### 【各部の情報伝達活動】

##### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	救援物資対策担当	・ 食料の確保状況
救援物資対策担当	環境生活部	・ 米穀、副食等食料品の確保状況
	地域連携部	
	農林水産部	
	雇用経済部	
	地方部	・ 食料の供給要請
環境生活部 地域連携部 農林水産部 雇用経済部	救援物資対策担当	・ 米穀、副食等食料品の確保要請
地方部	市町	・ 食料の供給要請

##### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
救援物資対策担当	環境生活部 地域連携部 農林水産部 雇用経済部	・ 米穀、副食等食料品の確保要請
	防災対策部	・ 食料の確保状況
環境生活部 地域連携部 農林水産部 雇用経済部	救援物資対策担当	・ 米穀、副食等食料品の確保状況
	農林水産省生産局	・ 米穀の供給要請
	小売業者等	・ 副食、パン、インスタント食品等の供給要請
	消費生活協同組合	・ 副食、パン、インスタント食品等の供給要請
地方部	救援物資対策担当	・ 食料の供給要請

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

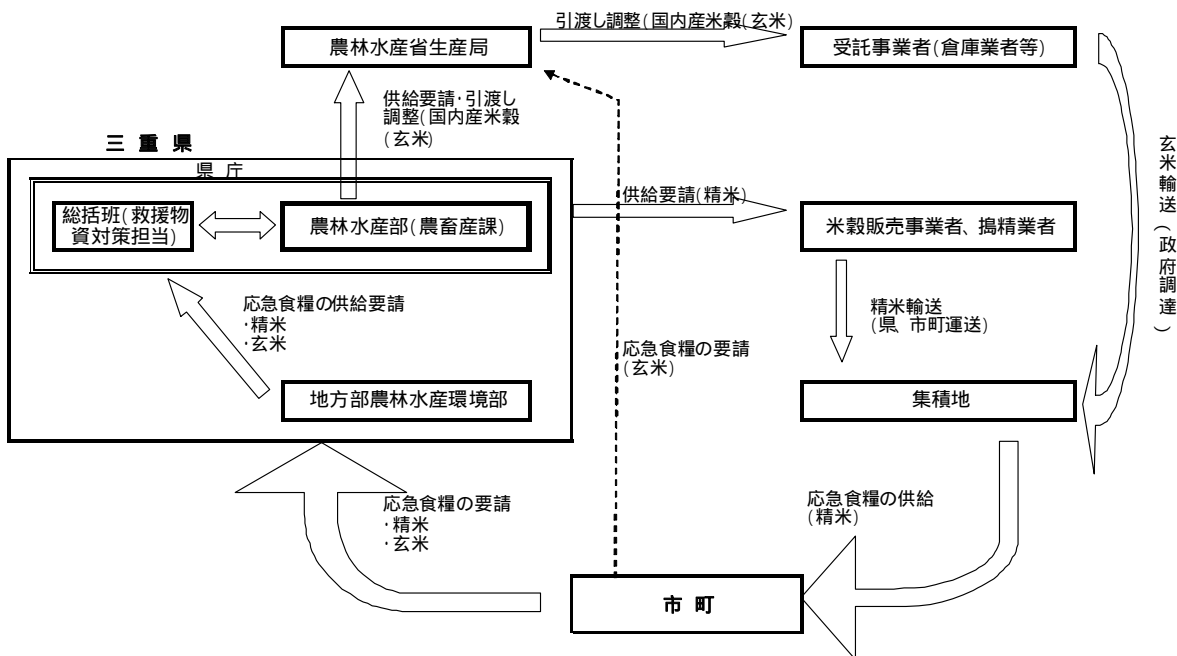
本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第 2 項 対策

共通事項等

災害時における応急食糧供給経路（米穀の物流）

災害時における応急食糧供給経路(米穀の物流)



県が実施する対策

1 実施体制（環境生活部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部、防災対策部）

市町による主食等の供与及び炊き出しの供給が不可能である場合、市町の要請に基づき、県が食料の確保を行い、市町に供給する。ただし、集積所が設置された場合、集積所から避難所までの運搬については、原則として市町が行うものとする。また、大規模災害が発生し一次集積所（大規模集積所）と二次集積所が設置された場合、県は、一次集積所から二次集積所への物資の運搬について、市町に協力を要請できるものとする。

2 食料の調達（健康福祉部、環境生活部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部）

(1) 米穀等の取扱い

ア 災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、市町からの供給申請に基づき、炊き出し等、給食を行う必要があると認められる時は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号）に基づき、平成 23 年 1 月 14 日付け「災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて」により取扱うものとする。（三重県地域防災計画添付資料参照）

イ 米穀販売事業者の精米センター等を活用した応急食料供給協力体制の確立を図るものとする。

(2) 副食の供給

炊き出し用の副食物については、関係業者と常に連絡を保ち、要求があれば直ちに供給に応じる。

(3) 乳幼児用牛乳、乳製品の供給

関係業者と常に連絡を保ち、要求があれば直ちに供給に応じられるよう方策を講じる。

(4) その他食料品の取扱い

災害対策用応急食料として、パン、インスタント・レトルト食品等の供給を必要とする場合に

備え、これらの食料品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておくものとする。

(5) 災害時要援護者に配慮した食料の備蓄

社会福祉施設に対し、災害時要援護者に配慮した食料の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ア 食料は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

3 食料の配分（環境生活部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部）

(1) 食料の配分

災害用の食料の配分について、知事は 2 により農林水産省、米穀販売業者等及びその他食料品業者等から購入して実施するものとするが、知事はその事後報告に基づいて措置する。

なお、知事と市町長とは応急食糧の引渡しの円滑を期するため、応急食糧の延納販売に関する事前の協定を締結しておくものとする。

4 救援物資の受入れ及び配分（健康福祉部、環境生活部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部）

知事は、救援物資を効率的に活用するため、県災対本部事務局総括班内に救援物資対策担当を設置し、救援物資情報の一元的管理を行い、地方部を通じて救援物資の適切な受入れ及び配分を図るものとする。

市町が実施する対策

1 実施体制

災害時における主食等の供与及び炊き出しは市町長が実施するものとし、救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて市町長が実施するものとする。

2 炊き出しの実施及び食料の配分

(1) 炊き出しの実施

ア 炊き出しは市町本部の奉仕団等の協力により給食施設等既存の施設を利用して行うものとする。

なお、炊き出しの場所には市町の職員等責任者が立会い、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録するものとする。

イ 供給対象者は災者及び救助作業、急迫した災害の防止、あるいは緊急復旧作業の従事者とする。

ウ 供給品目は米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とする。

エ 供給数量は市町長及び知事が必要と認めた数量とする。

(2) 食料の配分

災害用の食料の配分について、事情により急を要すると認められるときは、市町長がその責任において現品の購入又は引渡しを受けて実施する。

なお、知事と市町長とは応急食糧の引渡しの円滑を期するため、応急食糧の延納販売に関する事前の協定を締結しておくものとする。

3 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 食料の調達方法

(3) 供給方法

(4) 炊き出しの方法・場所

(5) その他必要な事項

救助法が適用された場合

救助法が適用された場合

( 1 ) 対象者

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び被害をうけ一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

( 2 ) 実施期間

災害発生の日から 7 日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合には、この期間内に 3 日分以内を現物により支給することができる。

( 3 ) 費用の限度

「救助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

## 第 28 節 生活必需品等供給活動

### 第 1 項 防災目標

り災者等に対して、日常生活に欠くことの出来ない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与又は貸与する。

#### 【各部の情報伝達活動】

##### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	救援物資対策担当	・生活必需品の確保状況 ・炊き出し用燃料の供給要請
救援物資対策担当	環境生活部 地域連携部 雇用経済部	・生活必需品の確保状況
	地方部	・生活必需品、炊き出し用燃料の供給要請
環境生活部 地域連携部 雇用経済部	救援物資対策担当	・生活必需品の確保要請
地方部	市町	・生活必需品、炊き出し用燃料の供給要請

##### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	エルピーガス協会	・炊き出し用燃料の供給要請
救援物資対策担当	地域連携部 地域連携部 雇用経済部	・生活必需品の確保要請 ・生活必需品の確保状況
	防災対策部	・炊き出し用燃料の供給要請
環境生活部 地域連携部 雇用経済部	救援物資対策担当 小売業者等 消費生活協同組合	・生活必需品の確保状況 ・生活必需品の供給要請
地方部	救援物資対策担当	・生活必需品、炊き出し用燃料の供給要請

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

### 第 2 項 対 策

#### 県が実施する対策

#### 1 実施体制（健康福祉部、環境生活部、地域連携部、雇用経済部、防災対策部）

##### （1）実施機関

市町による生活必需品の給与又は貸与が不可能である場合、市町の要請に基づき、県が生活必需品の確保を行い、市町に供給する。また、救助法が適用された場合は、これらの物資の確保及び輸送は知事が行う。ただし、集積所が設置された場合、集積所から避難所までの運搬については、原則市町が行うものとする。また、大規模災害が発生し一次集積所（大規模集積所）と二次集積所が設置された場合は、県は、一次集積所から二次集積所への物資の運搬について、市町に協力を要請できるものとする。

##### （2）生活必需品等供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

2 生活必需品の確保

(1) 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

(2) 物資の調達、輸送（健康福祉部、環境生活部、地域連携部、雇用経済部、防災対策部）

ア 生活必需品の在庫状況等を把握し、また、生活必需品を取り扱う小売業者等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておくものとする。

イ 市町の要請に応じて、「三重県災害対策活動実施要領」に定められた輸送体制により、対処するものとする。

ウ 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

(3) 燃料の確保（防災対策部）

市町から炊き出しに必要なプロパンガス及びその器具の調達について要請があったときは、（社）三重県エルピーガス協会に対し、調達協力を依頼する。

(4) 災害時要援護者に配慮した物資の備蓄（健康福祉部）

社会福祉施設に対し、災害時要援護者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

3 救援物資の受入れ分配（健康福祉部、環境生活部、地域連携部、雇用経済部）

救援物資等の配分にあたっては、各配付段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとする。

また、救援物資を効率的に活用するため、県災対本部事務局総括班内に救援物資対策担当を設置し、救援物資情報の一元的管理を行い、地方部を通じて救援物資の適切な受入れ及び配分を図るものとする。

市町が実施する対策

1 実施体制

(1) 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については市町が「市町地域防災計画」の定めるところにより実施する。また、救助法が適用された場合は、各世帯に対する割当及び支給は、市町長が実施する。

(2) 生活必需品等供給対象者

「<県が実施する対策> 1(2)生活必需品等供給対象者」に準ずる。

2 生活必需品の確保

(1) 支給品目等

「<県が実施する対策> 2(1)支給品目等」に準ずる。

(2) 物資の調達、輸送

ア 市町は地域内で調達できる生活必需品の調達及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 市町は地域内において、輸送が不能になったときは、県に協力を求めることができる。

ウ 市町は、孤立者に対して、県と連携して、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。



3 救援物資の受け入れ配分

救援物資等の配分にあたっては、各配付段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとする。

4 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 生活必需品の調達方法
- (3) 供給方法
- (4) その他必要な事項

救助法が適用された場合

救助法が適用された場合

(1) 対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

(2) 給（貸）与品目

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(3) 給（貸）与の方法

原則として、物資の確保及び輸送（市町まで）は県において行うが、それ以後の措置は市町において行う。

ただし、緊急の場合は、知事の委任により、市町長が生活必需品を購入し配分することができる。

(4) 給（貸）与の期間及び費用の限度

- ア 給与又は貸与の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
- イ 給（貸）与のため支出できる費用は、「救助の程度、方法、期間一覧表」のとおりとする。

## 第 29 節 防疫・保健衛生活動

### 第 1 項 防災目標

被災地における感染症の流行等を未然に防止する。

#### 【各部の情報伝達活動】

#### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	健康福祉部	・ 感染症の発生状況 ・ 防疫・食品衛生活動の状況
健康福祉部	地方部	・ 感染症の発生状況 ・ 給食施設の衛生状況 ・ 防疫・食品衛生活動の状況
地方部	市町	・ 感染症の発生状況 ・ 給食施設の衛生状況 ・ 防疫・食品衛生活動の状況

#### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
健康福祉部	防災対策部	・ 感染症の発生状況 ・ 防疫・食品衛生活動の状況
地方部	健康福祉部	・ 感染症の発生状況 ・ 給食施設の衛生状況 ・ 防疫・食品衛生活動の状況

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

### 第 2 項 対 策

#### 県が実施する対策

#### 1 防疫活動（健康福祉部）

災害発生時における防疫、保健衛生措置を迅速かつ強力に実施し、感染症発生の未然防止に万全を期す。

#### （1）実施責任者

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（本節において以下「法」という）第 27 条の規定に基づき、知事は適正に措置を行うものとする。

#### （2）防疫体制の確立

危険と目される地域の保健福祉事務所及び市町と連絡を密にし、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動を整える。

#### （3）疫学調査及び健康診断

##### ア 疫学調査班の編成

疫学調査班は、医師、保健師（又は看護師）及び助手を災害規模等により必要な人数配する。

##### イ 疫学調査の実施

疫学調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施するが、たん水地域においては、週 1 回以上集団避難所においてできる限り頻回行う。

##### ウ 疫学調査班の用務

（ア）災害地区の感染症患者の発生状況の迅速正確な把握

(イ) 未収容患者及び保菌者に対する適切な対応

(ウ) 全般的な戸口調査

(エ) 前号による疑わしい症状のあるものの菌検索及び接触者の保菌者検索

エ 検病調査の結果、必要があるときは、法第 17 条の規定による健康診断を実施する。

オ 健康診断の実施

保健師等による巡回健康相談等を実施するものとし、特に高齢者、障がい者等災害時要援護者に対しては、心身双方の健康状態に配慮し、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得て計画的に実施するものとする。

(4) 市町に対する指導及び指示等

災害発生と同時に保健福祉事務所は、災害地の疫学調査、消毒方法及びねずみ・こん虫等の駆除その他の防疫措置について実情に即した指導を行う。特に被害激甚な市町に対しては、職員を現地に派遣し、その実情を調査して実施方法及び基準を示し、指導にあたらせる。

(5) 支援体制

各市町の支援体制を充実し、感染症発生の未然防止に万全を期す。

感染症指定医療機関が災害により機能しなくなった場合、近隣の感染症指定医療機関に感染症患者を速やかに移送及び収容できる体制を整える。

(6) 臨時予防接種

感染症予防上必要あるときは、対象者の範囲及びその期日又は期間を指定して予防接種法第 6 条及び第 7 条の規定による臨時予防接種を実施する。

実施にあたっては慎重を期し、特別の事情のない限り、災害のおちついた時期を見計って定期予防接種を繰上げ実施の方法により行う。ただし、集団避難所等で患者若しくは保菌者が発見され、流行のおそれがある場合には、緊急に予防接種を実施する。

(7) 防疫用薬剤の確保と供給

防疫用薬剤の確保と供給については、第 3 章第 11 節「医療、救護活動」の「第 2 項対策〈県が実施する対策〉 3 医薬品等の確保」に準ずる。

## 2 食品衛生（健康福祉部）

(1) 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

重点指導事項

ア 手洗い消毒の励行

イ 食器器具の消毒

ウ 給食従事者の検便及び健康診断による保菌者の排除

エ 原材料及び食品の検査

(2) 営業施設

生鮮食品取扱営業施設を重点的に監視するとともに、製造、調理、加工、保存及び陳列されている食品の検査を実施することによって、不良食品の供給を排除する。

重点監視指導事項

ア 浸水地区は、たん水期間中は営業を自粛休業させ、水がひいた後、施設及び設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。

イ その他の地区にあたっては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導

すること。

また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗及び変敗した食品が供給されないようにすること。

(3) その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員のみでは、十分な監視指導が出来ない場合もあると考えられるので、状況により県内の食品衛生指導員を指揮して、指導に当らせるよう配慮する。

3 愛玩動物対策（健康福祉部）

県は、市町と（社）三重県獣医師会ほか被災動物支援団体との連絡体制を整える。

市町が実施する対策

1 防疫活動

(1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は市町長が行う。

(2) 防疫体制の確立

危険と目される地域の保健所及び市町と連絡を密にし、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動を整える。

(3) 市町に対する指導及び指示等

知事が感染症の予防上必要と認めて発する次の指示命令を受けた市町長は、災害の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに行わなければならない。

ア 法第 27 条第 2 項の規定による汚染された場所の消毒に関する指示

イ 法第 28 条第 2 項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示

ウ 法第 29 条第 2 項の規定による物件に係る措置に関する指示

エ 法第 31 条の第 2 の規定による水の使用制限等の指示

オ 予防接種法第 6 条による臨時予防接種に関する命令（市町長をして実施されるのが適当な場合に限る。）

(4) 防疫実施要領

市町長が実施する消毒その他の措置は、感染症予防法施行規則第 14 条から第 16 条までの規定により実施するものとする。

2 愛玩動物対策

市町は、自ら設置する避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を（社）三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。

3 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 防疫班の編成

(3) 防疫の種別及び方法

(4) 防疫用薬剤等の調達

(5) その他必要な事項

## 第30節 清掃活動

### 第1項 防災目標

被災地において大量に発生する廃棄物等を適切に処理し環境衛生に万全を期す。

#### 【各部の情報伝達活動】

#### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
環境生活部	地方部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ、し尿の発生、処理状況</li> <li>・ごみ処理の応援要請</li> <li>・し尿処理に関する人員、機材の調達要請</li> </ul>
地方部	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ、し尿の発生、処理状況</li> <li>・ごみ処理の応援要請</li> <li>・し尿処理に関する人員、機材の調達要請</li> </ul>

#### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	他都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理の応援要請</li> <li>・し尿処理に関する人員、機材の調達要請</li> </ul>
地方部	環境生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ、し尿の発生、処理状況</li> <li>・ごみ処理の応援要請</li> <li>・し尿処理に関する人員、機材の調達要請</li> </ul>

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

### 第2項 対 策

#### 県が実施する対策

#### 1 ごみ処理（環境生活部）

##### （1）処理体制

県は被災地におけるごみの発生状況と処理状況を適切に把握し、市町等から三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援要請があった場合には、県域内での処理体制の調整を図るとともに、処理状況を考慮して必要があると認めた場合には、他府県への応援を要請し、適切に対処するものとする。

##### （2）処理の方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮するものとする。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努めるものとする。

#### 2 し尿処理（環境生活部）

##### （1）処理体制

市町において人員、器材が不足する場合には、ごみ処理に準ずる。

##### （2）処理の方法

し尿処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、環境衛生に支障のない方法を併用するものとする。

3 死亡獣畜の処理（健康福祉部）

（1）処理方法

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、必要に応じて次のように行うものとする。

ア 埋 却

埋却する穴は、死亡獣畜から地表面まで1メートル以上の余地を残す深さとし、死亡獣畜の上には厚く生石灰その他消毒薬を散布した後、土砂をもって覆うこと。

イ 焼 却

十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

（2）特定動物（猛獣類）における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準じて行うものとする。

市町が実施する対策

1 ごみ処理

被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷くものとする。また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。

処理機材、人員等については、可能な限り市町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた市町で、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、三重県災害等廃棄物処理応援協定により、その程度に応じて近隣市町あるいは県に応援を要請することとする。

（2）処理の方法

「<県が実施する対策>1（2）処理の方法」に準ずる。

2 し尿処理

（1）処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷くものとする。特に、仮設トイレ、避難所の汲取便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮するものとする。（し尿発生量は、一人1日あたり1.7リットルを目安とする。）

また、人員、器材が不足する場合には、ごみ処理に準ずる。

（2）処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、環境衛生に支障のない方法を併用するものとする。

3 市町地域防災計画で定める事項

（1）実施責任

（2）がれき、ごみ、し尿処理班の編成

（3）処理の方法

（4）必要な機材等の調達

（5）仮置き場の確保

（6）その他必要な事項

## 第31節 遺体の搜索・処理・埋火葬

### 第1項 防災目標

多数の死者、行方不明者が発生した場合に、搜索、処理、埋火葬等を的確に実施する。

#### 【各部の情報伝達活動】

#### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	健康福祉部	・遺体搜索、収容、埋火葬活動 ・人的被害
	県警察	・遺体の検視、身元確認活動 ・人的被害
健康福祉部	地方部	・遺体搜索、収容、埋火葬の応援要請の依頼 ・人的被害
地方部	市町	・遺体搜索、収容、埋火葬の応援要請
県警察	市町	・遺体の検視、身元確認の要請状況 ・人的被害

#### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
健康福祉部	防災対策部	・遺体搜索、収容、埋火葬活動 ・人的被害
	他地方部 市町	・遺体搜索、収容、埋火葬の応援要請
地方部	健康福祉部	・遺体搜索、収容、埋火葬の応援要請の依頼 ・人的被害
	他地方部 市町	・遺体搜索、収容、埋火葬の応援要請（直接要請）
県警察	防災対策部	・遺体の検視、身元確認の要請状況 ・人的被害

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

### 第2項 対 策

#### 県が実施する対策

#### 1 遺体の搜索（健康福祉部、防災対策部、警察本部）

##### （1）応援の要請等

ア 市町からの応援の要請を受けた地方部（健康福祉部）は、管内の隣接又は遺体漂着が予想される市町に応援の連絡調整をし、又は、県地方部において直接応援をするものとする。

なお、地方部において実施が不可能なときは、県災対本部健康福祉部に応援の要請をするものとするが、緊急を要するときは、直接隣接する地方部又は他地方部管内の市町災対本部に応援を要請するものとする。

イ 県災対本部健康福祉部は、応援の要請を受けたときは、隣接する地方部又は遺体漂着が予想される地方部等に応援の連絡調整をし、もしくは県災対本部において直接実施するものとする。

#### 2 遺体の検視・検案（健康福祉部、警察本部）

遺体の検視については、被災現場付近の適切な場所で警察官等が行う。

遺体の検案については、県災対本部健康福祉部が被災市町及び警察本部等と連携をとりながら、三重大学医学部法医学講座に要請する。

この場合、円滑な検視・検案活動が行えるよう必要に応じて県医師会、県歯科医師会、日本法医学学会等との連携を図る。

### 3 広域火葬体制の確立（健康福祉部）

市町における公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図るため、広域火葬計画を作成しておくものとする。

## 市町が実施する対策

### 1 遺体の搜索

#### (1) 実施者及び方法

遺体の搜索は、市町災対本部において奉仕団の労力等により救出に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施するものとする。

ただし、市町災対本部において実施できないときは、他機関から応援を得て実施するものとする。

#### (2) 応援の要請等

市町災対本部において被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、次の方法で応援を要請するものとする。

ア 市町災対本部は、地方部（保健福祉事務所）に遺体搜索の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接搜索応援の要請をするものとする。

イ 応援の要請にあつては、次の事項を明示して行うものとする。

(ア) 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所

(イ) 遺体数、氏名、性別、年令、容ぼう、特徴及び持物等

(ウ) 応援を求めたい人数又は舟艇器具等

(エ) その他必要な事項

### 2 遺体の処理、収容

遺体を発見したときは、市町災対本部は、速やかに所轄する警察署に連絡し、その見分を待って必要に応じ、次の方法により死体を処理するものとする。

#### (1) 実施者及び方法

遺体の処理は、市町災対本部において医療班又は医師が奉仕団の労力奉仕により処理場所を借り上げ（仮設）遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、適切な場所に安置するものとする。ただし、市町災対本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出勤応援を求める等の方法により実施するものとする。

### 3 遺体の埋火葬

災害の際、死亡したもので市町災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行うものとする。

#### (1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、市町災対本部において直接土葬もしくは火葬に付し、又は棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

なお、埋火葬の実施にあつては、次の点に留意を要する。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けたあと埋火葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬にあつては土葬とする。



ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

なお、埋火葬の実施が、市町災対本部でできないときは、「1(2) 応援の要請等」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施するものとする。

#### 4 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 遺体の捜索、処理、埋火葬の体制
- (3) 遺体の収容・安置場所
- (4) 必要な資機材の調達
- (5) 遺体の埋火葬
- (6) その他必要な事項

#### 救助法が適用された場合

##### 救助法が適用された場合

##### 1 遺体の捜索

##### (1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

##### (2) 費用

遺体捜索のため支出できる費用は、舟艇、その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地区における通常の実費とする。なお、輸送費及び賃金職員等雇上費は、遺体捜索費から分離し、「賃金職員等雇上費」、「輸送費」として、一括計上するものとする。

##### (3) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

##### 2 遺体の処理、収容

##### (1) 遺体処理の対象

災害より死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理(埋葬を除く。)ができない場合に行う。

##### (2) 処理の内容

ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

検案は原則として医療救護班によって行うこと。

##### (3) 方法

遺体の処置は、救助の実施機関内において現物給付で行うものであること。

##### (4) 費用の限度

ア 「救助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

イ 検案が医療救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ウ 遺体処理のため必要な輸送費及び賃金職員雇上費は、当該地区における通常の実費とする。(輸送費及び賃金職員等雇上費の項で処理する。)

エ 期間

災害発生の日から10日以内とする。

##### 3 遺体の埋火葬

##### (1) 遺体の埋火葬の対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、埋火葬を

行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合

(2) 方 法

埋火葬は、遺体処理の現物給付であって、実施機関は、災害の混乱期を予想しているものであるから、知事又は市町長（補助又は委任による。）が行うことを原則とする。

(3) 費 用

ア 範 囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物をもって実際に埋火葬を実施する者に支給すること。

(ア) 棺（付属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つば及び骨箱

イ 費用の限度

「救助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

ウ 期 間

災害発生の日から 10 日以内とする。

## 第 32 節 文教対策

### 第 1 項 防災目標

被災後、速やかに被災地の教育機能を回復する。

県内文化財の被害を未然防止、又は被害拡大防止を図る。

#### 【各部の情報伝達活動】

##### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	地方部	・ 幼児、児童生徒、教員の被災状況
	県教育委員会	・ 文教施設（県教育委員会所管）の被害状況 ・ 幼児、児童生徒、教員の被災状況 ・ 施設、教員の確保状況
	環境生活部	・ 私立学校の被災状況 ・ 私立学校における施設、教員の充足要請 ・ 文教施設（環境生活部所管）の被害状況
	地域連携部	・ 文教施設（地域連携部所管）の被災状況
地方部	市町	・ 幼児、児童生徒、教員の被災状況
県教育委員会	市町教育委員会	・ 文教施設の被害状況 ・ 幼児、児童生徒、教員の被災状況 ・ 施設、教員の確保状況 ・ 国、県指定等文化財の被害状況
	施設管理者	・ 県立の文教施設（県教育委員会所管）の被害状況 ・ 幼児、児童生徒、教員の被災状況
	防災対策部	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設（県教育委員会所管）の一時利用要請
施設管理者	市町	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設の一時利用要請
環境生活部	施設管理者	・ 私立学校の被災状況 ・ 園児、児童生徒、教員の被災状況 ・ 県立の文教施設（環境生活部所管）の被害状況
	防災対策部	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設（環境生活部所管）の一時利用要請
地域連携部	施設管理者	・ 県立の文教施設（地域連携部所管）の被害状況
	防災対策部	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設（地域連携部所管）の一時利用要請

##### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	県教育委員会	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設（県教育委員会所管）の一時利用要請
	環境生活部	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設（環境生活部所管）の一時利用要請
	地域連携部	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設（地域連携部所管）の一時利用要請
県教育委員会	防災対策部	・ 文教施設の被害状況 ・ 幼児、児童生徒、教員の被災状況 ・ 施設、教員の確保状況
	施設管理者	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設（県教育委員会所管）の一時利用承認
	国（文化庁）	・ 国指定等文化財の被害状況
	市町教育委員会	・ 国、県指定等文化財の被害状況 ・ 教員確保における調整
施設管理者	市町	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設の一時利用承認
環境生活部	防災対策部	・ 私立学校の被災状況 ・ 幼児、児童生徒、教員の被災状況 ・ 県立の文教施設（環境生活部所管）の被害状況
	施設管理者	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設（環境生活部所管）の一時利用承認
地域連携部	防災対策部	・ 県立の文教施設（地域連携部所管）の被害状況
	施設管理者	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設（地域連携部所管）の一時利用承認

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

## 第2項 対策

### 県が実施する対策

#### 1 応急計画の策定（環境生活部、地域連携部、教育委員会）

災害発生時における児童生徒等の安全及び教育施設の確保を図るため、県教育委員会は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して、実施するものとする。

##### （1）防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では、平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備するものとする。

##### （2）児童生徒等の安全確保

###### ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するために、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災訓練等の実施に努める。

###### イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を策定するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

##### （3）施設の防備

文教施設、設備等を被害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

#### 2 応急教育の実施（環境生活部、教育委員会）

文教施設、設備等の被災又は児童生徒等のり災により、通常の教育が行えない場合の応急教育は本計画による。

##### （1）教育施設の確保、教職員の確保（実施責任者）

県立学校、県立学校以外の県の教育機関.....	県教育委員会
市町立学校、市町立学校以外の市町の教育機関.....	市町教育委員会
私立学校.....	私立学校設置者

##### （2）文教施設、設備等の応急対策

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連絡のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

イ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、公会堂、その他民有施設の借上げ等により、仮校舎を設置する。

##### （3）応急教育の方法

校舎の被害が甚大で復旧に相当の期間を要し、授業ができないため、学力低下のおそれがある場合は応急の仮校舎で授業を行う。

##### （4）教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会、市町教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。

## (5) 授業料の減免等

- ア 三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱（平成 14 年教育委員会告示第 4 号）により、授業料支弁困難な者に減免の措置を講ずる。
- イ 私立高等学校等授業料減免補助金取扱要領（平成 22 年生文第 01-1 号）により、授業料支弁困難な者に軽減の措置を講ずる。
- ウ 災害に伴い市町民税が非課税又は減免となった場合や、災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の随時採用の対象となる。

## (6) 県立学校施設等の一時使用の措置

災害応急対策のため、県立学校、県営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設の管理者は支障のない範囲において、これを使用させることができる。

## 3 文化財の保護（教育委員会）

## (1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町教育委員会を通じて、県教育委員会に報告するものとする。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告する。

## (2) 応急対策

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、県教育委員会は、国（文化庁）あるいは県文化財保護審議会の指示・指導をもとに、市町教育委員会並びに所有者及び管理者、管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

所有者等は県教育委員会の指示・助言に従い、その保存等を図るものとする。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合は、この限りではない。

## 4 被災児童生徒等の保健管理（環境生活部、教育委員会）

- (1) 被災児童生徒等の心の相談を行うため、学校におけるカウンセリング体制の確立を図る。
- (2) 学校の設置者は救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急措置にあたる。

## 市町が実施する対策

## 1 応急計画の策定

「＜県が実施する対策＞ 1 応急計画の策定」に準ずる。

## 2 応急教育の実施

「＜県が実施する対策＞ 2 応急教育の実施」に準ずる。

## 3 学用品の調達及び確保

## (1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失またはき損し、就学上支障をきたした児童・生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書（教材を含む）文房具及び通学用品を支給する。

## (2) 給与の方法

学用品の給与は、市町長（救助法が適用された場合は知事の委任による市町長）が行う。

## 4 文化財の保護

「＜県が実施する対策＞ 3 文化財の保護」に準ずる。

## 5 被災児童生徒等の保健管理

「＜県が実施する対策＞ 4 被災児童生徒等の保健管理」に準ずる。

6 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 休校園措置（授業時間中、時間外）
- (3) 被害状況の報告
- (4) 応急教育の方法
- (5) 教育実施者の確保
- (6) 給食の措置
- (7) 学用品の給与
- (8) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

- 1 応急計画の策定（学校管理者）
  - 「＜県が実施する対策＞ 1 応急計画の策定」に準ずる。
- 2 応急教育の実施（学校管理者）
  - 「＜県が実施する対策＞ 2 応急教育の実施」に準ずる。
- 3 文化財の保護（文化財所有者及び管理者）
  - 「＜県が実施する対策＞ 3 文化財の保護」に準ずる。
- 4 被災児童生徒等の保健管理（学校管理者）
  - 「＜県が実施する対策＞ 4 被災児童生徒等の保健管理」に準ずる。

救助法が適用された場合

救助法が適用された場合

1 学用品の調達及び確保

(1) 対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。

(2) 学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 費用及び期間

「救助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

## 第 33 節 住宅応急対策

### 第 1 項 防災目標

被災者に対し、生活の基盤である住居の確保のため、住宅相談窓口を設置し、住居の応急修理や提供（応急仮設住宅(建設・借上)、既設公営住宅等）を行う。

水害等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、その後の降雨等により宅盤・擁壁等が変状することが想定されるため、被災宅地の二次災害を防止する。

#### 【各部の情報伝達活動】

##### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅及び宅地被害</li> <li>被災宅地危険度判定支援本部設置、判定支援の状況</li> <li>県営住宅の空き家状況</li> <li>県営住宅の被害、応急修理の状況</li> </ul>
県土整備部	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急修理のニーズ</li> <li>仮設住宅のニーズ</li> <li>仮設住宅の建設、住宅の応急修理の要請</li> </ul>
	地方部	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅及び宅地被害</li> <li>被災宅地危険度判定実施本部設置状況、判定支援のニーズ</li> <li>県営住宅の被害、応急修理の状況</li> <li>県営住宅の空き家状況</li> </ul>
健康福祉部	地方部	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急修理のニーズ</li> <li>仮設住宅のニーズ</li> <li>仮設住宅の建設、住宅の応急修理の要請</li> </ul>
地方部	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅及び宅地被害</li> <li>被災宅地危険度判定実施本部設置状況、判定支援のニーズ</li> <li>応急修理のニーズ</li> <li>仮設住宅の建設、住宅の応急修理の要請</li> <li>仮設住宅のニーズ</li> </ul>
	県営住宅管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>県営住宅の被害、応急修理の状況</li> <li>県営住宅の空き家状況</li> </ul>

##### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
健康福祉部	県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急修理のニーズ</li> <li>仮設住宅のニーズ</li> <li>仮設住宅の建設、住宅の応急修理の要請</li> </ul>
県土整備部	防災対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅及び宅地被害</li> <li>被災宅地危険度判定支援本部設置、判定支援の状況</li> <li>県営住宅の空き家状況</li> <li>県営住宅の被害、応急修理の状況</li> </ul>
	県建設業協会	住宅の応急修理にかかる建築資材の調達要請
	プレハブ建築協会	仮設住宅の建設の要請
地方部	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急修理のニーズ</li> <li>仮設住宅のニーズ</li> <li>仮設住宅の建設、住宅の応急修理の要請</li> </ul>
	県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅及び宅地被害</li> <li>被災宅地危険度判定実施本部設置状況、判定支援のニーズ</li> <li>県営住宅の被害、応急修理の状況</li> <li>県営住宅の空き家状況</li> </ul>
県営住宅の管理者	地方部	<ul style="list-style-type: none"> <li>県営住宅の被害、応急修理の状況</li> <li>県営住宅の空き家状況</li> </ul>
市町	地方部	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅及び宅地被害</li> <li>被災宅地危険度判定実施本部設置状況、判定支援の要請</li> </ul>

### 第 33 節 住宅応急対策

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

## 第 2 項 対 策

### 共通事項等

#### 1 応急仮設住宅の入居対象者等

##### (1) 入居者

ア 住家が全壊（焼）流失した世帯であること。

イ 居住する住家がない世帯であること。

ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

(注) ウに該当する者の例

生活保護法の被保護者及び要保護者

特定の資産のない失業者

特定の資産のない未亡人及び母子家庭

特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者

特定の資産のない勤労者

特定の資産のない小企業者

前各号に準ずる経済的弱者

##### (2) 災害時要援護者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては高齢者、障がい者等の災害時要援護者に配慮した住宅の建設を考慮するものとする。

##### (3) 建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに完成するものとする。従って市町においては、災害発生の日から 7 日以内に建設場所及び入居該当者について報告しなければならない。

##### (4) 費用の限度

「救助の程度、方法、一覧表」のとおりとする。

##### (5) 供与期間

建築工事が完了した日から 2 年以内とする。

#### 2 被災住宅の応急修理

必要に応じて住宅事業者の団体等と連携して、被災しながらも応急修理を実施すれば、居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

### 県が実施する対策

#### 1 実施体制（健康福祉部、県土整備部）

(1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、救助法が適用され、市町長の要請に基づき知事が行う。

(2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にかかる建設資材の調達については、プレハブ建築協会、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施するものとする。

#### 2 応急仮設住宅の建設（健康福祉部、県土整備部）

「＜市町が実施する対策＞ 2 応急仮設住宅の建設」に準ずる。

#### 3 住宅の応急修理（健康福祉部、県土整備部）

「＜市町が実施する対策＞ 3 住宅の応急修理」に準ずる。



## 4 被災宅地危険度判定制度（県土整備部）

県は、降雨等による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、三重県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、市町から支援要請があった場合は、県災対本部に被災宅地危険度判定支援本部（県土整備部内）を設置し、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を標示することにより注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

## 5 県営住宅の活用（県土整備部）

被災者に対し、県営住宅等を提供することにより、当面の居住の安定を図るとともに、民間賃貸住宅の空屋情報の提供を促進する。

## 市町が実施する対策

## 1 実施体制

## (1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として市町長が行う。

救助法が適用された場合においても知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは市町長が行う。

## (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にかかる建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施するものとする。

## (3) 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備するものとする。

## 2 応急仮設住宅の建設

災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものとする。

また、設置場所については、市町において決定する。なお、市町は、仮設住宅の建設可能箇所を把握しておくものとする。

## 3 災害時要援護者への配慮

応急仮設住宅への入居については、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分に配慮するものとする。

## 4 住宅の応急修理

## (1) 対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者

## (2) 費用の限度

「救助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

## (3) 期 間

災害発生の日から一か月以内とする。

## 5 被災宅地危険度判定の実施

市町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市町災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

## 6 市町地域防災計画で定める事項

## (1) 実施責任

第 33 節 住宅応急対策

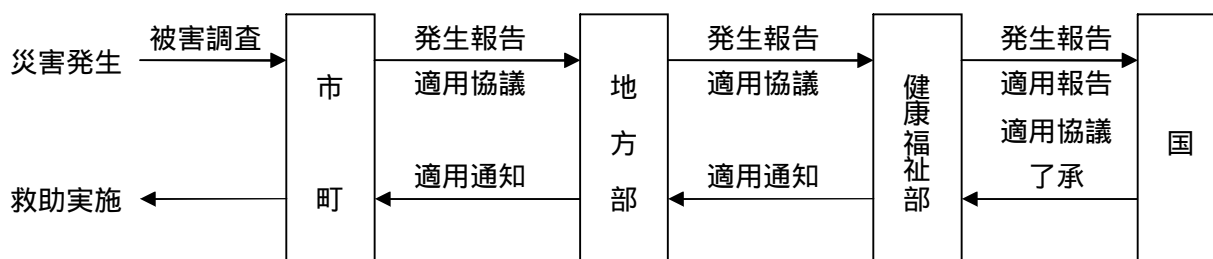
- ( 2 ) 公営住宅の被害調査、確保対策
- ( 3 ) 応急仮設住宅の建設予定地
- ( 4 ) 応急仮設住宅の確保対策
- ( 5 ) 住宅の応急修理の実施方法
- ( 6 ) 被災宅地危険度判定の実施方法
- ( 7 ) その他必要な事項

## 第 34 節 災害救助法の適用

### 第 1 項 防災目標

災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合に、速やかに所定の手続きを行う。

#### 【各部の情報伝達活動】



### 第 2 項 対策

#### 共通事項等

#### 1 適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令（本節において以下「施行令」という。）第 1 条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。

#### （1）適用の条件

- ア 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- イ 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。
- ウ 原則として同一の原因による災害であること。

#### （2）適用基準

- ア 当該市町の区域内の人口に応じ、それぞれ「市町別適用基準」（別表）に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第 1 条第 1 項第 1 号）。
- イ 県の区域内において、1,500 世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失としたこと（施行令第 1 条第 1 項第 2 号）。
- ウ 県の区域内において 7,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、市町の区域内で多数の住家が滅失したこと（施行令第 1 条第 1 項第 3 号）。
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと（施行令第 1 条第 1 項第 4 号）。

#### （3）被災世帯の算定基準

- ア 住家の滅失等の認定  
「災害救助法適用基準」による被害認定方法を用いる。
- イ 住家の滅失等の算定  
住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって 1 世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯

は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

## 2 救助の種類と実施権限の委任

### (1) 救助法による救助の種類

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金の貸与
- ク 学用品の供与
- ケ 埋葬
- コ 死体の搜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 知事から委任を受けた市町長は、当然、委任された救助の実施責任者となるものである。

(3) (1)のキにいう生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害慶弔金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

## 県が実施する対策

### 1 適用手続き（健康福祉部）

知事は、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに当該市町及び関係機関に協議するとともに、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に報告するものとする。

## 市町が実施する対策

### 1 適用手続

- (1) 市町の区域内における災害の程度が救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、当該市町長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、当該市町長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

### 2 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 災害救助実施責任機関
- (2) 適用基準
- (3) 適用手続き
- (4) 救助の実施内容
- (5) 委任事項
- (6) その他必要な事項

## 市町別適用基準

救助法施行令第1条第1項による。

市町名	人口	世帯数	第1号	第2号
津市	285,728	112,903	100	50
四日市市	307,807	119,862	150	75
伊勢市	130,228	49,305	100	50
松阪市	168,146	63,504	100	50
桑名市	140,281	51,466	100	50
鈴鹿市	199,184	75,815	100	50
名張市	80,277	29,454	80	40
尾鷲市	20,013	9,212	50	25
亀山市	51,047	19,126	80	40
鳥羽市	21,413	8,035	50	25
熊野市	19,675	9,049	50	25
いなべ市	45,675	15,958	60	30
志摩市	54,700	20,519	80	40
伊賀市	97,215	34,851	80	40
木曽岬町	6,855	2,250	40	20
東員町	25,662	8,577	50	25
菰野町	39,973	13,548	60	30
朝日町	9,627	3,385	40	20
川越町	14,005	5,598	40	20
多気町	15,436	5,280	50	25
明和町	22,834	7,418	50	25
大台町	10,419	3,901	40	20
玉城町	15,300	5,064	50	25
度会町	8,699	2,585	40	20
大紀町	9,849	3,912	40	20
南伊勢町	14,791	5,889	40	20
紀北町	18,626	8,089	50	25
御浜町	9,380	4,043	40	20
紀宝町	11,897	5,106	40	20
合計	1,854,742	703,704		

(人口、世帯数は平成22年国勢調査による)

## 災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

平成 22 年度災害救助基準

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 300 円以内 (加算額) 冬期別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1 戸当たり平均 29.7 m <sup>2</sup> (9 坪)を基準とする。 2 限度額 1 戸当たり 2,387,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20 日以内着工	1 平均 1 戸当たり 29.7 m <sup>2</sup> 、2,366,000 円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高 2 年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 人 1 日当たり 1,010 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊（焼）流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月）の 季別は災害発生の日 をもって決定する。 2 下記の金額の範囲 内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は 年度当初の評価額 2 現物給付に限ること								
					区 分	1 世 人 帯	2 世 人 帯	3 世 人 帯	4 世 人 帯	5 世 人 帯	6人以上1人 増すごとに加算	
					全壊全焼	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
					流失	冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400
					半壊半焼	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
床上浸水	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300					
医 療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班...使用した 薬剤、治療材料、医療 器具破損等の実費 2 病院又は診療所... 国民健康保険診療報 酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害の発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別 途計上								
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べん した者であって災害の ため助産の途を失った 者（出産のみならず、死 産及び流産を含み現に 助産を要する状態にあ る者）	1 救護班等による場 合は、使用した衛生材 料等の実費 2 助産師による場合 は、慣行料金の100分 の80以内の額	分べんした日から7日 以内	妊婦等の移送費は、別 途計上								
災害にかか った者の救 出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通 常の実費	災害発生の日から3日 以内	1 期間内に生死が明 らかにならない場合 は、以後「死体の搜索」 として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、 別途計上								
災害にかか った住宅の 応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、 自らの資力により応急 修理をすることができ ない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住するこ とが困難である程度に 住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等 日常生活に必要最小限 度の部分1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1カ 月以内									

第 34 節 災害救助法の適用

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の 給 与	住宅の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100 円 中学校生徒 1人当たり 4,400 円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800 円	災害発生の日から（教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 201,000 円以内 小人（12歳未満） 160,800 円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,300 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保管にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	1世帯当たり 134,200 円以内	災害発生の日から 10日以内	



援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び 賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通 常の実費	救助の実施が認めら れる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第 10条第1号から第4号ま でに規定する者	災害救助法第24条第1 項の規定により、救助に 関する業務に従事させ た都道府県知事の総括 する都道府県の常勤の 職員で、当該業務に従事 した者に相当するもの の給与を考慮して定め る。	救助の実施が認めら れる期間以内	時間外勤務手当及び 旅費は別途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 第 35 節 災害義援金・義援物資の受入・配分

### 第 1 項 防災目標

被災者に対する義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。

#### 【各部の情報伝達活動】

##### 収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
健康福祉部	三重県共同募金会 日赤三重県支部 県社会福祉協議会 その他各種団体	・災害義援金品等の募集、輸送及び配分に関する情報
	市町	・義援物資の必要リスト及び送り先
戦略企画部	健康福祉部	・義援金、義援物資募集の広報の依頼

##### 発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
健康福祉部	戦略企画部	・義援金、義援物資募集の広報の依頼

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

### 第 2 項 対 策

#### 県が実施する対策

##### 1 実施機関

災害義援金品等の募集、輸送及び配分は、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部

三重県社会福祉協議会、県、市町、その他各種団体

##### 2 募 集

県内で大災害が発生した場合、実施機関が広く国民を対象に募集するものであり、募集内容にあたっては被災地のニーズ・状況等を十分考慮して行うものとする。

なお、他の都道府県で大災害が発生した場合、募集については当該都道府県のニーズ・状況等を十分考慮して行うものとする。

また、梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とるように、住民、企業等に呼びかけるよう努めるものとする。

##### 3 保 管（出納局）

義援金及び見舞金（有価証券を含む。）については、県災対本部（出納部）において一括とりまとめ保管し、義援品等については、各関係機関において保管する。

##### 4 配分、輸送（健康福祉部）

配分の単位を市町として被災地のニーズ・状況、義援金品等の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送するものとする。又、他の都道府県に配分する場合は、都道府県に送付するものとする。なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

## 市町が実施する対策

## 1 実施機関

「<県が実施する対策> 1 実施機関」に準ずる。

## 2 募 集

県内又は他の都道府県に大災害が発生した場合、実施機関が広く国民を対象に募集するものであり、募集内容にあたっては被災地のニーズ・状況等を十分考慮して行うものとする。このため、被災市町は、義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

## 3 保 管

義援品等については、各関係機関において保管するものとする。

## 4 配分、輸送

「<県が実施する対策> 4 配分、輸送」に準ずる。

## 5 市町地域防災計画で定める事項

## (1) 実施責任

## (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付制度の運用手続き

## (3) 災害義援金の取扱い

## (4) 救援物資の受入、配分方法

## その他の防災関係機関が実施する対策

## 1 実施機関（三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体）

「<県が実施する対策> 1 実施機関」に準ずる。

## 2 募 集（三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体）

「<県が実施する対策> 2 募 集」に準ずる。

## 3 集積引継ぎ（三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体）

「<住民が実施する対策> 1 集積引継ぎ」に準ずる。

## 4 保 管（三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体）

「<市町が実施する対策> 3 保 管」に準ずる。

## 5 費 用（三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体）

義援金品等の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担するものとする。

## 住民が実施する対策

## 1 集積引継ぎ

(1) 各家庭から募集したときは、青年団、婦人会及び民生委員協議会等の組織が訪問して集積するか、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積し、実施機関へ引き継ぐものとする。

(2) 職域募集あるいは生徒会等によって集積されたものは、一括して実施機関に引き継ぐものとする。

## 第4章 災害復旧計画



## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 公共施設災害復旧事業計画

#### 第1項 基本方針

公共施設の災害復旧にあたっては、原型復旧にとどまらず、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。

#### 第2項 対策

##### 1 公共土木施設災害復旧事業計画

公共土木施設の復旧にあたっては、被災の状況、地域の特性、関係公共土木施設管理者の意向などを勘案し、災害発生により被災した施設の原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止する観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。

なお、上記のもとに次に掲げる事業計画について、被害の都度検討作成するものとするが、概ね次の計画とする。

- (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- (3) 砂防設備災害復旧事業計画
- (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (5) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- (7) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- (8) 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
- (9) 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- (10) 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- (11) 公園公共土木施設災害復旧事業計画

##### 2 農林水産施設災害復旧事業計画

###### (1) 農地農業用施設災害復旧計画

農地農業用施設の災害については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）に基づき、被災した施設の復旧工事を促進するとともに、再度災害防止に必要な関連事業についても検討したうえで、復旧計画を樹立する。

なお、農地、農業用施設の早期復旧を目指し、査定計画書の作成等への支援として基本の技術を有する学生等の積極的な活用を図る。

###### (2) 林道災害復旧計画

林道は、林産物搬出施設としてはもちろん、林業経営の基盤をなす以外に集落の経済、文化及び交通等を左右する道路として、その価値は極めて大きい。従って、林道の被災による交通途絶は、林業経営に支障を及ぼすほか山村住民の生活に影響することが大きいので、被災箇所の早期復旧によって安全堅牢な林道に復旧する必要がある。特に最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し原形復旧のみでは再度災害のおそれのあるものについては、各被災路線の性格に応じた適切な復旧を計画推進する。

(3) 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、又は水産業協同組合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、1か所40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

3 社会福祉施設災害復旧事業計画

(1) 社会福祉事業を行う関係施設

ア 地方公共団体の設置に係るもの

イ その他のものの設置に係るものが「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)による激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定等がなされた当該災害により全壊、全焼、流失、半壊及び床上浸水等著しい損害を受けその復旧に多額の経費を必要とする場合に特別の財政援助をするものとする。

ウ 前記(1)のイに規定するその他のものが設置し経営する社会福祉事業施設が(1)のイに規定する災害により著しい損害を受ける場合、その復旧援助については必要に応じ三重県共同募金会より更に若干の財政援助をするものとする。

4 学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童生徒等を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に、学校施設は非常災害時において、しばしば地域住民の緊急避難所となることもあるので、復旧計画の策定にあたっては次の点に留意する。

(1) 災害の原因を研究し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。

(2) 災害防止上特に必要があれば設置個所の移転等について考慮する。

(3) 市町立学校の災害復旧については、以上の指導を行うほか、市町の要請があれば技術指導を併せて行う。

(4) 公立学校施設の災害復旧については、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の規定に基づき復旧計画を推進する。

5 公立医療施設病院等災害復旧事業計画

(1) 公共病院診療所施設災害復旧事業

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として復旧を図る。なお、起債の元利償還金については、普通地方交付税に算入されるものである。

(2) 指定医療機関災害復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置する。

## 第2節 財政金融計画

### 第1項 基本方針

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するものであるから当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担する。

しかし、これに固執することは、地方財政を混乱せしめ、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるので、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずる。

### 第2項 対 策

#### 1 費用の負担者

##### (1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

(注) 法令に特別の定めがある場合

ア 救助法 第36条

イ 水防法 第44条

ウ 基本法 第94条、第95条

エ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 第62条

##### (2) 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

##### (3) 知事の指示に基づいて市町長が実施した費用

知事の指示に基づいて市町長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた市町に負担させることが困難又は不適当なもので、基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担する。

その負担率については、基本法施行令第40条により、負担することが不相当と認められるものうち、市町が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、3分の2、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担する。

#### 2 国が負担又は補助する範囲

##### (1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

##### (2) 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市町長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該市町又は県に負担させることが不適当なもので、政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。



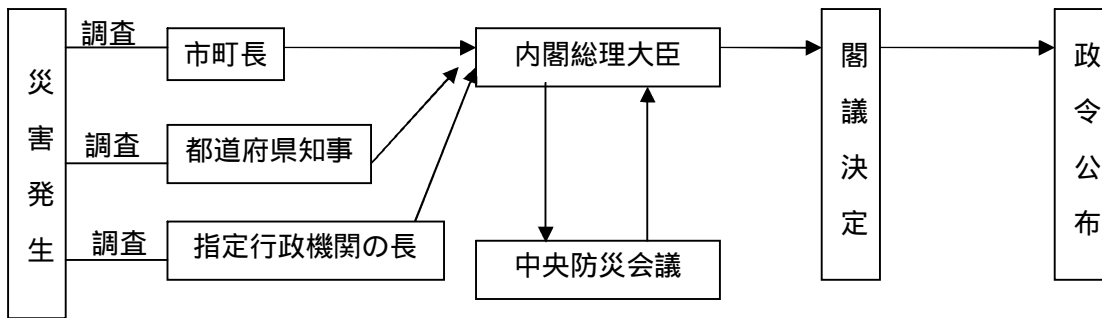
(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(5) 激甚災害に係る財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業
  - 公共施設の区域内の排除事業
  - 公共的施設区域外の排除事業
- (14) 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長
- (3) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還の免除(都道府県の措置)
- (4) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

#### エ その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- (4) 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (5) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- (6) 水防資材費の補助の特例
- (7) リ災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (8) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

### 3 災害対策基金

県は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため救助法第37条の災害救助基金についての規定、地方財政法第4条の3及び第7条の積み立てについての規定並びに地方自治法第241条の積み立てについての規定により災害対策基金を積み立てなければならない。

### 4 起債の特例

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)・(2)の場合において、基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

### 5 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

## 第3節 中小企業振興対策

### 第1項 基本方針

被災した中小企業の自立を支援する。

### 第2項 対 策

- 1 関係機関と連携をとりながら、中小企業への影響について情報収集を行う。
- 2 被災した中小企業向けの金融相談窓口を設ける。
- 3 被災した中小企業の資金繰り等へのセーフティネット対応について、政府、政府系機関、政府系金融機関、市中金融機関等への協力要請を行う。
- 4 県融資制度のセーフティネット関連の融資枠を確保する。

## 第4節 農林漁業経営安定対策

### 第1項 基本方針

被災農林漁業者等の自立を支援する。

### 第2項 対 策

#### 1 日本政策金融公庫等融資制度

被災により経営に支障を生じている農林漁業者のために政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介する。

#### 2 天災融資法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国県及び市町が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものとする。

なお、本法の適用は、天災の被害程度に応じ政令で定める。

## 第5節 被災者の生活確保

### 第1項 基本方針

災害時の混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の回復を図る。  
被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。

### 第2項 対策

#### 1 生業資金等の貸付

##### (1) 救助法による生業資金の貸付

り災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の少額融資は本計画によるものとする。

##### ア 対象者

住家が全壊（焼）又は流出し、生業の手段を失った世帯で次の各号に該当する者に対して行う。

(ア) 小資本で生業を営んでいた者であること。

(イ) 蓄積資金を有しないこと。

(ウ) 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。

(エ) 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のある者であること。

##### イ 貸付限度額

(ア) 生業業 30,000 円

(イ) 就職支度費 15,000 円

##### (2) 生活福祉資金の貸付

##### ア 貸付の対象

次のいずれかの要件に該当する世帯とする。

(ア) 資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって、自立自活に必要な資金の融通を他から受けることがこんなであると認められる世帯。

(イ) 身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の属する世帯。

(ウ) 日常生活上療護又は介護を要する 65 歳以上の高齢者の属する世帯。

##### イ 借入の手続

貸付を受けようとするものは、借入申込書（市町社会福祉協議会に備えつけられている）をその居住地を担当区域とする民生委員を通じ市町社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会長に提出するものとする。

##### ウ 貸付金の種類

##### a 総合支援資金

- ・生活支援資金
- ・住宅入居費
- ・一時生活再建費

##### b 福祉資金

- ・療養費
- ・介護等費
- ・福祉費
- ・福祉費（住宅）

- ・福祉用具購入費
- ・障がい者自動車購入費
- ・災害援護資金
- ・生業費
- ・技能習得費
- ・緊急小口資金
- c 教育支援資金
  - ・教育支援費
  - ・就学支度費
- d 不動産担保型生活資金
  - ・不動産担保型生活資金
  - ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象になる世帯は、原則として災害援護資金の貸付対象にならない。

### (3) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

#### ア 貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20才未満）を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。

ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

#### イ 借入の手続き

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（市町役場に備付）に関係書類を添付して、市町役場を経由して県に申請する。

#### ウ 貸付金の種類

- (ア) 事業開始資金
- (イ) 事業継続資金
- (ウ) 住宅資金
- (エ) 技能習得資金
- (オ) 生活資金
- (カ) 就職支度資金
- (キ) 修学資金
- (ク) 転宅資金
- (ケ) 就学支度資金
- (コ) 修業資金
- (サ) 医療介護資金
- (シ) 結婚資金

### (4) 恩給担保貸付金

#### ア 借入の手続き

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（国民生活金融公庫に備付）に証書及び貸付証明書を添付して、国民生活金融公庫（津市万町）に提出するものとする。

#### イ 貸付金の限度、期間等

貸付額 恩給年額の3倍以内の額、ただし、最高は、250万円とする。

償還期限	3年以内
利率	年1.3%

2 被害者に対する職業斡旋等

(1) 通勤地域における適職求人の開拓

- ア 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
- イ 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

(2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- イ 収容場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

(3) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

3 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って被害者の生活の安定を図る。

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これに類する災害に因る被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

(2) 県税の減免及び期限延長

ア 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行うものとする。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとする。

イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付または納付期限及び申請または申告に係る書類の提出期限を延長するものとする。

(3) 市町税の減免等の措置

市町においては、被災者の市町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの市町の条例の定めるところに従って必要な措置をするものとする。

4 金融対策

(1) 東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

## ア 災害関係の融資に関する事項

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

## イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

(ア) 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

(イ) 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に必ず等の適宜の措置を講ずること。

## ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

## エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(2) 東海財務事務所津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

## 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(3) 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

## ア 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

## イ 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力

## ウ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

## エ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知

## オ その他、顧客への対応について十分配慮すること

## 5 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付するものとする。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。



第5節 被災者の生活確保

- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

6 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金の斡旋

(1) 公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び市町は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地市町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(2) 住宅金融支援機構資金の斡旋

県及び市町は、独立行政法人住宅金融支援機構法の災害復興住宅資金について、被災者に対し住宅相談窓口を設置するとともに当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。

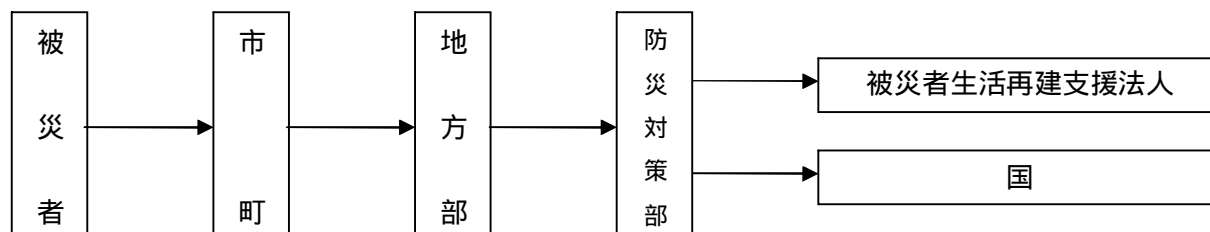
7 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災に関係ある機関は、災害復旧に当たって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧用資材の調達、輸送等に努めるものとする。

## 第6節 被災者生活再建支援制度

### 第1項 基本方針

被災者生活再建支援法に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、基金を活用して支援金を支給する。



### 第2項 対策

#### 県が実施する対策

##### 1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (1) 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にあって、(1)(2)に規定する区域内の他の市町の区域にかかる自然災害
- (5) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にあって、(1)～(3)に規定する区域に隣接するものに限る自然災害
- (6) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯)の区域にあって、(3)(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町の区域にかかる自然災害

##### 2 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯、大規模半壊した世帯に対し、住民の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給する。

《複数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借(公営住宅以外)	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借(公営住宅以外)	50	50	100

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借(公営住宅以外)	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借(公営住宅以外)	37.5	37.5	75

市町が実施する対策

1 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 支援法適用時の住民への制度の周知徹底方法
- (2) 住宅被害の認定及びり災証明書等の発行
- (3) 被災者からの申請等の受付